

目 次
第1号（12月9日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
町長提出第133号議案	9
町長提出第134号議案	11
町長提出第135号議案	11
町長提出第136号議案	11
町長提出第137号議案	11
町長提出第138号議案	11
町長提出第139号議案	11
町長提出第140号議案	11
町長提出第141号議案	11
町長提出第142号議案	11
町長提出第143号議案	19
町長提出第144号議案	19
町長提出第145号議案	19
町長提出第146号議案	19
町長提出第147号議案	19
町長提出第148号議案	19
町長提出第149号議案	19
町長提出第150号議案	19
散 会	32
署 名	33

第2号（12月12日）

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
事務局職員出席者	35
説明のため出席した者の職氏名	36
開 議	36
会議録署名議員の指名	36
一般質問	37
4番 岡田 克也君	37
6番 丁 泰仁君	56
10番 京村まゆみ君	74
11番 板垣 敬司君	89
8番 御手洗 剛君	105
7番 寺戸 昌子君	119
散 会	137
署 名	138

第3号（12月13日）

議事日程	139
本日の会議に付した事件	139
出席議員	139
欠席議員	139
事務局職員出席者	139
説明のため出席した者の職氏名	140
開 議	140
会議録署名議員の指名	140
一般質問	140
1番 後山 幸次君	141
9番 三浦 英治君	159
3番 米澤 宏文君	179
5番 草田 吉丸君	196
2番 川田 剛君	215
散 会	237
署 名	238

第4号（12月14日）

議事日程	239
本日の会議に付した事件	241
出席議員	242
欠席議員	243
事務局職員出席者	243
説明のため出席した者の職氏名	243
開 議	243
会議録署名議員の指名	244
町長提出第133号議案	244
町長提出第134号議案	245
町長提出第135号議案	250
町長提出第136号議案	252
町長提出第137号議案	252
町長提出第138号議案	253
町長提出第139号議案	254
町長提出第140号議案	254
町長提出第141号議案	255
町長提出第142号議案	255
町長提出第143号議案	257
町長提出第144号議案	275
町長提出第145号議案	276
町長提出第146号議案	277
町長提出第147号議案	277
町長提出第148号議案	278
町長提出第149号議案	279
町長提出第150号議案	279
町長提出第151号議案	280
町長提出第152号議案	288
発委第2号	292
請願第2号	293
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について	294
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	296
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	304
議員派遣の件	308
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について	

.....	308
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	309
文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について	309
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	310
閉 会	310
署 名	311

津和野町告示第 83 号

平成 28 年第 9 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 28 年 11 月 28 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 28 年 12 月 9 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○12 月 12 日に応招した議員

○12 月 13 日に応招した議員

○12 月 14 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 28 年 第 9 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 28 年 12 月 9 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 12 月 9 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 133 号議案 藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 134 号議案 津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 135 号議案 津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 136 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 137 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 138 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 139 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 140 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 141 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 142 号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 143 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 15 町長提出第 144 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 町長提出第 145 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 町長提出第 146 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 18 町長提出第 147 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 町長提出第 148 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 20 町長提出第 149 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 町長提出第 150 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 133 号議案 藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 134 号議案 津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 135 号議案 津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 136 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 137 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 138 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 139 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 140 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 141 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 142 号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 143 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 15 町長提出第 144 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 16 町長提出第 145 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 町長提出第 146 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 18 町長提出第 147 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 町長提出第 148 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 20 町長提出第 149 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 町長提出第 150 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君		
参事 (兼健康福祉課長)			齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
商工観光課長	藤山 宏君	農林課長	久保 睦夫君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君

建設課長 …………… 田村津与志君 教育次長 …………… 羽多野寿子君
会計管理者 …………… 山本 典伸君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。いよいよことしも師走に入って、何かと気ぜわしい毎日が続くことと存じます。また、先般、12月の6日には、ようやく本町にも障がい者の福祉施設が完成をして、小規模ではありますが、いよいよ来年の4月1日より開始をすると、こういう運びに相なりました。本町もいささかおくれておった障がい者のサービスがさらに充実したものになるように、このようなことを切に願うわけでありますが、議員各位にも御出席をいただいて、盛会裏に竣工式がとり行われ、まことに結構なことでありました。本日、28年第9回津和野町議会定例会が招集されまして、議員各位にはおそろいでお出かけをいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、第9回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、板垣敬司君、1番、後山幸次君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成28年12月5日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日12月9日金曜から14日水曜までの6日間としたいと思います。

初日の9日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受け、散会したいと思います。

10日土曜日、11日日曜は休会とします。

12日月曜、13日火曜の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は11人の30件であります。

14日水曜は、町長提出議案について質疑、討論、表決を行い、各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成28年12月9日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月14日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月14日までの6日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

9月定例会以降における議会行事及び報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【9月定例会以降】

- | | |
|-----------|--|
| 9月30日（金） | 広報委員会 |
| 10月 7日（金） | 広報委員会 |
| 8日（土） | 津和野町駅伝大会 議長 |
| 11日（火） | 島根県町村議会議員研修会（松江市） 全議員 |
| ～12日（水） | |
| 13日（木） | 全員協議会 |
| 16日（日） | 日本三大芋煮会開会式（津体） 議長 |
| 20日（木） | 島根県メディア教育研究集会（日小・中） 議長 |
| 24日（月） | 鹿足郡事務組合議会 組合議員4名、鹿足郡養護老人ホーム
組合議会 組合議員2名、鹿足郡不燃物処理組合議会 組合
議員3名 |
| 29日（土） | 津和野戦没者追悼式（稻成神社） 議長代理副議長 |
| 31日（月） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会（益田市） 組合議員1
名 |
| 31日（月） | 議員視察研修（三重県明和町） 議員10名 |

- 11月 1日(火) 同上
 ~2日(水)
 3日(木) 津和野町功労者表彰式(日小) 議長
 4日(金) 旧堀氏庭園畑迫病院竣工式 議長
 6日(日) 近畿島根県人会総会(大阪市) 議長代理副議長
 8日(火) 島根県選出国會議員との意見交換会(東京都) 議長
 9日(水) 町村議会議長全国大会(東京都) 議長
 11日(金) 臨時会、全員協議会、議会運営委員会、文教民生常任委員会
 所管事務調査
 13日(日) 近県学校音楽大会(津体) 議長
 14日(月) 鹿足郡町村議会議員研修会(町セ) 議員11名
 15日(火) 総務経済常任委員会所管事務調査
 16日(水) 水曜会(町セ) 議長
 17日(木) 島根県町村議会正副議長正副委員長研修会(松江市)
 23日(水) 新嘗祭(稲成神社) 議長代理副議長
 24日(木) 文教民生常任委員会所管事務調査
 25日(金) 日原地域老人クラブ福祉大会(山開セ) 議長
 12月 2日(金) 文教民生常任委員会所管事務調査
 5日(月) 議会運営委員会
 6日(火) 障害者福祉センター竣工式
 7日(水) 総務経済常任委員会所管事務調査

【視察】

- 10月 5日(水) 浜田市議会(6名) 地酒で乾杯推進条例
 10月18日(火) 茨城県牛久市議会(8名) 町並み景観づくり、日本遺産
 10月19日(水) 京都府伊根町議会(12名) 滞在観光まちづくり、まちなか
 再生事業
 10月21日(金) 埼玉県川越市議会(5名) 日本遺産
 10月26日(水) 島根県議会(14名) 上下分離方式タクシー交通
 11月10日(木) 鹿児島県出水市議会(7名) 自伐型林業
 11月21日(月) 佐賀県大町町議会(6名) 定住対策
 11月28日(月) 岐阜県七宗町議会(12名) 災害対応・復旧、町おこし・定
 住対策

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡
 養護老人ホーム組合議会の報告に関する書類は、事務局に保管してありますので、必要
 の向きはごらんいただきたいと存じます。

日程第4. 議案第133号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第133号藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様おはようございます。本日は12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。今定例会に提案をいたします案件は、契約案件1件、条例案件9件、一般会計を初め各会計補正予算案件8件の合計18案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第133号でございますが、藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。では、議案第133号を御説明申し上げます。藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、藩校養老館調査保存修理工事、契約の方法、一般競争入札でございます。契約の金額、税込みでございますが、1億8,943万2,000円でございます。契約の工期につきましては、本議会の議決のあった翌日から、完成が平成30年6月30日でございます。契約の相手方、山口県萩市大字椿2370、協和建設工業株式会社代表取締役社長、田村伊正でございます。裏面に建設工事請負仮契約書が添付してございます。入札の概要でございますが、11月29日、一般競争入札によって行われ、応札をされました会社が2社でございます。場所は津和野町後田地内、落札率は97.34%となります。

資料2をごらんいただきたいと思います。藩校養老館は昭和44年2月18日に島根県指定史跡の指定を受けております。南側、元図書館側につきましては、全面解体により、保存修理及び改変箇所を復元を行います。北側、元民俗資料館側につきましては、調査を行い、建物の状況を詳細に把握し、老朽・毀損箇所の保存修理及び改変箇所の復元を行います。

仮設計画でございますが、斜線部分が仮囲いになります。歩道部分のところに緑塗りの色がつけてございます。堀割は見えなくなりますので、見えるところまで鯉を移動したいと考えております。全体を覆い屋で覆い、壁面をシートで張ります。資材につきましては、津和野体育館側から搬入します。その折には誘導警備員の配置をしたいと考えております。

また、観光客の方への配慮として、歩道側にある仮囲いになまこ堀のデザインシールを張りつけ、工事状況をのぞき見る窓を4カ所程度設けたいと考えております。工事内容の説明の看板を設け、観光案内用に工事の進捗状況等の情報を提供したいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第134号

日程第6. 議案第135号

日程第7. 議案第136号

日程第8. 議案第137号

日程第9. 議案第138号

日程第10. 議案第139号

日程第11. 議案第140号

日程第12. 議案第141号

日程第13. 議案第142号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第134号津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてより、日程第13、議案第142号シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第134号でございますが、津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第135号でございますが、津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第136号でございますが、津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第137号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第138号でございますが、津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第139号でございますが、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第140号でございますが、津和野町税条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第141号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第142号でございますが、シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第134号津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について御説明をいたします。

津和野町お試し暮らし住宅につきましては、平成27年度に空き家バンクに登録されておりました津和野町森村口105番地15の土地と建物、650万円で取得をしたということでございます。宅地につきましては、177.25平方メートル、建物につきましては、木造瓦ぶき2階建て137.63平方メートル、間取りといたしまして、1階に5.5畳と6畳の和室、台所、浴室、トイレ、2階に6畳と8畳の和室でございます。これを平成28年度に、主にはトイレ、台所、浴室を改修をさせていただきました。この工事費が568万2,000円ということでございまして、今回この改修を終えまして、津和野町お試し暮らし住宅として整備を行い、このたびの条例を制定させていただくものでございます。

まず、第2条、設置目的でございますが、津和野町へ移住を希望する者、町内において就業体験を希望する者または津和野高等学校へ就学を希望する者もしくはその家族に、一定期間、町内の風土や日常生活を体験できる機会を提供するため、お試し住宅を設置し、移住の推進及び人口の流入を促すことを目的として設置したものでございます。

第3条、名称及び位置でございますが、名称は、津和野町お試し暮らし住宅、位置につきましては、津和野町森村口105番地15でございます。

続きまして、第4条、利用の要件でございますが、移住希望者等で次に掲げる全ての要件を満たす者として、町外に住所を有する者であること、または同居親族が暴力団員でないこと等を規定をさせていただいております。

続きまして、第5条でございます。利用の許可につきましては、あらかじめ町長に申請して許可を受けなければならないこととしております。

第6条は、利用の制限等を規定しており、第7条、利用期間につきましては、1日から最長で1年間ということしております。

第8条、使用料等につきましては、このお試し暮らし住宅につきましては1棟貸しということで、月額使用料が1万5,000円、この1万5,000円に加えまして、光熱水費、ケーブルテレビ使用料、インターネット回線使用料、清掃用具代に係る必要経費を月額1人1万5,000円、2人目以降、1人につき5,000円を納付することとしておりまして、飲食費、寝具類、その他日常生活に係る消耗品並びに住宅に備え付け以外の機器及び備品に要する経費は、利用者の負担としているところでございます。

第9条は督促について、第10条は修繕の実施及び費用の負担について、第11条は賠償の責任について、第12条は模様がえ等の制限について、第13条は立ち退き手続について、第14条は明け渡しの請求について規定をしております。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

なお、条例の制定について今議会で議決をいただいた後に、お試し暮らし住宅の制度内容等につきまして、広報、ホームページ等で周知を行いまして、施設の効果的な運用による移住・定住の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 失礼いたします。議案第135号津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について御説明をさせていただきます。

まず、第1条、目的でございますが、これは、国の中小企業基本法、小規模企業振興基本法に基づきまして、中小企業・小規模企業の振興についての基本理念等を定めるとともに、中小企業・小規模企業の振興を推進し、地域経済の活性化と町民生活の向上に寄与することを目的としております。

町に先立ちまして、島根県におかれましては、既に同様の基本条例について制定をされておられます。県内の状況でございますが、若干資料が古い部分はございますが、既に雲南市、奥出雲町が同様の条例を制定をしております。さらに、去る9月議会におかれまして、益田市、美郷町が同様に提案をされておるといふふうに聞いております。そして今回、津和野町、また邑南町が12月議会において提案をさせていただくという状況でございます。

津和野町におきましては、既に個別な商工業の振興につきましては、議会の御協力もいただきながら、個別商業包括的支援事業、さらには事業承継、保証料補給、利子補給等の、またプレミアム商品券の発行等、さまざまな諸施策を——いささか手前みそではございますが——先駆的に実施をさせておるといふ自負はあるところでございます。これにつきまして、今回改めまして、基本条例によってその理念を、バックボーンを定めることによって、より今後の商工振興施策を体系的に行っていきたいという思いでございます。

第2条におきましては、それぞれの用例におきます用語の定義を行っております。

第3条におきまして、中小企業・小規模企業の行うみずからの創意工夫及び自主的努力を尊重しつつ、関係機関との連携により、総合的かつ持続的に、中小企業の、小規模企業等の振興に取り組むという町民共通の基本理念を定めるということを定めております。

第4条におきましては、基本方針、経営状況の実態の把握に関する以下12項目において定めをしておるところでございます。また、この内容につきましては、個別な内容をそれぞれ公表するというにはなりません、年間を通じて商工業を取り巻きます状況等について、御説明をする機会もまた改めて設けていくということも考えております。

6条以下9条までが、関係します各機関等の責務を定めております。

また、11条におきましては、町民の理解と協力を求めさせていただくということを定めております。

以上、この条例におきましては、附則におきまして、公布の日から施行するということを定めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第136号を御説明いたします。

なお、お手元のほうに今回の給与関連条例でございます136号から139号までの参考資料のほうを用意いたしております。都合4ページにわたるものでございますが、そちらのほうもごらんいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

136号でございます。特別職の政令関係でございますが、資料の1ページ目でございます。今回の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠いたしまして、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。年間で0.10月分引き上げるものでございます。現行が「3.15月」でございますが、これが「3.25月」となるものでございます。なお、今年度は6月分が既に支給済みですので、12月分で調整をするものでございます。

次に、議案第137号を御説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告を受けまして、職員等に対して支給いたします給料及び諸手当につきましては、所要の改正を行うものでございます。

お手元の参考資料のほうは、1枚はぐっていただきまして、2ページ目をごらんください。給料表の改正につきましては、このたびの人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠いたしまして、改正するものでございます。なお、若年層を重点的に平均して0.2%の今回は引き上げとなっております。

施行期日につきましては、平成28年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

次に扶養手当の改正でございます。配偶者に係ります手当の月額を6,500円とし、子に係る手当の月額を1人につき1万円とするものでございます。また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を1万1,000円とする取り扱いを廃止するものでございます。これにつきましては特例を設けておりまして、次のページ、3ページの(4)でございます。表がございしますが、この表のとおり、2カ年間で段階的に改正するものでございます。

それから次に、勤勉手当の支給割合の改正でございますが、今、年間で0.10月分引き上げるものでございます。期末手当と合わせまして、現行の「4.20月」が「4.30月」となるものでございます。また、再任用職員につきましては、年間で0.05月引き上げを行いまして、現行「2.20月」が「2.25月」となるものでございます。なお、特別職と同じで、今年度は6月分が支給済みでございますので、12月分で調整をするものでございます。

次に、議案第138号を御説明申し上げます。津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

今回の一部改正につきましても、人事院勧告を受けまして、介護休暇の分割及び介護時間の新設について、所要の改正を行うものでございます。お手元の参考資料の4ページをごらんください。このたびの改正によりまして、介護休暇の分割化の取得が可能となりまして、また、介護時間が新たに設けられたものでございます。詳細につきましては、(1)及び(2)を御確認いただいたらというふうに思っております。

附則としまして、この条例は、平成29年1月1日より施行するものでございます。

それから、最後でございますが、議案第139号を御説明をいたします。津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

この一部改正につきましても、人事院勧告を受けまして、育児休業等に係る子の範囲の拡大について、所要の改正を行うものでございます。お手元の参考資料、先ほどの4ページの部分の、このたびの改正の部分は(3)でございます。(3)に記載の子にも拡大するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年1月1日より施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 税務住民課長。

○税務住民課長(吉田 智幸君) それでは、議案第140号津和野町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

平成24年度の税制改正により、地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例制度が施行されました。今回の条例改正は、わがまち特例制度を県内市町村と同様の税率にするため、津和野町税条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、新旧対照表1ページをごらんください。附則第10条の2第6項は、都市再生特別措置法に規定する認定業者が取得する公共施設等の家屋及び償却資産で、「2分の1」を「5分の3」に改正するものでございます。

続きまして、第7項は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波対策のための港湾施設等の償却資産で、「10分の7」を「2分の1」に改正するものでございます。

第8項、第9項は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設等に使用する家屋と、協定避難施設等に附属する避難に使用する償却資産です。いずれも「3分の2」を「2分の1」に改正するものでございます。

第10項、第11項は、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する、第10項は太陽光発電、第11項は風力発電設備の償却資産で、いずれも「2分の1」を「3分の2」に改正するものでございます。

第12項から第14項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する、12項は水力発電、第13項は地熱発電、第14項はバイオマス発電の設備の償却資産で、いずれも「3分の1」を「2分の1」に改正するものでございます。

続きまして、第15項は、都市再生特別措置法に規定する管理協定が締結された備蓄倉庫の家屋で、「2分の1以上6分の5」を「3分の2」に改正するものでございます。

第17項は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する自然冷媒を利用した業務用の冷蔵・冷凍機器の償却資産で、「3分の2」を「4分の3」に改正するものでございます。

第18項は、都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において、誘導事業者等が整備した公共施設等の家屋及び償却資産で、「10分の7」を「5分の4」に改正するものでございます。

以上、この条例は、公布の日から施行するものでございます。なお、今まででわがまち特例の適用はございません。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議案第141号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について御説明をいたします。

改正内容につきましては、別表中、津和野高等学校の魅力化・活性化を考える有識者会議の項の次に、津和野町女性会議、出務1日につき7,300円を加えるものでございます。津和野町女性会議は、18歳以上40歳未満の町内に住所を有する女性で、公

募により応募のあった委員10名により組織され、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略の基本的視点である若い女性が住みたいまちづくりを展開するに当たり、女性の視点から助言及び提言を得るため設置したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年11月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第142号について御説明をいたします。シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、津和野町森村に津和野町お試し暮らし住宅を設置したことに伴い、従来から津和野町枕瀬に設置をしておりますシルク交流館との使用料等の整合性を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。まず、第10条関係でございます。使用料等の規定でございますが、改正内容といたしましては、これまで第10条、第11条に規定する使用料等の納付に関する規定を第10条にまとめた上で、光熱水費等、必要経費を追加したものでございます。必要経費の額につきましては第20条をごらんください。主には必要経費の追加ということでございますが、洋室1人月額1万円、和室1人月額1万円、別棟1人当たり月額1万3,000円、2人目以降は1人につき月額5,000円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第143号

日程第15. 議案第144号

日程第16. 議案第145号

日程第17. 議案第146号

日程第18. 議案第147号

日程第19. 議案第148号

日程第20. 議案第149号

日程第21. 議案第150号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第143号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第5号）より、日程第21、議案第150号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上8案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第143号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億1,828万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億8,400万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第144号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ305万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億8,999万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

続いて、議案第145号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億6,198万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事から説明を申し上げます。

議案第146号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ504万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,628万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事から説明を申し上げます。

議案第147号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,912万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,946万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第148号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ340万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8,075万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第149号平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ52万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,187万円とするものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

議案第150号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入を10万2,000円減額し、収益的収入予算総額7億4,679万9,000円、収益的支出を28万7,000円追加し、収益的支出総額7億4,367万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第143号を御説明いたします。

まず、5ページをごらんください。第2表地方債補正の変更でございます。総額で3,020万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、最初の主なものから御説明いたしますので、18ページをお開きください。なお、お手元のほうに補正予算の概要資料のほう用意しておりますので、あわせてごらんいただいたらというふうに思っております。なお、今回の補正予算につきましては、全体を通しまして、人件費関連費目につきましては、特別職及び一般職の給与条例等の改正や、年度中に変更が生じた諸手当、退職手当組合の率の改正によるものなどを計上しております。

まず、議会費の旅費でございます。東京事務所等への議員視察研修に係る費用弁償90万9,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、総務費の一般管理費でございます。旅費といたしまして、各種補助金額の確定に伴います職員研修に係る旅費及び特別職及び一般職の普通旅費180万円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、24ページでございますが、企画費の委託料といたしまして、ペンション北斗星の屋根改修に係る公共施設修繕設計監理業務委託料69万2,000円を新たに計上しております。工事請負費といたしまして、同じくペンション北斗星の屋根改修工事等、合わせまして1,314万5,000円を新たに計上をしております。公有財産購入費といたしまして、定住対策事業に係ります用地購入費1,195万1,000円を新たに計上をしております。

それから、情報処理費の負担金補助及び交付金といたしまして、個人番号カード発行等に使用する自治体中間サーバー運用に係ります地方公共団体情報システム機構の負担金の確定に伴いまして、142万6,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、なごみの里の大浴槽ろ過ポンプ取りかえ等に係ります修繕工事負担金301万円を増額、シルクウェイにちはらフードコート冷凍冷蔵庫取りかえ工事等に係る修繕工事負担金115万円を増額をしております。

それでは、飛びまして、36ページをごらんください。民生費の社会福祉総務費でございます。1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金といたしまして、国の経済対策に伴う臨時福祉給付金3,514万5,000円を新たに計上しております。

1枚もとに戻りますけれども、37ページですが、繰出金といたしまして、国保、介護及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、合わせまして1,467万6,000円を減額をしております。

それから、38ページ、障害者福祉費の障害者自立支援給付事業の扶助費といたしまして、利用実績の増による居宅介護分が440万円、共同生活援助分が820万円、就労継続分が600万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉施設費の負担金補助及び交付金といたしまして、幼花園及び広域入所に係る支出見込み額の増に伴いまして、施設型給付費等負担金2,093万1,000円を増額、木部、直地及びうしのしっぽの各園に係ります支出見込み額の増に伴います地域型保育給付費負担金2,170万9,000円を増額をしております。

児童措置費の扶助費といたしまして、1枚めくっていただきまして、42ページでございますが、実績見込みの増に伴います児童手当182万5,000円を増額をしております。母子（父子）福祉費の扶助費といたしまして、新規調停の増及び国の単価改定等に伴います児童扶養手当244万円、母子施設入所措置費219万4,000円を増額をしております。

それでは、飛びまして、48ページをごらんください。衛生費の保健衛生総務費でございます。繰出金といたしまして、給水施設修繕工事等の増によります簡易水道事業特別会計繰出金788万2,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、医療対策費の負担金補助及び交付金といたしまして、町内児童生徒への地域医療への関心を高めるための、ふるさと教育推進事業負担金60万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、52ページでございます。農林水産業費の農業振興費でございます。委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、55ページでございます。地域食材供給施設に隣接をして建設いたします野生食肉加工施設整備設計監理業務委託料50万円を新たに計上しております。工事請負費といたしまして、同じく野生食肉加工施設整備工事費300万円を新たに計上をしております。農地費の工事請負費といたしまして、実績見込みに伴い、農道舗装工事請負費109万円を減額をしております。中山間地域等直接支払制度事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、加算分の増に伴います中山間地域等直接支払費補助金119万円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、58ページでございます。受託事業費の委託料といたしまして、公社からの受託事業費の減額確定に伴います除伐等委託料1,195万5,000円を減額をしております。それから、林地崩壊防止事業費の工事請負費といたしまして、7月初旬の豪雨によります相撲ヶ原地区での林地崩壊防止工事、161万3,000円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、62ページでございます。商工費の商工振興費でございます。委託料といたしまして、負担金補助及び交付金への組み替えに伴いまして、津和野栗再生プロジェクト推進協議会委託料350万円を減額しております。旧末津邸に係ります日原賑わい創出拠点づくり事業設計監理業務委託料600万円を新たに計上をしております。工事請負費といたしまして、同じく、賑わい創出拠点づくり事業工事請負費600万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、観光費でございます。観光費の需用費といたしまして、殿町堀割ブローポンプ設置等修繕料177万4,000円を新たに計上をしております。

それから、歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、歴史的風致維持向上協議会での意見反映等によります見直しに伴いまして、JR津和野駅周辺整備設計監理業務委託料1,060万3,000円を減額、別事業で実施することに伴いまして、JR津和野駅舎耐震診断業務委託料367万2,000円を減額、城下町地区サイン整備事業デザイン委託料の増に伴いまして、設計業務委託料237万6,000円を増額をしております。工事請負費といたしまして、協議会での意見反映等による見直しに伴いまして、JR津和野駅周辺整備工事費等1,350万1,000円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、68ページをごらんください。土木費の地籍調査事業費でございます。委託料といたしまして、国の補正予算による事業費の確定等に伴いまして、測量業務委託料総額で633万1,000円を増額をしております。

それから、2枚めくっていただきまして、72ページ、道路橋梁総務費の委託料といたしまして、新規2路線の町道認定に向けた道路台帳更新業務委託料780万8,000円を新たに計上をしております。道路維持費の工事請負費といたしまして、町道等維持管理及び舗装修繕工事の事業費の増に伴いまして、804万3,000円を増額をしております。

それから、道路長寿命化対策事業費の委託料といたしまして、高嶺3号橋の長寿命化対策事業測量設計業務委託料300万円を新たに計上しております。工事請負費といたしまして、路線間での事業量調整によりまして、長寿命化対策工事費510万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、住宅管理費の需用費といたしまして、町営住宅の給湯機器等の修繕料140万円を増額をしております。工事請負費といたしまして、寺田樋門改良に伴います用水送水管移設工事を、先ほどの道路維持費のほうに組み替えたことによりまして、162万円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、78ページでございます。消防費の非常備消防費でございます。報償費といたしまして、消防団員2名の退職により、消防報償金125万3,000円を増額をしております。災害対策費の負担金補助及び交付金といたしまして、鹿足郡事務組合が設置いたします河川監視カメラ設備整備負担金223万8,000円を新たに計上をしております。

それでは飛びますが、96ページをごらんください。教育費でございます。教育費の津和野城跡整備事業費でございます。工事請負費といたしまして、国の補正予算に伴います城山整備工事600万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、体育施設費の日原地区体育施設費の需用費といたしまして、日原体育館の非常用放送設備等の修繕料211万2,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧費でございます。現年林道災害復旧費でございますが、委託料としまして、9月中旬の豪雨によります、耕田内美線に係る測量設計業務72万9,000円を増額をしております。工事請負費といたしまして、7月初旬の豪雨によります、三子山線災害復旧工事1,403万3,000円を増額をしております。

過年の農地農業用施設災害復旧費の委託料といたしまして、越原橋農道橋の仕様変更等に伴いまして、測量業務委託料137万9,000円を増額をしております。工事請負費といたしまして、名賀地区農地復旧に係る表土改善工事700万1,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、102ページ、現年公共土木施設災害復旧費の工事請負費といたしまして、7月初旬の豪雨によります鉄砲丁耕田線ほか災害復旧工事1,592万2,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、諸支出金の国県支出金還付金といたしまして、平成22年度及び24年度の重点分野雇用創造事業費補助金返還金212万6,000円を新たに計上をしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

まず、地方交付税でございます。普通交付税を8,200万円増額をしております。使用料及び手数料の教育使用料といたしまして、入館者の実績見込み減により、安野光雅美術館入館料150万円を減額をしております。

国庫支出金の民生費国庫負担金といたしまして、いずれも実績見込みの増によりまして、母子施設入所措置費負担金109万7,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金930万円、児童手当負担金105万5,000円を増額をしております。入所児童の増等によりまして、子どものための教育・保育給付費負担金1,880万2,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧費国庫負担金といたしまして、町道鉄砲丁耕田線災害復旧工事に係ります現年公共土木災害復旧費負担金648万4,000円を増額をしております。

民生費国庫補助金といたしまして、国の補正に伴います経済対策分の臨時福祉給付金給付事業費補助金3,804万9,000円を新たに計上をしております。

商工費国庫補助金といたしまして、JR津和野駅周辺整備工事費の見直し等に伴いまして、190万9,000円を減額をしております。

土木費国庫補助金といたしまして、道路長寿命化対策事業の路線間での事業量調整によりまして、社会資本整備総合交付金182万円を減額をしております。

教育費国庫補助金といたしまして、国の補正予算に伴います津和野城跡石垣修理工事費補助金300万円を増額をしております。

県支出金でございます。民生費県負担金といたしまして、額の確定により、後期高齢者医療分の保険基盤安定負担金168万5,000円を減額しております。それから、実績見込みの増によりまして、障害者自立支援給付費負担金465万円を増額しております。入所児童の増等によりまして、子どものための教育・保育給付費負担金940万1,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、民生費の県補助金といたしまして、3歳以上児の保育料軽減事業に係ります、しまね結婚・子育て市町村交付金160万7,000円を新たに計上しております。

土木費県補助金といたしまして、国の補正予算に伴います地籍調査事業費補助金491万3,000円を増額しております。それから、教育費県補助金といたしまして、国の補正予算に伴います津和野城跡石垣修理工事費補助金100万円を増額しております。災害復旧費補助金といたしまして、現年の発生 of 林道災害復旧費補助金912万7,000円を新たに計上しております。

それから、諸収入の林業費受託事業収入といたしまして、公社からの受託事業費の減額確定に伴いまして、1,219万5,000円を減額しております。

雑入でございますが、消防退職報償金といたしまして、消防団員2名退職分の125万3,000円を増額。1枚めくっていただきまして、17ページでございますが、総務財政課分では、平成25年災害に係りますケーブルテレビ施設の罹災に係ります共済金等581万7,000円を新たに計上しております。安野光雅美術館では、館外展の貸出料等334万円を増額しております。

最後に、町債でございます。

総務債の一般単独事業債といたしまして、定住対策事業に係ります用地購入等に伴い、合併特例1,160万円を増額しております。

それから、土木債の過疎対策事業債といたしまして、道路長寿命化対策事業の路線間での事業量調整により、180万円を減額しております。

教育債の過疎対策事業債といたしまして、国の補正予算に伴います津和野城跡石垣修理工事の増によりまして、200万円を増額しております。

災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債といたしまして、現年発生 of 農地農業用施設災害復旧工事費の増によりまして、農林水産業施設災害復旧事業770万を増額しております。

公共土木施設災害復旧債としまして、現年発生 of 公共土木施設災害復旧工事費の増によりまして、940万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） それでは、議案第144号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうをごらんください。

総務費の一般管理費20万8,000円の減につきましては、職員の給与条例の改正等によるものでございます。

めくっていただきまして、12ページ、後期高齢者支援金30万8,000円の減、並びに、めくっていただきまして、14ページ、前期高齢者納付金2万3,000円の増、めくっていただきまして、16ページ、老人保健事務費拠出金の5,000円の減、めくっていただきまして、18ページ、介護納付金17万9,000円の減につきましては、それぞれ28年度分の確定によるものでございます。

続いて、歳入に移ります。

8ページに戻っていただきまして、前期高齢者交付金20万2,000円の増につきましては、28年度分の確定によるものでございます。その下の一般会計繰入金、職員給与等の繰入金20万8,000円の減につきましては、歳出で説明しました一般管理費の減によるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金305万1,000円の減につきましては、28年度分の確定によるものでございます。

続きまして、議案第145号を御説明いたします。

歳出より説明しますので、10ページのほうをごらんください。

総務費の一般管理費68万9,000円の増は、職員の給与条例の改正並びに第7期の老人保健福祉介護事業計画策定に向けてのニーズ調査に伴う通信運搬費等による増減でございます。

めくっていただきまして、12ページ、介護認定審査会費の認定調査費1万6,000円の増につきましては、職員の給与条例の改正によるものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、介護給付費準備基金積立金4,000円増は、年間利子を基金に積み立てるものでございます。

めくっていただきまして、16ページ、地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1万2,000円の減につきましては、職員の給与条例の改正等によるものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

8ページに戻っていただきまして、支払基金交付金の介護給付費交付金77万7,000円の増は、前年度分の確定によるものでございます。これにつきましては、追加交付でございます。

財産収入の利子及び配当金4,000円の増につきましては、基金の年間利子でございます。基金分の年間利子でございます。

それから、一般会計繰入金69万3,000円の増につきましては、歳出でも御説明しましたが、一般管理費認定調査費並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増減に伴うものでございます。

続きまして、議案第146号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金504万7,000円の減は、平成28年度分の保険基盤安定負担金並びに療養給付費負担金の確定によるものでございます。

戻っていただきまして、歳入に移ります。8ページをごらんください。

一般会計繰入金合計1,211万円の減につきましては、平成28年度分の保険基盤安定負担金並びに療養給付費負担金の確定によるものでございます。

諸収入の雑入706万2,000円の増につきましては、前年度の療養給付費負担金の還付金でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第147号を御説明いたします。

まず、4ページをごらんください。

第2表の地方債の補正の追加でございます。簡易水道事業債の借入限度額を1億4,330万円追加するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出12ページをごらんください。

水道管理費でございます。職員手当等につきましては、改定によるものと、工事の設計業務、漏水箇所の発見等によります時間外を37万円を増額計上し、合計で22万1,000円の減額を計上しております。

需用費につきましては、修繕費としまして、野地ポンプ所のインターバー修繕44万円、第3水源逆止弁修繕22万円5,000円、笹山浄水場ろ過機の修繕30万円、本管漏水対応の修繕9カ所——特に後田・森村・木部・豊・内美・相撲ヶ原等でございます——244万1,000円を計上し、合計で340万6,000円を計上しております。

役務費・使用料及び賃借料につきましては、施設整備の予算がございましたので、そちらへの組み替えとして、減額をしております。

工事請負費につきましては、公共下水道工事に伴う排水管移設工事300万円を計上しております。

負担金及び交付金につきましては、笹山ポンプ所の通信のためのCATVに加入するための加入分担金4万7,000円でございます。

積立金につきましては、基金利息の確定によります計上であります。

公課費につきましては、消費税の27年度分確定納付税額と、28年度分中間納付額で365万4,000円を計上しております。

続きまして次のページ、14ページをごらんください。

水道施設整備費でございます。需用費、役務費、使用料等につきましては、先ほど説明しました、管理費からの組み替えによる増額でございます。

工事請負費につきましては、笹山浄水場を今現在、工事を実施しておりますけども、残りの工事につきまして、国の経済対策として2次補正の内示をいただきました。その関係で、工事費2億898万円を計上しております。

それでは戻りまして、歳入のほう10ページをごらんください。

国庫補助金につきましては、先ほど説明しました笹山整備によります補助金6,789万8,000円を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、もろもろの支出によります一般会計繰入金として、788万2,000円を計上しております。

雑入では、瀬戸用地を県のほうに93.2平米売却したものを計上しております。

簡易水道債につきましては、笹山整備に充当する起債でございまして、1億4,330万を計上しております。

続きまして、議案第148号を御説明いたします。

10ページ、歳出をごらんください。

営業費の給料・職員手当等につきましては、今回の改定によるものでございます。

めくっていただきまして、12ページです。施設整備費の委託料としまして、各種業務の委託料の確定によりまして、875万6,000円を減額しております。

工事請負費としましては、津和野処理区の管渠工事を29年度の前倒しとしまして、497メートルを延長する工事として、1,446万円を計上しております。また、下水道長寿命化整備工事の星の子ステーションの改修工事につきましては、確定によりまして、905万7,000円を減額してございまして、合計で540万3,000円を計上しております。

戻りまして、歳入のほう8ページをごらんください。

負担金としまして、加入分担金7件増加によりまして、加入分担金を127万円計上しております。国庫補助金につきましては、交付金の確定によりまして、350万2,000円減額となっております。一般会計繰入金につきましては、受益者負担の増等で、116万8,000円を減額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、議案第149号を御説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思っております。

小藤育英基金の積立金でございますが、返還猶予の申し出によりまして、12万円の減額をしております。津和野町育英奨学基金の貸付金でございますが、貸与辞退による減額72万円の減、積立金でございますが、新規返還3名、追納者2名、寄附金の増、合わせまして31万5,000円の増額をしております。歳出合わせて、52万5,000円の減ということでございます。

戻っていただきまして、8ページ、9ページをごらんください。

奨学基金寄附金9万9,000円の増額、奨学基金繰入金は72万円の減額、貸付金元利収入は、小藤育英基金12万の減、津和野町育英基金返還の21万6,000円の増でございます。歳入合わせて、52万5,000円の減ということで上程しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第150号を御説明いたします。

収益的予算の3ページをごらんください。

下段の収益的支出の医業費用の給与費10万2,000円の減額は、給与条例改正による減額分でございます。

医業外費用の消費税及び地方消費税の38万9,000円の増額分は、中間消費税の増額分であります。

上段の収益的収入をごらんください。

医業外収益の負担金交付金は、10万2,000円の減額は、給与費にかかわる減額分でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、本日までには受理した要望書等は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時13分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 28 年 第 9 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 28 年 12 月 12 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 28 年 12 月 12 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）				齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
商工観光課長	藤山 宏君	農林課長	久保 睦夫君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の日程に入る前に、今定例会初日、議長からの諸般の報告の中で、一部事務組合議員から文言の訂正の申し出がありました。鹿足郡事務組合議会定例会の報告書中、日程第5、議案第9号の採決結果は「全員賛成にて可決」とありますが、「賛成多数にて可決」に訂正。また、鹿足郡不燃物処理組合議会定例会の報告書中、「日程に先立ち管理者より全員協議会の開催について発議がある」の本文中、3行目の初め、「3カ月前」とあるのは、「3年前」に訂正であります。

以上のことが、構成組合議員である草田吉丸議員、御手洗剛議員からありましたので、ここに改めて訂正の報告をいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、川田剛君、3番、米澤宏文君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 皆様、おはようございます。それでは一般質問を行わせていただきたいと思います。

次の事項について、通告に従いまして質問をいたします。

まず、1点目でございますが、教育環境の整備についてであります。

津和野町は、2016年の猛暑日、35度以上が17日あり、全国の自治体でも猛暑日の多さで43位になっております。日本は先進国の中で熱中症に対する認識が甘く、35度を超えると成人でも仕事中に室内で亡くなる例が多く報告されています。

町内の学校でも室内で生徒が熱中症症状になるなど、地球温暖化が進み、かつて校舎が完成した時期とは大きく環境が変化しています。しかしながら、津和野小学校、津和野中学校、日原小学校、日原中学校には教室に冷房がなく、猛暑日などは苛酷な環境で授業を受けています。

事務所衛生基準規則の第5条第3項でも、部屋の気温が17度以上、28度以下（中略）になるように努めなければならないと企業の事務所の規定でも定められております。

町内の小中学生の命と健康を守るために、教室へ冷房設備を設置すべきであると考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、教育環境の整備についてという御質問であります。これにつきましては、教育長からお答えをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） おはようございます。

それでは、岡田議員さんの一般質問についてお答えをさせていただきます。

教育環境の整備についてでございます。

本町の小中学校は、小学校4校、中学校2校の計6校ですが、そのうち普通教室等に空調設備が設置してあります学校は、青原小学校及び木部小学校の小学校2校でございます。津和野小学校、日原小学校、津和野中学校及び日原中学校の4校につきましては、現在、一部の会議室や保健室、パソコン教室等各校数カ所の部屋には設置してありますが、普通教室等へは設置されておられません。

議員御指摘のとおり、近年、地球温暖化が進み、学習環境が大きく変化する中で、全国的に熱中症の発症が多くなってきております。

このような状況において、空調設備未設置校に対しまして、空調設備の設置に向け、取り組みを進めたいと考えておりますが、多額の事業費が想定されることから、財政面を考慮し、文部科学省の補助事業であります学校施設環境改善交付金事業、補助率については3分の1でございますが、これを活用したいと考えております。

今年度より文部科学省に対しまして事業要望をしておりますが、残念ながら現在未採択の状況であり、引き続き、来年度の事業採択に向けて取り組みを進めたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいまの答弁で多額の予算がかかるということでしたが、幾らぐらいかかるような試算をされておるのか。普通教室、4校に、普通教室全てに設置した場合の予算の概算を教えてくださいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 個々の積み上げは、現在のところまだ行っておりませんが、過去、保健室とか特別教室等に設置した例を換算をして、おおよその金額で、全体で8,000万ぐらいを現在想定しております。

実際の工事にかかる前には、もう少し精査をした中で設計をして取りかかりますので、その金額には若干増減があるかと思えますけれども、相当な金額がかかるという見込みで思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今年度、文科省に対して事業要望したということですが、残念ながら未採択という状況であったということでもあります。引き続いて、来年度事業の採択に向けて取り組みを行っていきたいということではありますが、どのような状況であったのか、また、どのように取り組みをしていこうと思っているのか。

このことは、子供たちの生命にもかかわることでもありますので、私は全ての事業の中でも何よりも優先して取り組むべき課題だと思っております。この予算が、補助金がないならやらないのかどうなのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、やり方といいますか、どういう形であったかということですが、事業要望をこの今年度行ったところでございますけれども、国の方針として、まず耐震関係、防災関係の事業を優先をするということでございますが、当町におきましては、日原小学校の体育館の天井の工事というのがございまして、これの終了を待たないと、次の段階に行かれないという状況でございます。

あわせて津和野中学校の校庭の改良というのも、ずっと長年の懸案でございまして、この部分についても同じく要望をしておったところでございますが、これもことし残念ながら外されたというところがございます。ただ、この事業については、国の補正予算の関係で、追加補正のメニューの中に組み込まれる可能性が、今ちょっとありまして、

その見込みを、もしできれば、その津和野中学校の校庭についてはクリアしていきたいというふうに思っております。

エアコンにつきましては、また来年度の事業要望がありますので、そこへ手を挙げていくという形で、予算のつくのを願っておるというような状況です。

国の予算がつかなかった時のことですけれども、できるだけ早目につけるにこしたことはないとは思いますが、先ほど申しましたように、多額の金額を全額自己資金でということにはなかなか厳しいかなというふうに思っております。その辺はまた財政サイドとも協議をしながらということになろうかなというふうに思います。まずは、補助金を当たることを祈っているというところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 補助金が活用できれば一番いいわけではありますが、ただし、補助金が来年度もつかないということになれば、やはり自主財源でもやっていく、その上では、例えば合併特例債や過疎債などの適用も可能なのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 当然、過疎債につきましては公立学校の施設整備に該当いたしますので可能とは思っております。

ただ、今年度で申しますと、過疎債が全国ベースでもフォローしておりますので、その辺の状況等は勘案しながらという格好になろうかと思えます。合併特例債につきまして、ちょっと新町建設計画のほうの中身を持っておりませんが、当然それにうたってあれば可能というふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） まずは助成金がつけば、それにこしたことはありませんので、その状況を見ながら、それでもつかないという状況ならば、私は合併特例債または過疎債なども活用しながら、そうすれば全体の3割部分で済みますので、三八、二、四〇〇万ほどの事業費でおさまると考えます。

実際に今、子供が中学校に通っておりまして、普通教室で授業を受けたその中でですね、熱中症症状で運ばれていった子が何人も、ことし、日原中学校でも起こっております。

これは下手をすると、人命にもかかわることになるわけでありますので、町としましても、このことは人命にかかわるということを念頭におきながら、この事業に対しては最重要課題として取り組んでいっていただきたいと思えます。

まずは来年度の事業採択に向けて頑張っていただいて、それでもつかない場合は起債等も使いながら、子供たちの命を守るために、事業を何よりも優先して行っていただくことを申し上げまして、1番目の質問を終わりたいと思えます。

それでは、続きまして、障害者福祉事業についてであります。

相模原の障がい者施設で19人が死亡し、26人が重軽傷を負うという戦後最悪の殺傷事件が起こりました。容疑者は「障がい者はいなくなればいい」と話したということであり、この報道を聞いて、障がい者の親は涙されたということでありました。

このような事件があった年に、津和野町は障害者福祉センターの竣工式を先日迎え、町は既存の建物利用ではなく、障がい者専用の施設を新設したことは大変意味のあることだと考えております。このことで、津和野町は障がい者を大切にしている町であるということ町内外に宣言できると思っております。

私は、一番弱い立場の人を大切にすることが政治であると考えております。そして、人は誰でも、いつでも、障がい者になる可能性を持っています。例えば頸椎を損傷しただけで、次の日から全身が不随になるということも起こってくるわけであり、決して障がい者の施設というのは、一部の方だけのものではない、誰もが、いつ利用する必要が出てくるかもわからないものでありますし、最も弱い立場である障がい者の方々を大事にしていくことが何よりも大事だと思っております。

そのような中で、誰もが一生涯安心して津和野町に暮らせるために、このたびの障害者福祉センターを軸に、町としての障がい者福祉に対する構想、そして事業展開をどのように考えるのか、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、障害者福祉事業についてお答えをさせていただきます。

12月6日に竣工式を行い、完成いたしました津和野町障害者福祉センターは、障がい者福祉の拠点施設として、全ての町民の方から愛される施設を目指していきたくと考えております。

これまで町内の就労継続支援B型作業所としましては、町内1カ所において、NPO法人つわぶきの里の御尽力により運営され、約10名の方が通っておられます。

これからは津和野町障害者福祉センターにおいても、同事業を開始することで、町内における多くの障がい者の皆様方の社会参加につながるよう支援をしてまいりたいと考えております。

また、本年4月より、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されております。この法律は、障がいのある人も、ない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指し、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、我々行政と民間事業者等の責任や配慮が求められております。このたびの施設整備により、法律への理解と具体的な取り組みが広く町内に浸透していくことを期待するとともに、啓発活動に努めてまいりたいとも考えております。

現在、町内の約800人の方が障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者となっております。議員御指摘のとおり、これら、いわゆる弱者の方々が津和野町において安心安全に暮らしていけることこそが行政における優先課題であると考え、業務を執行してまいります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先日、私も施設を見学をさせていただいたわけですが、例えば、障害者福祉センター、このたび建てたものは、以前のいろいろな議論の中で、わざわざ障害者福祉センターを新たに建てなくても、既存の建物で建てればいいじゃないかという、そういう意見もありましたし、幾つかそういうことも聞いております。

しかし、それに対して私が思うのは、実際に障害者福祉センターに行ってみれば、例えば、その廊下の部分もクッションのような形で、たとえこけたとしてもけがが少なく済むように、クッション的なフロアになっておったり、バリアフリー、全てのものが、トイレに至るまでバリアフリーになっており、その横にはシャワーなども併設されておったり、さまざまな形で障がい者の親の意見も取り入れながらつくられたものは大変価値のあるものだと思っております。

これは町内のみならず、町外の方にも広く使っていただきたいと思っておりますし、また、その中で吉賀町のほうからも、「ぜひ通いたいだけでも、送迎があるのだろうか」という、そういう意見もありました。その中で、送迎ということは当然考えられておられると思います。

そして、このことは、この事業に関しては、社会福祉法人つわの清流会に指定管理をしておりますので、実質的には、つわの清流会のほうで決めて、考えていかれることであらうと思うわけですが、健康福祉課の中で把握しておるところの中で、例えば送迎、そして町外の方々にもその施設を見ていただくような、そういう機会をつくっていかうと考えておられるのか、また、情報発信をしていかうと考えておられるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員御質問の、これからの車の送迎等の実施につきましては、基本的には議員もおっしゃいましたけども、法人のほうが取られる内容でございます。

ですけども、やはり養護学校等からの放課後デイ利用するにしても、やっぱり車の利用というのは重要になってきますので、そういった面については、法人のほうで車等を準備していただいて、ある程度送り迎えも必要ではないかと考えております。

また、情報提供ですけども、行政ができる範囲、それから法人がやるべきところ、ある程度すみ分けもありますので、このたびの竣工式を機に広報等にも掲示させていただきますけども、町内に、今まで他市町村でないと受けられなかったサービスが町内でも

受けられますというような情報提供もしていきたいと思っております。その他、詳しいものにつきましては法人のほうが独自でやられていくような形になっていくんではないかと考えております。

また、多少ではあります、吉賀町のほう、柿木のほうからも利用したいというような声もうかがっておりますので、町内だけでなくですね、益田市の横田の方面とか、そういったところからも利用者が来られればいいのではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 吉賀町や益田市の、近隣のほうからでもこの施設を見ていただいて、通いたいという方は送迎をしてさしあげて、そして通っていただくということも大切だろうと思えますし、今まで、例えば町内で行われなかった事業もこの障害者福祉センターで実施されるということでもありますので、町内の方々にとっても大変利便性の面でもいいわけでありまして、また、日ごろからこの町内の方々が、町が建てたその施設において障がい者のためのサービスが受けられるということは何よりだと思っております。

私は聖徳太子の17条憲法というものを読んで大変感銘したものであります。その聖徳太子の17条憲法は、強き者、力を持った者の訴えというのは、石を持って水に投げるようなものであり、それは大きな波紋を与えるんだ、しかし、反対に水を石に投げれば、それは本当に、なかなか波紋は広がらないんだと。特に弱い者、そして力のない者、そういう方々の声に耳を傾けて、行政は行っていくということが大事なんだということが大変感銘をもって学んだことであります。

その点でも、こうして障がい者の親の方々が、「自分が亡くなった後に、この子たちはどうやって生きていくのか、いつもそのことが不安であります」というその中で、障がい者の親の方々から、「本当に、このたびの障害者福祉センターができたことを心より喜びます」という声をたくさん聞いております。

このような、今後もこの障がい者福祉行政にも一層の、町として尽力をしていただきますことを祈念いたしまして、2番目の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問であります。

つわの暮らし推進住宅についてであります。

先日の臨時議会で、つわの暮らし推進住宅の追加予算約2,000万円が上程され、3戸に対して総額1億円以上の予算がかけられることになりました。定住のためとはいえ、巨額な予算がかけられている現状について、既設の住宅は仕方がないにしても、これから建てるつわの暮らし推進住宅は再度慎重に考えて進めなければならないと考えます。

例えば、ローンを組んで自分で家を建てている方々がたくさんおられますし、今ローンを払っておられる方もたくさんおられます。その中で、自分で家を建ててきた町民と

の格差が余りにも大きいのではないかという意見が町民の中からも、また、議会の懇談の中からもいろんなところで出ております。

特にこの事業はP F Iで民間資金を活用して行くと議会のほうで説明されましたが、いまだ民間資金の活用というその様子が全く見えておりません。この事業に対する町長の所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） つわの暮らし推進住宅についてお答えをさせていただきます。

津和野町では、平成22年国勢調査の人口減少率が11.4%と県下でも最も高い状況の中で、定住対策を最重要課題として捉え、取り組んでまいりました。特につわの暮らし推進住宅整備事業につきましては、定住施策の最重要施策として位置づけ、実施してきたところでございます。

これまでの実績といたしましては、平成26年度、青原地域に3戸、左鐙地域に2戸の計5戸を整備し、関東、関西、益田市から合計5家族、21人を受け入れたところでございます。また、事業開始2期目に当たる今年度は、木部地域に3戸を建設中であり、関東から2家族、町内1家族の合計3家族、9人が入居される予定となっております。平成27年国勢調査におきましては、人口減少率は9.2%で、県下3位とわずかながら改善されてきておりますが、いまだ転出者数が転入者数を大きく上回っている状況にあります。

昨年度に策定したまち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョンにおきましては、平成37年に転入者数と転出者数の差をゼロにすることを目標としており、つわの暮らし推進住宅整備事業につきましても、「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」に位置づけ、定住施策を推進することとしております。

つわの暮らし推進住宅の今後の整備計画につきましては、11月29日に開催した第2回未来づくり協働会議において報告を行いました。平成29年度、畑迫地域に3戸を、平成30年度以降につきましては、財政状況を考慮しながら、小川地域に2戸、枕瀬地域に3戸、商人・溪村地域に2戸、須川地域に2戸、津和野地域及び日原地域につきましては、それぞれ5戸を整備したいと考えているところでございます。

つわの暮らし推進住宅につきましては、集落機能の維持及び活性化並びに中山間地域に若者世代の定住を目的としていることから、要望のあった地域に2戸以上を整備したいと考えております。なお、津和野地域と日原地域の計10戸につきましては、民間資金を活用した本来のP F I法に基づいた手法により実施する予定でございしますが、その他の地域については、当初の計画としてもお示しをしていたとおり、過疎債を活用しP F I方式で行う予定でございします。

木部地域に整備中のつわの暮らし推進住宅につきましては、敷地造成工事中に地下に水が溜まっていたことが判明した上に、産業廃棄物や燃え殻が搬出されるなどの問題が

発生し、追加工事を必要とするなど事業費が増額となりました。今後建設予定の住宅につきましては、コストの適正管理に留意をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 1戸当たり3,500万円以上の経費がかかっているわけでありましてけれども、民間でも、なかなか3,500万の家を今建てようと思うと大変なことでありますけれども、この方法だけでいくのがいいのか。私は一度立ちどまって事業を考え直していくということも大事ではないかと思っております。

先ほど申し上げました、例えば津和野町の小中学校に冷房設備を設置するのが8,000万、このたび建てられた3戸の住宅が1億1,000万、どのように使うかということはそれぞれの考え方でありましてけれども、その中で、例えば、つわの暮らしお試し住宅というのをつくられました、このものは一体どれだけの事業費がかかったのか、これも空き家を改修して住む住宅でありますけれども、大変いいものであります。

そして、日原駅前にアパート、住宅が建ちましたが、これは県か定住財団の補助金をいただいて建設されたと思っておりますが、これはどのような割合で建設されたのか、その内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、お試し住宅の関係の取得あるいは工事費について御説明をさせていただきます。

今回、津和野地域においてお試し暮らし住宅を、空き家バンクに登録された物件でございますが、その物件を、土地と建物を取得をさせていただいて、若干の修繕を加えて、今回お試し暮らし住宅として、今12月議会のところで設管条例を提案させていただいております。

土地につきましては、津和野の森村口105番地15というところで、宅地が177.25平方メートル、建物につきましては木造瓦ぶきの2階建て、137.63平方メートル、これの取得費が650万でございます。

それから今回、これは27年に取得しましたが、28年にトイレ、台所、浴室を工事をさせていただいて、若干、そういった修繕を加えております。この工事費が568万2,000円ということで、合わせまして約1,200万ということで今回の取得、工事を行ったものでございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 御質問の民間の借り上げ住宅の関係でございますが、今詳しい資料を持ち合わせておりません。大ざっぱな概要だけでお許しをいただいたらと思います。

基本的に住宅に関しては、大体1戸当たり2,000万程度というふうに記憶はしております。で、通常、補助金の関係で国・県から、この率をちょっと忘れましたが、そ

れの上乗せとして町のほうから補助金を出すような制度になっておりまして、50%は超えておったのではなかろうかというふうに思っております。

ただし、あくまでも賃貸住宅ということでございますので、譲渡ということではなくて、10年間すると、もつつくられた施主のほうへお返しをするような形になってまいります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今お聞きしましたら、土地建物とそして改修費を含めて1,200万で津和野地域に建てられたお試し住宅ができるということでありまして。今回つくられた住宅の3分の1程度でできるわけでありまして。こういうことも提案しながら、例えば、地域にとって今問題なのは、新しい家を建てていくということでもありますが、空き家対策ということが非常に重要な課題となっております。

空き家が出てくるということは、私も何度か経験しましたけれども、すばらしい家が何年かたつと棟も崩れていくような状況になって、それが地域の景観そのものも崩していきます。空き家の条例も整備した上で、このような事業に切りかえていくということも、費用対効果的にも非常に考えていくべきではないかと思っております。

そして、先ほどの建設課長からありました津和野駅前の住宅でも、1戸当たり2,000万で、国・県等の補助で50%以上が補助金で賄われ、あとは民間の企業がそれを負担して、そして家賃として回収して事業を行っていくという、非常に財政負担も少なく済むものであります。

なぜこういうことを言うかと申し上げますと、今から津和野町は、もう今年度から始まっておりますが、合併特例の交付税も1割、3割、5割、7割、10割と約10億円程度の交付税が削減されていくのではないかと思っております。非常に厳しい状況を迎えながら、やはり何にお金を使っていくのかということは非常に厳密にしていかなければならないし、当初2,000万で建てるものが3,500万ぐらいに上がっていくという、そのことにもやはり精査が必要だと思っております。

やはり今、財政ということを考えなければ、非常に厳しい状況を迎えていくと思いません。安易に起債だけに頼るといふ、必要なものは起債を使いながら実施していくということも必要ではあります。それは重々に承知しておるつもりではありますが、例えば、こうやって民家の力を使いながら実施していけるもの、例えば木の口や、そして青原や津和野、日原、そういう町なかのほうだったら十分可能ではないかと思っておりますが、その点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、総合戦略ということで人口ビジョンもお示しをさせていただいて、町長申し上げましたとおり、平成37年には転入者と転出者の差をゼロにしようということで、私どもは定住対策として、つわの暮らし推進住宅等を初めとした定住施策を展開をさせていただいているところでございます。

今回のつわの暮らし推進住宅につきましては、先進事例といたしまして美郷町のそういった制度を本町にも取り入れた中で、今回、左鐙と青原、そしてことしは木部ということで実施をさせていただいているところであります。美郷町についてはもう8年この事業を行っておりまして、45棟建設をされて、町外から144名、町内から62名ということで入居されたということでお聞きをしております。

先ほど議員が御指摘になった財政状況というところも十分踏まえなければならないというところにつきましては、当初はPFIという整備の方針を定めたときに、三つの視点で、このPFIという方式でやろうというところを考えたわけですが、やはり最初は町の財政負担、ここは資金計画に配慮した中でやりましょうということで1点目は考えました。で、2点目として、町内企業の参加、町内資産材の利用促進ということで、町内の経済を活性化させるというところ、それから、今回のこの事業がモデル事業となるようにというところの三つの点を踏まえて、今回、このつわの暮らし推進住宅はPFIによる方式として実施をさせていただきたいというところまで進めてきたということでございます。

土地等の状況の中で産業廃棄物が出てきたりというようなところで、木部地域については多額の補正予算を御提案せざるを得なかったということでもあります。そういったところにつきましては、今後、土地の取得のあり方についてもいろいろと検討させていただいて、当初、やはり先ほど御説明しましたこの三つの点を踏まえる中で、このPFI事業による住宅整備というところを進めていきたいというところまで考えております。

現状、今、転入と転出の差、住基上でございますが、平成26年から27年の10月と比較いたしますと、1年間で24人、転出が転入を上回っていると。それから平成27年10月から平成28年10月が転入より転出が上回った人数は12人ということで、今回空き家バンク等も活用させていただきながらこの定住施策を進める中で、ある一定の効果が出てきているものと私どもは考えております。

ことしの7月に至っては、転入と転出の差が4人ということで、こういったところで人口減少というところが減れば、交付税の1人当たりの交付税の算定額というところも人口が減ることによって下がってくるというところもございますので、そういったところを将来的には総合的に勘案をさせていただきながら、この事業については、先ほど町長申し上げた事業について実施をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたび、町内の方も住めるように採択されたということですが、このことで非常に懸念しておるのが、例えば、今後募集したときに、応募が町内だけになった場合、そして町内だけになって、なおかつ問題と考えられるのが、例えば、これはあくまでもたとえの話ではありますが、部栄に建てて名賀から部栄に移住しようとか、木部から部栄に移住しようとか、そのようなことが起こっ

たときに、これは既に地域から地域へ人を抜いていき、人口増にも貢献しないし、むしろ町内の間で非常にわだかまりができる可能性があります、そういうことも今後は認める可能性があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 入居者審査委員会というのを入居に当たっては設けさせていただいております。青原地域で建てるということであれば、青原地域のまちづくり委員会の方がその審査委員会に入りまして、副町長と私とそのまちづくり委員会の代表の方で審査をさせていただいております。

地域内移動というところの部分でいいますと、応募者の方に町内あるいは町外というところで、ある程度、その入居の要件として、今そういった町内移住の人はだめですよというようなところの規定は設けてないというのが現状でございます。

先般、左鐙と青原で入居の審査委員会をさせていただいたときも、町内移動というような方も含まれた中で応募もされていたということで承知をしておりますが、青原と左鐙については、基本的には町外の方が入居されたということで、審査委員会としても、そういったところの状況については個別に面接等も行わせていただいて、地域から出ていくということについてどうなんですかということについても御質問させていただいた上で、いろんな状況、そういったところを総合的に判断をさせていただいていると。今、状況的には、そういう状況になっているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 私はこの住宅整備も重要であると考えますが、今多くの若者の方々が津和野町内に来ておられますが、それは決してこの住宅を目当てということではなく、一つには、例えば、津和野町で農業がしたいと、ワサビをつくりたい、タラの芽をつくりたい、その津和野町内で農業をしたいという、まず自分がこういうことをしたいのだという、その目的があって、そして来られている。そういう方々は非常に強いわけであります。

定住のその動機といいますか、志というか、それが強いと、強い人たちは、たとえどのような状況であってもそこに住み続けていくという。私はむしろこちらのほうを、職場がなければ当然生計も成り立ちませんし、職場がない状況の中で、職を失ってまで引っ張ってくる、その後、その生計はどうするのかという、そこまでやはり考えて、私は定住というものをしなければ、最終的に来ればいいというものはない、来られて、この津和野町で生計を立てて、きちっと、ずっと生活していけるという、そういうビジョンを考えてあげることが大切だと思っております。

自伐林家を目指していきたいとか、むしろそちらのほうで今後どのように生計が成り立っていくんだろうかと、そういういろんな不安を持っておられますし、また、町内で先日お聞きしたら、車で屋台のような形でラーメン屋さんをやりたいと、おでんも売ったりですね、その居酒屋のない地域、そして食堂のない地域で移動しながらやっていき

たいとか、そういう津和野町でこんなことをしたい、このために住みたいという、そちらのほうを整備するということが、より私は重要ではないかと思っております。

当然、住宅だけつくればいいというものではないということは重々承知されておると思いますが、そのことを、まず定住していく上でのその仕事の確保、そして先ほどさまざまな意見がありましたが、今後、お試し住宅も1,200万でできるということでもありますし、日原の駅前の住宅は、ほぼ町のお金を使わずに建ったということでもあります。

そういうことも十分加味しながら、この事業も、例えば2,000万と決めたならば、例えば、家を建てるときに私が2,000万円しか持っていなくて、3,500万かかりましたと言われても困るわけであります。それは町もやはり同じであります。町の税金を使う限りにおいては、2,000万で建てると言ったら、どこまでも2,000万で建てなければならないというのが、私は鉄則だと思います。下から何か水が出てきたから3,500万になりましたとか、そういうものではやはりないと思います。

やはり業者とも、そういう意味では、2,000万なら2,000万で建ててくださいと、そういうふうな状況をお話しして建てるべきだと思いますし、また、今後のつわの暮らし推進住宅についても、一度立ちどまって考えてみるべきではないかと思っております。今回の質問をしたわけであります。所見があればお答えいただいで、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） つわの暮らし推進住宅のいろいろ問題提起をいただいている

わけでありますけれども、国勢調査、昨年9.2%、前々回が11.4%で、改善傾向にあるとはいいいながらも、依然として高い、厳しい数値といったところであります。

ただ、同時に人口ビジョンを定めておきまして、本町、2060年に4,816人を目標にしようというところであります。で、この4,816人、2060年でありますから、それまで段階段階、どういう人口推移をたどっていくかということもグラフで出してきたという中で、この2015年の段階では本町の人口は7,524人という、それが4,816につながっていくというデータでもあります。

昨年の国勢調査の結果が7,658人ということでもありますから、昨年の段階においては、その4,816人目標値の数値のまだプラス134人ということで、十分ではないながらも、これまでここ数年やってきたいろんなこの定住施策というのが、非常に着実に、成果が出始めているというふうにも我々としては捉えているといったぐあいがございます。歯車が少しずつ好転し始めている状況じゃないかという受けとめ方でございます。

それは、この住宅というものが、この津和野暮らし推進住宅でありますから、入居されて、21人の方々が入ってこられたわけですが、その直接的な効果というものもあります。プラス、やはり我々はこういうつわの暮らし推進住宅というのをもって、いろんな

東京等での定住フェアというところへ出かけて行って、そして、まさにこれを定住施策の核としてPRをさせていただいているというところで、それが本町のこの手厚い定住施策というものの、この魅力をPRすることになります。結果としてそこに興味を持ってもらって、実際そのつわの暮らし推進住宅に入居されなくても、ほかにもいろんな施策をしております。まさにお試し暮らし推進住宅や、空き家の関係も改修補助金を出してもおりますから、そういうほうへのまた入居のほうへもつながっているということで、このつわの暮らし推進住宅のPR効果としての波及効果というものも、非常に高いのではないかというふうに我々は受けとめているところでもあります。ですから、決してこのつわの暮らし推進住宅だけをやろうということではありませんので、今後もお試し暮らし住宅や、空き家補助金等もあわせながらやはりやっていきたい。徐々に効果が今、出始めてるところでありますから、やはりこの方針で、まだしばらくは進めさせていただきたいというのが、私の率直な思いでもあります。

人口減少対策というのは口で言うのは簡単であります、もう長年かけてずっとやってきて今もこの人口減少が起こって、それをもう一気に解決するような、なかなかそのウルトラCのような特効薬もないというのが思いであります、ただここ数年のこの効果は認めている中で、この施策というのも続けさせていただきたいというのが、一つの思いでもあるといったところでもあります。

当然ながら、今住んでおられる、その住宅に住んでおられる方々、公営住宅に住んでおられる方、長年住んでいただいている方もたくさんおられます。こうした方々にも改修計画をつくって、そして順次、改修をさせていただいておりますし、それもまた約1億円近い多額の予算もかけながら進めております。その上で、家賃もできるだけ現行の家賃から、はね上がらないように改修することによって、そういう町としての配慮もしながらやっているということで、長年津和野に住んでいただいている方を、決して軽視をするわけではないということも御理解をいただきたい。その上で、この人口減少問題というのは町の将来にとって大変大切な、経済的にも人口減少が起これば活力を失います。また、文化財や自然等といった、それを次の世代へ残していく担い手も不足をしていくということを、解決していこうというようなところでもあるということでもあります。

このつわの暮らし推進住宅も、まちづくり委員会を5年前から立ち上げてきて、そして、いろんな各まちづくり委員会ごとに事業を進めてきていただく中で、それを担っていく若い次の人材がないという課題の中から始めたという側面もあるわけでございまして、受益者というのは、その入居された直接的な個人であるとともに、そのまちづくり委員会の地域が受益者だという、そういう思いでも進めているといったところでもあるわけでございます。

そうした中で、ただ、だからといって今回のように多額のお金をかければよいというものでもない、これはもう議員御指摘のとおりだというふうにも思っております。たまたま木部地域については、土地で不測の事態が発生をいたしましたので、建設コストが

はね上がってしまったという経過もあるわけですが、今後はやはりそういうことが起こらないように、例えば、土地の取得のタイミングでありますとか、それから土地をやはり事前に調査をしてからのというような、そういうことができるかどうかとか、そういうことをしっかり検討させていただきまして、コストの管理を徹底して、1戸当たりの経費の軽減をする、事業費を縮減する、そういうことを心がけていながら、進めていきたいというふうにも思っているので御理解をいただきたい。

きょうのこの問題提起の論点というのが、議員は、もうこれを中止するべきだという思いで掲げられているのか、見直しをした上でも続けていくべきだというお考えであるのかということが、ちょっとはっきり私ども受けとめ方がわからなかったところもありますが、ただ、もともとこの事業はもう何度も今先ほどから申し上げたという趣旨のもとでやるということと、それを、平成25年のこの左澄・青原を始める前の段階で、議員の皆様にもしっかりとこの事業の趣旨を、内容を説明させていただいて、ある程度コンセンサスを得ながら、そして、それぞれの予算もこれまで認めていただきながらやってきたという中であります。

各まちづくり委員会もそれに基づいて、こういう事業の説明をして、もう既に今後も畑迫や商人地域や、それから枕瀬や小川地域、それぞれから御要望をもういただいてきているという状況というのものもあるわけでありまして、ここで中止をするというのは、各まちづくり委員会にはしごを外すということにもなりかねないというふうに私は思っているといったところであります。そうした中から、コストの管理はしっかり徹底をやるということは、当然お誓いを申し上げなきゃならないと思いますが、その上で、この事業の継続ということについては何とぞ御理解をいただきたいと、そのように思っているところであります。

それからもう一つ、済いません。

いわゆる住宅だけではありませんので、帰ってきた方々が、やはりこの生計を立てるとかそういう面であります。そうしたまちづくり委員会については、いろんな生活のお世話というのは、お願いもしているわけでありまして、特にIターンで来られた方は、この津和野町の地域や文化を知られないわけで、そうしたことが早くなじんでいただくようなこともまちづくり委員会にはむしろ一緒にやってもらいたいとお願いもしております。そしてまた、生計を立てていくための農業や林業、あるいはいろんな企業誘致、そうしたものもしっかり町として、これについても責任を持って同時進行で進めていくということは、しっかりやっていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） この事業については、全く意味がなかったとかそういうふうには言ってるわけではなくて、非常に事業費がかかり過ぎているというその指摘をしておるわけでありまして。

やはり、先ほども申し上げましたが、私が2,000万しか持ってないのに、家を建てて3,500万以上の請求がされたらどうなるか、大きな借金を抱えてやっていかなきゃいけない。それは、先日課長も言われましたけども、1,500万で家を建て、500万で土地を取得するという、そのラインはもうこれ以上は出せませんよという、きちっと業者ともそういう話をして断っていかなければ、次から次へと補正補正で、予算が雪だるま式に膨らんでいくような形ならば、僕はとても財政がもたないと思いますので今回指摘したわけであります。

その点について、つわの暮らし推進課長の、町長でも結構ですし、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどの私の回答の中にもお話をしたつもりではありますがけれども、コストがはね上がるということが今後はないように、やはりしっかりその辺のやり方というものも再検討しながら、徹底をして事業費が膨らまないように、このことは肝に銘じながら、この事業を進めさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時5分まで休憩といたします。

午前9時54分休憩

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆さん、おはようございます。6番、丁泰仁でございます。

本日、通告に従いまして、3項目の質問をいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

第1項目ですが、三重県明和町観光施策と当町観光施策を比較して思うことで。

去る10月31日から11月2日まで、議員研修旅行としまして三重県明和町を視察してきました。この町は、当町と防災、文化、歴史に関する協定を結んでいる地方自治体の一つです。また、この町も昨年、当町同様に日本遺産に認定された町です。

この町は、三重県の中央部に位置し、西は松阪市、東は伊勢市と隣接し、人口2万3,000人の大きな町です。地形として、南部は丘陵地帯、中央部から北部は平野、北は伊勢湾に面しています。広々とした田園風景が広がり、豊かな海産にも恵まれています。

ところが、この伊勢湾に面していることがこの町の、今、一番の頭痛の種になっています。東北大震災以来、いつ何どき襲われるかわからない津波の恐怖に、日々さいなまれています。特に、この地域は近い将来起こると言われています、いわゆる南海トラフ大地震の中心領域にほかならないからです。沿岸部から中央平野部の海拔が5メートルという、山一つない非常に恵まれた田園地帯ですが、このことがむしろ災いし、沿岸部の地価は暴落、奥地へ住居移転する人が続出するありさまということです。当町から見ますと、農業が主産業というだけあってうらやましい限りの田園風景ですが、いろいろ事情があるものだと感慨深い思いでした。

さて、この町の日本遺産認定のゆえんは、幻の宮とも言われる齋宮があった場所として、全国に知られることです。飛鳥時代から南北朝時代にかけての約660年間、卜定という占い方法で選ばれた未婚の皇族女性が、都を離れて伊勢神宮の天照大神に仕える日々を送るという制度が行われていました。国の平安のための神に仕えるという特別な務めを担う皇族女性は齋王と呼ばれ、その齋王が日々を送るためにつくられたその特別な場所には、齋宮という名がつけました。現代の発掘や延喜式などの記録書物からその概要がわかってきました。その規模は、東西約2キロメートル、南北700メートル、碁盤の目状の区画と道路、伊勢神宮の社殿にも類する100棟もの建物。この齋宮には、齋宮寮と呼ばれる役所に勤める官人を中心に、女官、雑用係など総勢500人以上の人々が執務をしていたと考えられています。これは当時、諸国を治めていた国府をしのぐ規模の大きさでした。

明和町は昭和54年3月、国の史跡指定を受け、今日まで齋宮発掘調査を続けています。このような歴史資源を活用した観光振興から、魅力あるまちづくりとして活性化を目指しています。国、県の財政支援を得て、これまで平成元年の齋宮歴史博物館を皮切りに、平安当時をしのばせる環境づくりが進められ、復元建物、正殿、脇殿などが竣工し、平安時代へタイムスリップさせ歴史ロマンに浸ることができます。今後、伊勢神宮の外宮、内宮とともに齋宮を3点セットで観光宣伝に努めるとのことです。町にはいまだ宿泊施設もなく、観光地づくりとしては将来楽しみな基礎ができ上がったところに思えます。

一方、当町の日本遺産認定の観光施策はといえば、津和野百景図を中心に組み立てられています。江戸時代後期の津和野藩の様子が、藩主の生活から城下市民の風俗まで描かれており、今昔の町並みがビジュアルに楽しめ、今、復元するならば、莫大な財政的労力を費やしかねない貴重な歴史的建造物及び伝統文化史跡が現存しています。鷗外旧居、西周旧居、養老館、城山跡、鷺原公園、流鏑馬馬場、永明寺、本町通りの伝統的建造物群などなど。また、近年建設されました鷗外記念館、安野光雅美術館、イエズス教

会などの建造物は、当町を代表する文化、歴史、美術の価値の宝庫であり観光誘致資源であります。当町の観光知名度も全国的に知れ渡っております。宿泊施設もそれなりに備わっており、昨年は、津和野地区85万人、日原地区32万人の観光客入り込み、4万人の宿泊者の実績があります。また最近は、インバウンド客の来町、宿泊もふえ、一応観光地の面目を保っています。

問題は、明和町など他自治体に比べれば、これほどの観光資源を抱え実績を積みながらも、表面的な数値にかかわらず、町内各商工業者の経営実態は非常に厳しい環境に置かれていることです。まだまだ観光客誘致が不足しているのでしょう。

原因は、イベントなどの観光誘致における宣伝広報の不足か、観光資源に観光を呼び込める魅力がないのか、全国的に経済不況のせいで観光客が減少しているのか、一概にこれだと決めつけるわけにはいきませんが、絶えず観光情勢に気を配り、原因を究明する必要があると思います。

さて、質問ですが、1、日本三大芋煮会の成果は、費用対効果の観点から得たものはいかがであったか。また、今後の方針はいかがか。2、今後、当町で歴史的建造物あるいは史跡の復元計画はありますか。お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

三重県明和町観光施策と当町の観光施策に関してでございます。事前に通告をいたしておりました質問の項目の1番目と2番目が、先ほどおっしゃられたことが変わっておりますので、事前の通告に基づいて、1番目については建造物、史跡等の復元計画、2番目として日本三大芋煮会の成果ということで御回答さしていただきたいと思しますので、了承いただきますようお願いいたします。

まず、文化財の整備事業は、大きく修理と復元に分けられます。修理は、経年劣化した現存の建物などを当時の形に直すことであり、復元とは、失われて現存しない建物などを新たに当時の形に建て直すことなどを指します。文化財の整備は、一般的には修理であり、国史跡において建造物などの復元が行われる場合には、文化庁の復元検討委員会で厳しい審議が行われ、復元根拠が明確である場合に限り、復元が認められることになっております。

現在、津和野町の文化財整備において復元を計画しているのは、歴史的風致維持向上計画における津和野藩邸跡・公園整備事業計画のみであり、津和野城の大手門と庭園の復元を行う計画です。ただし、この事業を実施するためには、津和野高等学校の寮や町営住宅の移転が前提となるため、現時点では困難と判断しております。なお、現在着手している藩校養老館修理事業や津和野城跡整備事業では、新たな建物等を復元する計画はありませんが、まずは、現状の建物や石垣の修理を最優先に取り組んでいく予定でございます。

続いて、日本三大芋煮会につきましては、交通新聞社発行の月刊誌「旅の手帖」の中で、山形県中山町、愛媛県大洲市及び津和野町の芋煮を、三大芋煮として紹介されたことがきっかけで、平成26年度より芋煮を通じた食文化の交流、観光振興を目的としたイベントを実施いたしました。

今年度、本町で実施した日本三大芋煮会 in 津和野につきましては、地元の飲食店や商店会、住民団体等で結成した実行委員会において、企画、運営を実施し、当日は多くの事業所や住民の皆様にご協力いただいたところでございます。広い駐車場等の限定されたスペースに集中せず、町なかを広く回遊する会場設営としたことで、地域一体となり、近年にない入り込み客が来訪し、芋煮を軸としたイベントを実施することができたと考えております。

本町では初めての試みでもあり、一概に経費対効果を出すことはできませんが、県内や広島、山口を中心としたテレビコマーシャルやラジオ等での宣伝広告、PRキャラバン隊派遣、山口県のスーパーマーケット丸久グループ店舗における津和野フェア関連PRなど積極的に実施し、5,000人を超える来場者を迎えることができました。前述のとおり、殿町・本町通りを広く会場とし、同地区商店を初め町内事業者のテントブース参加、町内全域から福引協賛店舗を募るなど、他地区も含め地域経済に直接・間接的な効果が見込まれたと考えております。

今後の方針につきましては、一過性のイベントで終わることなく、継続的な経済効果等を求めていくため、具体的な行動指針となる日本三大芋煮・いもたきに関するアクションプランを3市町が連携して策定する予定です。これにより、観光ブランド価値の相乗的な向上及び長期的な地域経済の活性化を図り、観光入り込み客の増大、里芋ほか地域資源の市場開拓など、観光・農商工振興に寄与することを目指してまいります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） まず、1番目の質問に対しまして。

史跡の復元計画は現在のところ、いろいろな諸般の事情がありまして、ちょっと現在難しいんだと。しかし、ある程度何年度ぐらいをめどに、もしやる気があるならば目標をたてなきゃいけないのではないかなあと。それは財政的見地から、それとか、今もろもろ諸般の事情を解決しないとできないのはわかるんですが。どれぐらい、今の現状ですと10年先になるのか、ちょっと遠い向こうになるような気もしますが、ここら辺がどういうふう考えられておるかということですが、まず、これからお答えをいただきましょう。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、質問の内容にあります復元という部分については、いわゆる藩庁跡、それから、城山のいわゆる入り口になる大手門、そこらあたりの復元を計画をしております。これは、歴まちの事業の中で復元計画をしております、事業のものを持っておりませんが、平成30年度あたりから具体的な動きをする

予定で、当初計画しておったところでございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ここの敷地に現在、県の高校の寮が建っております、ここの部分が、寮が改定されない限りには、まず大手門というのは復元ができないという状況でございます。それから、町営住宅につきましても、いわゆる住居に住んでおられる方がまだまだたくさんおられますので、ここが、全体が、住宅が立ち退かない限りにおいては、復元ができないという、そういった事情でございます。

当初、計画の中では、そこを立ち退いていただいて、あるいは高校の寮についても別に移動していただいてというイメージの中で計画をしておりますけれども、現実、高校の寮につきましては既に、県としては、現在のところは動かすつもりがないということ、を、ことし、回答をいただいております。その辺のところ、現実的に何年先という目安が立てないというのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） なかなか難しい問題を含んでおりますので、それ以上は申し上げます。

2番目の芋煮のことですが、確かに、私も3カ所をいろいろ食べ比べまして、このたび我が町の芋煮のすばらしさというものを実感しました。まさにすばらしい。ほかのところもすばらしかったけど、我が町の芋煮ってのは、これはどこに出しても恥ずかしくない非常に立派なものだと、そういうふうに思いました。

それで、いろいろ観光客、それから町の人、その後いろいろちょっと感想を聞いて回ったんです。それはちょっと後にしまして、この芋煮に対して商工観光団体は、何を期待してたかといいますと、やはり、この際いろいろな大変多くの方が御来町していただける、そして津和野中を、全域を、観光施設を中心に見てもらって、再度津和野のよさというものを味わってもらいまして、リピート客もふやすとか、そういう期待。それともう一点、やはり経済効果ですよ。回りにましてどっかで、全域で、お土産を買ってもらおう、あるいは食堂に入って食べてもらおうとか。そういう経済効果をやはり期待してるんですよ。だからそういう点で、私は、どうだったのかと思うんですが、観光客の意見を聞きますと、行列で、整理券を獲得するための行列で、もう待たされてうんざりしたと。それで観光はできなくなったと。それでおまけにちょっと雨が降りましたよね。さんざんな目に遭ったんだという方も意見がありました。そこも考えますと、整理券か、どうかならなかったのかなあとも思います。それから、やはり商店の方々は、何かこの、しっかり購入してもらえないかと思ったんでしょうが、全くそういうあれはなかったという話が出ていますね。そうしますと、私がここで質問しました費用対効果ね。我々町として1,000万近い金を費用出してね、効果っていうのは確かにたくさんの人來られましたし、いいところも効果あったと思うんですが、そういう狙いをしてたんです。商工観光者が狙いをしてたところの効果が、やはりどうだったのかというのを聞きたかったんですが。そのイベントの後にアンケートか何かとりましたか。いろいろ

るイベントに対する、特に商工観光関係の方々のアンケートちょうのは必要だと思うんですよ。それとりましたか。ちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御質問の内容についてでございますが、まず、アンケートについてでございますが、大変大きいイベントにもなりまして、決算が全てまだ終わってない部分がございます。これあたりを詰めまして、最終的には総括をする反省会を実行委員会としても行いたいというふうに思っておりますので、その中でまた、御意見を集約していきたい。なかなか会場につきましては、あれだけのちょっと想定を超える方がお並びをいただいたようなことございまして、アンケートということまでなかなかならなかった、後で考えると本当そういうあたりも配慮すべきであったという思いがございます。

ただ、並ばれた中で、待ち時間でなかなか観光できなかったというお声もあったというところでありますが、我々も2回目ぐらいからの券の配布の時間帯からは、芋煮の整理券の受付券のまたその整理券をお渡しすると。それをまず列の皆さんにお配りして、ここまでは次の芋煮の回で食べれますんで、またこの時間に御集合くださいということで、皆さん1回並ばずに別れることができるような対応は、途中からはさしていただいたということです。それと、どうしても芋煮の1回のキャパが300ぐらいということになっております。どうしても鍋の大きさもございまして、その中でやるとどうしてもああいう受付券を配らざるを得ないのかなということの一つでございます。

それと、今回の経済的な効果でございますが、それに並んだ時間とかたくさん多くの方お越しいただきましたが、そういったところで、なかなか初めてということで、あったかもしれません。

ただ、私どもが聞いた中では、一つこれは大きな肝にもなる部分じゃないかと思うんですが、今回の会場以外の商店街から、テントを本町通りに設置をされて、出張してきて販売をされた事業者さん、さらには、各お店の前に商品を並べて、試食なりをしてお食べいただきながら、お客さんに紹介をされた店舗さん、それから、積極的に従業員の方が出られて呼び込みをされて、お店の中へどうぞどうぞというようなことをされた事業者さんにおかれては、今回広く町なかを会場にしてもらったということで大変よかったというお声をいただいております。ということは、やはりこういうイベントを主催者側、実行委員会も行いますが、これを一つの商売、商機と考えていただいて、ビジネスチャンスと考えていただいて、やっぱり1歩踏み出していただいて、事業者の皆さんも何か工夫をされるということも必要だったのではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。いろいろな意見がありますので、一概にこれだというふうに決めつけるわけにはいきませんが、私が申し上げましたのは、そういう意見もあるということ、今、課長、お答えになりました意見も、それはそれであると思えますけど。テントを張られたお店の方は、前で売られて自分とこの商品は一向に売れませんでしたと、こういうお話もあるわけです。だから、テントに出張されてきた方はそこでしっかり経済効果を受け、そして表に張られて自分とこは全然なかったという、これは一種の被害的な意見でございます。それはよいとしまして、この質問はここで置きます。

2点目にまいります。

2点目は、米国新政権と我が国及び当町の経済活動に及ぼす影響についてでございます。

去る11月9日、米国新大統領に世界中の大多数が予期しなかった、トランプ氏が決まりました。選挙中の公約から、今後、我が国に与える数々の政策の影響を推測しますと、来年度はいろいろ前途多難な年になりそうです。

特に、日米通商条約、日米安全保障条約関連ですが、我が国が成長戦略の柱として最重要視してきました、また、国会におきましても、先般12月9日承認可決しましたTPP条約の発効が絶望的になってきています。

トランプ氏は、来年1月20日大統領就任日に、TPP条約離脱通告することを、1月21日に意思表示をしました。米国抜きのこの条約の価値は無に等しく、我が国政府も条約発効の不透明さを認めざるを得なくなっています。

また、トランプ氏は、これまでのNAFTA北米自由貿易協定、FTA二国間条約などの自由貿易協定が、米国の労働者を失業に導き、ひいては国を貧困化させたとし、これらの条約の見直し、離脱を公約しています。そして、自由貿易から保護主義貿易に政策を転換しようとしています。

このたびの選挙勝利の要因は、これまで民主党支持者であった中西部州の白人労働者の離反にあったと言われていています。この地域は、かつて自動車や鉄鋼の町として栄え、現在は、多くの職場を失われたラストベルト、さびついた工業地帯と呼ばれるに至っています。今や自由貿易のため、自動車は日本に、鉄鋼は中国に産業を奪われています。また、カナダ、メキシコと結んだ北米自由貿易協定により、メキシコからの低賃金労働者の移民により、これら国内の白人労働者の賃金を下降させ、また、職をも奪い多くの失業者を生んでいる現状です。貧富の格差・拡大の元凶が、まさに各種の自由貿易協定から生じているという例示です。

さて、この米国の通商形態の変更が生じ、自由貿易政策から保護貿易政策に転じると、今まで円安、株高で経済を安定させてきた我が国の将来は、米国のドル安、株高、高関税誘導により、自動車産業を先頭に輸出産業は大打撃を受け、国内景気はインフレモー

ドから一気にデフレスパイラルに逆戻りし、消費の低迷から企業の倒産、労働者の失業増加へとつながりかねません。

我が国においても既に、著しい貧富の格差に対する懸念がささやかれています。大統領選挙結果により知らされた、まさに米国で起きている異常な貧困の現象が、我が国においても顕著となるおそれがあります。

また、安全保障条約関連に至っては、在日米軍基地の負担金の加算圧力が生じそうです。我が国財政逼迫の折、防衛費他分野のバランスが心配されます。

最近の新聞紙上によりますと、既に、財政逼迫の折から、来年度の政府予算において地方交付税の交付額が抑制されそうです。年金も物価上昇にかかわらず、給料額の上下に比例して支給される年金抑制改革法案が可決されました。さらに、高齢者に対する社会保障費、特に介護費用も所得に応じて負担率を増加させるなど、あらゆる分野で国民負担が増加し緊縮財政に転換しそうです。

我が国を取り巻く政治経済の外的要因と財政的見地からの内的要因の変化を考えると、前途に生活の不安を思います。生活保護受給者は、最近全国的に200万人を突破し、受給者別に見ますと、高齢者、母子家庭が多く、最近、不景気による失業者の受給率も高順位を占め、増加していると言われています。

こういう経済環境の変化に鑑みて、いま一度、当町の経済活動及び社会福祉政策について質問をいたします。

1、失業などから生ずる生活困窮者及び生活保護受給者などに対する現状と将来増加した場合のセーフティーネットの対応はどうか。2、今年度の当町の土木建設事業などの公共工事額は、災害復興費そのほか、それぞれ最終的に幾らになる予定か。また、来年度の建設土木などの公共工事費の予定額は。3、当町来年度以降の主な観光事業に対する計画予定は。継続、新規事業にかかわらず説明をしてください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、米国新政権と我が国及び当町の経済活動に及ぼす影響について、お答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。失業等から生じた生活困窮者や生活保護受給者からの就労相談については、本年度5件程度であります。

議員御指摘であります米国の大統領交代に伴う町内での企業倒産や失業者の増加等については、現時点において、正直なところ予想つきませんが、仮にこのことに起因した生活困窮者等からの相談があった場合には、生活困窮者自立支援事業の相談窓口となっている、津和野町社会福祉協議会と就労支援員を配置している福祉事務所が連携し、益田公共職業安定所や町内の雇用が可能な会社への求職活動等、できる限りのあっせん支援を行っていく考えでございます。

二つ目の御質問であります。12月議会に提案しております補正予算を含め、今年度の建設課工事請負費が1億7,400万円、災害復旧事業費が2億7,000万円、合計4億4,400万円となります。

ただし、今後この予算額よりもさらに増加をいたします。現在わかっているものでは、ことし9月に被災した林道災害復旧箇所があり、今後査定を受け補助金が確定した後に、工事請負費の予算を計上する予定です。

現在までの平成25年災害に関する総事業費は43億8,100万円、そのうち工事請負費が29億7,800万円、このうち補助分21億1,500万円、町費分8億6,300万円でございます。このほか、平成27年災害1,400万円、このうち補助分が1,200万円、町費分が200万円、平成28年災害5,300万円、このうち補助分が4,300万円、町費分が1,000万円となっております。

次に、新年度の土木関係工事請負費についての御質問であります。予算編成前であり、明確に金額を提示することができませんことを御理解いただきたく思います。しかしながら、災害復旧工事において御尽力をいただいた町内建設業者に対して、急激な公共工事費の減少が起きないように、財源確保に努めていかなければならないと認識をしているところでございます。

三つ目の御質問であります。平成29年度についても引き続き、日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」のストーリーを核とし、津和野観光の弱点である滞在時間の短さを解消するため、まち歩きプラン・案内体制の充実、多言語化にも適応したサイン整備等を進めてまいります。

観光の大きなイベントとしては、JR西日本が実施する山口ディステーションキャンペーンがあります。来年の9月から12月が本番となりますので、津和野町も加盟する「おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会」と連携した事業を行います。特にSLが、C57からD51へ変更になり、新たな客車が導入されることが既に発表され、期待も高まるところであります。駅舎公衆トイレの改修は、キャンペーンまでには完了し、駅前周辺整備についても並行して事業を進めていく予定でございます。

また、平成30年は同じくJR西日本の山陰ディステーションキャンペーンが行われる予定です。島根、鳥取を中心とした協議会の主催する事業と連携した取り組みを行うとともに、お客様の受け入れ体制についても万全を期したい考えでございます。

今年度実施しました日本三大芋煮イベントについては、三市町で調整の上、三大芋煮のアピール度を生かし、従来の芋煮と地酒の会をより魅力化して実施できないか、関係者とも模索をしております。このように、季節ごとに核となるイベントを定め、食と関連させたキャンペーンを戦略的にPRすることで観光入り込み客を増加、回遊させるべく、観光協会・商工会・町で企画立案に取り組んでまいります。

最後に、津和野町観光振興計画の見直しの作業に入っており、3月をめどにまとめていく予定です。これまでの事業の評価を行いながら、課題等について整理を行い、いい

ところは継続しつつ、国の示す「明日の日本を支える観光ビジョン」にも合致した取り組みを進めていくことも必要であると考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、1番目の質問に対しまして、今、御回答ありましたが、今のところではぴんときないと。米国、遠いところで経済政策が当町にどういうふうに及ぶのか、それはもう見当もつかないことで、我が国の経済界自身が1月20日以降のトランプ政権の政策に、今、戦々恐々としまして、全く不安定、不透明というのが現状でございますので、これもどうなのか、はっきりこういう失業とか倒産が生じなければそれにこしたことはないと思うんですが、私はここで一応心配したのは、もしトランプ政権の政策いかにによりまして、我が国の経済に非常に、余りよくない現象が起きてきました場合に、我が町でも住所は当町に置きまして、要するに近隣の市、益田、山口のほうへ製造業あるいはITの産業関係に働きに出ている方がいらっしゃるわけです。そういうのを聞きますと、もし、そこら辺に経済的な不況が押し寄せまして、そこら辺の工場が倒産とかそういう憂き目に遭いましたら、要するに、今そこに働きに出てる人たちに、こういう失業とかそういう現象が起きてきた場合はどうなるのかなど、そういうのを想定しましてこういう質問を入れたわけですが。いずれそういうことが仮に起きても、ちゃんと整えているんだというような回答だと思いますので、ここはそれでいいんじゃないかなと思います。

2番目です。土木建設そのほかの公共工事です。今の国内の経済状況とも絡んできて、いわゆる地方交付税も禁止されますと、いろいろ補助金そのほか当町の予算に影響しますと、公共工事に対しましてもどんどん緊縮になってくると思うんですが。

特に、当町は3年間、過去26、27、28、3年間の間に、災害、特需と言ったらあれですかもわかりませんが、災害特需的な事業が44億ですか。これは3年間ですか。26、27、28年で、今年度現在っていうのは今年度までですか。3年間トータルで44億ですか。43億か。3年間トータルで災害総事業費43億ということなんでしょうね、これは現在だから。そうしますと、これ3年で割っても単純に十数億の、要するに特需が出てくるわけです。そしてこれが、一挙に今年度、既に3年経過しまして来年度以降これがなくなるということになりますと、通年の、要するに土木建設事業費ということになりますと、大体この災害起こる前、ちょっと調べてみましたら、平成25年度も4億弱ぐらいかなあとも思うんですが、そこら辺に戻っていくわけですよ。そうしますと、十数億あった余剰の工事がぐっと縮まると。そういうことで、そういう関係の方々どうなるんだろうと。また災害前のちょっと逼迫した現象に戻るんじゃないかと、ちょっと不安を抱えてられますので、私、質問してみましたけど。

御回答に、急激な工事が減るようなことは抜きに、財源確保に努めるんだということですので、ここはそれを今どうのと言うことはできませんが、しっかり気を配ってやってほしいなとそういうふうに思います、この件は。

観光のほうも、これもやはり経済的な影響が非常に強いので、国内経済的な環境が非常に不況に陥りますと、当町観光地へ来る人たちの数もずっと減る。そういう点でちょっと不安を覚えるんですが、そういう点で、どんどんイベントなりキャンペーンなり、今ようやく軌道に乗りかけました日本遺産のそういうものを基本にしまして、向こう、せめて政府が目標としてます2020年オリンピック、向こう4年間は、ずっと上向きに観光施策を継続してほしいなど。そういう意味で、いろいろどういことをやるのかなということで、ちょっと聞いてほしいということですので質問をさせていただきましたが、今いうようなところでぜひ、上げ潮に持って行ってほしいなど、そういうに思っております。

それじゃあ、この質問はこれで終わります、最後、いいですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変重要な問題提起もいただいておりますので、時間とってもしませんが、回答させていただきたいというふうに思っております。

まず、今のトランプ政権、選挙が終わってむしろ実際、現在、円安、株高になっているというような状況も起きているということでもあります。

特に、地方交付税がその前年度の税収、法人税等のそのところに大きな影響があるということで、実は、この28年というはずっと円高、株安でしたので、今まで順調に伸びてきた税収が一気に低くなってしまってる。それが来年度の地方交付税に大きく減額で影響しようとしているというからくりであります。それが、現在が円安になって輸出業者中心に、恐らく企業収益は伸びてくるということが期待をされています。そういう中で、来年度の地方交付税はどこまで盛り返せるかというところもあるかというところも期待をしております。

ただ一方で、御指摘のように実際1月20日に政権が発足してどういう状況になるか、また一転、急転直下、円高、株安になるかもしれないという。企業業績も下がるかもしれない。そういう部分はしっかり配慮しながら、また本町への影響というものも十分考えて、対策というのも考えていきたいというふうに考えております。

それからもう一つだけ、今の公共事業の関係であります。これについては経済の活性化という観点、それから雇用がやはり土木業者が確保していただくという観点、それから、災害時にやはり頼りになるのは地元の業者であります。そういう面からも災害後において、一気に事業が減るといことがないように留意していかなきゃならないというのは、議員御指摘のとおりだというふうに思ってます。

特に、今影響をしてるといのか課題を感じてるのが、社会資本整備交付金という国からそういう交付金をいただいて本町の公共土木事業も進んでいるわけですが、ここ数年の間の動きとして、この社会資本整備交付金が国から相当減額をされてきているというところにも課題を見ているといった状況でございます。我々としましても、国交省等へいろんな道路等の要望で行くわけですが、国交省も、要は財源の確保が難

しいから社会資本整備交付金を減額をせざるを得ないという回答でございまして、むしろ我々からしっかり財務省やあるいは国会議員さん等に、この社会資本整備交付金の確保をお願いをしてほしいというようなことを、国交省から要望も逆にされるといような状況になっているということでもあります。これはもう津和野町だけの問題ではありませんで、全国の地方が、この社会資本整備交付金が減らされてきている中で、公共土木事業費が減っていつているということでもありますから、今後もその辺をしっかりと我々としても、財務省や国会議員をお願いをしていきたいと思っておりますし、あえてきょう回答で出させていただいたのは、ぜひ議員の皆様方にも、国会議員さん等はいろいろなネットワークもお持ちであろうかというふうにも思っておりますので、そうした町内の公共土木事業等の実情も議員の皆様方からもお伝えをして、いろんな声を上げていくという意味で、社会資本整備交付金の確保に向けてやはり御努力をいただきたい。ということで我々も執行部も頑張りますし、議会も両輪となって、本町のこうした経済への振興につなげていけるんじゃないかとそんな思いでもございますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。努力するようにしましょう。

それでは、最後の質問でございしますが、観光行政一般につきましてですが。今年度予算上程されました殿町通りの観光関連工事に養老館、カトリック教会などがありますが、近々、養老館などの大改修が始まります。また、カトリック教会の工事は完了したみたいですが、この殿町通りは、当町の一番の観光スポットです。冬期とはいえ、この通りの景観が工事中に損なわれ、観光客に与える負の影響ははかり知れないものがあります。

また、養老館の改修に至りましては向こう数カ年の年月がかかりそうです。商工観光関連業者及び町民の関心は非常に高いものがあります。この殿町通りで来年8月15日の盆踊り大会を、亀井氏入城400年記念事業とあわせて観光イベント化し、400年盆踊り大祭として実行するとの話を聞きます。

また最近、インバウンド客が非常にふえています。この人たちに親しまれる観光地づくりをなお一層心がけなければなりません。

これらのことに関しまして、質問をいたします。

1、町民および観光関連業者へこれらの工事に関する説明会を開催しましたか。これらの改修工事の予定期間はそれぞれいつまでか。また、工事中の観光に対する負の影響の打開策は考えていますか。

2、亀井氏入城400年記念事業と盆踊り大祭に関する概要と実行委員会立ち上げの計画及び進捗状況はいかがか。また、文化事業として国の補助金が望めるものか。

3、森鷗外記念館、安野光雅美術館、日本遺産センターなどの観光施設におけるWi-Fi設備及びパンフレット案内表示の多言語化は完全であるか。

こちら辺をお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光行政一般についてお答えをさせていただきます。

まず、藩校養老館及び殿町土堀の保存、修理工事についての説明会は、11月21日町民センターにおいて、町民及び商工観光関連業者を対象に開催いたしました。工事の予定期間は藩校養老館については、平成30年6月30日まで、殿町土堀については平成29年3月31日までを予定しております。工事期間中は現在の修理状況を知らせる説明板を仮設構造物に設置するなど、観光客に配慮していきたいと考えております。

また、鯉はできるだけ下流域に移すとともに、工事の進捗状況に応じて可能な範囲で修理工事現場を公開するなど、修理工事を観光面でマイナスとしてではなく、伝統的建造物を修理、活用するという本町の理念を含め観光の一つの素材として捉えるプラスの要素として活用していきたいと考えております。

また、日本三大芋煮のアピール度を付加した芋煮と地酒の会、新酒の仕込みと酒蔵鍋、流鏝馬神事に合わせた春の山菜フェアなど、季節ごとに核となるイベントを定め、季節の食と関連させたキャンペーンを戦力的にPRすべく、観光協会、商工会、町で協議、検討しております。これにより観光入り込み客を増加、町なかを回遊させ、殿町地区以外の魅力的な観光スポットへの誘導を図りたいと考えております。

二つ目の御質問であります。来年2017年は亀井氏入城400年及び津和野踊り400年の記念の年となります。城下町である津和野にとって節目となる記念事業を開催したいと考えております。具体的な内容については、実行委員会の中で決定していくこととなりますが、亀井氏入城400年記念式典、津和野踊り400年記念事業、郷土館での亀井氏関連展示、歴史講演会、鳥取市鹿野との交流事業などの開催が考えられます。これらの事業にあわせて鳥取市にある亀井家初代茲矩墓所と津和野にある亀井家墓所及び菩提寺であった永明寺について来年度の国史跡指定を目指して、文化庁など関係者と現在協議中です。

なお、実行委員会については年内に準備会を開催したいと考えており、今年度中に正式な実行委員会を設立予定です。これらの事業内容の一部については文化庁の補助事業である地域文化遺産総合活用推進事業で実施可能なものもあるため、採択に向けて応募したいと考えております。

三つ目の御質問であります。森鷗外記念館、安野光雅美術館、日本遺産センター等の観光施設におけるWi-Fi設備につきましては、現在民間のソフトバンクで設置している設備のみでございます。外国人の観光客へのおもてなしの一環としてもWi-Fi設備につきましては、早急な対応が必要であり観光主要スポットの屋内外については、観光庁の事業を活用し整備を行うため、事業要望を提出しております。

パンフレット、案内表示の多言語化につきましては、日本遺産センターでは翻訳版を作成しておりますが他の施設では作成しておりません。現在、日本遺産センターにおいて外国人による外国人のためのパンフレットの作成を行っております。

また、案内表示についてもモニターツアーを実施して課題を整理しておりますので、今後のサイン整備に生かしていき、導入の方法や必要性を今後検討してまいります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 1番目の養老館。工事期間中に一番私が懸念されるのは、工事中あそこが壁を覆うと思うんです。そのときに何らかの景観に合ったそういう工夫で壁ちゅうか、そこを工事現場を覆ってほしいなとそういうことなんです。この前デザイン画か何かで覆うんだということなんで、ちょっとほっとしているんですが、くれぐれも景観に合ったそういう色合いでそこを覆って行ってほしいなと、そういうふうに思います。

殿町の土塀っていうのは、これは下間さんところですか。どこの土塀のことですか。殿町土塀っちゅうのは先ほど書いてあった。（「教会のへり」と呼ぶ者あり）教会のへりですか。教会じゃなく。教会のへりですか。はい、わかりました。

そういうところをくれぐれも丸出しにするんじゃないで、修理、何かで必ず囲うっていう。それも景観を損なわないようなもので囲いをして行ってほしいなとこういうことでございます。

あと、盆踊り大祭です。亀井氏の入城400年、それから盆踊り大祭という。これは非常に大きな、今年度日本三大芋煮っていう大きなイベントがありまして、これに匹敵する以上に来年度は当町をかけて、大イベントに仕立てなければいけないと思うんです。それを今から8月ですから、年明けてすぐ実行委員会等立ち上げる予定みたいですので、ぜひ、補助金の申請も行っているということですね。そういうものを合わせまして大成功させなければいけないと思いますので、綿密にやって行ってほしいなと、そういうふうに思う次第です。

あと、三番目のインバウンド対策で、Wi-Fi設備とそれからやっぱりパンフレット、案内表示の多言語化です。これは昨年、一昨年あたりからインバウンドどんどんふえてる言うけど、結局そういうところの対策は、ふえたらこれが必要なんだって先に手を打っていかなくちゃいけないんです。つまり先行投資です。どれぐらい予算かかるかわかりませんがこら辺こそ早く手を打って、そしてインバウンド方々に親しまれる、そういうその環境づくりを今せっかく乗ってきているんだから、早くこれつくってあげるとしなくちゃいけないと思います。来年度の予算どっかへ回してでも押し込んででもこれを優先的にやってほしいなと、こういうふうに思いますがいかがですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございますWi-Fiでございますが、おっしゃるとおりでございます、そういう思いもございまして回答にもござい

ますが、観光庁へ事業要望しております。観光庁、国土交通省さらには文化庁というものが一体となった国のモデル事業という中でも、津和野町、五つの地区の指定をいただく中の一つに入りましたので、その上では何らかの好印象といいでしょうか、そういうあたりについてもある程度の事業採択についても、ある程度は優位に見ていただけではないかというふうに思っておりますので、我々も努力をしまいたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それじゃあ、早速に実施してください。

ということをご期待して私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序3、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

2項目、今回質問いたします。まず1項目めですが、予算の枠配分と組織機構についてということで質問させていただきます。

近年、新年度予算は枠配分方式での査定となっておりますが、29年度の新年度予算についてもその方向で査定されていかれるのか、お伺いします。

文化財関連の予算は、その中でも、教育予算の中で大きなものです。同じ教育予算の枠の中で、学校教育や人づくりに関する予算もあります。一方で、幼児教育については、幼稚園のない我が町では、福祉課が担当課となります。教育委員会は、0歳からの人づくり事業や芸術士派遣事業など、課を横断しての取り組みをされておられますが、その成果と課題をお伺いいたします。

観光課の歴史まちづくり推進係と教育委員会の文化財係など、兼務という形での事務分掌となっているものが何件かあります。組織機構の見直しが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

予算の枠配分と組織機構についてでございます。

現在、平成29年度予算編成作業を行っておりますが、議員御指摘のとおり、新年度も引き続き、一般財源枠配分方式による予算編成に取りかかるよう指示をしたところでございます。

本町の平成27年度の一般会計決算状況につきましては、実質収支は1億3,313万6,000円の黒字決算ではありましたが、経常収支比率は87%と、財政構造は硬直化した状況が続いております。

歳入につきましては、依然として人口減少傾向に歯どめがかからない状況が続いており、アベノミクスの波及効果が実感できない本町経済において、自主財源の根幹をなす町税の大幅な増収は見込めない状況であります。

また、地方交付税におきましても、総務省の概算要求出口ベースでは、前年度比マイナスの4.4%となっており、加えて市町村合併による地方交付税の合併算定替特例期間が本年度より段階的に減額され、本町の中期的な財政運営は非常に厳しいものとの認識を持っております。

一方、歳出については、少子高齢化の進展により、社会保障費や扶助費のさらなる増大が懸念されるとともに、重要懸案事業等もあることから、予算全般にわたり施策の「選択と集中」を徹底した上で、限られた財源を有効かつ重点的に配分する方針に基づき、予算編成を行うこととしております。

二つ目の御質問であります。0歳からの人づくり事業については、のびのびファイル・ブックの作成・配布、親子読書会など、保健師や福祉部局と連携しながら事業を実施しており、今後さらに連携した活動を行っていくために、0歳児からの人づくりプログラムを作成予定です。

取り組み成果として、小学校入学前の子供の発達の早期把握、協議の中で必要と思われることの事業化、例えば芸術士派遣事業、等が上げられます。

課題としては、保育園、小・中学校、高等学校を含めた各関係機関における要望を調整しながら、発達段階に応じたプログラム作成を進めておりますが、作成したプログラムに基づき、実際に行う保育園や学校等の各関係機関への周知や、連携した取り組みの実施が必要となります。また、何より子育て世帯への浸透方法や、協力が今後の課題であると考えております。

芸術士派遣事業については、当初は幼花園と津和野小学校のみの取り組みでありましたが、福祉部局と連携することで、現在では、木部さとやま保育園、直地保育園、木部小学校へと事業を拡大し、今後は畑迫保育園でも活動を予定しております。

本事業の実施により、子供たちが新しいことを体験し、感じていく中で、自由な創作、発想、表現力を育むきっかけとなっております。各施設からの要望により、取り組み施設が拡大していることから、各施設や保護者からの本事業に対する期待があるものと思っております。保育園での幼児教育を小学校につなげていくためにも、今後も継続して事業を実施していくことが重要と考えております。

今年度は、2名の芸術士で活動しておりますが、人力的に津和野地域での活動にとどまっております。現在、日原地域の保育園及び小学校からも活動の要望が出ていることもあり、人員を増加し、全町エリアで活動ができる体制づくりが必要と考えます。

また、活動内容を持続するためにも、活動ノウハウの引き継ぎ、継続した芸術士の確保が課題であると考えております。

三つ目の御質問であります。現在、商工観光課及び教育委員会の職員に対して兼務辞令を発令しております。

このことは、文化庁や国土交通省等の文化財保護に伴う補助事業等に関連し対応するための発令であります。事業内容的に技術的知識を必要とすることから、あわせて環境生活課の技術職員にも兼務辞令を発令しているところでございます。また、これまで行政改革の一環として職員定数を削減してまいりましたが、25年の災害以来、技術職員の確保の必要性が生じ、募集しているところでございます。ところが、なかなか応募がない状況にあり、やむなく現有職員体制下の兼務辞令発令による対応を迫られているところでございます。

現在は、兼務職員のみならず、関係課の協力を得ながら事業を進めているところでございます。とりあえず今年度末をもって災害復旧推進室を解散する予定としておりますので、いま一度、全体を通して適正な職員配置ができるよう検討してまいりたいと考えております。残念ながら、次年度の職員採用においても技術職員の応募がなかったこともあり、機構改革の必要性については十分認識をしているところでございます。今後、技術職員の育成方法を含め、町民の利便性や各課における事務分掌、人数、事業内容等を精査し、新たな機構構築に向け、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 大変、丁寧に説明いただき、ありがとうございます。

今回この予算の枠配分と組織機構についてということで、かなり大きなテーマではあるんですけども、少し細かいところからちょっとお伺いしていきたいと思っております。

まずですけども、査定についてなんですけれども、当初予算についてはその枠配分という方式であるということなんですけれども、年間に臨時補正予算がたびたびあります。で、その補正予算についても、含めての枠配分方式という形を全体として考えておられるのか、その辺をちょっともう一度お伺いさせてください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 当初予算につきましては、今年度も枠配分方式ということで町長から先ほど答弁ございました。

補正予算も当然、緊急、救急な予算措置をするべき事項、当然、幾らか、まあ、金額の大小はかかわらず例年出ておりますので、一つには、普通交付税の部分で幾分かの留保を例年考えながら、当初予算のほうの編成を考えておるところでございまして、あく

までも当初予算につきましては、その辺は考慮せず当初の段階で組むというところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほど同僚議員が、最初の予算はこうだったのに、膨れ上がってってというような、質問の中にありましたが、この点については議会側にも責任もあるところでありまして、当初予算については、予算審査特別委員会を立ち上げて数日かけて審議をして、可否を判断するという形で議会も運営していますが、補正予算については、その日に提出されたものについて、その日1日限りで審査をして、結果的にはほぼ大方のところ認められて予算が通過していくという、現在の形であります。

国からの補助金や新たな事業など、臨時的にしなければならないということはたくさんあると思いますし、それに対応して議会もそれを認めてきてはおりますけれども、例えば27年度の予算で、枠配分で当初、町民に配る広報に図式化して説明されますよね、何%、何の予算が何%っていう形で、それを見ると、9.8%で教育予算が組まれている。当初8億6,000ぐらいだったのかな、8億1,000万ですか、8億6,000ぐらいですか、前年度の枠を見ても10%ぐらいなので、大体教育予算とかいうのは10%ぐらいなんだと、当初予算の時点では思いますが、それは決算の段階で見ると14億、27年度のなんかを見ると、この中に木部小学校や青原小学校の関連の校舎の予算なんかも繰り越しの予算なんかも含まれておりますけれども、結構膨らんでいく。やっぱり、そこの部分をどう考えるのかっていうところも一つあるのかなっていうふうに思うんですけれども、その辺はどんな感じにお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほど、教育委員会の教育費の予算の関係を事例に出されましたので、その部分で回答いたしますと、先ほどもありましたように、繰越事業の関係がございます。それは当然、当初予算には入っておりませんので、それは決算段階ではその繰り越し部分が入ってまいりますので、全体のその割合からすれば、例えば10%が十二、三%になるようなことは当然あります。

それと、今回も一般質問等でいろいろ御質問等受けた中で、どうしても予算編成時期、この時期ですけれども、国の補助金の内示あるいは内々示がまだいただけないような事業がございますので、それにつきましては6月補正なり9月補正のところで、内示確定をいただいたところで予算化をせざるを得ないという状況でございます。

本町におきましては、従来から、内示あるいは内々示を受けた事業について、当初予算のほうで計上するという形をとっておりますので、そういった形をとっているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 枠配分をいけない、とか言っているわけではなくて、今回、この予算配分、枠配分と組織機構についてを一つの事項として提案、私が質問とした理由としては、課という枠というものを、まず見直すことで、財政面の予算配分が町民にもわかりやすくなって、また兼務であるというような形の人員配置も、兼務を解消してやっていけるのではないかなというような思いから提案させてもらっています。例えば、教育委員会と文化財係と商工観光課の歴史まちづくり推進係の兼務、また教育委員会と技術職の環境生活課との兼務、また商工観光課と農林課の津和野ブランド推進係の兼務というようなものが、事務分掌の中からは読めるんですけども、横のつながりとか、課のつながりっていう横断した取り組みっていうものはとても大切なんですけど、それぞれの課としての業務を遂行するに当たり、兼務という形が果たしてうまく機能しているのかな、というところがちょっと見えてこないんで、その辺を再度、質問したいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 本当、おっしゃることもよくわかって、その課題やデメリットもあると思うんですけども、一方で、兼務をさせることで課と課との連携がまたうまくいってという、そういうメリットもあるというところでもあります。

実際、課を分断して、明確に分けてしまうと、むしろ今度は縦割り行政とかですね、そういう御批判も受けたりという一面も出てきているという中でもありまして、そこは本当にケース・バイ・ケースでしっかり取り組んでいかなきゃならないのかなというふうにも思っております。

先ほど、例えば具体例でおっしゃられた文化財係と歴史まちづくりの、その、まあ、いわゆる商工観光課と教育委員会の連携というところもありますが、例えば、今回日本遺産認定をいただいたときにも、文化庁からは、基本的には教育委員会部局なんですけれども、ただ、この日本遺産認定に当たっては、町長部局のバックアップ体制から連携はどういうふうにとっていくのか、というようなことも審査の一つの対象にもなっておったという中において、我々としてはこの商工観光課が、その中において兼務をさせて、そして一緒に取り組むということをしつかりPRができたというようなところに、この日本遺産の認定を受けた背景もあったというようなところでもありまして、なかなか、おっしゃってることもよくわかるんですけども、一概に、じゃあ、それぞれのあれを明確に課に分けてこの兼務を解いてやるということも非常に難しいということと、それから、まさにその背景には、定員管理計画をもって職員数をかなり削減をしてきておりまして、そこがなかなか各課に明確に分けることでうまくいかない、そういうこともあるとあったところでもあります。

人員を効率的に配置をして、より効率的に事業を進めていく上では、こういう兼務辞令も意義があるという部分もあるというところでもありまして、現在こういうふうにし

ているのは、我々はそちらのメリットの大きさをもって考えた上でこういう現行の体制をとらしていただいているということになります。

ちょっと私もうまく説明ができませんでしたが、そういうような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） メリットもあるということですが、今回こういう質問に至ったのは、文教民生常任委員会の中で、今、文化財についての調査をさせていただいていました。その中で、津和野町の抱える文化財の多さに改めて驚いたというか、で、プラス、その審議の調査の中で言えば、松江市なんかよりも島根県内で突出した補助金を文化財行政にいただいているというようなことも伺いまして、同じ教育予算という枠の中で、学校教育、人づくり部分と文化財部分というのは、分けた枠として考えたほうがいいのではないかとというようなことを強く思いまして、今回こういう質問をさせていただいております。

国の指定の文化財が八つ、県の指定が17、町が23と、大変、文化財、有形も無形も含めて多いと思います。日本遺産、津和野百景図が日本遺産と選定されまして、私は、これはすごく観光にももちろん寄与していますけれども、その多くの百景図の中に文化財があらわされていますね。やっぱり、そういう部分から考えたときに、どういう形がいいのかは私もわかりませんが、教育委員会の中を、例えば2課制にするなりしてはどうかということをちょっと思いました。

文化財については、そういう日本遺産などを含んで一つのくりに、また人づくりに関することについてであります。今、0歳からの人づくりということで、特に教育委員会の芸術士派遣などでかかわっておられますが、やはりこの辺も、福祉ではあるけれども、保育園の子供たち、未就学児についても教育委員会、教育の枠の中で一つの教育課というか、というような形で考えてはいかかかなということを考えます。また、高校生、中学卒業してから20歳まで、18歳までですか、その部分についても津和野高校生に関してはつわの暮らし推進課が担当で津和野高校のことをいろいろやっていますけれども、中学卒業以降について、津和野高校以外の青少年に対するところが、何か、あんまり見えてこない、というようなところもあります。

そういうようなことを考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） どこからちょっとお答えしていこうかというようなところもございまして、まず予算関係がわかりにくいということでありまして、その辺は私も今後、町民の皆さん、あるいは議会にもどういふふうにか、わかりやすい予算の広報をしていくのかということは、当然課題であろうかと思っております。先ほどいただいた、その、いわゆる数字上の教育予算とそれ以外のところで、例えば津和野高校支援係、これはまちづくり、つわの暮らし推進課のほうの予算に入っておりますし、実際その高校だけではなくて、高校支援だけではなくて、昨今は公営

塾も中学生までも対象もしているというような状況であります。それは現在つわの暮らし推進課のほうから後援会へ事業を出しているというようなところであります。

この公営塾につきましても、あるいは津和野高校魅力化とともに、ファウンディング・ベース事業をかなり入れておりました。人も入っておりますが、これはほぼ御承知のとおり国から100%いただけるお金でもあります。そういう意味で、それを教育予算に入れていくと、相当この数年で、この教育予算はふやせていると、大体、ちょっと認識違いかもしれません、五、六千万ぐらい年間投じているはずでもございます。

それから、今は、最近では、ファウンディング・ベース事業を通して、高校魅力化に入ってきた人間が3年間を終えて、そしてまた、ありがたいことに津和野で頑張ろうという意欲を見せてくれてるのがおります。実際もう1人、今年度からは600万ぐらいの委託費をつけて、これは0歳から高校までの、いわゆる連携の教育を本町でどうやっていくのかということとを現在取り組んでくれております。これはもう高校のみにかかわらず、高校以外のところも含めた教育予算というふうに捉えていただきたいというふうにも思っておるところでもありまして、決して教育予算に力を入れていないということでは、私はないというふうに自負もしておるといったところでもありますので、そういったところがなかなか、ただ単にグラフのようなものでは町民の皆さんにも理解いただけないところでもあるということ、いかにわかりやすく情報公開どうしていくかというのは、課題として受けとめていかなければならないと、そういうふうに考えております。

それで、あわせて2課制の問題というのも、問題というか御提案ということもあったわけですが、この行財政改革をこれまでやってきて今後も進めていくという中において、組織機構も当然さらに改善をしていかなきゃなりません。その中にこの、例えば教育委員会の中に2課制をやるのかとか、そういうことも検討していかなければならないということは大前提であります。

ただ、例えば私も、もう、町長就任して7年超えておりますが、町長に就任したときに、副町長も2人体制であったのを1人体制にいたしました。それは、それまでに合併をして、やっぱり合併直後でありますから、基本的に旧町からの副町長というところで2人体制ということは当然あったというふうに思いますが、私が就任したときには合併をして4年もたっていました。

今後、行財政改革を進めていくという面においては、当然、僕も、民間から行政入ったわけですから、副町長1人体制というのは非常に不安もありましたが、しかしそこは決断をして1人体制で進めてきた。それと同時に教育委員会にも、副町長も1人体制でやるんだから、当時教育次長が2人おったわけでありまして、それを文化財も教育関係も一緒に見てほしいというという、行財政改革をさらに進めていきたいという中で、その当時の教育長にお願いをして認めていただいて、現在のような体制にしているという、そういう背景もあるということでもあります。

ましてや定員管理計画で職員もかなり減ってきた。ここで2課制にして、いわゆる管理職を2人ふやせて、そこで、じゃあ、全体の職員がまたふえていくということでは、これまでの行財政改革を逆戻りさせてしまう。じゃあ、そうした中で、定員管理計画の基本として職員をふやさない中でその課がふやせるのかどうかとか、これは当然、これからの検討課題でもあろうというふうにも思っております。

当然、メリット、デメリットはありまして、きょう議員御指摘いただいたところのいろんなそのデメリットというのは、当然、我々もしっかり認識をしながら、また今後もこの行財政改革を進めていく上での組織機構等の見直しも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今後、新たな機構構築に向け、検討していただくということですので、その中でこの提案をちょっと心にとめていただいたらなと思うのと同時に、私自身も、まあ、いろいろと調べる中で、文化財については割と多くの町、市町が文化財課というものを持っておられるなあと思いました。一方で、保育園の部分の福祉に関するところを教育委員会の中に持ってきているところをちょっと調べるけれども、なかなかそれは出てきませんでした。その中で、たまたま先日、岐阜県の七宗町の町長さん初め、議員さん方が視察に来られましたが、七宗町は教育課の中に保育園が事務分掌として入っておりましたので、まだちょっと、そこから先を詳しく私も調べるに至りませんでした。そこもまた何か、これからの機構改革考える上で何かのヒントになるのではないかなと思って御提案させていただきたいと思いません。

それでは、次の二つ目の質問に移ります。

障害者福祉センターの開所に当たってという質問です。12月6日に開所式を終えられまして、いよいよ来春から運営が始まる障害者福祉センターです。指定管理という形でつわの清流会へ委託をされておりますけれども、町の把握する範囲で具体的な事業内容について答弁いただきたいと思えます。

1点目として、利用できるサービス事業については、計画当初は、児童発達支援、放課後デイ、B型作業所などが予定されていたと思えますが、そこについては変更はないでしょうか。

二つ目で、B型作業所における具体的な作業内容については、決まっているのでしょうか。

三つ目として、職員の確保、利用者へのPRの状況をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、障害者福祉センターの開所に当たってという御質問について、お答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。津和野町障害者福祉センターにつきましては、工事期間の天候にも恵まれ、また資材の調達等も順調に進んだため、工事完了が当初の計画より早まり、10月に完成したところでございます。先般、12月6日には、町議会の皆様にも御出席をいただき、竣工式をとり行うことができました。

今後この施設を利用して行われる障害者福祉サービス事業についてであります。現在のところ、来年4月から就労継続支援B型作業所、放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業、計画相談支援事業及び地域生活支援事業を行えるように、指定管理者となった社会福祉法人つわの清流会において、島根県への申請手続等を行っているところでございます。

最終的に、これらの事業につきましては社会福祉法人が理事会等で決定して行うこととなりますので、町としてはその報告を受け、協議してまいりたいと思います。

二つ目の御質問であります。就労継続支援B型作業所における作業内容につきましては、これも社会福祉法人において決定されるものであります。現在のところ、室内作業においては、何社かの企業等からの依頼もあり、また室外作業等については、隣接する道の駅等と協議を行っておられるということ聞いております。

町といたしましても、今後、障害者優先調達推進法にのっとり、障害者就労施設へ優先的、積極的に物品や業務を発注する努力をしていきたいと考えております。

三つ目の御質問であります。社会福祉法人の職員につきましては、11月に職員採用試験を行い、11月に決定されているとのことでございます。ただし、職種によっては、応募がなかったものもあったようですので、今後、再度募集を行うかどうか、検討しているところであると聞いております。

利用者へのPRとしましては、町は、今回の津和野町障害者福祉センター竣工式の広報誌記事にあわせて、利用内容等を掲載する予定であります。社会福祉法人としては、法人の広報誌や町内の障がい児、障がい者の会等へのPRを行っていくというふうに聞いております。

失礼しました。3番目の御質問に、大変、私が間違えて回答しておりました。社会福祉法人の職員につきましては、10月に職員採用試験を行い、11月に決定されているということでございます。訂正させていただきます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 現在、申請の手続を行っておられるということですが、けれども、施設として、この申請手続による、認可ですか、がおられるのはいつごろの予定でしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 申請手続につきましては、一応2月ごろになる予定でございます。今、全国的に平成28年3月31日に、改正社会福祉法が改正になりまして、社会福祉法人等も転換等の変更等、どこの法人等もやられております。そういったこ

ともあわせて実施中でございますので、今のところ、2月に申請をという形で考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それに2月に認可がおりるというようなことで、利用者の募集っていうのは、PRというように書いてありますが、実際にここを確実に利用される方を募集というか、決定するっていうのは、いつごろから始められる予定なんですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 決定につきましてですけども、7歳児が、7歳の子供が小学校に入学する等は、ある程度、年が来たら一斉に小学校に入学されますけども、障がい者の施設の入所につきましては、基本的には、その障がいの内容等によりまして、相談事業所の相談員さんに相談をさせていただいて、それにおきましてサービス事業、障害者サービス事業、こういったサービスを使うかというのを決定されます。そういった内容が決まらなると、勝手に、それじゃあ、来て、申し込んで入られるということもございませんので、4月1日から開所はしますけども、その時点で今年度、新たにサービスを利用される方等がおられれば、4月1日から入られることもありますけども、ほかの町内におられる方でも、益田市内のサービスを使っておられる方等がおられますので、そういった場合には相談員さんと相談して、津和野町内の施設を使うというような、そういったサービス利用計画等が必要になりますので、4月1日から、それじゃあ、10名の方が一挙に来られるかというのは、なかなか難しい。ですから、少しずつそういったPR等もとりながら、町内の施設を使っていただくような努力はしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） おっしゃるとおりで、作業内容とかがきちんと決まっていないと、ここの施設を利用するかどうかを本人さんも決めかねる、相談員さんもサービス利用計画を立てられない、ということを考えたときに、実際に今の時点で、結構もう来年度どういうふうな形でしょうかっていうようなサービス利用計画を個人個人のそれぞれの方が決めていく、始まっています。その時点で、まだどんなふうなことを作業内容としてするのかっていうようなことが、まあ、これはB型作業所ですけれども、ちょっと決まっていないと、なかなか4月時点での利用者が見込めないのかなというような、ちょっと不安があります。

で、こういう質問をするのも、町内の方で他の町外に通っておられる、作業所通っておられる方の家族の方なんか、あそこはどういうことをされるんだろうか、うちの子はあそこで、作業内容によって、あそこに行かれるんなら、町内にあるっていうことは家から通えるので、本当ありがたいっていうように言われるんですけども、そこに私もなかなか答えることができない。確認するので、またお待ちくださいっていうような

形なんですけれども、やっぱりそこが早く明確にPRされないと、なかなか利用にもつながらない。せっかく建てたので、本当、大変ではありますが、できるだけ早くその辺を明確にさせていただきたいなと思います。

具体的なB型の作業の内容については、以前、つわぶきの里さんがある中で、ここにB型作業を建てるということはどうなのかっていう質問をしたときに、つわぶきさんの作業ができないような重度の方をここでも受け入れられるような形にしたいんだってという答弁を、以前いただきましたが、そういうふうな方向を考えておられるかどうかということをお聞きならお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 作業内容でございますけども、まだ、事業所さん等からのお話はいただいておりますが、決定したわけではございませんので、内容等については詳しくは申しませんが、町内業者の石見紙工業さんであったりJAさんであったり、まあ、お話をいただいております。最終的な詰めは、まだできておりませんので、その辺は今後、作業所が決まれば、そういったことも考えていきたいと。

作業も、障がい者が一挙に10名集まって一斉に同じ仕事をするのであれば、これはとってこれるんですけども、なかなか、作業者が1人であったり2人であったり、まあ、同じ仕事ができる方がおられる、そういったものを、それじゃあ、いかに使っていくかということで、できるだけ多くの事業者さんとお話しさせていただいて、どういった方でも対応できるような形の作業を準備していきたいとは考えておりますけども。

以前も申し上げましたが、今の津和野小学校の中にNPO法人つわぶきの里さんがB型作業所を開設されております。こちらにつきましては一応、今年度いっぱい解散するという形の方向性を出しておられまして、ですけども、その法人につきましては、新しくつわの清流会のほうで引き継いでいきたいと。ですから、今の小学校でやられている作業内容も、引き続き実施していくという（ ）考えております。そういったことで、小学校のほうでやられている作業内容、それから日原のほうの道の駅の中でやられる作業内容を、ある程度変えていく必要もあるかなと。

地域性もあります。日原のほうの道の駅には日原周辺の方が行かれるかもしれませんが。今まで津和野に通っていた方が、そういった方向で考えられるかもしれませんが、全く同じ内容にはならないかもしれませんが、そういった事業者さん等の仕事もある程度区分しながら考えていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今のNPO法人つわぶきさん解散されて、現在は津和野小学校利用、あそこで作業しておられますが、っていうことは、そこも、じゃあ、清流会さんが運営していくということになるってことですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事(齋藤 等君) 今年度中の解散を考えられておるということでございますが、資金とか、そういった関係で3月末で閉められるかというのは、まだはっきりはしてませんが、一応は引き続き、そういったつわの清流会のほうに、統合というか何というかわかりませけども、一緒になって進めていくということでございます。

○議長(沖田 守君) 10番、京村君。

○議員(10番 京村まゆみ君) いずれにしても、つわの清流会さんが中心になってやっていっていただく事業でありますので、行政のほうに質問してもなかなかわからない部分もあるかもしれませんが、やはり施設を建てて運営してもらうという立場、監視する立場でありますので、ぜひそのところ、建てた建物をちゃんと、期待を裏切らないように、本当に、建ったことによって障がい者の方々はすごい期待をしておられる声を聞きますので、ぜひそれが期待外れにならないようにできるだけ、せっかくこの時期にもう早く建ってるわけですから、4月からの少しでも、利用される、利用して助かるという方がふえるようにしていただきたいなと思います。

先ほど、前段の議員の、同僚議員の質問でもありましたけれども、放課後デイなどに対する通所の送迎についてですけれども、その辺は、町は、先ほど明確に答弁がなかったような気がするんですけども、これは送迎は4月からある予定なのかどうかをちょっとお聞かせください。

○議長(沖田 守君) 参事。

○参事(齋藤 等君) 通所に対する送迎関係については、必要だと考えております。ですが、4月1日からすぐスタートできるかっちゃうのは、ちょっとまだ法人のほうと確認しておりませんので、はっきりは言えませけども、必要性は感じておりますので、町のほうも御指導、支援なりしていきたいと考えております。

それから、先ほど言いましたが、2月ごろに申請がなるということでございますが、ある程度、障がい者、今まで保育園の事業につきましてはつわの清流会のほうで申請して実施してまいりましたが、障がい者の関係につきまして、変更申請が要るわけですが、やはり、建物がなければそういった申請手続も、どこでやるかとか、どういった内容をやるかというのがはっきりしないことには申請できませんので、どうしても建物ができ上がるまで申請ができないということで、こういうような状況になつておことは申し添えておきます。

○議長(沖田 守君) 10番、京村君。

○議員(10番 京村まゆみ君) 利用される方は、送迎があつたら利用ができる、でも送迎がなかったらできないっていう人もおられると思いますので、その辺の、先こちらが送迎も対応できますよとか、B型作業所の作業内容はこういう形ですよというものを示されないと利用ができないと、計画が立たないと思うので、その辺を考えていただいて、より皆さんに使っていただける施設となるように、町としても努力をいただきたいと思います。

以上で、私の質問終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それでは、12月定例会において、3点の質問を通告いたしておりますので、順次質問をいたしたいと思っております。

1点目として、中期財政見通しという観点からの質問でございますが、平成28年度の今年度当初予算における起債額は、11億3,690万円ということで、今期までの第4号補正まで、現在14億4,465万7,000円が起債額になっておると思っております。これは、当初起債額に対しまして3億775万7,000円の増額になっておると思っておりますが、今後、この12月定例会、さらに、残された第3、第4四半期の起債見込み額等今年度末起債残高の見通しについてお聞きいたします。

ちなみに、当初予算の資料の中に、地方債調書というものが提出されておりますが、その調書では、今年度末の起債残高は、129億8,324万8,000円ということをお知らせしておりますが、これについてお答えをいただきたいと思っております。

あわせて、次年度、平成29年度に予定している主な事業、それに伴う起債予定額等についてお聞きすると同時に、中期財政計画についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

中期財政見通しについてでございます。平成28年度一般会計における起債発行見込み額でございますが、今回の補正予算第5号におきまして3,020万円の増額を予定しておりますので、今年度発行見込み額は14億7,485万7,000円と見込んでおります。

また、平成28年度末の起債発行残高についてであります。平成27年度繰越明許事業に係る借入れを追加し、起債繰り上げ償還計画に係る今年度の繰り上げ償還額を減額いたしますと、133億6,556万1,000円を予定しております。なお、今後の各事業の清算確定による減額、及び次年度への明許繰り越し等が発生した場合は、年度末残高が変更となる場合がございます。

二つ目の御質問であります。次年度に予定しております事業に対する起債予定額でございますが、現時点では新年度予算編成の途中でありますので、お答えできる予定額を持ち得ておりませんことを御理解いただきたく思います。

今年度の中期財政計画につきましては、平成27年度決算認定後の10月のところで各課ごとの次年度以降の主要事業ヒアリングを終え、今後は12月末に予定されている国の平成29年度地方財政対策の状況等勘案して、年明けの1月末をめどに平成28年度中期財政計画を策定することとしております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 午前中の同僚議員の質問の中にもありましたように、補正予算というものが、国の制度、それから財政支援等によって内示等があって初めて本町の予算に計上するという、そういう行程からすれば、補正予算が当初の予算に比べて膨らむということは仕方がない事情かと思いますが、非常に、私が、新町建設計画というのが、平成28年から、また、5年間の計画が、昨年のこの12月に提案されたかと思いますが、その中の財政計画において、これからの5年間における歳入、歳出のことについてざらっと見てみますと、やはり28年度の起債予定額は7億円から8億円弱ということで計画をなされておりますが、そういう一連の計画に対して、今回の今時点までの起債額を見ても、相当差が大きいということで、これについては、町長が平素から言っておられます財政が非常に厳しい、厳しいと言いながらも、起債が膨らんでいくことに対して少し気になるところでございます。

もちろん、平成25年の7月災害で生じた大災害に対する復旧、復興に関する起債というものもその中には含まれておりますので、そういったものをとりあえずのけてみた段階でも、途中で、そうですね、まあ、27年度においては、大きなものでは障害者福祉センターが27年ですか、それから日原小学校の体育館の天井等の除去費、そういったもの、それから直地児童館のトイレ改修、青野山のバイオトイレとかありますね。

それから、28年度においても、災害復興時を除いて、大きなものでは山村開発センターの改修1億円、さらに日原にぎわい創出等々の関係で多額の起債が含まれておりますが、そういった予算がやはり年度当初からしっかり、私は、ぜひこれだけはやりたいというようなことがわかっておる事業の中で言えば、できるだけ当初予算に上げていただくことのほうがええかなと思っておりましたが、国の財政支援の背景もあるようでございますので、余り思い込みで予算を立てるということとはできないということでございますので、いたし方ないかと思いますが、それにいたしましても、新町建設計画というものが一体何なのか、ただ、もう、あれは絵に描いた餅なのか、もう少し住民にその辺の、財政計画が本当に厳しいというのなら、その辺をしっかりと説明していただくということが、我々議会人にとっても必要ではないかなと思っておりますが、繰り返しになりますが、補正予算というものが、少し上げようが、まあ、多いといやあ多いような気がいたしますが、その辺についての所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員のおっしゃるとおり、当初予算といいますのは、これ、町長の施政方針にのっとったその当年度の予算でございますので、当然上げるべきものは上げるというような認識でもって、各課の方は上程しているところでございます。

ただ、今、ここ数年の国の動きを見ますと、年度途中のところで国のほうが大規模な補正予算を、今、計上しているようなところが見受けられます。今年度も9月のところで補正予算がありましたし、今聞いております情報によりますと、1月末のところでまた新年度の、まあ、財務省が示す予算と同時に、新たな補正のほうも今検討されているというような状況を聞いておるところでございます。

先ほどの午前中の一般質問でございましたように、本町の部分で言いますと、例えば、津和野中学校のグラウンドの整備等々も、今、要望を上げておるところでございますが、そのあたりも、今、国の補正のつきようによっては、急遽また今後の補正でお願いするという格好になろうかと思えます。

それと、国のそういった部分のところで、どうしても、これ、年度途中のところで大型の補正をかましてきた事情もございます。

それから、これも国の施策といいますか、通年的に予算執行したいということで、どうしても国、県、自治体挙げまして、予算というのが単年度予算ですので、年度がかわりました4月、5月あたりがどうしても発注が滞る場合がございますが、年度末を控えたところのこういった時期に補正を国はしまして、それが自治体のほうにおりてきまして、まあ、それをこういう時期ですので、繰り越しをするという格好になりますけれども、それを年度がかわった最初のところで発注するというような事情もございますので、そういったところを受けながら、補正を、今、上程してるところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 補正のことについては大体事情はわかりましたが、次年度、平成29年度の計画並びに予算については、現在計画中所であるからということでございますが、何か町長が、何年か前から、これは大きな課題だとか、重点的な課題であるとか、そういう優先順位的なものが当然頭の中にはあると考えておりますが、そういう中で起債と予算とは必ずしも連動はしないかもしれませんが、ここらでひとつ、私は、庁舎の建設もしくは改修、そういったところで今の現状、合併後11年、今、たってますが、現状の本庁舎、津和野庁舎も含めてですけども、今の庁舎の体制というか、庁舎でいいのか。いずれはやはりいつかの時点で、この建設について、まあ費用対効果ということで改修で置かないといけないのか、やっぱり建設するほうがメリットが大きいのか、その辺については財政事情が伴いますけども、ぼちぼち、建てるか建てないか、検討委員会というか、そういったものを、次年度、立てて検討

していく時期ではないかなと、私は思っておりますが、その辺についての町長の所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 庁舎の関係であります。ああして、本年も熊本地震、それから鳥取地震が起こりまして、熊本県のほうでは自治体の庁舎が機能不全になるというような事態が起こっております。

当町におきましても、その辺の耐震のほうで、庁舎が十分でない状況でございます。

やはり地震等が起きたときに災害対策本部が置かれるのは庁舎でありますので、そうした中において、やはり、いろんな災害のときに対策をとらなきゃならない本部が機能しないということは、非常に厳しいという受けとめであります。改めて、この庁舎を改修するなり、あるいは、まあ、新築という可能性もあるのかもしれませんが、その部分については早急に取りかかっただけでいかなきゃならないというふうに思っております、平成29年度の当初予算では、その辺の調査費用というものも盛り込みながら、また29年度を通してさまざまな検討を図っていきたいというふうに思っております。その中においてこの検討委員会ということも念頭に置いていかなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

財政的な見込みでございますけれども、議員御指摘のように起債残高がふえております。これはやはり大きな要因は災害の関係でございます、国から激甚災害指定等も受けて補助金等もいただきながらやってまいりましたが、どうしてもそうした網にかからないものも積み上げていくと、大きな事業費になってきて、それが起債残高を膨らませるという……。

それから、これは私の想定、今までは想定の中になかったものでありますが、今回の災害を踏まえて防災行政無線、ここのほうにも着手をしたという状況でもありまして、これも、私から見ると、当初からの思いからいくと予期せぬお金が必要になって起債もしていかなきゃならないというような状況でございました。

そしてまた、今後のやっぱり一番懸案事項というのが、これはまだ決定事項ではございません、また、早急にこれも結論出して早いうちに議会のほうにも御相談をさせていただきたいというふうに思っておりますが、ケーブルテレビの関係でございます、この施設の老朽化がかなり進んでしまっているという状況で、これも私の町長就任当初からいくと想定外の出来事でもあるんですが、ただ、この施設を全体更新をする、そういう必要に現在迫られている。その中で、これを更新をするということになると、大変な事業費がかかるというようなところで、当然これも起債に頼っていかなければならないというような状況でございます。

そうした中でのこの庁舎のほうも検討していかなければならないということでありまして、そうしたことから考えますと、なかなか庁舎のほうも余り大規模なことは、だんだんできる余地というのが狭まってきているというところがあります。ただ、最低で

も耐震等はきちっと整備をしていかなきゃならないと、そういう状況の中でさまざまな検討をしていかなきゃならないと。

もう一つは、今後のそうした起債予定のものをもう一度精査をしていくということでありまして、地方債残高は災害等を理由にふえておりますが、一方で、本町の場合は基金のほうもかなり積み上がってきております。このまま基金も積み上がったまま起債のほうもふえて残高が増加するということはどうかということにもなりまして、ある程度やはり基金は繰り上げ償還等で使っていくと、そういうことで実質公債比率がどこまで下げられるのかどうか、そして今後の起債の予定のもの等もう一度精査しながら、今後いろいろな、この事業については考えていきたいと。その中において、庁舎も重要な事項であるというふうな受けとめているといった次第でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 町長の答弁の中にありました防災行政無線はすでに工事が完了して、6億円ですか、幾らかの事業費だったかと思いますが、新たにケーブルテレビのネットというものを更新しなければならない、老朽化したという発言でございましたが、やっぱり更新せにゃあ、今の段階では、このまま何十年も使うということには、何か問題があるんでしょうか。なかなかその、高齢化社会の中で、まあ一部の人はインターネットの回線の速度とかなんとかが非常に遅いとかという事情はハンデかもしれませんが、本当に多額のお金をかけてケーブルテレビをもう一回更新、何ですか、ネットというものを更新しないと現状やれないのかなと、今のまんまじゃだめなのかなと思うような気もしますが、やっぱり難しいものでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 本町のケーブルテレビにつきましては、旧日原町が、ちょっときょう突然のことでもあったので、正確にはないかもしれませんが。平成13、4年度のところで整備をして、もう約15年程度たっておるということと、それから、旧津和野町側が、これももう大体10年ぐらいになるというようなところであります。で、本町におきましては、この方式、伝送方式ですが、これ、HFC方式というのをとっております。現在においては、FTTH方式ということが主流になっておる中で、このHFCの機器というものが、製造するメーカーが非常に少なくなってきているところにおいて、機器の更新においてその修理等でこの部品の調達等々、いろんな面で弊害が出てきているといったぐあいでありまして。

本町もたまに落雷が起きてケーブルテレビが機能しない場合があるわけですが、そうしたことも、今の機器の老朽化、それから部品の更新等にいろんな理由でそれがなかなか対応が遅くなってしまうということが現実にも出てきていると、そういう状況であるということ。

で、実際に町民の皆さんからも、現在の機能では、例えばインターネットのスピード等、非常に、本町の場合は遅いというような、かなり、苦情といたしますか、そうしたも

のも利用者から受けているといったところでもありまして、それからもう一つは、テレビも日進月歩で進化しております。今後、4K、8Kテレビというものが普及していく中において、現在のこの本町の機能ではなかなか対応が難しいと。そういう中において、このHFC方式を、当然、これ、また新しいやり方に更新するという方法もあるということですが、その事業費というものがまたさらに大きな事業費がかかるということで、むしろFTH化というものをした方が、事業費的にはHFCをさらに更新するよりも安いのではないかと。いうところ、いろいろな検討を図っているといったところでございます。

ですので、ただ、きょうはちょっと金額的なことは申しませんが、FTH化にしたとしても、大変な金額の事業規模でありまして、現在は総務省等の補助金等、いろいろ、国、総務省とも掛け合いながら探して行って、残りをこの起債でやれないか。ただ起債も基本は過疎債でお願いしなきゃなりませんので、その過疎債、枠がとれるかというような問題もあるということで、そうしたことも同時進行で、現在さまざまな検討を図っているといったところでありまして、今後やはり町民生活を考えた上で、この放送を安定的にやっていくということ、それから、情報通信の分野も今では後れをとっているという状況で、これは企業誘致にもまたかかわってくる問題だと思っておりますが、そうした中で、やはり放っておけない問題ではないかというようなところであります。

きょうのところはまだ検討中ということで、御了承いただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 次の質問に移ります。

空き家等の適正管理に関することについてということで、本町もことしの4月から施行されました、空き家等の適正管理に関する条例ということで、その条例の内容についても助言、指導、そして命令、代執行、さらに緊急措置などのことがうたわれた条例でございますが、その条例のもとで今日までに、これに該当する案件がどのような状況であったのかお伺いをいたします。

あわせて、つわの暮らし推進課の資料の中で、空き家調査をされて、現在、約、全世帯三千五百数件のうちの約12%、500件が空き家ということで調査がなされておられるようでございますが、特に、A、B、C、Dという4ランクの中で再利用が難しいと思えるC、Dというランクづけのものが約50%、230件となっているようでございますが、今後のことを想定すると、こういった件数がふえていくことが予測されます。

これについて、抜本的な解決策というのは、まあ、自己責任ということで、当然所有者がそれを解体処分するというのが本来でございますが、もろもろの中にはどうしてもそのことがかなわないという物件も今後出てまいるのではないかと。いうことで、たまたま日本経済新聞に富士通総研の経済研究所の연구원さんのレポートが載っております。

たが、その辺で、ここに書いてありますように、固定資産税に除去費相当額を少し上乗せをしながら、最終的にそういう、自治体で除去する、撤去する、そういったときに発生する費用を前もって固定資産税に上乗せしていくことが、今後必要になってくるのではなかろうかというレポートでございましたが、そういったものに基づいて、私は、そのような仕組みを本町には導入できないものかということで御質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、空き家等の適正管理に関することについてお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。本町におきましては、平成28年4月1日より、津和野町空き家等の適正管理に関する条例を施行しております。

空き家等の適正管理に関する相談対応につきましては、町職員が現場を確認し、倒壊等により事故につながる危険性があるかどうかの確認を行った上で、早急に対応が必要な状況が確認されたものに対しては、地域住民の方にも協力を依頼し、所有者に対し連絡、是正するなどの対応を行ってまいりました。

議員御質問の空き家等の適正管理に係る対応依頼件数は、平成28年4月1日から12月1日までの間、左鏡地域1件、須川地域1件、青原地域1件、枕瀬地域3件、後田地域3件、森村地域2件、鷺原地域1件、吹野地域1件の合計13件となっております。

現在の対応状況につきましては、所有者を確認し、連絡、是正するなどの対応を行った件数が9件、所有者確認事務手続中の案件が4件となっており、指導、命令、代執行、緊急措置などの対応は行っておりません。

二つ目の御質問であります。管理が不十分な空き家は、火災の発生や建物の倒壊等多岐にわたる問題を発生させることから、空き家対策の重要性が高まっております。

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、課税標準額を小規模住宅用地200平方メートル以下の部分は6分の1の額に、一般住宅用地200平方メートルを超える部分は3分の1の額とする特例措置が適用され、減額されております。この固定資産税の特例措置があるため、空き家の撤去がなかなか進まないという事情があります。

そのため、国は、平成27年5月26日から、空き家の放置を取り締まるための法律、「空き家対策特別措置法」を施行し、自治体も空き家対策を進めているところでございます。

この「空き家対策特別措置法」では、税制上の措置として、特定空き家等への固定資産税の特例措置を廃止し、税額を4倍から6倍に引き上げることにより、空き家の撤去を推進するものでございます。

空き家の発生を抑制するための特例措置として、条件を満たした空き家を相続する場合、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例適用期間である平成28年4月1日から平成31年12月31日までに譲渡した場合、

譲渡所得の3,000万円を特別控除する制度で、これに該当すれば、所得税、個人住民税の減額になります。

御質問にあります除却費相当分を固定資産税に上乗せする仕組みについてですが、固定資産税の課税対象は、土地、家屋、償却資産の3種類であり、それぞれ課税標準額を合算し、税率を掛け、税額を算出しているため、家屋だけ上乗せした課税は行うことができません。税率を引き上げた場合、家屋を所有していない納税者についても増税になりますので、納税者全体の理解を得にくいと考えられます。また、免税点未満により課税されない家屋があることや、滞納になる場合もあり、個々の家屋で除却相当分の積立金や還付金の管理を行うことは、事務処理が非常に難しくなると考えられます。

土地の所有者が亡くなられたときは、相続権がある方に承継通知を送り、誰が相続するか調査を行っているため、所有者が不明になることはございません。

以上のようなことから、国の税制改正が行われない限り、この仕組みを取り入れるのは難しいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今、町内各地で相談件数等々が13件に上っているということでございます。

さらに、その所有者の確認事務手続ということで、現在相続が行われてなくて、もとの所有者がどこにおられるかわからないというような案件も4件あるように答弁がありましたが、そういう、所有者のわからない場合でも、いわゆる緊急措置の中に入るのかどうかわかりませんが、略式代執行というのがあるようでございますね。略式代執行というて、まあ、私も勉強したわけじゃありませんが、そういう、所有者が、あくまでも法定相続人が確認された上で執行して、最終的にその費用はその相続人に対して請求するものであるということでございますが、全然所有者の行方がわからずに、それでもその物件が危険家屋というようなことであれば、略式の代執行ということができるように、富士通のレポートの中にはありましたが、そういうこともこれからふえていくのかなというふうに思っておりますが、この所有者確認事務という手続というのは、今後どのような展開になっていくものなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、所有者が確認できない場合ということで、今回のケースの場合は、お亡くなりになった方が今所有されている、誰が相続人か、で、相続人の方が財産放棄をしている、いわゆる所有者がわからない場合と、そういった財産放棄というような事例というところで、まあ、これ、財産管理人がついているかどうかの照会を、今、裁判所にかけているというような状況であります。

こういった、相続人、あるいは所有者の方が分からないような場合ということで、危険管理義務がどこにあるのかというところが、誰に責任を負わずとかがいうところがなかなか難しいところであります。

略式代執行ですか、私ども、まあ、そういったところの部分については、内容を詳しくは承知をしておりますが、ある程度そういった、誰が責任者であるかというところについては、弁護士等にも確認をさせていただいて、この責任の所在というところについては、まずは調査していくというところの事務を今、行っているということでありませぬ。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） こういう空き家の除去ということで、昨年ですか、本町の木部地区長福ですか、あそこに危険家屋があるということで、緊急避難的に町のほうでとりあえず危険のないように解体したというか、倒したというか、そういう事例があったかと思いますが、それ以外にはそういう事例は発生していませんか。

そして、そのときの予算が、たしか58万6,000円ぐらいの予算で実施されたというふうに予算書の中ではありましたが、この費用というものは、当然、その法定相続人が最終的には弁済するんだよということで、事業に取りかかったというふうに記憶しておりますが、この費用の弁済されたお金というものは、どういう処理をされるんでしょうか。どこかに既に入ったものが一部でもあるのか、まだいただいてないのか、ちょっとこまい話ですけども、その辺の処理についてお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 昨年、木部のほうで、危険な物件ということで、所有者の方については、その所有者の子供さんに当たる方、広島におられたわけですが、その子供さんと協議をさせていただいて、まずは緊急避難的なところで町がこの対応をするということで、議員御質問ありましたように、58万……、まあ、60万円の金額で解体をさせていただいて、危険のない状況に持っていったということであります。現在、今、ブルーシートで、その解体される物件については覆っているということでもあります。

で、その物件を取り壊すというところについては、その子供さんに当たる方と協議を行いまして、町が行うと。そのお金については、その子供さんの方からいただくこととなりますということで、そういった確認の書類をとらせていただいて、この家屋の解体ということに当たったということでもあります。

雑入のほうに弁済の費用入っているということでございますが、なかなか経済的な部分もございまして、今までのところで、このかかった費用全額をお支払いになっているということにはなっておりませぬ。私どもも、ことしについても、この辺については督促を行いながら、お金について入れていただくように指導をさせていただいているというのが事例でございます。

この解体された、その物件というところで言いますと、事例はないかということでございますが、自治会長さん、あるいは議員さんのほうからも、いろいろ、こういった物件があるんだがというところで報告もいただき、あるいはこちらからも相談をさせてい

ただいたということで、今までのところで後田地内で、これは本当に建物が崩れそうな状況で、この町の中心部にあるというような状況でございましたが、議員さんとも連携をさせていただきながら、所有者さんの息子さん等に連絡をさしていただいて、これについては既に撤去してるということで、今までの状況で言いますと、昨年の木部の解体撤去のようなあいった緊急避難的な事例というよりも、やはりこういうことで相談をさしていただいて、議員さんあるいは自治会長さんとの連携の中で、ある程度もう既にそういった危険家屋については撤去されているというような事例のほうが何件かがあるということでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今は、かかった経費をどうするかということでございますが、自己責任のもとでやるのが税の公平性だと十分理解しておりますが、やむなく除去費用を補助するというか、支援するというような自治体も全国ではぼちぼち見受けられるようでございます。

ちなみに、東京都の23区の中でも、2区だったと思いますが、除去費用の2分の1、そして上限が100万円、もしくは除去費用の3分の2で上限が100万円というような、東京都内ではそのような政策もとっておられるようでございますし、長崎、山形、富山県滑川市っていうんですかね、その辺についても同様な政策をとっておられるようでございますが、もちろん、その除去費用が当然自治体の経費として出るわけですから、出っ放しでは困るので、その建物が建っていた、もしくは建物も含めて、これを、あらかじめ、自治体に寄附をするという約束のもとで、この除去費用を支援というか助成するという制度のようでございますが、そしてその跡地というものも、全て自治体が一々一つ一つを管理をするのではなくて、その地域、その集落が責任を持って跡地管理をするという一筆も入れた、そういう約束事の中でこのようなものが取り組まれておるようでございますが、本町ではまだ、空き家の活用のほうでは、いろんな補助施策がありますが、解体等についての施策としては現在のところないように感じておりますが、今後この230件がますます300件にも及ぶ時代になるのではないかと、そういう時代を先取りしてこのような制度も考えていかなければならないのかなというふうに私は思っておりますが、その辺の所見をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 昨年の調査で言いますと、こういった条例を制定をされている全国の団体が431団体、島根県内で、昨年4月1日現在で言いますと、五つの自治体ということで、松江、浜田、それから邑南、海士町、それから隠岐の島町ということで、5つの団体が制定をされているということであります。本町も28年の4月に制定をさせていただいたということであります。

先ほど議員の御質問にありましたように、浜田市、それから隠岐の島町、それから安来市でも、島根県内ではこういった除却に関する補助制度を設けておられるところがご

ざいます。浜田市においては、補助対象経費10分の8、補助対象経費がそのうちの2分の1で、限度が50万というような形と、あと隠岐の島町で言いますと、除却に要する経費の10分の8の10分の10で150万円を限度というような形の中で、各市町がそれぞれの考えでこういった補助制度をつくっておられます。

私ども28年の4月に施行する段階の、まあ、検討段階のときに、こういった情報を持ち得た中で、この補助制度をどうするかというような議論も内部で行ったわけですが、今回については、所有者責任というところをやはり一番重要視いたしまして、この補助制度についてはつくらないで、こういった条例の施行に当たらせていただいたということでございます。

ことし既に13件の空き家の相談を受けているということで、昨年等から比べますと格段にふえているという、私どもも印象を受けております。そういったところで議員御指摘になったように、空き家の状況で言いますと、Cランク、Dランクの部分がだんだん危険な空き家になってきているというような状況が地域内に出ているんだらうということで承知をしておるわけですが、今のところ、そういった状況の中で、先ほど説明をさせていただいたような対応を行っているということでございます。

今後、こういった空き家の状況がなかなか撤去ができないとか、ああいった状況、そういう課題が多く出てくると思われるところもございます。

先進の自治体のこういった補助制度については、ある程度把握をさせていただきながら、今後の検討課題ということで、今、考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 何とぞ、適切な対応を検討していただきたいと思っております。

それでは、最後の文化財保護の取り組みについてということで、質問いたします。

本町においても、国指定、県指定、町指定の文化財、特に建造物でございしますが、多数見受けられます。その中には、茅ぶき屋根ということで、私の、今、記憶の中にあるだけでも、木部に岡熊臣先生の住宅、そして、竹原家住宅、そして西周先生の住宅、鷲原八幡宮の楼門、そして永明寺、そして我がふるさとの名賀では、愛宕神社というのも茅ぶき屋根でございしますが、これは町の指定ではございませんけども、この屋根についてはやはり茅という材料の性格上、最近では15年から20年ぐらいで朽ちる、そしてふきかえが必要となってくるのが現状ではないでしょうか。

本町にとって、この文化財の維持管理は大変大きな課題となってくるように感じておりまして、この文教民生常任委員会の所管事務調査でも、それぞれが同じ考え方で、今、おりますけども、何とか現状を維持管理していくことが、最終的には文化財としての価値を残すことと、町民のそういった文化意識のためにも、価値があるものだと思っておりますが、それをどうしたら残せるのか、ただ国や県のほうにお願いして、お願いします、お願いしますだけで果たして維持管理ができるのか、そんなときに、まあ、自分た

ちの神社であったりお寺であったり、そういったものを考えたときには、やはりみずからできることはないのか、そんなところがいつも頭をよぎっておりまして、島の農地ということをお私はずも、従前から少しかかわったことがあります、島の農地が現状農地としての活用が十分になされていないという現状はよく認識しておりますが、たまたまそこが今のところ全てではありませんが、何カ所かは茅が非常に、今、手をつければ、茅刈り場として非常に良い場所だということで、この島農地の活用とあわせて、かやぶきに関する技術の習得、そして文化財の維持管理という観点から、現在、地域おこし協力隊員が、自我林家ということであるような形で活動しておりますが、この茅ぶき技術の伝承、並びにかやの確保、そういったプロジェクトについてぼちぼち定住、そして町内での仕事、そんな観点から有益ではないだろうかと思っておりますが、その辺についての御見解をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、文化財保護の取り組みについてお答えをさせていただきます。

津和野町では永明寺を初めとする多くの文化財に茅ぶき屋根が残っておりますが、屋根が老朽化をしてふきかえが必要になっている文化財もございます。昔の青野山の写真を見ますと、樹木が全くなく、茅生産するために利用されていたと聞いておりますが、その当時は茅ぶき屋根が主流であったため、多くの需要があったと推測されます。

議員御提案の茅確保のプロジェクトであります、非常に重要なことだと認識しており、町民有志等によりプロジェクトチームが立ち上がり事業展開されることを歓迎したいと考えております。

町といたしましても特産品生産拡大を目指す団体に対して補助している町単独補助金がこのプロジェクトにも適応できると考えており、技術習得を含めて御活用いただくなど御支援をさせていただきたいと思っております。

島農地につきましては地主の了解を得られれば、茅畑として活用することは可能と考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） はい。以前から、町長と時々考え方が少しすれ違うところがございますが、地域提案型の助成事業ということで、前回は山の境界確認のことについて、いわゆるその地域の提案ではなくてテーマで、地域ということはエリアということになるんだけどもエリアじゃなくてテーマで提案型の助成事業ということで、現在1,500万が地域提案型の助成事業の補助額になってますが、これをまた半分にするのではなくて、新たにまた1,000万でもつけるかどうかわかりませんが、エリアというよりはテーマで何か、地域じゃなくて提案型の事業ということをごをぜひ考えていただければいいなと思っております、今回この茅のプロジェクトについては特にエリアというよりはテーマということで私はくくっておるわけでございますが。

既に答弁にもありましたが、島農地について地主の了解を得られればということでもございましたが、私は既に2名の方の了解を得て、既に11月の27日と12月の7日の2回にわたって総勢延べ42名のボランティアの方と一緒に茅を刈ったところでもございますが、きょうの答弁の中にいろんな特産品拡大を目指すための町の補助もあるようでもございますので、この補助事業の対象になるかどうか十分検討しながら……。

さらにですね、私が特に申し上げたいのは、茅を刈るとか、その手間代をどうかじゃなくて、茅を単年度で確保するという量はたかだかしれてますので、やっぱりこの中長期的に保存ということが必ず伴ってきます。この保存するためには雨風がしのげてカビがこない、いつ使っても大丈夫だよというふうに適切な保管管理が必要になってくると思いますが、その辺について、私、一つ二つもいろいろなことを考えておりますが、場所ではあそこがいいな、ここがいいな、あそこは使わせてもらえんのかなというのが一つ二つはありますけども、それも含めてやっぱり長期保存、そういったことに耐えられるようなことを場所、建物等々についても御検討いただいて、29年度でこの事業が少し町民の理解のもとで、「町民参加で」を我々の町の宝だと、それをやはり自分たちでできることはないだろうかということ、それこそ町民こぞってのボランティア活動に結びつけていく必要があるんじゃないかと、そのように願っておるところでございます。

何とぞ今後とも御理解をいただいて、小さな予算で大きな仕事ができることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで2時まで休憩といたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、8番、御手洗剛君。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。通告を2点いたしました。質問させていただきます。

1問目であります。豪雨災害からの復旧事業についてであります。

平成25年7月28日、当町並びに山口県北部を襲った集中豪雨は、河川や農地に甚大な被害を及ぼしました。国においてはこの災害を激甚災害に認定し、以後、復旧のための被害調査と本格工事が開始されました。

あれから3年4カ月が経過いたしました。被害箇所が多くで工事の竣工を確認できつつございます。工事期間が制約される中で、島根県を初め、現場で工事対応されてきた町内外の建設業者の懸命な御尽力に対し、感謝と深甚なる敬意を表したいと思います。

しかし、来年3月末までの工事期間が迫る中でいまだ未着工の箇所もあり、地域住民や地権者に憤りや不安を与えている状況にもございます。

このことに鑑み、以下の事項についてお伺いをいたします。

一つ、災害復旧工事の進捗状況と期限内竣工の見通しはいかがでしょう。

二番目に、水田を初めとする農地災害箇所の来年度からの耕作の見込みはいかがでしょう。

三つ目に、災害査定はされているが未着工の箇所はどの程度あり、今後の対応についてどうされるのかお伺いします。

四つ目に、津和野町吹野から山口県に至る林道大久保線は、被害箇所も多く、未着工でございます。林道使用関係者への説明と工事着工の見通しについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

豪雨災害からの復旧事業についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。平成25年災関連工事につきましては、県及び本町ともに補助部分については、全て発注を終えており、来年3月までにはおおむねの工事が竣工する予定です。

しかしながら、県が事業主体である津和野川・名賀川河川災害復旧助成事業の一部工区については、29年秋ごろの竣工予定と聞いております。このため、白井集落の一部農地復旧工事の着手が、護岸工事の竣工後となることから、竣工は年末ごろの見込みでございます。

二つ目の御質問であります。今年度で、水田についてはおおむねの災害復旧工事が完了し、来春から作付となりますが、名賀の白井集落の一部水田が翌年度の竣工予定でございますので、再来年度からの作付となります。

三つ目の御質問であります。先ほど災害復旧工事補助分については全て発注していると申しましたが、災害当初に査定を受けた446件のうち、農災30件、林道災1件、合計31件を廃工——補助事業の取り下げでございますが、廃工としており、最終的には415件となっております。

農災の廃工の理由といたしましては、自力復旧や県助成事業による復旧、JR工事等による現場事務所、ストックヤード等への使用に伴い原形復旧等が行われ、工事の必要がなくなったことによるものでございます。

林道災の廃工の理由といたしましては、町道等の多くの人々が利用する施設の復旧を優先させる必要があったこと、現場が急峻で、査定で認められた工事費では施工できず、多額の町費を持ち出さなくてはならなくなったこと、最小車道幅員が2メートルと狭く、復旧したとしても費用対効果が上がらないことなどによるものです。

四つ目の御質問であります。林道大久保線については、平成25年林道災害復旧事業において廃工とした唯一の路線でございます。

平成27年、国に廃工を申請する際には、事前に自治会長に今後の対応策について説明をし、地域地権者に対して必要があれば説明会を開催させていただくことをお伝えしております。

その後、自治会長より、関係者に理解をいただいたので説明会開催の必要はない旨の報告を受けたと聞いております。

林道大久保線の災害復旧工事は、既に廃工の決定を受けましたので、今後、災害復旧工事として着工することはありません。しかしながら、廃工を申請する段階で、このまま放置できるものではなく、何かの補助事業により終点まで道を通す義務があるとの認識に立ってまいりました。

最近になり、県との協議において林業専用道による林道開設が可能であることがわかりましたので、地域森林計画への道路開設の掲載等、必要な手続を始めたところでございます。

将来の林業施業を考えたとき、10トントラックが通行可能な道路が必要不可欠であり、現在は平成30年度での林業専用道による着手を目指しております。

今後、事業化のめどが立った段階で、地権者や自治会に対して説明会を開催し、御理解を得たいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御回答いただきました。大方の工事箇所での竣工見通しがかなうという御回答であったわけでありまして。一部につきましては、白井地区等の護岸工事のために、来年の年末ごろの見込みであるというふうな回答で、一応の安堵をしておるところであります。

特に、平成25年度において、平成25年産の水稻を中心にした作付が可能になる農地被害に対して、あれから、25年以後、来年は4年ぶりになろうかというふうに思っております。大変な長い間の休耕というふうなことをせざるを得なかった、農家の方には大変待たしたような状況にもなりましたが、最近、名賀地区、吹野地区を上がってみますと、かなり以前以上の圃場もでき上がったところを見まして安心もいたしておりますが、なかなか、久しぶりに耕作するに当たってはいろんな問題点もあろうかというふうにも思っております。

水張りをして、すんなり田植えができるか、これについてもいろんな、以前我々の木部地区においても、圃場整備という事業はやったわけでありまして、順調にいくかどうかはその圃場ごとの条件にもかかわる問題でありますので、今後のその土地の条件も関係しようかというふうに思っておりますが、その点について、仮に補助条件が整わないといいますか、そういった場合にどのようにされるかについてお聞きをしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農地の災害の関係でございますが、災害の被害が大きかったのが名賀地区、その次に吹野地区でございます。

吹野地区については、周辺のところの土壌が残っておりまして、それを入れさせていただいたところでございます。

名賀地区については、そういう土がなかったというふうなこともございまして、メイプル牧場の横のところの土を持ってまいりまして入れておるところでございます。入れた面積で申しますと、3.1町歩ぐらい入れております。ただ、入れておるのが100%のところ、今1町1反ぐらいありまして、あと残りが2町歩ぐらいあるんですけど、20%入れたところもあれば、50%、80%もありまして、実際にその圃場の面積というのが幾らかというのをうちのほうでつかんでおりません。実際に入れた面積が2町歩ですので、4町歩から5町歩ぐらいは入れたのではなかろうかというふうに思っております。

今、問題になっておりますのが、メイプル横の土が黄色土、黄色の色の土という感じでございますが、黄色土でございまして、粘土質がとにかく多くて、45%以上は粘土質ではなかろうかというふうに思っておるところでございます。周辺のところ、真下のそのあたりの地域というのは、大体黄色土というのが中心でございまして、100年以上かけて土を改良してきたので、今、土はできるんでありますが、災害復旧で持ってきてまして、バーク堆肥は入れておりますが、なかなか1回だけの投入では難しいというふうな状況もございまして、このあたり、ある程度水はけがよくないと、大型の機械も入れない、作業ができないというふうなことになってまいりますので、そのあたりを今回12月補正で700万円ばかり予算計上しておりますが、土壌改良をどうするかというふうなことで、実証をしていかないといけないだろうというふうに思っておるところでございます。

今、農林課のほうとも相談しまして、農業改良普及所等にも御相談しながら、その方法について調査研究を進めながら、ほかに土壌改良剤として想定をされるものについても試験的に対応しながら、それがきちんとできるのであれば実際に圃場で対応しながら、できれば来年度中にはきちんとした状態で農家のほうにお渡ししないと、これ以上引張るといってできませんので、そのような対応をしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） そうしますと、一応は圃場はでき上がったが、田植えなり作付ができないことももう想定してるということで理解してよろしいんですね。その面積がどの程度なるか、おわかりであればお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 1週間前ぐらいに木尾谷で、牧ヶ野で説明会を行いました、一応、つくるのはそれぞれでございますが、どうしてもそれで機械入れても水が抜けんというふうな状態であれば、作付をおいておこうという方もおられますし、去年はつくってみたが、水抜けが悪かったけえ、わしゃ、つくれで、という方もおられます。その辺のところは各自の対応でお任せで、一応はお渡しはしましたが、まだ担保されておるといふ状況であるということでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今、御回答で、地元地権者への説明会も実施されたということでございます。一挙に全ての圃場が安定したものになっておるかどうか、また、安定させるための対応について、万全を期していただきたいというふうに思っております。

それから、本日の主な私の質問でございますが、当初、工事の予定でございました林道大久保線であります。これは、町内吹野の町道から山口県境へ通ずる、延長16キロメートルの林道であります。この林道は、森林所有者の利用はもとより大久保野原で水田の耕作や畜産農家が和牛放牧をしております、その農業者の作業道の役割もしております。豪雨災害以後、林道の数カ所で崩落があり、現在通行不可の状態であります。そして、営農ができていない状況にもございます。

25年豪雨災害は本部地区において、吹野が最も被害が大きく、山林の崩壊や、集落の中心部を走る河川や町道、農地に甚大な被害をもたらしました。町においては、被害箇所が多岐に及んでいることから、多くの住民が日常的に使用するところを優先して復旧工事を急がなくてはならなかったということについては、理解できるものであります。しかし、日常的に干ばつや町有林等、伐期が到来し、搬出を待つ山林所有者や、一日も早い復旧で営農を再開することを願う農業者の声をそのまま放置していくことは、行政の住民サービスの公平性の観点から見ても、ふさわしいものではないというふうに考えます。

先ほど、御回答で、新たな施策も講じながら今後対応できると、また、県への働きかけも強化しながら、対応があらうかというふうに思っておりますが、時間をかけてのことはなかなか地権者にとっても利用者にとっても、大いなる不安を与えておるものがございます。

御回答でありました、現在幅員2メートルの林道を費用対効果等から見ても、今後林業施業を考えると、10トントラックが通行可能な道路にすることが必要であるというふうに申されました。そして、平成30年度での林業専用道による着手を目指すと申されておりますが、このことにつきまして、まず地権者なり自治会のほうへ対応していくという、一つの方針については、今の段階では示されておるかおらないのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長(田村津与志君) 林道大久保線の関係でございますが、平成27年12月、それ以前のころから、この道を順番的にいつどうするのか、着工するのかというふうな話にもなっておったところでございます。議員が先ほど御質問の中でお話しされましたように、町道それから河川の関係について、どうしても早くしないと安全な生活が送れないというふうなことから、林道大久保線についてはとにかく後にしようというふうな、建設課の中での話し合いでございます。

地権者については4名から5名と、今はっきり何名というのがわかりませんが、四、五名、実際に施業しておるのが二、三名の方が使われておるといふふうなお話も聞いておったところでございます。

そういうふうなことでございまして、最終的には、林道大久保線をすれば、吹野線もしくは吹野溢線の町道が、とにかく災害復旧の3年以内の中で、竣工しないというふうな判断の中で、やむなく林道大久保線については廃工せざるを得ないというふうな判断をしたところでございます。

27年の年末に、一応自治会長さんのほうへお渡しした資料で書いておりますのは、災害復旧ではなくて、大久保線の改良またはつけかえ等を行いたいというふうなことで、お知らせをしておるところでございます。ただし、林業専用道でどうこうというお話まではしていない、ただし、このまま放置はできないということで考えておりましたので、何らかの事業でそのあたりは対応さしていただくというふうにご検討いただいております。

もう一つ、廃工にした大きな理由は、大久保線結構、災害復旧費も大きくて、3,300万かかるというふうにご査定では認めていただいたところでございます。議会のほうの補正予算としては1,100万ぐらい町単部分で計上させていただきましたが、何せく奥部に入りますと谷が深くて四、五メートルは簡単にあるようなところでございます。その施工するにして、仮に施工を早くするためには、安全にするためには、3,500万程度のお金は別個に要するというふうな、業者の見積もりも受けたところでございます。本災の3,300万を超えるような工事費をかけて、現状、今軽トラックしか通れない道でございます。林道台帳上は今、幅員は3メートル、車道幅員が2.5メートルというふうなことでございますが、谷に筋が恐ろしく崩れておりまして、そこをブロックもしくはコンクリートで持ち上げたにしても、ガードレール等をつけると、今後軽自動車しか走れないというふうなことで、そこまでお金をかけるのであれば、ある程度10トン車が通れるような道をつけたほうが将来のためになるかというふうに思っております。

一つ問題になっておりますのは、町道吹野線の車道幅員が2メートルというふうなことになっておりまして、災害復旧の関係でかなり拡幅をしながらある程度車が通れる状態ではございますが、町道吹野線を走るのではなく、別のところから入れ込まないと難しいのかなあというふうな思いも持ちながら、最終的には大久保のほうには行くというふう

うなことにはしておりますが、その辺は今から計画を立てながら検討させていただいたというふうに思っておるところでございます。

地元の説明会については、ある程度の絵ができた段階でお話は申し上げたほうがよからうというふうな判断をしております、来年ぐらいで予算要求を、概略設計等はしてまいろうかと思いますが、その辺のところ、ある程度の、路線の、どこを通るかがわかった段階で、また地元のほうで説明会なりをさせていただき、協力のお願いもさせていただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 平成27年12月段階に、地元への一応の説明をされて、自治会長も関係者に対してそのことについて伝え、理解があったというふうなことのようにお聞きしました。

ただ、我々町議会においても、この事業の廃工処理といいますか、災害関係の事業の対応、全体にはするということの中での話はあったかというふうに思いますが、この廃工については、それに聞くようなことになってなかったと、ましてや地元関係者において、当然ながらほかの事業と同じように事業は遂行されるんであろうというふうな思いは持たれておったのではなかろうかなと、ただ、地元の自治会長一地区での対応であったんかどうか、それはわかりませんが、この林道大久保線を利用される地権者といいますか、周辺の山林をお持ちとか土地をお持ちの方は、吹野地区だけではないわけであります。

そういったことを、他地区の自治会長さんにもこの実情についてお話しされて、このようになったのかどうか、それを一応お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 他の自治会長さんについてでございますが、実際のところ、そこまで対応しておりません。というのが、その当時とにかく災害の発注等、設計も含めてでございますが、大変多忙を極めておりました。そのあたりのところで、本来であれば広くお話をすべきところであったろうかというふうに思いますが、吹野上の自治会長さんにお話をしながらというふうに思っておりました。

林道について、袋小路の道でございます、通り抜けができないと、1.6キロの道でございます。普通の方で、あの道をとともじゃないけど走れんと、怖いと、ガードレールもございませんので、その辺のところでもう少し配慮すればよかつたかなあというふうには思っております。

その当時を思い出しますと、施工するための業者の関係、人が足りないとか資材が足りないとか、それから、業者がいろいろ入っております、その辺の調整とかというふうなところでいろいろございまして、全部を集めてお話をするのか、治山等についてはある程度、地権者なり自治会長さんをお願いをして、集まってお話をしたようなことも

ございますが、それに沿って、自治会長を通じてお話をしながら対応させていただいたというのが事実でございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） きょうの回答でも、平成30年までに林業専用道へ着手ということ、言わば明言をされたというふうなこともなるわけでありませう。

地元の方、特に地権者なり利用者の方々にとっては、具体的な動きが見たい、計画がまず見たい、計画に沿っての設計の動きが見たい、これを毎たび申されるわけでありませう。そういったことを、順を追って早目から、とにかく町が勝手にできる話じゃあないというふうには理解いたしますが、県と綿密な協議の中で、まずは計画づくりを急いでいただきたいなど願うもんであります。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思いますが、先ほど私、再質問の中で、林道大久保線1.6キロであるというふうに言いましたが、1.6キロの間違いであります。確かに急峻でありまして、このような、なかなか作業が難しい実情にあるということは承知しております。御訂正をいただきたいと思ひます。

2番目であります。平成30年産からの生産調整見直しに関する対応についてであります。

農水省は、本年11月28日、平成29年産米の生産数量目標を、毎年8万トンの需要量が減少していることを踏まえ、前年比8万トン減の735万トンにすることを決め、都道府県へ配分を行いました。既に県から各市町村へ配分もあったというふうには報道されております。

国から県へ、また地域への配分をするというルールは、これが来年産で最後となるものであります。

平成30年産以降は、地域の再生協議会に集荷団体や担い手、行政が結集して、作付計画をつくり、需給調整することとなります。国は、産地への働きかけや情報提供を続けていくとしておりますが、産地主体の生産調整がうまく進むか、生産現場には不安も少なくありません。

そこで、下記の事項についてお伺ひいたします。

一つ目、産地においても飼料用米を中心とした転作を一層進め、円滑に移行できる環境を整えておくことが欠かせませう。平成28年度における米生産と転作の実施状況については、いかがだったでしょうか。

2番目に、飼料用米等による転作の定着においては、水田活用の直接支払交付金の予算確保が不可欠であります。財務省の審議会では、手厚い助成が生産性を阻んでいるなどとして、予算削減を提言してあります。生産性を上げるための多収性品種の導入についてお伺ひいたします。

3番目に、当町においては主な転作作物として、飼料用米、WCS米を含むや野菜類を推奨している現状でございますが、現状での問題点をどのようにとらえているか、ま

た新たな米政策において、地域誘導したい作物や振興策がいかがか、これについてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、平成30年産からの生産調整見直しに関する対策について、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。水稲細目書上では、平成28年産の主食用米の生産面積は376.5ヘクタール、水田面積の56.5%で、WCS、水稲サイレージが27.9ヘクタール、飼料用米が22.2ヘクタール、その他野菜等が99.2ヘクタールで、合計した転作面積は149.3ヘクタール、22.4%を占めております。また、自己保全・被災田等の不耕作地は140.4ヘクタール、21.1%となっております。

二つ目の御質問であります。現在、WCSを中心とした飼料用米等は、水田活用の直接支払交付金にかかわる割合は5割程度を占めており、水田活用の直接支払交付金の継続は不可欠であると考えておりますが、この交付金に関する削減の情報はまだ入っておりません。

また、多収品種につきましては、県で推奨している「みほひかり」を中心に「夢あおば」等を一部導入しておりますが、生産者の中には、主食用米である「きぬむすめ」を栽培することで、栽培法や収穫時期を合わせることを重視する方もおり、一定収量に達しない場合は、多収品種への切りかえを進めることも必要であると考えております。

三つ目の御質問であります。飼料用米等の栽培面積は固定化されつつあり、多収品種への切りかえの課題はありますが、継続するものと考えております。野菜類については、JAが全量買い取りで推奨しているトマト栽培やアスパラガスの生産振興に対し、取り組みを始めた農家もおりますが、大きく面積をふやしている状況ではございません。

最大の問題点は、人的パワーではないかと思われ、リタイアする農家がふえている中、新規農業者の拡大が必要と考えております。昨年は6名の新規就農者があり、現在も就農に向けて農業研修を行っている若者は多数おられます。農業研修生の活躍に期待するとともに、町としても支援をさせていただきたいと考えております。

今後は、推奨できる作物を県やJAとともに検討し、新たな転作作物として推進していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 担当課にお聞きをいたしました。今年度における当町の米の生産調整の状況でございますが、水田面積は670ヘクタールのうち米の生産配分面積は、380ヘクタールでありました。それで、実際に米の作付は376.5ヘクタールで、目標面積の99%の状況にあると、これは割り当てに対して作付が下回ったということで、本年度もスムーズな需給調整がなされたということでもあります。主な転作作物として、先ほど御回答もございましたが、当町での主な水田を利用した対応として、WCSが27.9ヘク、飼料用米が22.2というふうな状況でございます。

特に、WCSが伸びたということにつきましては、当町の大きな施策でも、農林課としてもあったかというふうに思っておりますが、耕畜連携事業推進で、収穫機械やこん包機器の整備と、そして何よりも、担い手であるコントラクターの設置で、このように順調に生産が拡大されたということであろうかと思えます。

ああして災害にもこの水田を活用した、米作の手法をとって対応するWCSなり飼料用米の生産、今後においてどのようにされるか、また、大きく伸びつつあるWCSへの対応、今は町内の畜産業者への供給ということを第一に考えて対応されておろうかというふうに思っております。今後、生産者の動向、希望を踏まえて、仮にWCSを希望される、作付を希望される方がふえた場合に、現在のコントラクターでの対応が可能であるか、また、もし対応できるとして、町外にも供給できることを想定して対応されるかどうか、このことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、WCS等々についての御質問でございますが、今議員がおっしゃられたように、平成27年度の栽培面積と28年の栽培面積は、0.9ヘクタールふえたところでありまして、飼料用米につきましては22.9ヘクタールから22.2ヘクタールへ若干減っております。

その関係がございまして、町長の答弁でもありましたように、ほぼ固定化されてきたのかなというところがございまして、昨年からは機械を導入して、わくわくつわの協同組合のほうでコントラクターとなっていただいて収穫をしておるわけですが、ほぼ機械の能力と均衡した栽培面積になってるんじゃないかと思えます。

若干ふえてもまだ対応は可能だとは思いますが、今の町内の畜産農家が引き取ってちょうどいい量のバランスがとれておるんですが、今後ふえてくれば、当然、益田市に大型の畜産農家がおりますので、そちらのほうで使っていただくように交渉していくような形になるかと思えます。

ただ、米の生産調整の形での質問だったわけですが、ああして名賀の田んぼが復活しますと、今度は割り当てよりも希望面積が膨らむ可能性もあります。ただ、最近になってリタイアする農家も結構多ございまして、細目書上の数値は、今後数字が出てくるわけですが、その辺でどのような調整をすべきかということが発生してくると思われま。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） なかなか、作物の、野菜類の振興というのは、いろんな地域環境も条件もありまして難しいものがございますが、やはり皆さんが遊休農地を防止するためにも、やはり水田を荒らさない対応、これはまさに重要なことであるわけでありまして。そういった中でWCSや飼料用米というのは、今後も安定した作物としての位置づけはあるのではなかろうかというふうにも考えております。

しかし、この転作推進に当たっては、国の水田活用の直接支払交付金ということで、1反当たり幾らというふうなことがうたわれる中で、その生産は進んでおる実態にあり

ます。これの確保に向けて、今後とも関係機関を通じて取り組む必要は、変わらない一つの行政としての施策に持っていく必要があるというふうに考えておるものであります。

今回、平成30年産からのということでの生産調整の考え方をお尋ねをしておるところであります。また29年産の作付割り当てがされない中で、どうなんかい、というふうな思いもおありであろうかというふうに思いますが、いよいよ地域の再生協議会、この協議会、津和野町においては副町長を会長としての取り組みであり、それに地域の担い手等が一堂に会して、今後の、その年度の、次の年度の生産調整を、需給調整をいかにしていくかという会議であるわけでありまして。いち早く、国からの方向づけでなく、地元自身が、農業者自身の一つの方策として、米づくりなり生産調整やってくということをしていかに植えつけるか、これこそが大きな仕事であるわけですので、抜本的に変わるという前提の中で、29年産に向けてまず対応し、30年産に向けての、ひとつ、準備段階を早目にやってほしいと、そういう思いであります。

現在、政府においては、平成29年度農林関係予算案の編成作業が山場を迎えております。競争力強化に不可欠な土地改良事業や、飼料用米の増産に伴う水田活用の直接支払交付金の前年度予算額の上積み、これが必要であります。この財源確保が、最大の焦点にもなっております。平成30年産からの米生産調整見直しの成功に向けて、関係機関と連携し、国への働きを一層強化していくことが肝要であろうというふうに思っております。このことにつきまして、御見解がございましたら御説明を聞きたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） やはり農業政策というのは国策でもございます。こうした中で、TPP等まだまだ流動的という状況でもありますがけれども、やはり我々としては地域の実情というものをしっかり国のほうにもお伝えをして、そして農業予算、しっかり確保していただくということ、それとともにやはり、昨今、この農業政策というのが、いわゆるこの広い平野部での効率的な農業という方向へ国の目が向いているというのを私自身は感じているところでもございます。中山間地域の農業というのはまた、そことは違うやり方が必要であるというところでもありまして、それが中山間地域を中心とした集落の維持にもつながっていくというようなところでもありますので、そうした考え方というものもこう、私どもと同じような条件の自治体が、しっかり力を合わせて、国のほうにもいろんな声を出していかなければならないというふうにも思っているところでございます。

今回、土地改良関係も参議院選挙では久しぶりに業界団体の候補が当選をされまして、いわゆる土地改良の専門の国会議員さんが久々にまた生まれたというような状況でもございます。

土地改良関係については、この補正予算等々含めて非常に予算が、これまでも復活し始めておりましたけれども、来年度、それから今年度の補正等についても相当大きな期

待が持てるというようなことも伺っているところでもございます。我々としてはそういう、いわゆるネットワークですね、そうしたこともいろいろな面で使いながら、いろいろな声というのを届け、予算の確保に努力をしていきたいと。御手洗議員には大変にそうしたところでも日ごろから一緒になって取り組みをしていただいているということで、我々としても力強く思っておりますけれども、今後もそうした面からしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、また、今度とも御支援を賜りますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 新たな米政策ができ上がって、それに向かって前へ進んでいかななくてはならないという観点で、今回質問させていただきました。地域協議会のやはり組織内での話し合いがまず前提になって、農家へ推進方が図られるわけがありますので、今後とも一層の御努力を期待しまして、本日の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで3時まで休憩といたします。

午後2時50分休憩

午後3時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序6、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 議席番号7番、寺戸昌子です。通告に従い、3項目質問をさせていただきます。

まず最初に、生活保護についてです。

御存じのように、生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、憲法25条に基づく、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。今まで、国の社会保障費抑制政策のもと、生活扶助基準や住宅扶助の切り下げ、冬季加算の削減など、繰り返しの縮減が行われてきました。さらに、安倍政権は、2015年12月の閣議で確認した社会保障改革の工程で、保護費減額を打ち出し、2018年までに集中改革を行う方針を明らかにしています。

生活保護を受けられている方のお話をお聞きしましたが、「今使っている電気製品がいつ壊れるかわからないので、もし壊れたときどうしようという不安がある」「今は何とか生活しているが、5年後、10年後は不安がある」「最近寒くなったが、エアコンのスイッチを入れるのを控えている」などと、現在でも生活保護受給者の方は、毎月のやりくりで苦勞をされています。

今までは、生活保護を受けたいと初めて申請をするときだけだった預貯金などの資産申告が、昨年3月厚生労働省より生活保護受給者に対し、少なくとも12カ月ごとに行わせることを求める通知が出されました。それにより、直接受給者とかかわる現場に困惑が起きています。全国では、財布の中身を全て出させられて写真を撮られた、十分な説明もなく、通帳のコピーを提出させられた、受給者のプライバシーと人権を踏みにじる行き過ぎた対応が行われています。

今回の資産申告の根拠としている生活保護法28条は「必要があるときに報告や調査」ができるとした規定であり、利用者に対して報告を一律に求め、ましてや調査と称して通帳のコピーを提出させることはできないはずです。

厚生労働省は、「健康管理や金銭管理は、あくまで受給者が主体的に取り組んでいくことが重要である」としています。また、厚生労働大臣は、ことし3月、日本共産党の議員の指摘に対し、「最大限のプライバシーは守らなければいけない」と答弁されています。

また、11月30日の島根県議会では、日本共産党の大国議員の質問に対し、健康福祉部長は「威圧感を与えないように資産確認したい。改めて注意喚起の通知をしたい」と答弁されています。

しかし、津和野町では、通知に基づき資産申告の対応がされ、受給者に通帳のコピーの提出も書面で求められています。

そこで質問です。一つ目、一般的に、預金通帳は生活にかかわる情報が詰め込まれている個人情報のかたまりですが、その預金通帳を他人に見られる、そのコピーの提出を強要されることは、プライバシーの侵害、人権侵害と考えますが、所見をお伺いします。

二つ目、今回の資産申告の変更で受給者に、なぜ資産申告をしなくてはならないのかとか、なぜ通帳のコピーを提出しなくてはならないのかなどの困惑はなかったのでしょうか。

三つ目、今回の資産申告は、受給者のプライバシーと人権を侵害する行き過ぎた対応と考えます。また、受給者に配られた資産申告のお願いの書面は、受給者に不安を与えるものと感じます。改善をするべきではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

生活保護についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。平成27年3月31日付、生活保護法による保護の実施要領の一部改正に伴う資産申告における預貯金の確認については、預貯金が保護開始時から保有していたものではないこと、未申告収入等の不正なものではないことを確認するためのものがございます。この御質問については、平成28年3月22日の参議院厚生労働委員会や11月30日の島根県議会11月定例会の一般質問において

も、日本共産党の議員が資産調査の強化は人権やプライバシーの侵害だとして中止を求められております。

資産申告提出時に、預貯金通帳のコピーを求めることについてでございますが、収入申告書等の書類については挙証資料、書面や預金通帳等のコピーの添付が求められていることに鑑み、資産申告についても同様の考えで、生活保護受給者に対して、ケースワーカーから十分に説明を行い、承諾を得た上で提出いただいたものでございます。協力を得られない生活保護受給者に対しては、調査が必要ということであれば、生活保護法第29条に基づいて、金融機関等に対する調査も行えることとなっております。

また、通帳のコピーを求めることについて、要領等に特に定めはありませんが、国・県より求めている等指示や指摘はなく、平成27年度の資産申告における預貯金通帳のコピーの徴取状況について、県内の全19市町村を電話調査した結果、通帳のコピーを徴取している、場合によっては含む、以下同じでございますが、が当町を含め8市町、ケースワーカーが目視しているが7市町村、写真に撮るが2町となっており、大半の市町村の福祉事務所において、何らかの形で通帳を確認している状況でございます。

通帳を確認することは、あくまで業務の一環として行っていることでありますので、プライバシーや人権の侵害は当然あってはならないと考えておりますし、このことについては生活保護事務にかかわる、携わる職員に徹底しているところでございます。

二つ目の御質問であります。資産申告が、少なくとも12カ月に1回は必要となったことをケースワーカーがケース訪問時に、生活保護受給者に対して丁寧に説明を行ったほか、資産申告の提出についてお願い文書を、申告書の提出を求める前段で送付していたこともあり、生活保護受給者からの困惑の声や苦情があったという報告は受けておりません。

三つ目の御質問であります。生活保護は、法第1条に、日本国憲法第25条生存権に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。

保護を受けることは権利である一方、保護費が全額国民の税金で賄われていることから、同時に果たしていかなければならないことや守っていただくべきこと、義務を伴っている制度でございます。

資産申告で、生活保護受給者から預金通帳のコピーを求めることについては、改正された要領の中に、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について助言、指導を行う必要があること、収入の未申告等により蓄えられたものでないことを確認する書類となることから、業務にかかわる職員が、生活保護受給者のプライバシーと人権に配慮しつつ、生活保護受給者に十分な説明を行い、承諾を得た上で、今後も提出を求めていきたいと考えております。

また、資産申告書提出前に、福祉事務所から生活保護受給者に送付いたしましたお願い文書の書面内容についてでございますが、要領が改正されて、今回初めて提出いただくということもあり、平成27年度より資産申告を新たに求めることとなった理由について、根拠となる法や要領を提示して、受給者の皆様が混乱しないように説明させていただいたという趣旨でありましたが、議員御指摘のように、受給者に不安を与えるものであるならば、今後は、根拠法令等の抜粋については削除していく考えでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 私の質問の仕方が悪かったんだと思いますが、一番の質問は、一般的に預貯金通帳を他人に見られるのは、プライバシーの侵害とか人権侵害とかと考えられませんかという伺いをしたわけなんですけど、ちょっとそれが生活保護の方のということで答えが返ってきたので、もう一度そこところを、一般的にプライバシーや人権侵害と考えられないでしょうかというところを、例えば、生活保護の方へのお願いの通知があるんですが、その中には、「預貯金については、口座を開設している全ての通帳の写し、通帳の表紙、名義の口座番号がわかる部分、残高が確認できる最後4ページ部分の写しを提出してください」とあるんですが、一般的に生活保護を受けておられない方に対してこういうことがあったら、人権侵害とは考えられないでしょうかとお伺いしたんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 町長の答弁にもありましたように、あくまでも通帳を確認するのは国等からの指示というか、確認事項でありますので、業務としてやっております。これをプライバシーと言われると、業務ができないということになりますので、その辺は難しいと思います。なお、プライバシーということ、人権侵害については、その提出していただいた通帳の写し等をやっぱり保管とか、そういった第三者に対して漏れない、そういったことの関係でのプライバシー等については、やっぱりちゃんとしていくことは徹底しなくてはいけないとは思っておりますが、業務自体がプライバシーの侵害ということになると、何にも業務自体ができなくなると思いますので、この辺については以上のような形です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 一般的にという御質問でございますので、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、相手方がみずから見せられたことを見ることは、特に問題はないと思いますし、盗み見たとか、そういう場合はまさにプライバシーの侵害等に当たるんだろうというふうに思います。

そして、もう一つ、コピーの提出を強要ということ、これについては、いわゆる人権侵害やプライバシーの侵害にも当たるというふうには思っております。ただ、ついでに申しますと、私どもは今回、強要というつもりで、この生活保護のことに 대해서는 対応しているつもりではございませんので、そのこともあわせて申し上げたいと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） この件に関して、実際に生活保護を受けておられる方とお話をしました。その中で、津和野町にある福祉事務所での対応はすごく丁寧で、信頼できる方が毎月来てお話を聞いてくださるということで、すごく信頼を持っておられました。これはやはりうちの津和野町がやっていることは素晴らしいことだなと思ったんですが、信頼関係があるから、いつもお世話になってるし、見せたくはないけど見せないといけないかなという、これは私の想像ですが、こともあったり、もしくは通帳を出さないことで、生活保護を打ち切られてしまうのではないかと、写しを出さないことで打ち切られてしまうのではないかとという不安も持たれたんではないかと思います。

その打ち切られる不安を持たれたんじゃないかなと想像した根拠は、今回、生活保護のことについてちょっとお聞かせ願いたいのでということで連絡をとったんですが、そこでお邪魔したときに、私は議員なので打ち切るとか、そういう権限は持ってないんですが、それをわかっておられるか、わかっておられないかはわからないんですが、その受給者の方が生活保護を打ち切られる話かと思って、ちょっとどきどきしたんですっていう言葉がちらっと出たんです。

やはり、命をつなぐためにぎりぎりで生活保護を受けられてる、いろんな手だてをしたけど、生活が成り立たないから生活保護を受けるっていうことを今されているわけで、津和野町ですと、生活保護を受けたいんですがと相談をされて、27年度の資料ですが、29件相談をされたんですが、その中で申請をしたのが28%、申請の中の開始に至った方が50%ということで、やはりしっかりと最初に審査をしておられる。だけど、今回何かあるんじゃないかという不安は、持たれたんじゃないかなという気がします。

我が町は、町単位で全国的にも少ない福祉事務所というのを持ってくれています。それは、身近で困ったことがあったらすぐに相談できるし、すぐに対応していただけるっていうすごくいい面も持っています。なので、現状より一步踏み込んで、生活保護者の方のことを考えて対応していただけたらと思います。

通帳のコピーの提出は、もし私が提出してくださいと言われた場合には、やはりいろいろ考えるところもあって、どうして提出しなければいけないのかなという思いがあります。それはやはりプライバシーの保護はされるべきだと思うし、人権の保護もされるべきだと思うところからきているもので、生活保護を受けているから自分のプライバシーは保護されることなく、人に見せなくてはいけないというのは辛いことだと思います。

その辺、事務手続とかいろいろなことがあるから、通帳の写しを出していただかなくてはできないというお答えでしたが、お答えの中に、19市町村に電話をしたところ、コピーを取得しているのが8市町で、ケースワーカーが目視して確認しているのが7市町村、写真が7町ということで、やってないところもあるわけです。そこはやらずに、コピー提出をしないで、資産申告の確認をされてるわけなので、やはりここはプライバ

シーを守っていただいて、資産申告のほう手続をしていただけたらと思うんですがいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 先ほどの町長の3番目の回答にもありましたけども、保護を受けることは権利であります。しかし、一方で国民の税金を使われておりますので、守っていただくことは義務として守っていただくということでございますので、あくまでもそういった書類を提出ということになれば出していただくのが義務かなと思います。

それから、生活保護だけでなしに、任意申請にはなりますが、介護保険負担限度額認定の関係でも、食費、部屋代等の負担軽減の基準が変わって、27年度から、これについては、ある程度の所得がある方については、軽減が図られないということで、1,000万以上であるとか2,000万以上の預貯金を持っておられる方については、権限が受けられないということで、そういった通帳の写し、1,000万以下であるとか、そういった分の写しも提示していただいております。生活保護者だけでなしに、そういった制度を使うのであれば、そういった義務は発生するという御承認いただけたらと思います。

なお、県議会議員の議会での一般質問でもありましたけども、やはりコピーなりものの提出を求める段階で、例を挙げられておりましたが、貯金はどのくらいあるんか通帳を持ってきなさいとか、残高のみではだめだと口頭で言われたとか、それから書面による提出通知もなく、ケースワーカーがデジカメで通帳を写したというような事例を例に挙げられておりましたが、当町の場合、先ほど説明もしましたけども、事前に書類も送付させていただいて、ケースワーカーが説明の上、やっぱりその辺でちょっと不安に思われたかはしませんが、了解の上で対応しております。

なお、県内先ほど調べておりますけれども、県の健康福祉部長もその一般質問の中で答弁されておりますが、国の通知により、各自治体が自治体の自主性により対応をしているということで、統一が図られていないわけでございますが、法律とかそういった要領等を各市町村が解釈の上で対応しております。ということで、コピーをとられるところもあれば、写真で撮るところもある、そういったことをしてない場合は、先ほど言いました生活保護の当初の認定の段階で所得証明、各金融機関等に書類提出を求めて、その辺の把握をするような作業も行っておりますので、そのやり方を今後、国なり県からこういったやり方でしなさいという指示があれば、そういったことに従って、町とすればやっていきますけども、今のところそういった指示がない限りは、これまでどおりのやり方で対応していきたいとは考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） やっぱり、国や県から具体的な指導がないままで、現場である個々の自治市町村が困惑してるというのはすごく感じます。勝手にやりなさ

いと言いながらやり方は教えてこない、そのやり方には現場が困っているというのはすごく感じます。行政側も困っておられるんですけど、やっぱり受給者の方も困っておられるので、その辺を配慮していただきたいなと思います。

それから、毎年通帳のコピーを出すということは、貯金をしたらいけないのかっていう、受給者の方の疑問も招くことになっているんじゃないかという不安があるんです。生活保護の方が少しずつでもお金をためておかないと、最低限の生活をしながらでも、少しずつでもお金を貯めておかないと、先ほどのクーラーとか電化製品が壊れた場合、ただでいただけるわけじゃないので、自分でお金を出して買わなきゃいけないので、貯金をしてはいけないんだというイメージが伝わっては困るので、その辺しっかりフォローしていただけたらなと思います。

人権侵害はやっぱり根底にあるもので、生活保護を受けたから義務なのでやるべきことは、その上に乗っかっていることなので、私としては、通帳のコピーの提出というのは非常に人権を侵害しているものだと思いますので、その辺、我が津和野町なら安心して生活保護が受けられるという町にさせていただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。

○議長（沖田 守君） ちょっと町長から回答があるから。町長。

○町長（下森 博之君） いろんな御見解はあるんだと思うんですけど、このまま私もから回答しないで終われば、うちの職員が人権侵害をしたというような、そういうニュアンスにもとられかねないというふうに思いますので、我々の立場はもう一度最後にはっきり申し上げておきたいというふうに思っております。

基本的には、やはり前段でも回答で申し上げましたとおり、今回は被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について、助言、指導を行う必要があるという、そういう観点で、我々としては今回コピーの提出等をお願いをしたということでございます。生活保護を受け取られる方からしてみると、いろいろな受けとめ方があったのかもしれませんが、我々は決してこれは強要ではなくて、しっかり丁寧に御説明をして、そしてお願いとしてやったものであるということ、このことについては、我々の立場ははっきりとさせておいていただきたいというふうに考えているところであります。これも生活保護を受けておられる皆さんのためという、そういう思いでやっているということでもございますので、この点については、はっきりと申し上げたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 済みません、次の質問に移ると言いましたが、もうちょっと残っていました。津和野町の職員さんがプライバシーの侵害をしてるかどうかというのは、国の指導とかその辺も関係すると思います。私としては、侵害しているのでやめていただきたいと思っています。

もう一つ残っている質問なのですが、その資産申告書について、申告するためのお願いの文書が出てるんですが、そこに法律がだだだどと書かれているわけですし、一般的に法律とかがどんと載った資料がやってきて、その中に生活保護の方が一番気にしておられる受給の停止の場合もあるとかいう文言が、この中に入っているわけなんですよ。自分はそれには該当しないと思っても、こういう文書がどんと送られてくると、ひょっとして今回のこの申請で打ち切られるんじゃないか、もし打ち切られたら、どうやって生活していこうという不安を持たれないこともないと思うんですよ。私がお会いしたときに、私が行くことだけで不安を持たれたというぐらいなので。だから、その辺配慮して、この書面をもうちょっと柔らかいものにしていただけたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

次の質問に入ります。いいですか。お願いします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 先ほどの町長の答弁の中にも最後にありましたけども、27年のときに出した書類につきましては、法律であるとか要領等が書いてありまして、ちょっとその辺気になるような表現、表示の仕方であれば今後は削除していきたいと思います。全体的な書類の提出の仕方も各市町村まちまちでありますので、そういったところも調査しながら、理解いただけるような文面にして出したいと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） よろしくをお願いします。

それでは次の質問に移ります。地域の医療体制についてです。

日原診療所の常勤医師が10月末で退職されました。非常に残念なことなんですけど、そのことで、地域の住民がすごい不安を持っておられます。風邪や発熱など急な疾病で受診していた患者さんはもちろんなんですけど、慢性的な疾患を抱え定期的に継続して受診していた患者さんも、今までの病歴や体調など同じ医師に診ていただいたという安心感がありました。

後ろのほうに資料をつけさせていただいてるんですが、これ日原診療所の12月の診療体制をいただいてきて、コピーしてもらったものです。診療体制が変わったことで、「今までは、かかりつけ医として自分の身体や心のことは把握してもらえるとという安心感があった」「これからは、先生が日々かわってしまう」「月曜日は日赤からどの先生が来られるかわからない」などの不安の声を聞いています。やはり、お年寄りの方が多いので、今までとは違うことっていうのになかなかなじんでいけない。それは大きいと思います。

医療対策課や橘井堂は診療体制を整えるために奔走されていると聞いています。診療体制の現状と改善の可能性、将来の地域医療体制について伺います。

一つ目、現在の日原診療所の診療体制はどのようになっているのでしょうか。これをつけさせていただいたので、これを参考に説明していただけたらなと思います。

二つ目、民間医院との連携も大切と考えますが、どのような連携をとっていますか。民間医院への将来の支援策は考えていますか。

三つ目、津和野町は地域医療を守るために、医療機関に勤務しようとする学生への奨学金制度を行っています。利用状況と卒業後の動向をお伺いします。

四つ目、島根大学医学部には、町長の面接も行われる地域医療を守るための地域枠推薦入試があります。その制度を利用している在學生と卒業後の動向をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域医療体制について御回答させていただきます。

一つ目の御質問であります。現在の日原診療所の診療体制は、御承知のとおり、平成28年11月より非常勤体制となっております。月曜日は、益田赤十字病院の2名の医師による午前診療、午後においては、介護老人保健施設の三輪施設長が訪問診療を行っております。火曜日は休診です。水曜日は、山口市内からの医師、木曜日は、島根県代診制度による2名の医師、金曜日の診療は、主に介護老人保健施設の非常勤医師でありましたが、12月より岩国市からの医師で対応しております。常勤医師や非常勤医師の区別なく、地域医療の維持・継続のために、引き続き医療法人橋井堂と連携し、医師確保に最大限の努力をしまいたいと考えております。

二つ目の御質問になりますが、民間医院との連携は、病・診連携として、日原診療所の医師が非常勤体制になることを、10月初めに町内の開業医と鹿足郡医師会会長へ状況説明をして、利用者の不利益にならないように依頼をしております。あわせて、紹介を希望された方については、紹介状の手続を行いました。

民間医院への支援策は、既に鹿足郡在宅当番医事業として鹿足郡医師会と契約し、平成28年度においては、年間70日の診療とそれに対する鹿足郡在宅当番医制運営費補助金補助を行っております。

三つ目の御質問であります。医学生奨学金制度の状況についてであります。これまでの奨学金貸与者は2名であります。詳細には、初期臨床研修中1名と医学生1名であります。現在は貸与しておりません。

看護学生修学金貸与者は、正看護師14名と准看護師4名で、そのうち3名は正看護師へ継続されております。正看護師として7名、准看護師として2名の方が就業されております。なお、准看護師2名の方から返還があり、就業されていません。

四つ目の御質問であります。島根大学医学部の地域枠推薦制度は、島根県の医師として活躍するに十分な資質と明確な目的意識を持ち、僻地医療を中心とする島根県の医療に貢献したいという強い使命感を持った意欲ある学生を発掘し、選抜することを目的としております。それゆえ、この地域枠推薦制度では、島根県の僻地医療に貢献したいと強い意志を持った学生を出身地の市町村長等が推薦をいたします。当町における島根大学医学部の地域推薦枠として合格された方は、医師免許取得者2名と就学者3名の5名であります。医師免許取得者については、現在、卒後初期臨床研修中であります。

本地域枠推薦においては、法的な拘束力はなく、初期面接時から継続して地域としてかかわり、常に地域推薦の意味を意識していただくことが重要であります。医療法人橘井堂と町が連携をし、今後の医療を担うべく、医学生の皆さんに地域医療の役割や益田圏域の現状を把握していただくために、情報交換を行っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 日原診療所のことについてですが、これから常勤医師、非常勤医師の区別なくやっていきたいというお答えだったんですが、やはり常勤で医師を探していただきたいという気持ちは住民は持っておりますが、その辺はやっぱり一人のお医者さんに診てもらって、年をとっても「この間ああいうことがあったので、こういうこと気をつけなさいよ」と言っていただけ先生がいてくれるっていうのが、地域の安心感だと思うんですが、そういう常勤医師を何とか確保していただけないかという町長のお考えと、あと診療時間がわかりにくい、お年寄りにもっとわかりやすいように改善していく見通しはないですかという質問をさせていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず初めに、当然、非常勤医師では十分な診療ができないという状況の部分はおわかりをしますけど、現在の状況の中では、常勤医師も毎週のようにあらゆる手段を使って医師照会も行っております。この12月にはまた医師紹介派遣会社ともヒアリングをして、常勤医師という状況になっておりますけど、この週末に県の今、医療統括監からの木村先生からお電話がありまして、赤ひげバンク等で常勤医師、当然島根県のほうもやっております。今回、医師確保は、島根県、島根大学医学部、医療機関、行政、島根県地域医療センターとオール島根の中で取り組んでおりますけど、非常に厳しい状況であると。

そのような状況の中で、先ほど町長の答弁にもありましたように、常勤、非常勤医師区別なく、医師確保をしていこうというのは、非常勤医師でも、今議員さん言われたように、週に2日でも3日でも同じ医師が診ていただければという状況がありましたので、臨床である須山理事長とこの週末話して、そういう非常勤医師の部分の週3日でも医師確保をしていこうということで、今、週に2日が現在、非常勤医師同じ先生であります。木曜日においては、第1週を除いて、あとは同じ先生でありますので、かかりつけ医としての使命が全てできているかということはありませんけど、現段階においては、医療法人橘井堂と町のほうで最大限の努力をしておりますので、どうかその辺のほうを御理解していただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） なかなか医師の不足によるもので、全国的に日本の医師の不足に根底がそこにあるので、我が町だけ改善というのはなかなか難しいと思

ますが、いろいろ努力をされてるということで、これからも引き続き努力をさせていただいてやっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

それで、その次の看護師さんは結構育ってきておられるということで、地域で。ですが、お医者さんのほうは、この先津和野町に帰ってきて、一緒に津和野町を盛り上げていこうというお医者さんのめどとかは、どのようなぐあいでしょう。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず初めに、地域枠推薦の学生さん等の推薦枠で通った方ですけど、先ほど町長の答弁にもありましたように、初期からそういう学生等と意見交換も行っております。ただ、これは法的能力がありません。地域枠推薦をしたからといって、じゃあ地元の市町村の病院に何年いるとかという決まりはないわけです。

その中で島根県としては、この中山間地の島根県にどうにか医師を残したいという状況でやっておりますので、我々もまずはこの益田圏域に総合診療医、総合病院であります益田赤十字病院にまずは勤務をしていただいて、そして津和野共存病院等に派遣をしていただくということで、現在の学生においても、あるいは初期研修中の学生においても、この益田圏域にやはり重点を置くというのは十二分に本人もわかっております。引き続き、我々とすれば、医療機関、行政等中心になってこの地域枠推薦の重みをわかっていただき、地域の医療に貢献をしていただきたいと願っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 学生さんもこちらで医師が不足して、医師が欲しいというのは重々わかっておられるということですので、これからも情報交換をさせていただいて、津和野に帰ってきていただけるよう働きかけをよろしくお願いします。

それと、日原診療所の戸があく時間が8時から8時半に変わったということを利用者の方からお聞きしたんですが、そのことで外でちょっと待ってて寒くて外で待ってられないとか、そういうお話をちょっと小耳に挟んだんですが、8時半に今は戸があくそうなんですが、それを8時からあけるというのは難しいことなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 指定管理者制度の中で、仕様書に基づいて運営を医療法人橘井堂にさせていただいております。当然早くあげばいいんですが、やはり職員の就業規則等もありまして、以前は寒いからということで30分ほど早くしたケースもありました。しかし、やはりその部分では時間外が生じたり、毎日のことでもありますので、なかなか厳しいということで、8時半からの受付で9時からの診療ということで、8時半にいわゆるあけるような形をとっております。非常に早くあげばいいんですが、やはり就業規則がありまして運営のほうもありますので、医療法人橘井堂のほうには、町としてお願いを何回かしましたけど、現在の状況でやむを得ない

ということもお答えをいただいておりますので、大変濟いませんが、この就業規則にのっとって運営をしていただくということになっております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） これから雪が降って寒い日が続くと思いますので、橘井堂のほうにはやりくり大変とは思いますが、何とかこう寒さをしのぐ方法を、待つ間の寒さをしのぐ方法を何か考えていただけたらなと思います。

では、次の質問に移ります。津和野観光客の受け入れ態勢について。

先日、議員の視察研修で、三重県の明和町に行きました。伊勢神宮や京都市内の文化的建造物、町並みなどもめぐりました。その際、ガイドによる説明を受けました。時を超えてタイムスリップをしたような感動を覚え、歴史の重さや深さを感じることができ、とても有意義な時間が過ごせたと感じました。ガイドの郷土を愛する気持ちもしっかり伝わってきました。

また、外国人客が驚くほど多くおられました。外国人旅行者の方は、「平和な日本、テロがない日本だからこそ来たんですよ」とか、そういう声もお聞きしました。国の政策でも、外国人旅行者を自国へ誘致するインバウンド対策に力を入れています。

そこで、津和野町の観光ガイド、外国人旅行者への対応の現状をお伺いします。

一つ目、観光ガイドの現状と今後の計画、外国人旅行者への対応策はどのようにとられているのでしょうか。

二つ目、津和野町でも外国人旅行客がふえているとお聞きしています。その割合はどのくらいおられるのでしょうか。

三つ目、以前、整備されたユビキタスというものの活用状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野観光客の受け入れ態勢についてお答えをさせていただきます。

まず、一番目の御質問であります。観光協会の行っているガイドクラブは、主としてツアーなどの申し込みにより帯同する有料ガイドを中心に、定点ガイド、イベント時の臨時観光案内所によるガイドなど、4月から11月まで221回にわたり、ガイドを行っております。特に、ことしの秋は、殿町、森鷗外旧宅、永明寺の3カ所において定点ガイドを実施し、観光施設としての問題点や、今後のガイドにおける課題などを整理しております。

また、他地域との交流活動や講習会や実地研修などを通じて、レベルアップなどにも励んでおります。

外国人観光客に対する対応としては、町観光協会において、流鏝馬神事の際、益田広域圏の通訳特区制度で誕生した通訳案内士の協力を得て、臨時観光案内所を設置、無料の定時ガイド、岩国基地への営業、外国人向けの着地型旅行商品の造成などに取り組ん

でおります。一方で、10月から開始された英会話講習会にも同協会会員等が積極的に参加するなど、外国人向けのガイド技術の向上に力を入れております。

津和野を訪問された外国人の方向けに、英、仏、独、中、韓の5カ国の観光パンフレットの発行、飲食店マップ、宿本などの英語バージョンなどを作成し、PRにも努めております。

二つ目の御質問であります。現在、外国人来町者をカウントする手段としては、宿泊された人数から把握するしかありません。ちなみに平成26年は、宿泊者全体3万7,296人に占める外国人宿泊者6,522人の割合は1.7%、平成27年は、宿泊者全体4万4,977人に占める外国人宿泊者1,017人の割合は2.5%、初めて1,000人の大台を超えたものの、まだまだ少ない状況でございます。ことし、平成28年の1月から9月で見えますと、前年に比べ100人程度ふえ、その率も2.7%となっております。

三つ目の御質問であります。ユビキタス事業とは、観光協会等で貸し出す携帯型端末機（ユビキタスコミュニケーター）と、観光客個人の携帯電話で読み取るアクティヴタグ（QRコード）により、観光客にテキストや動画の観光情報を提供するシステムでございます。

平成22年度より運用が開始され、利用者数は次のとおりとなっております。平成22年度、携帯端末（ユビキタス）の貸出数は305人、QRコード読み取り数は54人でスタートし、平成23年度、ユビキタス140人、QRコードは761人、以後、平成24年度、ユビキタス51人、QRコード511人、平成25年度、ユビキタス99人、QRコード416人、平成26年度、ユビキタス58人、QRコード455人、平成27年度、ユビキタス12人、QRコード502人となっております。

運用開始時は、観光案内ガイドを必要とせずに、施設の説明や町内の周遊ができることから比較的用户が多かったのですが、携帯電話の高機能化やスマートフォンの普及が進むにつれ、システム自体が古くなり、いわゆる陳腐化することで利用者が減少しております。

しかしながら、返却時に行っているアンケート調査の結果によると、観光情報等の内容満足度は現在も高く、一定の評価がされていると判断されております。

運用開始から7年が経過しており、携帯型端末が老朽化し故障もふえており、機材の維持は難しくなっております。現在、町観光協会が津和野町東京事務所を經由して実施している島根県観光総合支援事業の中で、全国的な統一規格で、初期投資、ランニングコストのかからないスマートフォンの観光アプリを活用し、本町においてシステムの試験運用を行う予定でございます。このシステムにおいて、同ユビキタスの観光情報を全て取り込み、今の時代に即した有効活用へと発展させるべく作業を進めております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） やはり、津和野町においても、外国人観光客の方っていうのはふえてきているんだっていうのを実感させていただきました、数字から。津和野町っていうのは、やっぱりこじんまりとした観光地で、京都のように、どっとたくさんの人に来られて大きな観光地というのではなく、こじんまりとした人情味あふれる観光地ということで、ほっとする、ここに来たらほっとするとかいうこともお聞きしています。

ですので、今進めておられるとお聞きしましたガイドのほうの、ガイドさんの外国人の方に対する対応をしっかり進めていただけたらなと思います。それと、携帯、スマートフォンの観光アプリを活用して、これから試験運用とかしていかれるということで、そちらのほうに期待もします。もう私たち世代もみんな、このシュッシュュッシュュのスマートフォンを持っておられるので、その辺に合わせてこれから踏み込んでいただいて。それだと外国人の方も、その国の言葉で出てきたりするというのも聞いておりますので、しっかり力を入れてやっていっていただけたらと思います。

やっぱり、津和野町に「一度来たから、津和野町よかったね、一度行ったからもういいわ」と言うんじゃなく、「一度来た。あの人と話をした。また来てねって言われたからまた行こうか」と言う、そういう人情味のあふれる観光地、人と人の触れ合いがある観光地ということを進めていっていただきたいと私はすごく思います。1回来た人が友達をまた連れて来てくれる、友達をまた一人連れて来るということになると、その倍、倍、倍になっていくわけで、ネズミ算じゃないんですが、やはり一度来た人がもう一度来たいって言う津和野町をつくっていただけたらなと思います。そういうことで、観光客の方が来られてどう感じたかっていうことの集約はされておるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 先ほども申し上げましたが、ユビキタス等ではアンケート等も行っております。また、商工観光課としてはなかなか、イベント時の接点がありますので、どこからいらっしゃいましたかというようなこともお聞きはしております。先日もSLの運行最終日あたりは、あんまり私もこれまでは聞いてなかったですが、中国語のお客さんが随分掘割のそばを通られるっていうのをずっと、ほぼ一日近くおりましたが、聞こえてまいったということで、ああ、中国の方もふえてきているなあと。また、町なかを歩いておると、写真機を持った男性3人グループが中国語を話しながら歩いておられるというようなこともありまして、徐々にやっぱり変わりつつある、やはり少しずつ伸びておるということは実感をしております。

繰り返しになりますが、商工観光課としてはアンケート等まではなかなかいってないのが正直なところでございます。ただ、観光協会では、窓口に来られた方あたりからいろんな聞き取りをしておるといっても伺っておりますので、観光振興計画を今後つくる中で、そういうあたりの声も生かしつつ、議員からの御指摘の部分も十分配慮して、

また来たくなるような観光地を目指して、おもてなしの精度を上げていきたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 宿泊された方の声とかは、やはりホテルの方とか旅館の方がしっかり聞いておられると思うので、直接聞けなくてもそここのところからお話を聞いたりするのもいかがかなと思います。私が初めて津和野に来たときに、本当に「ふるさと」ちゅうのがふさわしいという感覚を覚えました。それから汽車が、シュシュとSLが走るのを見て「わあ、まだSL走ってるんだあ」ってすごい感動を覚えたのを覚えています。一度来ていただいて、また、もう一度、二度、三度と来ていただける観光地を目指していただけたらなと思いますので、よろしく願います。これで、以上で。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 済みません。要らんこと言っちゃあいけんですが、一つだけ補足させていただきます。今回、観光振興計画、今、議員から御指摘がありましたように、旅館業の皆さんからも声を聞いたらどうですかということなんですが、おっしゃるとおりでして、今回、振興計画をつくる際に委員会を立ち上げて、その中で会議を何回か設定して声を聞くというよりは、コンサルが中心にはなりますが、それぞれのいろんな観光客に携わる方を中心にお伺いをして声を聞いたりとか、その関係の方に集まっていただいて声を聞いたりとか、どちらかという、出向いて聞いたり、より特化して深く聞こうということできつくり上げていこうという思いで今進めておりますので、そういった部分でも声を生かしていきたいなと思います。蛇足ではございますが、一言つけ加えさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） それでは、期待して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。御苦勞でございました。

午後3時55分散会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 28 年 第 9 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 28 年 12 月 13 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 28 年 12 月 13 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君

2 番 川田 剛君

3 番 米澤 宥文君

4 番 岡田 克也君

5 番	草田	吉丸君	6 番	丁	泰仁君
7 番	寺戸	昌子君	8 番	御手洗	剛君
9 番	三浦	英治君	10 番	京村まゆみ君	
11 番	板垣	敬司君	12 番	沖田	守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）				齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
商工観光課長	藤山 宏君	農林課長	久保 睦夫君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきありがとうございます。ありがとうございます。

ただいまから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、岡田克也君、5番、草田吉丸君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序7、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の1番目の質問をさせていただきます。通告に従いまして、逐次、質問をさせていただきます。と思っております。

まず、1番目であります。

災害復旧についてであります。平成25年夏、県西部を相次いで襲いました集中豪雨によりまして甚大な被害をこうむり、河川や道路などの公共土木施設、農地、農業用施設の復旧事業、これは国庫補助事業採択分で、8月末現在での状況であります。津和野町、江津市でも未完了の事業分が合計99カ所というふうに聞いております。このうち22カ所は未着工であるようであります。津和野町の未完了事業は512カ所のうち64カ所、江津も305カ所のうち35カ所で、この合計が99カ所というふうに聞いております。津和野町では、公共土木施設が21カ所と、農地、農業用施設が43カ所の合計64カ所が未完了であるというふうに聞いております。被害が特に大きく、事業期間が16年度末とされておりました県管理の津和野川、名賀川のほか、町管理の木尾谷川や町道木尾谷線を含む、農地、農業用施設のうち10カ所は、津和野川・名賀川復旧事業の進展との兼ね合いがあつて未着工となっているようであります。

局地激甚災害に指定されると、復旧事業の、当然、国庫補助率がかさ上げされるわけですが、特別措置があるわけですが、早期復旧の観点から、災害発生した年度を含めて3年内に事業を終えるように国の指導があるようではありますが、町の管理の災害復旧工事の発注状況と、28年度末の完成には、建設業者の皆さん、尽力していただかないと全ての工事が進行しないわけですが、この工事達成について、現状について、どのようになっておりますか、お尋ねをいたします。

続いて2番目ですが、25年の災害で設立されました災害復旧推進室、この前も、町長が会長であります、ささつな自治体協議会の、岐阜県七宗町からの職員1名も派遣をしていただいて、この津和野の災害復旧工事にお手伝いをいただいたことですが、これももう完成が間近。災害復旧推進室の廃止ということになるのかと思いますが、職員も大変3年間お御苦勞でございましたが、この新年度からは通常体制の復帰というふうになるのか、また、任期つき職員の対応についてはどのようになるのか、お伺いをいたしたい、思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害復旧についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。県施工の道路・河川災害復旧は、現在残り3カ所を工事施工中であり、年度内竣工と聞いております。

一方、津和野川・名賀川河川災害復旧助成事業の事業期間は4年であり、今年度が最終年となります。

現在80%の進捗率と聞いておりますが、一部工区において、今年度竣工が困難であり、来年の秋ごろの竣工になると津和野土木事業所より聞いております。

このため、農地・農業用施設災害復旧事業7件については、今年度、国より特例的に予算割り当てをいただきましたので、3件を繰り越し、対応したいと考えております。

それ以外の町関連平成25年災害復旧工事415件中412件については、今年度内で竣工する見込みでございます。

二つ目の御質問であります。平成25年8月26日に設置しました災害復旧推進室も、平成25年災害復旧事業がおおむね竣工することから、今年度末をもって廃止したいと考えております。

任期つき職員は、年度末で任期を迎えますが、災害復旧を目的とした採用であり、更新は考えておりません。

次年度の職員体制については、各課の事業量を勘案し、4月1日において適切に配置できるように、現在検討中でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 集中豪雨で甚大な被害をこうむりまして、災害復旧には数年かかるんじゃないかというふうに町民は思っておりましたが、この災害復旧に、この3年間で事業の完了を達成するために、町職員を、また建設課の皆さん、農林課の皆さん、また災害復旧推進室の職員のたゆまぬ努力によって、ほんとに、3年間で、短い間で完成の運びとなったわけではありますが、ほんと、地元の被災遭われた農家の皆さん方も、大変喜んでおられるわけでございますが、この災害復旧に携わっていただいた建設業の各社にも、ほんと感謝の念を申し上げたい、このように思うところがあります。今後は大きな災害が起こらないように祈りたいものであります。

それでは、次に移らさせていただきます。

2番目に、つわの暮らし推進住宅整備事業についてお尋ねをいたします。

本事業は、平成26年度より5カ年計画であったわけではありますが、1団地原則5戸の問題であります。5年間で5団地、計25戸の建設予定で、これに伴う建設費約5億円は、この財政は過疎債を充てると、このような計画のもとに出発したわけでございますが、計画は大幅におくれております。

まず、1団地原則5戸の建設問題ではありますが、この1団地原則5戸ということについて、大変私もこだわっておるわけではありますが、「原則」とは何であるのか。根本的な法則であり、一般的な法則であるわけでございます。そうしますと、「法則」っちゃ

あ何であるかというふうにとんたんとどっていきますと、最後には、おきてというふうな言葉も出てくるんですね、「原則」という言葉の中に。そうすると、「おきて」とは何であるか、これは、取り決めということに結びつくわけでございますか。

当初から、この原則は守られておりません。実行されていないわけでございます。現在では、平成26年度、青原地区が3戸、左鐙地区に2戸、28年度末には木部地区に3戸で、3カ年で合計8戸というふうなふうになるわけで、計画戸数の7戸分は、これがおくれておるわけでありまして。これは、原則5戸というふうなことを対比して申し上げておるんですが、残りのこの2年間で、目標の25戸の建設が実現できるのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

また、建設予定候補地の選定と、地権者との調整問題についてであります。これは、土地問題は12地域のまちづくり委員会の中で、建設希望地のまちづくり委員会と集落支援員、つわの暮らし相談員の方が、1団地ごとの事業推進に携わっておられるようでありまして、畑迫地区では既に計画されております。

問題は残っております。日原地区、小川地区、津和野地区であります。例えば、津和野地区では5戸や10戸の建設場所は随所にあります。ただ、地価の問題であります。村部と違って、町の中の土地の評価額は相当違うわけでありまして。

このような現状の中で、建設候補地の選定、また地権者との調整問題を、地区、まちづくり委員会に依頼されておりますが、相当な重圧であるというふうには思っております。このような現状の中で、推進住宅の建設目標が本当に達成できると思っておられるのか、これについてお伺いをいたします。

次に、PFIの手法の活用について。

これは、随分前の議会でも私も質問をしておりますが、PFIとは、1992年、これは英国で初めて導入された手法でありますね。

日本では、1992年にPFI法が成立し、9月より施行されております。2000年には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針が公表をされたわけでありまして、その中に、PFIの事業推進の基本原則というのが盛り込まれております。この基本方針に定める5原則3主義、これは、内容は細かくは申しませんが、この5原則と、PFI事業の類似型事業方式、これ事業形態も3形態あるわけで、前の質問でもしておりますが。また、事業方式、設計、建設、所有、運営、事業実施のプロセスであります。ビルド・オペレート・トランスファーというふうな方式が、これがBTO、組み合わせが6方式あるわけでありまして。

津和野町は、その中でBTO方式、これは、建設、所有権移設、管理運転方式による、実施するとの計画で始められたわけでありまして、私が思っておるPFIとは少し形態が違うように思うわけでございますが、それはそれといたしまして。

次に、契約のことについてお尋ねをいたします。

津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業の契約締結をされております。この契約書です、この契約書の第6項に、この契約は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）」ことになっております。及び、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業に関する基本方針であります。これは「平成12年3月13日総理府告示第11号。以下」、これが、PFI基本方針というふうに言われております。これに基づいて、管理者、この事業が民間事業たる選定業者の創意工夫に基づき実施されることであるわけですが、推進住宅の整備事業の契約の締結については、この契約の管理者は、これ津和野町長になっております。それと、選定事業者との間の契約であります。

従来の公共事業とは、公共が、町が企画、経営を計画し、資金を調達して、設計、建設、これは外注になるわけですね、そして維持管理をする、というのが普通の一般的な契約であります。そして、民間に設計や建設の発注をする、これが従来の形であります。

PFI事業は、公共、町ですね、これは計画と企画とをだけ発注するわけでありまして、そうして、PFI事業が民間資金を自分で調達し、PFI事業設計、そして建設、このことが契約書のPFIの基本方針ではないかと。この契約書に書いてあるPFI、これがどういう意味をされとるのか、私はそのように理解をするんですが、この契約書とPFIの関係がなかなか理解つきかねます。そして、本事業に対しまして、PFI的手法はどのように活用されておりますか。

また、国土政策研究会との連携について、お尋ねをしたいと思います。

本事業に対しまして、国土政策研究会にアドバイザー業務を委託されておるわけですが、PFI的手法を活用した推進住宅整備事業を実施する計画で進捗しておるといふふうに思っておりますが、この事業内容で、自治体や企業等の相談、対応及び助言をすることになっていると思われま。これが、今回の造成地問題等についてどのように助言をされておるのか、これについてお尋ねをいたします。

次に、木部地区の造成問題についてお尋ねをいたします。

本事業は8月に、8,078万4,000円の契約をされております。これも、11月議会に、11日の臨時議会において、工事諸経費1,559万1,000円が追加工事として提出されたわけですが、議会では、このような大幅な補正予算を必要とする工事変更等は議会議決を得て行うべきであると、このように議員間で話があり、補正予算に対し附帯決議をした経緯があるわけですが。

この建設場所は、二十数年前に火災があったと私は聞いておりますが、建物の残骸部分を、この場所に埋設されていたようではありますが、この調査をされる時、地元の関係者は、恐らく古い人は知っておられたというふうに思うんですが、この調査段階では、なぜそのことがわからなかったのか、この経過についてはどのような調査をされてこへ決められたのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、つわの暮らし推進住宅の整備事業についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります、つわの暮らし推進住宅整備事業につきましては、議員御指摘のとおり、1団地に原則5戸、合計25戸を建設する予定で事業を開始したところでございます。つわの暮らし推進住宅の今後の整備計画につきましては、岡田議員にお答えをさせていただいたとおり、平成29年度、畑迫地域に3戸を、平成30年度以降につきましては、財政状況を考慮しながら、小川地域に2戸、枕瀬地域に3戸、商人・溪村地域に2戸、須川地域に2戸、津和野地域及び日原地域につきましては、民間資金を活用し、それぞれ5戸を整備したいと考えているところでございまして、事業全体では10地域に合計30戸を整備したいと考えております。

つわの暮らし推進住宅整備事業は、まちづくり委員会と連携して実施することとしており、建設地につきましては、建設用地を初め周辺用地の所有者の承諾を得た上で要望していただき、移住者の受け入れについても、まちづくり委員会と連携して実施することとしております。

また、土地の造成及び住宅の建設から25年間の維持管理について、一括して実施することとしており、民間事業者の募集及び選定に関して、実施方針や募集要項等の作成等、国土政策研究会の指導をいただきながら実施しているところでございます。

続いて、二つ目の御質問であります、木部地域に整備中のつわの暮らし推進住宅につきましては、敷地造成工事中に、地下に水がたまっていたことが判明した上に、産業廃棄物や燃え殻が搬出されるなどの問題が発生しました。

このため、地下排水のために新たに暗渠排水管を整備し、汚染土の入れかえ等を行った上で、スウェーデン式サウンディング試験を行い、地耐力を確認した上で、住宅の基礎につきましては、ベタ基礎工法を採用いたしました。また、産業廃棄物や燃え殻につきましては、その成分調査を実施した上で、それぞれ処分を専門業者に依頼し、搬出したところでございます。

また、住宅3戸の排水につきまして、既存水路の末端が農業用水路を兼ねていたため、新たに歩道に150ミリの暗渠排水路を約140メートル整備する必要が生じたところでございまして、これら不測の事態に対応するための追加工事を実施させていただき、木部地域のつわの暮らし推進住宅の整備を進めさせていただきたいと思っております。

なお、1番目の御質問の中に、PFI方式の御質問もあったわけでございます。このことにつきましては、日原地域、それから津和野地域、そうした連担地域の住宅については、この本来のPFI方式であります、先ほど議員のほうからも御指摘をいただきました、民間資金を活用しての建設ということをしてしているといったところであります。

これにつきましては、やはり連担地域の地価も異常に高いというような背景もございます。そうした中で、25年先譲渡というのが、非常に、中山間地域の土地価格とは相当高いわけでありますので、そうした不公平感も生まれてくるということで、この連担地域の住宅についての25年先譲渡というのは予定をしておりません。

逆に、そのことで、民間資金とともにPFI方式の社会資本整備交付金、これを導入するということができるということでありまして、計画では45%を社会資本整備交付金、そして残りの55%を民間資金でやると、というような方式を進めていこうといったところであるわけでございます。

ただ、そこに持っていくためには、やはり町内業者さんも、このPFI方式ということにまだ全くなじみがない、いう経過がございまして、最初から、この民間資金、お願いした形でのPFI方式での住宅建設というのは難しいであろうと、そういう考え方と、そしてまた中山間地域は、なかなか民間のほうからは、やはり採算性とする問題もございます。そうした中で、中山間地域の住宅については、民間としての移行はなかなか難しいだろうというような、我々としての思いがございます。そういう観点から、町内の中山間地域については、過疎債等の有利な起債を起こして、そして町の資金を活用した形で住宅整備を進めていくという、こう二通りの方針として、現在進めてきたところであります。

ですので、今後におきましても、中山間地域の住宅建設については、今後も過疎債を使ってのやり方で進めていく、そして、日原、津和野地域の連担地域におきましては——当然民間業者の移行もあるわけでありますが、過去やってまいりましたPFI方式という形で、そうしたことをまた今後も生かしながら、民間資金が入っていくような形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） それから、次、どうぞ。

○町長（下森 博之君） はい。もう一つ、木部地域のつわの暮らし推進住宅の調査の件も追加で御質問があったかというふうに思っておりますので、担当課長のほうから説明をさしていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議員の、御質問ありました、木部地区のつわの暮らし推進住宅建設用地の取得について、お答えをさしていただいたらと思えます。

この、つわの暮らし推進住宅、まちづくり委員会からの住宅地の選定をしていただいて、それをもって町のほうに要望をしていただいて、そこに定住住宅を建ててくという、基本的なこの流れがございまして。私どもが、まちづくり委員会に対して、この選定の土地を心配していただいて町に要望する、このことについては、その、まちづくり委員会の受け入れ態勢として、ここで家を建てて、今後定住される方がここに住まわれて、まちづくり委員会と、その住まわれた方が円滑な関係を持っていただくために、町といた

しましては、まちづくり委員会のほうで住宅候補地を選定していただいて、それを要望していただく仕組みというのを、この制度開始当初からつくってきたということであり
ます。

それで今回、20年ぐらい前に火災があったというところにつきましては、そういったところについては、購入時には、私のほうのところでも情報というのはお聞きしてな
かったということでもあります。

今回、補正予算も出さしていただいて、地盤の関係あるいは排水の関係ということで、
補正予算組ませていただきました。この辺、候補地を選定していただいて、地元はここ
に建ってほしいという、そういう希望の中で私どもに対して要望されるというところで、
私らも、候補地自体を、やはり地元が選定されたというところで尊重しながら、土地の
鑑定評価等を行って、地権者に対して購入をさしていただくような交渉をしてきたとい
うことでもあります。

先ほど御指摘ありましたように、地盤が軟弱である、この辺については、深田という
ようなところも含めて、私どもが調査したときも、既にそういった状況についてはわか
っていたというところもございしますが、その中に、その火災による燃え殻であるとか家
電製品等の産業廃棄物があるところまで、私ども把握をし
切れてなかったということでもあります。

先般の、両議員さんの御質問にもありましたように、土地の鑑定評価で、今までは鑑
定評価によって土地の取得をしてくというような事務的な流れで行ってきたわけです
が、やはり、その土地の状況というのを、こういった内容で、例えば20年前に火災が
あったというようなどころ等については、しっかりまちづくり委員会からも聞き取り調
査を行って、今後については、そういった十分な調査を行いながら、この事業を進めさ
していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） いろいろ答弁をいただきましたが、12月の9日に全
協が開かれまして、推進住宅の整備事業、今、町長のほうの答弁にもありましたが、
26年度、青原地区に3戸、左鏡に2戸、28年度に木部に3戸と、これは平成29
年の3月までには完成するわけではありますが、30年度に小川地区2戸、須川地区2
戸、枕瀬地区に3戸と商人に2戸、計9戸の、合計をしますと、これが20戸の事業
になろうというふうに思います。さらに、30年度内に鷺原地区に5戸と日原地区に
5戸の計10戸が、民間資金を活用した整備実施の方針ではありますが、この民間資金
活用とは、PFIの活用と思うわけではありますが。

町長、先ほど答弁でも申されましたので、この総合計30戸になるわけでありませ
ね、その場合に、30年度中に、ほんとの残っております19戸の建設が可能であるのか、
この事業が机上の空論になるのではないかというふうに大変懸念をしておるところで

ございますが、この整備事業の方針を打ち出されたとおり、この合計30戸が、ほんとはできるのか、そこそこ、もう一回お尋ねをいたします。

大変失礼であります、このPFIの事業について申してみたいと思います。

平成13年度に、津和野町の国民宿舎青野山荘の廃止が、また再整備か、この議論の末、14年3月に閉所されましたが、観光振興の観点から施設整備の方向で、PFIの導入が、この可能性はどうかというふうなことで、検討、調査が開始されました。ここに、そのなを、私も持っております。そして、調査をされましたが、これは大変無理だろうということで断念をしたわけでありまして。そして平成16年、津和野町内に宿泊施設として、鷺原地区の町有地4,280平米、ここへ収容人員100名程度のホテル建設、建設費が約10億円、この程度で、事業形態はジョイントベンチャー型であります。事業方式がBOT方式で計画をされましたが、イニシャルコストの10億円では、PFI事業ではぎりぎりの事業であるということで、20億円以下の事業は取り組みは難しいと、このような理由で本事業は断念した経緯があります。こういったことが、PFI事業ではないかというふうに思っております。

余りPFI、PFIとも、課長さんには釈迦に説法、孔子に悟道であると思われまが、それでもあえて申し上げたいと思っております。

今、鳥取県が、県立博物館は、分離新設する県立美術館を、民間資金の活用によってやられますね。この社会資本整備、PFIの手法の導入を検討することを決めておられます。美術館建設にPFIの採用は、全国では3館目であります、最近ですよ。神奈川県立神奈川近代美術館、福岡市立美術館、島根県でも、県立施設では平成20年の2月に開館した県立こころの医療センター、これは出雲市にあるわけでございますが、これが建てられております。

今回の鳥取県立美術館は、20年間の総事業費であります、従来手法では136億9,000万円であるわけでございますが、PFIを導入により123億8,000万円で、約13億1,000万円削減が可能である、これによりまして、2次審査に向け、外部専門家によるPFI導入可能性調査委託をされることが決定しております。これがほんとのPFIの形態であるというふうに私は思っております。

そうは申しましても、国内のPFI事業導入で実施の方針で公表された後に断念された事業も6件あるようであります。まあ、これは参考までに申したわけでございますが。

今、課長さんから、木部の土地造成のことで答弁をいただきましたが、木部地区の建設場所について、既設の水路が農業用水路を兼ねていたのを、新たに、町長申されましたね、パイ150ミリの排水パイプを140メートル設置すると。これは、不測の事態と捉えて追加工事をするとの答弁でありましたが、まさに本末転倒であります。不測の事態と言われますが、調査不足が原因の、起こった問題ではないか、既設の水路に排水を流すということは到底考えられない、当初からわかつとることでございます。こねえ

なことを不測の事態で、工事が追加されるというふうなことは、調査不足もいいところであろうと、このように私は思っております。

それで、電柱移転にいたしましても、補正でも相当の金額をつけておられます。当初、電柱が立っておるんですから、調査すれば、当初100万ぐらいの計画であったろうと思います。それが3倍にも4倍にも膨れ上がったような電柱移設が、補償問題が出ておるわけですが、こういった調査をされた、この責任は誰にあるのか、責任を追究せいという意味じゃありませんが、ほんとに雑な設計である、調査であるというふうには私は思っております。

また、建設費につきましても、同僚議員も申しましたが、約倍の経費がかかっております。普通民家の建設費とは比べ物にならないように思っております。30年度の計画で、あと19戸を建てられるようではありますが、これも6億から7億の資金が必要と思っておりますが、町長、先ほど、過疎債や、あとの10戸は民間の活用で建てたいというふうな答弁でありましたが、本当に30年度に19戸、あとの19戸ですね、30戸が計画されておるんですから、これが実現できるのか。

また、今、私が知っておる津和野へ帰った若い者が、Uターンして就職は建設会社に入社された青年が、3名おられます。私が知ってる範囲ですよ。この方が、自力で家を建て、頑張っています。この青年たちは、何ら財政援助もありません。せっかくUターンして帰って、自分で、この津和野の町を、という思いで帰ってきて、自分で家を建てても何ら財政の支援がないわけですが、今回、町が計画して、定住住宅の募集には、40歳未満の子育て世帯の定住Uターン者優先として25年間で無償譲渡であるというふうな宣伝文句で、今この事業が進められておりますが、Uターンして帰ってきた若者が、自力で家を建て、何ら財政支援もない、UターンであれIターンであれ、津和野に定住するのに何ら変わりはないわけでありまして。これのことについて、町長、この現状をどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員さんのほうから、5点ほど御質問いただいたかと思ます。

まず、1点目の、今後の整備計画ということでございます。

先般の、議会の終了後の全員協議会のところで、先ほど議員が御指摘になったような形で、つわの暮らし推進住宅を整備するというところで、平成30年度以降ということで、小川、須川、枕瀬、商人・溪村、ここについて9戸、それから30年度以降ということで、津和野地区と日原地区に合計10戸というようところで御説明をさしていただいたということでもあります。

これにつきましては、平成29年度までのところ、畑迫については、今回こういった形の中で、土地についても決定をさしていただいております。今準備をしているということで、畑迫の来年度の事業については3戸、こちらのほうに建てていきたいという考

え方でございますが、先ほどの30年度以降という、これを全て30年度に実施するというのではないということでもあります。30年度以降、財政負担、あるいは今回御指摘になったところのPFIの資金の関係、そういった部分含めて、もう一回、この制度内容等を精査をさしていただいて、まちづくり委員会とも協議をして、進めさしていただきたいというふうに考えているところでございます。30年度に全てをやるというところでの計画ではないというところを御説明をさしていただいたらと思います。

先般、まちづくり委員会の代表者の方で構成をさしていただいている未来づくり協働会議でも、この事業の方針については御説明をさしていただきました。

そのまちづくり委員会からの要望によって、こういった事業をしてほしいということ、要望によってこの計画を立てているものがございますが、30年以降とはいつかというところの御質問も、未来づくり協働会議の中では質問としていただいたところがあります。答弁といたしまして、これ財政状況等を含めて、その実施時期については今のところで明らかにすることはできないということで、お答えをしたというところもございます。そういったところを含めて、議員の皆さんの御指摘等踏まえながら、この30年度以降の事業については、もう一回検討を、事業内容の等について検討させていただいたらというふうに思っております。

2番目の御質問の、PFIというところでございますが、私どもも、まあ、島根県内と言いますと、島根県の八雲村、当時人口7,000人のところで、学校給食センターをこのPFI方式で建てられたというところで、導入の事例としてはお聞きをしているところでもあります。

PFIそのものにつきましては、今回、議員が御指摘になったような、公共で企画、計画をいたしまして、民間のほうに資金調達を含めて設計、建設、維持管理までしていただくということで、先ほど御指摘ありましたように、類似する手法としてDBO方式というところの方式もございます。まさに、そういったところと言いますと、私どもが今、過疎債を用いてやってる方式と言いますと、このDBOにも、形としては、そういった形の類似しているところはあろうかと思いますが。

基本的には、建設費が、例えば1億かかる中で、25年の中で家賃として徴収する金額、これ等については民間で資金を調達をさせていただいて、基本的には、この家賃部分でその民間資金の調達部分を返済してくと。で、残りの——全部がそういうことにもなりませんので、社交金等を活用して事業を行うということで、こういった部分で言いますと、公共的な歳出のところをゼロに抑えてこの事業をやっていくというところが、PFIの一番、公共的にもメリットということで承知をしているところでございますが、そういった部分が、先ほど町長申し上げましたように、民間資金の活用というところがなかなか、また受け入れられるかどうかというところが一つは鍵になることと、あとはやはり、先ほど議員御指摘のとおり、スケールメリットというところで、しっかり資金

調達をしていただいて、その分を、見合うものを返済していくというところが課題になるかというふうにも思っております。

先般のところ、P F I の、本町としての考え方ということで、昨日の一般質問でも説明をさせていただきましたが、やはり財政負担が少なくなるということと、資金計画というところの部分については、このP F I のメリットを十分生かしてやるような方式でないといけないと、いうふうにも考えております。

3点目の、排水路等の補正予算の関係でございます。議員御指摘になりましたように、調査不足というところの点については、私どもも反省しているところでございまして、そういったところも十分今回の部分でしっかり総括をさせていただいて、今後に向けて努力をしていかななくてはならないと、いうところで考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私からのほうからの、まずはP F I の意義でありますけれども、このP F I というのは、議員御指摘もあったように、要は、業者さんが設計・建設・運営、一括でやると、それから民間資金が活用できるということにあるわけでありまして、

今回の、その中山間地域の住宅については、まあ、民間資金、取り入れておりませんので、意義は半減をしているのは間違いないわけですが、それでも何、メリットがあるかという、やはりその管理を長年にわたって業者さんがやってくれると、これが、町の職員がまたずっとやっていくということに、大変な、我々としては負担があるということでありまして、それだけでも大きな意義を感じているというのが、まず一つであります。

今後は、いわゆる中心地域については民間資金ということでありまして、この民間資金を活用するということの、我々大きな期待をかけておるのが、いわゆるゼロ計予算といひまして、自治体は基本的にその財源を必要としないということでありまして、45%は国から社会資本整備交付金、そして残りの55%は民間でということでありまして、町としては財源の持ち出しがない、また過疎を使う必要もない、起債をする必要がない、ということは公債費比率にも影響してこないということでありまして、そうしたところに大変な魅力を感じているといったぐあいでございます。

そしてまた、国土政策研究会、伊庭先生との御縁があつて、いろんなアドバイスをいただいております。そうした中で、きのうも丁議員さんの御質問に、社会資本整備交付金の話をいたしました。公共土木関係は、現在、社会資本整備交付金が国のほうからどんどん削られているのが実情であります、P F I 方式を活用した社会資本整備交付金については、現在のところ一切削減がされてないと、そういうような情報も聞いているということでありまして、今後やはり、この住宅の整備についてもその社会資本整備交付金を確実に導入していくという面からも、非常に魅力を感じてるといったところであります。

このPFI方式を、まだまだ我々もふなれでございましてけれども、実践をしていきながら、この日原地域、津和野地域もそうでありまして、今後やはり、その医療従事者のための住宅をどうするのかということがありまして、現在検討中でありまして、これも、ただ単に医療従事者のためだけの目的ではなくて、そこも借りていただく中で、定住の住宅かアパートというふうなものに考えていけないだろうかと、いうことも現在検討しております。

それから、今の給食センターでありますとか、この辺はまだまだ検討段階であります、そうしたところにも、このPFIというものを活用していくことができれば、いわゆる起債等もできない、しなくて済む可能性もあるということで、その辺に応用していきたいと、そういう思いで進めさせていただいてるというところであります。

それから、もう一つ大事な御指摘があったと思っておりますが、この住宅のその受益者の問題であります。不公平感があるんじゃないかということ。

我々、この住宅に限らず、行政がやる仕事、事業というのは、基本的にはどの事業にも受益者は限られて、その受益者になれる方となれない方がおるといのは、やむを得ないところもあると思っております。例えば農業関係で新規就農者の方々に、これはまた、どう言いますか、月々のその仕事の給与から、いろんな研修、それから機械設備、そうしたものを渡しております。渡すというか、その御支援をさせていただいております。それは、受益者がおられて、またそこに受益者でない農業関係者以外は、その受益者から外れる。

それから商工業も、最近でも個別商業包括的支援事業というのをやっておりますが、そこには受益者が商工関係おられるけども、それ以外の方はその対象にならない、あるいは医療費の中学生までの無料化ですとか、保育料の軽減策も、お子さんがおられる家庭は受益者であります、おられない方は受益者ではないというようなところであります。

住宅も、やはり同じような形でございまして、一つ建てれば、そこに受益者がいて、またいないと、でも、できるだけ公営住宅についても、既存のですね、我々も、これも結構なお金を予算を投じて改修等もする。そしてできるだけ、その方々に家賃が上がらないように配慮もすると。そこはその受益者がおられる。

そして、この、つわの暮らし推進住宅についても、その受益者がおられるということでありまして、やはり、そういう側面があるということも御理解をいただきたい。

それでも高いじゃないかっていうお話があります。当然予算の抑制はするように努力をしていく必要があるかと思っておりますが、しかしながら、これは、岡田議員の御質問にもお答えしましたように、まちづくり委員会というものを立ち上げてきて、そして、そこに人を入れていく、次のその地域を担う人たちに入ってもらいたいという、特に、中山間地域は民間業者がそういう住宅をつくるということは、なかなか採算上無理ですから、我々が町の政策として、その地域づくりのために住宅をつくって人を入れていく、

まさに受益者は個人であり、かつ地域だという、そういう大きな目的の中で、少々お金がかかってもやっているという、この事業なんだということで何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） まだ、もうちょっと町長さんにお尋ねしたいんですが、もう時間の関係上また次回にせにやらんようになってきます。

最後に、除雪会議についてお尋ねをいたします。

本年度も除雪の時期が近づいてきたわけでございますが、昨年度の降雪による交通渋滞の実態、こういうことを踏まえて除雪会議も行われたというふうに思われますが、新規計画内容の変更等、機械、機具の増設等、こういうことをどのように検討されたのか、例えば、2トンダンプの取り付け可能な凍結防止剤の散布機等もあるわけでございますが、県やなんかは、業者にこれを貸与しておられます。

また、小型の除雪機ですね、ジープ等の使用であります。こういった小さいものが生活道の確保上に大いに役立つわけでございますが、公民館に配置のミニ除雪機、ミニロータリーの除雪機、この設置台数がどのぐらいになっておるのか、これは課長さんのほうじゃないんかもしませんが、それを、わかればお尋ねいたしたい。

また、凍結防止剤の設置場所、津和野町で大体どのぐらい置かれておるのか。

そして、除雪中の事故の対応についてお尋ねをいたしますが、大雪の場合、町道除雪に民間の重機等が使用されるわけでございますが、これにはナンバーがありません。この依頼主の町が、警察に対して登録業者の重機台数の許可を一括して申請されるのか、この豪雪時の除雪対応はどのようになっておるのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、除雪会議についてお答えをさせていただきます。

今年度の除雪計画の大きな変更点としましては、除雪担当業者の変更があります。

昨年度まで協力をいただいております株式会社NIPPON様が、今秋、本町の入札参加資格者を辞退されましたので、担当していた路線を町内業者に振り分け、対応することとしております。

また、該当路線の一部につきましては、県有機械での除雪が可能となるように、島根県と協定を結ぶなどの対応も行っております。

次に、機械、機具の増設等については、建設課内部において協議を行いましたが、経費が単独財源となるため、少し時間を置いて慎重に検討させていただきたいと考えております。

このほか、議員より決算特別委員会において御質問のありました、ナンバープレートのない機械の除雪使用につきましては、津和野警察署とも協議し、除雪の際に通行どめにして対応することになりましたので、あわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） まず、融雪剤の機械関係でございますが、県道の関係の延長距離が、60から70キロぐらいでございます。

町道の関係は、今、除雪対象330キロぐらいはございまして、その関係で融雪剤というふうなことになりますと、幅員の関係もかなり狭いところもあり、量的なところもあるというふうなことで、現在町のほうでは対応しておりません。

ただ、そうは申しましても、災害の早期の復旧を行わないといけないというふうなことで、特例的に、災害現場については融雪剤を町のほうで配付して、業者さんのほうで散布していただくようなことはしておりますが、財源的なところがあって、どうするもんかと、いうふうな検討になつとるところでございます。

それから、こういった除雪機の関係で各公民館、学校等に建設課のほうで、どうも、配付したといいますか、補助金を使って配付しておりまして、この機械についてもそろそろバッテリーが上がるとか、いろんな問題が出てまいります。

そういうことで、一応、町の建設課のほうから、それぞれの学校なり公民館のほうにお渡しをすることにいたしておるところでございます。同じ町ですので、どこがかわったかというふうなことになりますが、所管を少しかえさせていただいたというふうなところがございます。

台数としては、今資料を持っておりませんが、20台から30台程度はあります。中には、若干大きいものもあるというふうなことでございます。

それから、事故対応の関係でございますけども、基本的に個人の所有の関係については、町村会の総合補償制度の関係がきくというふうなことで、それが、きかない場合には別途予算を組んで、事前に保険をかけないといけないかというふうな考えておったところでございますが、その保険で対応可能というふうなことで、事故がありましたときにはそのほうで対応させていただくと、いうふうなことでございます。

それと、先ほど町長の答弁の中でもございましたが、ナンバープレートのないものについては、一応警察とも協議しまして、通行どめをすれば使用可能というふうなことでございますので、町のほうから個人の方にお問い合わせの際には、既に、警察との協議が済んでおるといふような状況のもとの中で要請をしたいというふうな考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 警察等の協議を十分にされて、この除雪対策に万全を尽くしていただきたい、決して事故があつてはならないと思っております。

また、そういった、町が持つておられる散布機やら、何です、そういったロータリー車については十分点検をしてあげていただきたい。もうほんと五、六年になるけど、バッテリーなんかもどうかというふうな心配もあるわけでございますが、そういった整備

には十分配慮をしていただいて、雪害対策には十分対応していただくように強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時10分まで休憩といたします。

午前9時59分休憩

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 9番、三浦英治です。通告に従って質問をしたいと思います。

まず初めに、公民館体制についてです。

教育委員会は、公民館組織等基本計画に基づき、社会教育委員の会に諮問し、平成24年11月7日に答申を受け、29年度には公民館体制を構築する予定になっています。地域との協議もされているようですが、進捗状況はいかがでしょうか。

二つ目に、社会教育委員の会の答申では、公民館館長は地域推薦で選出するとしています。地域推薦会議等で推薦任命されていますが、津和野町が主導して任命されたほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

公民館の体制についてという御質問でございます。教育長のほうからお答えをさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、御質問の公民館体制についてお答えをさせていただきます。

まず、1番の件でございますが、平成29年4月からの公民館体制の見直しについては、津和野町立公民館組織体制等基本計画に基づき、現在の本館8館、分館4館を本館10館とするよう計画をしております。

これまでに体制変更となる地域には説明会を行い、枕瀬分館と滝元分館、池河分館と商人溪村分館の統合について協議を進めているところでございます。枕瀬分館と滝元分館については、地域で統合の方向が確認され、各館の運営委員等の中から代表となる委員を選出していただき、統合に向けての具体的な協議を行う運びとなっております。

また、池河分館と商人溪村分館については、池河分館は特に反対の意見はなく、商人溪村分館の結論を待っている状況です。商人溪村分館は、現在地区別に協議を行っている状況にあります。

二つ目の御質問でございますが、議員御指摘のように、町からの任命を望まれる声があることは承知をしております。しかしながら、現状では、津和野町立公民館組織体制等基本計画で、地域推薦により2年任期での館長を選出していただくことにしております。今時点で、各地域との協議を行っておりませんし、計画の変更も検討しておりませんので、現段階では従来どおり地域推薦をお願いしたいと考えております。

選出に当たっては、地域の実情により地域ごとに選出方法が異なっていることは事実であり、選出方法についても今後検討していく必要があるとは思っておりますが、まずはさきに述べました体制を整えることを最優先と考えており、その後さらに、よい公民館のあり方を構築するための重要な課題の一つとして検討していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 初めの1番目の質問に対してですけども、平成27年3月議会で同様に私この公民館の体制について質問しております。そのときに、分館が廃止となった後の地域活動について、自治公民館活動の推進や施設を公民館活動の出前講座等のアンテナ施設として有効に利用すると教育長答えております。

ここで一つ気になるのが、畑迫公民館エリアに名賀自治公民館活動助成金として12万3,000円が計上されています。これは管理費だとは思いますが、その内容も教えてほしいということと、ここも名賀地域の中ではエキ、谷が離れています。池河、溪村分館も旧青原村、青原公民館としての分館です、昔は。それで今池河に入るということで、池河からも奥に入り込んでおります。そこで、立地的に大変難しいのではないかなという気がします。

そして、また自治公民館と地域公民館、またそれぞれ地区公民館、それは自治公民館として各地区が活動しておりますが、そのすみ分けがうまくいっているのか、うまくいっているんでしょうが、そうした中で、この畑迫には自治公民館、名賀には自治公民館として活動助成金が配られているというのは、ちょっとすみ分けがどういうふうになっているのかというのが疑問なので、ちょっとその点についてお伺いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 畑迫公民館の地域の中で、名賀の自治公民館という組織がございます。議員おっしゃられましたとおり、名賀地域は一エキが畑迫地域の中では違うところがございます、若干畑迫公民館に行くよりも、逆に津和野公民館に行くほうが距離的にも近いぐらいの感じであります。ただ、旧畑迫村時代のエリアとして畑迫地域ということで、一つのエリアに入っているという状況でございます。名賀地域自治会が3自治会ありまして、その3地域がまとまった形で自治公民館という活動をとられております。

12万3,000円という補助金につきましては、畑迫公民館の予算として、畑迫公民館からの補助金という形を今とっておりまして、いわゆるその自治公民館活動の活動費ということでの補助金を組んでおります。実際、畑迫地域全体の公民館祭り等もございますけれども、そういった活動にも名賀地域からやはり何人も行っておられます。実際の絶対数がどうしても少なくはなるとは思いますけれども、活動の援助といえますか、そういったことにも出向いておられますし、そういった名賀自治公民館で活動したときには畑迫の公民館長さんも呼ばれて活動に参加をされたりとか、そういう交流も当然やっておられますので、十分活動としては成り立っておるのかなというふうに思っております。

それから、言われるように商人溪村のちょうど今の公民館区は、ちょうどそのような形になろうかなということで、商人溪村分館の説明会などでは、そういった自治公民館等の活動をやってはどうだろうかという御提案もしております。ただ、その部分についてはあくまでも自治公民館になりますので、地域でやるかやらないかというところの選択は選んでいただくかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 畑迫の場合は、歴史的流れの中で何とかうまくやっているのだと思いますけれども、この商人溪村、溪村というのは程彼、宿の谷という3地区になるわけですが、旧青原村11地区ありました。そのうち、この3地区が分館エリア、それが例えば消防でいうと柳が入って4地区で形成しております。それで、あとお宮の関係とかが池村に行ったりとかいろいろあるんですけども、それとか老人会、そのつながりがあったり7集落で形成したりと、結構複雑な形でここまで来ております。

その中で、池河は池河の歴史があると。それでここの分館は小学校の統廃合のときに日原小学校になったとか、それで柳は青原に入ったということで、ちょっと複雑に入り組んでいて、またもっと前を言えば、町村合併のときに商人が津和野側と日原に分かれたというところまで来るんですけども、最終的には住民の総意のもとに進めていくのがいいんですけども、やっぱり行政としてあらゆる可能性、サポートして行ってほしいと思います。

それと、答申では、分館がなくなれば中央公民館を廃止するとしています。ここのところの方向性はどうなっているのか、お願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 中央公民館の廃止につきましては、答申がそういう形で出ております。ただ、長い間公民館問題に携わってきた感覚からいって、そのとき同時に廃止するがいいかどうかというのは、ちょっと今疑問を感じながらやっておるところです。ただ、まだ方針として、それじゃあ残すとか、もう確実に廃止するとか、そこまでの結論には至っていないのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） これもいきなりというのは当然無理だろうし、中央公民館が果たしてきた役割というのがありますし、また津和野の場合は津和野公民館のエリアというか、人口が多い中での対応しているので、結構複雑なものがあるかと思えます。これも時間をかけて、特に公民館活動いきなり1年、2年で形ができるものではありません。その前にやっぱり住民の意識活動から進めていくと、どうしても時間がかかります。でも、いつまでもこれを延ばしていくわけにはいかないという気がしております。

あと次のまちづくり委員会とちょっと公民館絡みますので、次の質問に行かさせてもらいます。

それでは、2番目のまちづくり委員会についてです。

27年度地域提案型助成事業評価シートが集約されましたが、津和野町として、どのように評価しているのかをお尋ねします。

2番目に、地域担当職員制度を今後どのように機能しようとしているのかがわかりにくいので、説明を求めます。

3番目に、事務処理の負担の声を聞きますが、電子メールでの各種様式の書類の報告はできないか、以上3点お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まちづくり委員会についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。地域提案型助成事業につきましては、平成24年度から26年度までの3年間で、事業費1億1,297万7,000円を支出し、事業を実施したところでございますが、助成金の算定基礎を1行政区30万円とし交付したことから、まちづくり委員会全体としての取り組みとならなかったという反省点が上げられました。これを踏まえ、平成27年度から29年度については、まちづくり委員会全体で取り組む地域課題解決のために、公民館と連携し実施するソフト事業を交付対象としたところでございます。

事業見直し後の初年度である昨年度につきましては、10地域のまちづくり委員会から交付申請があり、交付要綱に基づき審査した結果、対象経費が予算を上回っていたため、一律20%カットにより交付決定とさせていただいたところでございます。

事業内容につきましては、津和野川鯉再び事業や遊休農地活用事業、小さな小さな映画祭り開催など、特徴のある事業が実施されたほか、環境美化事業や防災事業なども継続的に実施しておられ、それぞれの地域が地域課題解決のために積極的かつ有効に活用していただいていると評価をしているところでございます。

二つ目の御質問であります。地域担当職員につきましては、まちづくり委員会運営に関する助言・協力や行政情報等の提供を職務とし、それぞれのまちづくり委員会に対

して、平成24年からの2年間で59人、平成26年からの2年間で62人を配置したところでございます。

今後につきましては、地域と協働し、住みよいまちづくりを担える担当職員を配置するため、職員研修などによる地域担当職員のスキルアップを図るとともに、まちづくり委員会に対しましても、役割等について十分な説明を行い、地域担当職員制度を効果的に行ってまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。まちづくり委員会運営費補助金、地域提案型助成事業補助金、まちづくり組織交付金につきましては、各様式を電子データで提供することは可能でございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） まず、まちづくり委員会ができて、3年間でも各地区30万補助があったりしましたけども、大変いろんな声はありますけども、結果的には、それぞれの地区がそれなりに知恵を絞ってやっていたように私は感じておりますし、今回、まちづくり委員会全体で取り組む地域課題解決のために、公民館と連携、実施するソフト事業を交付対象とした点は大変評価できることだと思います。

そこでちょっとお聞きするんですけども、まちづくり委員会は12の地域まちづくり委員会で構成されております。公民館の体制は10館の配置に向けて進んでおります。まちづくり委員会での公民館館長、主事の位置づけもそれぞれの地域まちづくり委員会で違うように聞いております。

地域まちづくり委員会と公民館の連携が言われていますが、現状はまずどうなっているのか、公民館体制が10館で構築されたとして、滝元地域、商人溪村地域のまちづくり委員会との関係はどうなっていくのか、つわの暮らし推進課と教育委員会は、その体制の進み方の整合性というものを考えていないのかなという気がしております。地域住民のための施策が混乱を招くおそれがあるのではないかと、さらに地域活動が疲弊していくのではないかとということに懸念を感じてしまいます。教育委員会とつわの暮らし推進課はその点をどう考えているのかをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今議員の言われるとおり、今度、体制が10館に整備されますと、今までのまちづくり委員会の12カ所と体制が変わってくるということでございます。当初の我々が公民館の体制についての説明をして回るときに、最初に一応つわの暮らし推進課のほうに確認をして、公民館体制を仮の一つにしたときに、現状のまちづくり委員会はやはり公民館単位ということだったので、一つにしないといけないのかどうかと、そこの辺の確認をして一応説明会に出ました。そのときの見解としては、今の現状のままでもいいよということでございましたので、そこの部分について、地域でどういう形をとるかというのはお任せをしようということで回っております。

現状のところでは、やはり旧地域ごと、旧公民館ごとの活動で残したい活動があるというところで、そのまままちづくり委員会を残す方向性でどうも話を地域ではしておるような、そんなふうに受け取っております。ですので、当面の間はそれぞれの公民館単位、今の現状の公民館単位のまちづくり委員会での運営になろうかなというふうに私のほうでは思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 連携につきましては、先ほど教育長のほうで答弁していただきました。

公民館と連携して取り組みができたかという、これは事業評価を先般の未来づくり協働会議でもまちづくり委員会のほうから報告をしていただいたということでございます。全体的な5点満点の評価で言いますと、この公民館と連携して取り組んだかという問いに対して、平均点は3.6点ということでございます。3点が大体平均、中間点ということで言いますと、中間より上の評価であったということでもあります。

御意見としていただいたところで言いますと、公民館は、まちづくり委員会の窓口的な役割や地域住民への連絡や報告も公民館だより等を通じて行うなど、大変協力しているということで、地域に合った相当協力関係の中でこのまちづくり委員会の活動がされているところと、それからまちづくり委員会設置当初から連携できていない、公民館は指導的立場とのふれ込みであったので、どのような形で連携すべきか今後議論が必要というような評価といたしますか、御意見もいただいたまちづくり委員会もあるということで、この連携については、まちづくり委員会の中ではやっているところとやっていないところというところで、この中身的なところが分かれているということでもあります。

教育委員会のほうには、私どもも担当レベルでこのまちづくり委員会と公民館の連携について、ことしの7月のところで、担当者レベルでもお話し合いをさせていただいたところもありますが、まだその辺については、十分な協議というところには至っていないというのが現状でございますので、先ほど教育長が答弁されたようなところで、公民館と連携をどうするかというところは、今後まだまだ協議が必要だということで考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 公民館とまちづくり委員会の連携というより、教育委員会とつわの暮らし課の連携というので、進めていってほしいと思います。

それと、他の市町村では、例えば公民館という名称はもう全国的にもなくなってきているんですね。ほとんどが地域振興センターとか交流センター、またはコミュニティーセンターという名称を変更して、自治会活動や従来の公民館活動の融合を図っているのが現実です。先進地を見ますと、必ずそういう形になっておりますし、どうも公民館活動とそういうまちづくり、課題解決のために知恵を絞る同じことをやっているのに、ダブることもいっぱいあるのに、何か別々のような気もするんですね。

これも体制的なもので、ちょっと津和野町としてそういう組織改革は考えていないのか、また考えようとししないのか、また、まちづくり委員会を、これを進めていく上で、課長に聞きたいんですけども、こういった問題、いろんなところも視察されていると思いますけども、こういう問題必ず出会うと思うんですね。ちょっとどのように考えているか、課長を含め町長の意見もお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘になった公民館とまちづくり委員会を一緒にしたような機能というの、融合した組織というところについては、県内でももう多くの自治体で、こういったことで組織改革みたいなところでされているというところは承知をさせていただいております。

益田市でもそういったところの以前お話を伺ったところありますが、ただ地域でいいますと、それを受け入れられるところと、やはり受け入れられないところもございまして、この方針について賛成か反対かというところが、全てやはり一緒になってやろうというところまでは、事例として益田市でお聞きしたところという、なかなか難しいんだというところのお話も私個人的に聞いたことがあります。

まだ教育委員会ともこういったことについては協議もしておりませんし、実態としてあるのは承知もしておるところですが、そういったところ、まちづくり委員会と教育委員会融合してどういう形をつくるのかというところが、住民の皆さんにもしっかりと説明できんと、なかなかやっぱりそういった組織改革をして、その改革をした後の方向というのをお示しするというのがなければ、なかなか議論にならないというようなところもあると思いますので、そのところは再度また教育委員会ともお話をさせていただきながらというところ、現状はそういったまだなかなか話ができないというのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的には、先ほど内藤課長が申し上げたことと一緒にございます。現在、まちづくり委員会と公民館につきましても、それぞれの地域でかかわり方の濃淡がございますので、そうしたことをもう少し様子も見、また御意見も聞きながら、今後の体制というのはどうしていくかということも考えていきたいということ、それからやはり私のもっとまちづくり委員会としての思いといいますか、さらに一歩進んだところの理想として持つておるのは、やはりまちづくり委員会には若い地域の方々がぜひ参加をしていただいて、そして、要は財源はあるわけでありましてから、その財源をやはり自由に使うということを考えながら、それを通して地域により関心を持つてもらって、そして自分たちがその地域をよくしていくということをどんどん意欲が高まっていだけるような、そういう組織になっていくことも必要なんじゃないかなということも思っております。

今ではなかなかその状況にはなっていないというところも、各委員会からも伺っているところでもありますけれども、そうした中で、その公民館と、やはりまた、まちづくり委員会がそういう組織に発展をしていくとするならば、やはり別々で組織であるといったほうが地域にとってはいいことであるかもしれません。その辺はまだ何とも私も言えないところがありますけれども、そうしたまちづくり委員会としてのいろんな方向性ももう少し考え合わせながら、今後の検討課題として捉えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 益田市では、以前振興センター融合させたものをつくったので、一回失敗しているんですよね。それで、今20に分かれてまた新たにつくる。その失敗したといっても、例えば真砂とか奥部、種、大草あたり、あれらは結構いい例で、その温度差がすごく激しかったんですけども、いろんな事例があるので、今後のその次の期のまちづくり委員会までにぜひ検討してほしいなど、体制づくりをしてほしいなと思います。

次の2番目の地域担当職員制度に関してですけども、平成24年からの2年間で59人、平成26年からの2年間で62人を配置されたとのことですが、それぞれの委員会に地域担当職員としてかかわったことによる職員の感想や気づきについて集約されているのか、それを取りまとめているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域担当職員の制度につきましては、平成24年に実施要綱というのを告示をさせていただきました、それ以降2年ごと、2回に分けて職員のほぼ全体が携わったということでもあります。

本来ですと、この地域担当職員の制度を行いながら、それぞれの地域で班長を設けておりまして、班長会議というのを実施する予定でございました。24年度からスタートする中で、25年に大きな災害を受けたということで、この班長会議自体がなかなか今までちょっと実施してこれなかったということでもあります。最近では、今年の4月に連絡会議等も行いながら、業務内容の確認等も行っておりますが、実際にその職員のほうからこの制度について意見を聴取して、今後こういうふうにするべきだということの取り組みについては、現状今まだ行っていないというところでございます。

ただ、この制度開始前に、これは職員組合のほうにも提案をさせていただいて、職員側としてのこの地域担当職員の考え方というところも、私どもにお示しをさせていただいたということでもあります。

まちづくり委員会からも出ておりましたが、職員にこの制度の周知をきちっとするというところと、やはり住民の皆さんに対してこの制度の趣旨をしっかりと説明して、職員と住民と一緒に、共通理解の上でこの制度を行ってほしいという、そういった職員組合からの御意見が一つにはあったということでもあります。

まちづくり委員会の未来づくり協働会議においても、この地域担当職員の評価というのを行っていただいておりますが、やはり、そういった顔が見えないと、何を要請してどう応えるかというところがなかなか、原点を見つめ直す必要があるというような御意見の中から、不明瞭なところがやはりまちづくり委員会の中にもあるというところだと思いますと、職員からの御意見、あるいはまちづくり委員会からの御意見を踏まえても、やはりもう少し制度の趣旨という点でいいますと、しっかりと説明をする、内容的にどういうことをやるかというところを説明をしていくという必要性は、そういったお声の中から感じているということでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 同じまちづくり委員会に参加していても、やはり行政職員から見た目線の違いがあると思うんですね、自分たちの経験もあるわけですから。だから、そこで反省点と、災害があったから仕方がないと言えばそうなんです、そういう意見を集約することで、それぞれのまちづくり委員会のプラスになるものがあると思うんで、そこをまた意見を吸い上げていってほしいと思います。

あと次の3番目ですけども、つわの暮らし推進課と地域活動支援室とのやりとりを一本庁と近いので、建物が——そんなに苦はないのかもしれませんが、まちづくり委員会として連絡、報告、提出するとき、つわの暮らし推進課に持っていくのか、この支援室に持っていくのか、その流れがちょっと見えないですね。混乱することがあって、ちょっと気になるんですね。

それと、あと地域活動支援室では電子メールのやりとりができませんよね、今、あそこ。できなかったです。できないようです。これ、ちょっとわざわざ持っていくのを考えると、電子メールで送って、それでまたいろんなところから来たものを集約するときには、やっぱりメールで対応したほうがいいと私は思うし、効率的だと思います。把握しておりませんか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど町長からも答弁させていただきましたが、補助金関係については当然、申請書あるいは実績報告ということで、書類の提出が必要になるということでございます。書類の提出については、データを各まちづくり委員会の事務局の皆さんに送って、それで入力をしていただいて出していただくと。今回添付書類としていろんな領収書のコピーとか、それから公印等もついていた中で、決算報告とかもしていただくような書式に、いろんな申請書、実績報告についてはなっていると思います。そういった部分については、書類での報告を求めているというところもでございます。

ただ、議員御指摘のように、その作成段階において、いろんなやりとりについては、わざわざその書類を持って行って見てもらうというようなところよりも、やはり電子メールでのやりとりというのも必要になるかと思いますので、その辺についてはちょっと

ともう一回整理をさせていただいて、まちづくり委員会のほうに合理的なやり方の中で、余り事務手続を煩わせないようなやり方として、再度検討させていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 送られた文書のもとをつくって、また打ち込んだり、各委員会でやったりという手間もありますので、行政は行政のほうでやっぱり効率を考えなきゃいけないし、やっぱり各委員会負担を少なくしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。救急対応についてです。

この質問は、最終的には救急医療情報キットを全戸配布できないかという提案に持っていきたいと思えますので、救急に対する現状の把握と理解のために、ちょっと回りくどいかもしれませんが質問します。

平成27年度中、本町での救急車の出動件数は、津和野分遣所で287件、日原分遣所で230件となっており、救急搬送人員は、津和野町で約16人に1人となっています。救命率向上のために重要な時間である平均現場到着所要時間は、津和野分遣所で9.1分、日原分遣所で10.4分となっております。また、救急事故の覚知から、この覚知というのは、通報して電話をとって置いてからという、そこから医療機関等に収容するまでに要した平均時間は、津和野分遣所で51.5分、日原分遣所で48.3分となっております。

まず1点目、救急車が到着して、医療機関へ搬送するまでに時間がかかり過ぎではないかという声を聞きますが、救急車が現場に到着してから搬送するまでの救急隊の手続はどうなっているのでしょうか。

2番目、例えば、ひとり暮らしの場合、本人が通報し、動けなくなった場合に、鍵がかかっていて家に入れないうときは、どのような手順で医療機関に搬送するのか。

3番目に、以前、配布され、冷蔵庫に保管しておくことで、駆けつけた救急隊が迅速な救急活動に生かせる救急医療情報キットは配布されているのか。

4番目に、救急車の出動については、本来必要のない軽症の事例での出動が問題になりますが、頼りになるのが救急車の存在です。救急車出動の判断基準について、わかりにくいので、どのようなときに救急車を呼ぶべきなのか、またこういう事例で救急車を要請するのはやめてほしいというようなことがありますか。町民に周知することも必要かと思えますので、周知策はとられているのかをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、救急対応についてお答えをさせていただきます。

本町の救急対応につきましては、益田広域消防本部がその任に当たっており、議員御質問の件に関しまして、1、2及び4につきましては、消防本部に確認をし、以下回答するものでございます。

1 番目であります。救急車は現場に到着後、直ちに傷病者に接触し、応急手当等の処置、傷病者の容体の観察結果、持病、かかりつけ医などの情報から搬送先病院を選定するとともに、病院受け入れの電話確認を行います。また、必要な場合には救命救急士による現場での救命処置も行います。救急車内へ傷病者を収容後、収容医療機関が決まるまでは救急車が現場出発できないこともあります。津和野共存病院が受け入れ不可の場合、益田市内、山口方面などの複数の医療機関を選定し、傷病者受け入れの確認をとります。また、重症と思われる場合は、出場の段階からドクターヘリ要請を考慮しているところがございます。

2 番目でございますが、ひとり暮らしの場合で、本人が通報し、動けなくなった場合、救急隊は玄関の開錠の確認及び声かけをし、応答があれば家に入ります。鍵がかかっていたら、周囲の戸、窓の開錠確認及び声かけを実施いたします。それでも応答がなければ警察署に連絡し、警察官立ち会いのもと、窓ガラス等を破壊し、中の確認を行う場合もあります。警察官が到着する前に傷病者が宅内に確認できた場合は、救命を優先するため、窓ガラスを破壊し、進入する場合もあります。近くに親戚や知人がいることが確認できた場合は、その人から情報を収集したり協力していただいたりもしております。

3 番目でございますが、救急医療情報キットにつきましては、平成23年度に民生委員の御協力を得て、65歳以上の独居の高齢者世帯や心身の不自由な方の世帯1,746世帯、2,354人に配布しております。その後、各自治会を対象に活用に関する意向調査を実施し、自治会単位で活用を希望された自治会に対しても配布を行っており、現在の配布総数は約1,900世帯、5,300人ほどであります。

また、平成26年度には65歳以上の3,622人の方を対象に、そのうち回収者3,084人、そのうちの要援護者は544人でございます。情報シートの内容について調査を行うとともに、災害時等における避難支援の必要性等も含めた情報シート、あんしん生活調査票に更新をしております。

4 番目であります。津和野・日原の救急隊が搬送したうちの44%近くの方が、入院の必要のない軽症で搬送されております。しかしながら、軽症だから救急車が必要なかったということではございません。また、軽症と思われる方でも、結果的に重症のこともあります。

救急業務は行政サービスの一環でもあり、救急車の必要性の有無について線を引くことは難しいのが現状と考えますが、消防では、応急手当指導や救急医療週間などの行事を利用して、広報誌やチラシの配布、ケーブルテレビ放送などで救急車の適正な利用について周知を行っております。

なお、救急車が必要な場合としましては、意識がない、呼吸困難、激しい頭痛、胸痛、腹痛、大量の出血、麻痺などがあります。また、誤った利用例としましては、早く診察してもらえから、タクシーだとお金がかかるから、どこの病院へ行けばいいかわからないからなどが考えられます。

津和野町が独自に行っております「つわの健康ダイヤル24」の活用も一つの手段と思われま

す。益田広域消防本部内の救急車の台数が限られる中、本署及び分遣所の救急車でお互いをカバーしておりますが、真に必要な方へ救急車の到着が遅くならないように、適正な利用を呼びかけているところがございます。救急車以外に搬送の手段がなく、緊急に医療機関へ搬送しなければならない場合は、今後迷わず救急車を要請していただきたいと考えております。

今後引き続き、救急車の適正な利用について、周知、啓発をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） ここで、「つわの健康ダイヤル24」というのの活用も一つの手段というようなお答えでしたけども、27年度では電話による健康利用相談サービスに256件の相談件数になっています。前年度が313件でしたけども、これどのような、大まかでいいですけども、わかればどのような相談があったのかと、また年代層はどうなっているのか、わかればお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） この健康ダイヤル24は、医療従事者の軽減対策として事業をやっております。

相談件数、27年度実績で256件ありまして、気になる体に関する相談あるいは治療に関する相談が約3割、82件と66件ぐらいを占めております。それと、家庭に関する看護ということで約40件が該当になっております。

年代別では、50代が256件のうちの約100件、そして60代、70代で52件と34件になっておりまして、ほとんどが50歳代以上という状況になっております。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 私が思ったのは、相談の中で症状を尋ねて、救急車を呼んだほうがいいですよとか、そういうようなやりとりはなかったのかなという気がするのと、あと50代以上の人数ですが、50代がちょっと飛び抜けて多いんですが、以前は人生50年と言われておりましたけども、現在は悩める50代という、ほとんどが50代かもしれませんが、何か不思議な、だんだん年代が上がるごとに数が多いと思っていたんですが、こここのところ、どういうことかなとちょっと気になるんですけども、先ほど言いましたように、救急車を呼ぶ判断ですね、そういうのをここでダイヤルで聞く、自分の症状はこうだから、じゃあ向こうから救急車呼びなさいとか、そういうこともあるわけでしょう。ちょっとその点お願いします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） この健康ダイヤル24は、ティーペックという株式会社で実施をしております。医師、看護師あるいは理学療法士等、医療従事者を備えておりまして、相談内容によっては、救急を要するという場合には、当然救急車のほうも呼びなさいという状況にしております。

ただ、相談の部分におきましては、夜間の、いわゆる今こういう症状で、例えば、津和野共存病院ではもう夜間できませんので、そういうときには、益田赤十字病院では小児科あるいはそういう専門医がおりますので、その病院に行ったらどうですかとか、あるいは益田医師会病院にも対応できますというような状況を相談の方には知らせているという状況であります。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） ぜひ、活用の周知、多分これ電話のところに張るシールを張ったり、いろいろ配ってると思いますが、更新するなり随時配布するなり、住民周知のほうお願いしたいと思います。

平成27年度の広域での救急出動件数は2,899件で、約3時間に1件の割合で出動しております。特に夜間の救急出動は、救急隊員の体に大きな負担があると聞きます。常備消防職員の存在には、感謝と敬意を払うところです。

救命率向上のために、通報から病院に収容される時間をいかに早くするかは、現場到着から医療機関に向けて、車両が出発する時間をどう少なくするかによると思います。現場到着した救急隊員は、状況把握のために、そのために時間がかかります。血圧、体温、脈拍等のバイタル測定や、受け入れ先である医療機関の確認、そして本人の緊急連絡先等、そこに家族がいれば問題はないかもしれませんが、津和野町も2人に1人は高齢者になる時代が来ております。ひとり世帯、高齢者世帯もふえています。

救命救急情報キットは、平成26年度に、あんしん生活調査票に更新されているようですが、対象は65歳以上になっています。平成23年度には、希望した自治会にも配られたうち、65歳以下のところは更新されておられません。また年数がたてば、それなりの年齢になっていきます。これ更新というのがすごく難しいと思います。当然医療にかかっているれば、薬の種類も変わってくるだろうし、いろんな状態も変わってきます。しかし、少しでも医療機関に行くためには、その時間を縮めるしかないと思います。そのためには、この医療救命救急情報キットは、全戸に配布してもいいのではないかと思います。更新していくちょっと難しさはあるかと思いますが、その点についていかがお考えか、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 救急キットでございますけども、私も、ことしになって、独居世帯の救急搬送等に立ち会ったのが2件ありまして、救急で運ばれております。そのときには、救急キットについては利用はなかったんですけども、そういったことを考えると、救急キットの体制ちゅうか、必要性が大いに感じております。分遣所等に

も確認してみましたが、やっぱり年間1件から2件しか救急キットの利用はないというところでございます。基本的には、分遣所のほうで確認した内容では、本人さんの意識があつてその情報を聞くことができるので、救急キットまでは利用してないということで、意識不明であつたり、そういった確認がとれない場合には、救急キットは大いに役に立つということで情報を得ております。

そういった面を考えると、やはりこの辺の必要性を感じ、救急キット、中の情報シートが更新されてなくては意味がありませんので、そういったこと、それから、救急キットも今は各公民館等にも配布しておりますので、こういったところの設置場所等の周知も、町民の皆様にはわかっていただけるように、周知徹底は図っていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 人は常に不安と闘っております。恐怖心と言つていいかもしれません。救命率向上のための一つとして、この救急情報キット普及、周知に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

青少年育成についてです。

津和野町は、青少年健全育成運動に、青少年育成市町村民会議として参加しています。津和野町青少年育成連絡協議会の実態はどうなっているのか。

また、毎年10万円を津和野エリアの4地域の地区青少協に配分して、青少年育成島根県民会議に5,000円の負担金を1,250円ずつ吸い上げていますが、津和野町全体の運動にする意志はないのかをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、青少年育成についての御質問についてお答えを申し上げます。

青少年の健全育成に関する組織は、津和野、畑迫、小川、木部の4地区に、青少年育成協議会があり、それを取りまとめる町全体の組織として、津和野町青少年育成連絡協議会があります。議員御指摘のとおり、町の連絡協議会として、青少年育成島根県民会議の会費を納入するため、4地区から1,250円の負担をいただいて、支払いを行っておりますが、町全体の協議会として、県からの補助金等を受けて事業を実施するということには至っていません。

これまでも、議員より何度か一般質問をいただいておりますが、日原地域には、公民館単位での青少年育成協議会が旧町時代より設立されておらず、合併以前の青少年活動が旧町単位で異なっていることから、統一した組織体制を築く困難さがありました。しかし、平成29年度からの公民館体制が整えば、現在各地域で行っている青少年育成関連の活動をまとめる形で、公民館区域ごとでの青少年育成協議会の組織化を図っていくことも可能となるのではないかと考えます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 取りまとめる町全体の組織として、津和野町青少年育成連絡協議会があります。これで、27年度の決算審査資料には、決算書はありますが、会計監査報告はありません。ほかの補助金交付団体は、決算書と会計監査報告が資料として提示されております。4地域には、青少年育成協議会として活動しているのは、私もよくわかっております。

この津和野町としての青少年育成連絡協議会の実態が何も見えません。この質問に関しては3回目になりますか、23年の3月に、日原青少年育成協議会の設置に関する条例が廃止されました。これは、統一されるからこれを廃止して、次が来ると思ってたんですね。それから何ら動きがないのと、旧日原は公民館単位でしてない、町全体でやってたわけですね。じゃけ、そのところがちょっと合併の混乱でうまく組織化されなかったというふうに感じております。

たかだか10万かもしれません。でも、ここに補助を出して、ここに補助は出さない。それなりの活動はしております。ちょっとこういう体制は早急につくらなきゃいけないし、また、県のほうにも青少年県民会議、ここもいろんな講座を持ったり補助金も出ております。旧日原のときには、この県民会議から補助金をもらって活動しておりました。

ぜひ、この青少年の問題に関して、特に、昨今スマートフォン等が出て、それに対するものは、学校ではいろいろやっておりますけども、学校、保護者ばかりでなく、周りの大人がその状況を見ないと、状態を知っていかないと、なかなか育成事業といっても、ただ補助金をやって行事をやるだけのものになっているのではないかと、すごく懸念しております。

特に町内であったことなんですけど、中学生がスマートフォンで、「イエー」とか言って写真撮って、それを載せて——今GPS機能がついております。それを拡散したやつが、どこで写された写真かも追跡できるようになっております。そういった指導もしていかなければならないし、大人もそういったことが今現実に起きているということの認識もしなければなりません。ぜひ、青少年育成に関して、町全体で取り組む組織をつかって、発信していただけたらと思います。どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 御指摘いただいておりますことはごもつともだというふうにも思いますが、旧町時代の組織の成り立ちがやはりずっと違ってきておるということで、旧町時代の旧津和野町でも、地域の公民館の事務局的な部分は公民館が、地区のそれぞれの公民館がやる規になっておまして、全体の、いわゆる県につながる青少年の部分については、いわゆる町民課といいたまいますか、そういう青少年の担当課のほうで担っておるところで、合併時にたまたまその部分の補助金の部分の取り扱いが、教育委員会の補助のほうに入ったというような流れでございます。

町全体の組織につきましては、旧町時代の津和野のいわゆる地区公民館で、それぞれ活動されておる活動の組織を束ねるような、いわゆる連絡協議会的な組織でございまして、実際の町全体の組織として、上からおりてくるという、そういう組織になっておりません。そういった関係で、会計の監査とか、そういう約束を置いてないというのが現状だろうというふうに思っております。で、形上、県の組織に入っておく必要もあるということで、情報とか入りますので、そういう形を残す形ということで、そういうスタイルをずっときております。

先ほども答弁のほうで申しましたけれども、やはり旧町体制、それぞれの地域の体制が29年度から整うことができれば、その辺も一つの公民館活動の課題として、地域の公民館に投げかけていただいて、本当の意味での青少年活動、町全体で取り組める、そういうスタイルに持っていければいいかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 合併して10年がたち、小学校に入学した子は、もう高校を卒業する年代になります。大人があれこれ言うとの間に、子供は一年一年成長しておりますし、高校を出たら、遠くへ出ていってしまうというような状態になります。そういう面では、ちょっと危機感を持って青少年問題に当たってもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、三浦英治君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時15分まで休憩といたします。

午前11時09分休憩

午前11時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 3番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。

最初に、町営バス運賃についてであります。

旧津和野町、旧日原町、これが合併しまして10年を迎えます。しかし、津和野、日原、両地域住民のさらなる融合または融和の促進を図るためにも、津和野町内のバス料金、不公平の是正が必要ではないでしょうか。

現在、津和野町では、両地域の住民の融合に大きく貢献しているのは、各種大会が開催されているグラウンドゴルフではないかと思われれます。つい先日も、第1回の町長杯のグラウンドゴルフで、多くの人参加を見ております。この津和野地域、日原地域の町営バスの料金の違い、後、説明しますけれども、これが2年前ですか、地域提案型助成

事業の、道一つ隔てた地域での自治会単位での助成金30万円が、10人のところが30万、100人おっても30万というような差が目につかびます。ちょっと単位はだいぶ低いですが。

では、質問に入ります。町営バスの運賃が、津和野地域と日原地域で異なることに大きな矛盾を感じております。地域は違えども同じ津和野町内です。

一つ目に、町営バス運賃が日原地域では一律200円に対し、津和野地域は200円と、恐らく私が見るに約4キロぐらいでそれ以上先は300円となっている。この違いの根拠は何かを質問します。

次に、町営バス運賃の案として、次の3案を提案してみます。

第1案としまして、全町無料化。理想は全町無料化と思っております。今の運賃体系では、同じ町内に住みながら、起点から遠くに住む人は、バス代往復400円と600円の負担は過疎化に拍車をかけると思います。特に、津和野地域では200円増しの600円負担地区があります。町民のための町営バスであるのならば、住みやすい津和野町のためにも無料化が望ましいと思います。もちろん、町の財源負担は増すことは明らかですが、全国に先駆け、どこにもないような画期的な交通体系改革で、住みやすい津和野町を目指してはいかがでしょうか。

第2案としまして、往路は200円均一、復路は無料。1度乗車された方はほとんどの方が帰宅のため2度乗車されます。200円均一になったとしても、往復400円は大きな負担となります。町中心部から離れた地域に住む免許や車を持たない方など、交通弱者が不利になってはいけないのではないのでしょうか。利用しやすいバス便にして、最近事故が多発しております高齢者の運転免許返納促進のためにも必要ではないのでしょうか。バスは乗客がいてもいなくても起点から終点までは運行します。したがって、遠くだから燃料代が多くかかるわけではありません。

第3案としまして、全区間200円均一。津和野地域、日原地域統一運賃、これは、現状を見れば当たり前ではないのでしょうか。ことしの10月、東京に行くことがありまして、東京の小田急バスに乗りました。車内の張り紙に「都区内均一運賃に変更。2016年、したがって平成28年10月17日、210円」と書いてありました。「510円で一日何回でも乗車できる」ともありました。乗車方法としましては、210円を運転手の横で払い、降車は後ろからいつでもおりられるシステムでありました。区間ごとの運賃支払いの手間がかからず、乗降は至ってスムーズでありました。

現在の津和野町を走る民間バス等は、後ろでチケットをとり、前でチケットと運賃を支払っているシステムで、かなり複雑といえますか、手間がかかるような状態だと思います。

今、交通体系が大きく変わろうとしております。利用しやすいフリー乗降の設定計画はないのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町営バス運賃についてでございます。

平成23年度から運行しております津和野地域の運賃の設定につきましては、距離に応じた運賃を設定し、木部線については、共存病院を起点として津和野温泉までの間を200円、喜時雨から長野までの間を300円。野中線については、共存病院を起点として高田までの間を200円、戦から豊稼下までの間を300円。名賀線については、共存病院を起点として津和野温泉までの間を200円、高峯から田代までの間を300円として設定をしてきたところでございます。

平成27年度の町営バス事業の経費につきましては、運行に係る委託経費が5,804万4,680円となっており、収入につきましては、バス利用料金が530万2,143円、生活交通確保対策交付金が426万8,000円、合わせて957万143円となっております。

議員、御提案の第1案の全町無料化については、利用料金の530万2,000円が減収することとなり、町の財政状況を踏まえると困難な状況と考えているところでございます。

また、第2案の往路200円均一で復路は無料の御提案につきましては、料金の徴収や事務が煩雑になることが想定されるため、今後の検討課題とさせていただきたいと考えているところでございます。

第3案の全区間200円均一料金につきましては、バス事業を展開する上で、路線による料金体系の差異は、利用者の利用料によって運営されることを踏まえれば必要なこととも思われますが、町営バス全ての路線の料金が統一されることで、利用者にわかりやすくなることや公平性が確保される点など、過疎化と高齢化が進む今後においては、検討する必要があると考えているところでございます。

しかしながら、町営バスの運賃体系を全区間200円に統一した場合には、他の民間交通事業者への影響も念頭に置いた上で、事業を進める必要があると考えているところでございます。このことにつきましては、地域公共交通会議に諮った上で、町の財政負担と民間交通事業者との協議を踏まえ、前向きに検討してまいりたいと考えております。

フリー乗降につきましては、山間地のバス停留所に当たっては、自宅や集落からバス停留所までの距離があるなど、高齢者にとっては、バス停留所までを歩くことが負担になっていると思われます。御質問のフリーバス乗降の位置に当たっては、運輸支局や警察署との協議に加え、地域公共交通会議で諮った上で、フリーバス乗降の設置について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） それでは、第1案の全町無料化について質問をいたします。

津和野町は、小さい町ですが、他の市町村がうらやむほどのぜいたくな多くの文化財があります。この文化財の維持管理等に多くの財源が必要なことはわかります。しかし、町営バス収入530万円の町の財源負担になりますが、津和野町民ほとんどの方が恩恵にあずかるシステムであります。先ほども言いましたが、全国に例を見ないような画期的な事業展開で住みよい津和野町を創設し、転入者増と転出者に歯どめのかかる一つではないかと思っております。

そして、周辺に住まれる不便な交通機関の方に、使いやすい町の町営バスとして目指していただきたいと思えます。これは先ほどの回答と同じになるかもしれませんが、ひとつ御回答をよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 全町無料という御提案でございます。先ほど町長が申し上げたとおり、この町の財政負担というところでいいますと、困難な状況ということで、答弁をさしていただいたということでございます。

先ほど議員のほうから御指摘がありました全国に例を見ないというところの部分、それからやはり定住対策とか、それから高齢者に対する対策というようなところもこの無料化によって高齢者の、例えば運転免許証の、運転して最近事故が起きているというような状況の中から、地域公共交通を利用しやすい状況にして、そういったところの改善を図っていくという視点については、私どもそういったところについては考えられるところもあろうかと思えます。

個別に今回お試し住宅等も整備をさしていただいて、例えば定住対策でいいますと、それに入られた場合の方については、町営バスの部分については無料にするとか、ああいった政策も今検討しているところでございますが、そういった個別の、例えば定住対策だったり、あるいは高齢者対策ということで検討をしていく部分と、全町無料化というところの部分というのは、今のところそういった目的のところを踏まえた中で、分けて考えるほうがいいのではないかというようなところで、きょうの一般質問での御指摘は全町無料化というところでの御指摘ですが、今までのところそういったところについては財政状況を考えて、それについては困難であろうということでございまして、そのことによって、先ほど議員から御指摘のあった高齢者の対策であるとか、定住対策というようなところも踏まえれば、そういったところについては、分けてある程度考えていくとか、そういった方法で今後は検討すべきではないかというふうに今考えているところです。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 第2案の往路200円、復路は無料ということで質問をいたします。

確かに料金収入は、530万円のうちの265万円の財源負担となると思います。半分で済むと思うんですが、徴収や事務が煩雑になるとの答弁でございましたが、乗車の際にお金を払ってもらったときに200円、1日券を渡せばそれで済むことじゃないですかね。この券で1日、例えば東京ですが、東京みたいに小田急バスみたいに1日30便、40便出とるわけじゃないんですので、そんなに乗るわけじゃないと思いますので、それほど難しいことではないと思っております。

せめて、この案で実施を協議いたしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御指摘にあります町営バスの運賃の第1案から第3案までの内容ということで、今、第2案のことについて御質問いただいていると思いますが、これについては、事務的な部分のところあるいは徴収の考え方等、これはまだまだ整理せにやいけん課題が私どもとしてはあるというふうに思っております。

町長が答弁いたしましたように、今後の検討課題というところでございますが、200円均一のところでの考え方も、また後ほど質問等もあろうかと思いますが、私どもとしたら、その辺のところの部分料金体系でいうと、検討課題の3案というところが一番、今までの経過踏まえると、検討を今からしていきたいというところだと思いますと、第3案ではないかというふうにも考えているところでもあります。

運賃自体が、平成23年に交通体系も変更させていただいて、日原地域については定額制の運賃体系、それから津和野地域は距離制運賃ということで、当面はこの200円と300円の増運制の運賃を設定するというような考え方で設定をされてきたということでもあります。段階的にそういったところの運賃体系を、これは、議員御指摘のように見直していくというのは、必要であろうというふうにも考えておりますが、今回、御提案の第2案については、そういった理由の中で、今後、検討するにしてもなかなか難しいのではないかというのが、私どもの正直な考え方でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） それでは、第3案としまして、第3案の200円均一は、現状の津和野地域、日原地域を見れば、これは当然のことと思っております。何でこのような差が出るのか、それは先ほど説明がありました。それはまた後で聞きますけど、まず地域公共交通会議の構成とは、いかがな構成でしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 毎年、大体1回から2回程度行っている地域公共交通会議でございます。

構成でいいますと、まず国の関係で、中国運輸局島根運輸支局から1名委員として出ていただいております。それから石見交通株式会社、それから防長交通株式会社、それから六日市交通有限会社、それから第一タクシー株式会社、第一タクシー株式会社は津

和野の「K o i K o i タクシー」を運行している会社でございます。それから一般社団法人の島根県旅客自動車協会、それから島根県交通運輸産業労働組合ということで、外からお迎えしている委員さんについては、その方々。それから住民代表といたしまして、津和野地域から2名、日原地域から2名、それから島根県のほうの交通対策課のほうから1名を出ていただいております、本町の副町長がこの会長となりまして、議事等については進行さしていただいているということでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） この地域公共交通会議での同じ町内で5年間も地域の違う運賃料金、つまり津和野地域のほうが、遠くの方が多くの料金を払っていたという事実があります。

また、このような不公平な料金格差、これはこの会議では何の問題にもならなかったでしょうか、何かあったことはありますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域公共交通会議で議論した内容を踏まえて、この自家用有償運送という町営バスの運行については、島根運輸支局のほうに、ここでの承認をもって、運行について承諾といいますか、そういった報告をして、向こうから免許がおりてくるというような仕組みをとっております。

運賃体系については、これまでこの地域公共交通会議を行っておりますが、平成23年度に石見交通の木部線が廃止になったときに、町営バスの運行について議論をされたということで聞いとるところでございます。その当時、奥ヶ野から津和野駅までが870円という運賃、ここの間が870円。そういう中で運賃体系については、300円の距離制のゾーンと、それから200円のゾーンを決めようということで、経過としてはそういう経過の中で決められてきたということで聞いております。

地域公共交通会議の中では、委員の皆様から出していただいたような御意見については、そういったところで総括をさしていただいて、この会議の中にも報告をし、御意見をいただいているということでございますが、運賃に関しては、今まで私どもかかわってきたところでは、200円、300円のところについては、協議はされてないということでもあります。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 民間バスへの影響は、町が超過分を財源負担としても多額ではないと思っております。といいますのも、きのう、ちょうど会議が終わって5時前に、日原診療所のバス停の前でバスに出会いました。ちょうどなごみの里まで行きます、私も帰ります。なごみの里までに乗車が、そこから乗ったのが1人、後おりたのが3人でした。そして途中で野広行きバスも出会いました。これは一人の人影も見えませんでした。

したがって、1日を通して年間を通して、それほどの乗客はないと思います。といいますのも、私も時々車をとりに出る都合上、バスに乗ります、朝早く。まずほとんど乗っていません。多いうても1人。そんな状態なんで、もし民間に圧迫といいますか、そういうことがあれば、町が負担してもそんなたまげた安い金額ではないかと思っております。

そういうことで、この200円、300円の格差は、検討とか言わずに、節目をつけて3月末で変えると、本当は来年からすぐにも変えてほしいわけですが、区切りというのが要ると思いますので。そういうことで距離制運賃というのは、もう東京でもやめております。今からどんどん入ってくると思いますよ。先ほども言いましたように、こっからここまで行く、空っぽでも行くわけですから、距離なんか関係ないですと思っております、小田急バスの見た限りで。ということで、そういう区切りというものがつけられるかどうか質問いたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町長、答弁いたしましたとおり、地域公共交通会議には、運賃体系というのが変更するということになれば、やはり諮って、その運賃体系をもって、運輸支局のほうには届け出が必要になるということでございますので、ここについては、来年1月か2月のところで、4月のダイヤ改正もにらんで、地域公共交通会議は開かさせていただく予定にしております。その場のところでの議論もいただいた上での結果になろうかと思っております。

先ほど、民間交通事業者ということでございますと、石見交通自体は、今、津和野温泉から津和野駅までの間を310円の運賃ということでございます。ただ、先ほども委員の皆さんの中には、第一タクシーという株式会社、タクシーの会社の方もおられます。そういった総合的なところで運賃を減らしていくというところでございますと、いろんな交通機関でいうと、バスと、あとタクシーというようなところもございます。

御意見を踏まえた上で、私どもとしたら、そういった200円についての均一化というのは、検討をさせていただきたいということでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 繰り返し御質問を受ける形で、我々も何か冷たいことをしてのような、そんな気持ちにもなるような思いになりながらお聞きをしたところでありますが、基本的に運賃を無料化というところでございますけれども、どういいたしでしょうか、最初の答えにも申しましたように、実際に委託経費が5,800万かかっております。そのうちのバス利用料金を500万、そして国からいただく交付金が420万でございます。結局のところ4,800万円を町の財源から、そうした交通利用者の皆様方に我々としては負担をして、そしてこの生活バスを運営をしているということになります。これをすぐ即、全ての委託経費を転化をすると、恐らくバス運賃というのは1,000円を超えてくるだろうというふうにも思っております。それをや

はり中山間地域の高齢者の対策、福祉施策としても、これだけの低料金でやっているということの、まずは背景を何とぞ御理解をいただければというふうにも思っている次第でございます。

そうした中で、200円、300円というところは議論の余地があるというふうにも思っておりまして、そうしたところは、また地域公共交通会議等でしっかり議論をしてやっていきたいというふうに思います。

530万をこれを町でまた財源から持ち出していくということになりますと、経常経費になるわけでもございます。そうすると、経常収支比率を90を超えないようにということで、必死になってやってくるという、そういう全体的な財政の面からもなかなか難しいという部分もございまして、その辺についても御理解をいただきたいといったところでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 各方面の影響もあるかもしれませんが、200円、300円両地域が違うのはちょっと、ちょっとおかしい。ちょっとじゃない、もうすごいおかしいですので、しっかり協議をして解決をしていただきたいと思います。

次に、利用者に優しいフリーバス乗降実施ですが、バス停から半径400メートル以上の公共交通空白地帯、これのできるだけの解消を目指して早期に協議に入りたいと思います。

皆さん御存じのように、高齢化といいますか、お年寄りもふえております。バス停まで500メートル歩くよりは、家の前でおろせるような体系になれば、もっとも利用者もふえると思いますので、そこをちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御指摘のところについては、やはりこれまでもバス停を新たにつくったり、バス路線を運行を経路を変えたりということで、なるべく民家に近いところで、必要度の高いところに変更してきた、そういった経過もございます。フリーバスというのも、私どもは今までまだ検討はしてないところではありますが、やはりそういったバス停から家までの距離が遠いところについては、買い物に不便な方についても、また家まで持って帰らにゃいけんという、そういった課題もバス停が遠いということではあるというところでお聞きをしているところでございまして、これについては、前向きに検討させていただきたいという点が一つと。

もう一つは、やはりこのフリー乗降区間というのをどのように設定するかということで、これについて停車するところで接触事故を避けにゃいけんとかって、いろんなとまる場所についても制約があるとお聞きしておりますので、そういったところについては、どういったところにどういったものが、こういったフリーバス乗降で設けられるのかというところは、今後、さらに詰めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 行政のプロでありますので、またいろいろ調べていただきまして、ぜひ実施できるようにしていただきたいと思います。

2点目に入ります。これは、追跡質問であります。

住みやすい津和野町とJR山口線存続について。

本年6月議会で、「町営バス運行時刻改正で、JR山口線を利用促進し、山口線の存続維持を図られてはいかがか」を質問しております。このことは、町営バス名賀線田代7時22分発でJR津和野駅7時56分着、JR津和野駅7時55分発益田行きに、わずか1分で乗車できません。このことは、このとき申し上げております。また、木部線長野6時45分発はJR津和野駅7時19分着、そして、JR津和野駅7時11分発新山口方面行きに8分おくれで乗車できません。この2便は、益田、山口方面の通勤通学、そして通院、買い物等々に利用しやすい時間帯であります。

JR山口線存続のためにも、できるだけ多くの方が利用しやすい時刻に、早急に改正するべきではないでしょうか。6月の答弁では、「山口線利用促進協議会と連携を図り、時刻表の変更等、柔軟に対応し検討する」でございました。その検討結果を示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営バス運行時刻改正で、JR山口線利用促進についてでございます。お答えをさせていただきます。

町営バスの時刻表とJR山口線との接続については、利用促進と利用者の利便性の向上の観点から、重要な課題であると考えているところでございます。

議員御質問の時刻表については、6月に開催された平成28年度山口線利用促進協議会幹事会において、バスと鉄道との接続状況について、山口市を初めとする近隣市町の状況の聞き取りをしておりますが、おおむねバスの接続がなされているという情報を得ているところでございます。また、8月に開催した地域公共交通会議でも議題として取り上げ、委員の皆様の意見をお伺いさせていただき、利便性を高めたほうがよいという意見をいただいております。

現在の時刻表は、津和野共存病院への通院を中心に作成したものであり、町営バスとJR山口線との接続で、時間差が生じてきているものと考えているところでございます。

現行の始発の時刻を今以上に早めた場合には、全てのバス停留所の通過時刻に変更が生じるため、住民への周知期間が必要になると考えております。

今後につきましては、JRのダイヤ改正が例年3月に実施されることを踏まえ、実施可能なダイヤから町営バスの時刻表の改正について、検討作業に入りたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） JR三江線、つまり広島県の三次市から島根県の江津市を結ぶ線であります。これの廃止は、平成30年4月1日に決定しております。

JR山口線も絶対安泰ではありません。ただし、SLが走り特急も走りで、なかなかすぐに廃止ということにはならないと思いますが、存続のためにできるだけの協力をしてはいかがでしょうか。JR山口線は、SL運行また特急運行で観光ツアーに大きな貢献をいただいていると思っております。JR山口線また津和野駅の売りに、協力は当然のことであると思っております。

したがって、町営バスダイヤは、ダイヤ改正の住民への周知方法としては、毎月発行されます町広報紙や、ケーブルテレビで頻りに流す方法もありますので、それほど手間はいらないと思っております。そして、答弁にありました3月のJRダイヤ改正に合わせ、始発の実施体制に入るべきではないでしょうか。

町民の方に、津和野駅で新幹線の切符購入は、津和野駅の売上げ実績になることの周知方法といたしますか、呼びかけといたしますか。これの実施とまた町職員の出張や旅行、個人も含めて、これ旅行会社をお願いするかもしれませんが、旅行会社に新幹線の切符は津和野駅でとってくださいよという要望もできると思うんですが、それによって、津和野駅の売上げがどんどんふえるということになると思っておりますので、こういうことができれば、よろしく願いたいと思います。

したがって、私も言うだけではありません。大阪方面には年間二、三回行きます。必ず津和野で切符をとって新山口から乗るようにしております。そのように山口線に乗るだけではなくても、協力できることがあるということを一いつ広報なりで宣伝して——宣伝といたしますか、呼びかけをしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど町長が答弁いたしましたように、地域公共交通会議の中でもバスとJRの接続については、そういった方向で検討するほうが良いということでも受けております。今度、来年1月、2月のところでの地域公共交通会議では、こういった具体的などころの部分について、御提案もさせていただきたいと思っております。

バスの時刻表というの、いろいろ議員の皆様からなかなかわかりにくいとか、ああいったことで、お話もお聞きするわけですが、こういった阿東町、これ山口市になります。このバスの時刻表、これについてはやはり出発と到着ということで、JR山口線の徳佐駅と接続させたような時刻表をつくられているということで、山口線利用促進協議会という組織につきましては、山口市、益田市、津和野町、それから吉賀町ということで構成をさせていただいておりますが、それらのところからこの時刻表も取り寄せて、今後、ダイヤ等も改正しながら、山口線に接続するという広報的などころも行っていきたいというふうに考えているところであります。

広報については、車内広告、車内の掲示等もあわせて、改正の折には行っていきたいというところがございます。

それから、山口線の駅での切符の購入という御提案もいただいたところですが、これについては、日原駅、それから津和野駅でも、例えば職員の出張等で使えるところもありますので、再度、庁内でもう一回、そういったところの呼びかけ等も行っていきたいと思えます。

私も出張の際には、観光協会のほうにお世話いただく、これについては航空券とか、ああいったところにもなりますが、JR等がございましたら、そういったところでも協力が本当にできるかどうかというところは、またあわせて協議をさせていただきたいというふうに思えます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 参考までですが、一昨年、九州の大分県豊後高田市に行ってきました。日本一住みやすいまちという宣伝文句でしたんでちょっと行って見たんですが、バス停の標識がこれぐらい、バスの時間表がこれぐらい、お年寄りでもすごく見やすい低いバス停でした。風でも倒れにくいし。これはちょっと参考までですが。

それでは、次の質問に入ります。これも、追跡質問といえますか、再度の質問であります。

旧サン電子跡地購入ということで、平成27年12月議会で「旧サン電子工場跡地買い取り」の一般質問をしております。このときの答弁では、同跡地の具体的な活用計画がなく、購入は予定ないとのことでありました。

サン電子工業との賃貸契約の中で、原則、契約満了時には、町が地上物件を撤去し、返納とのことですが、契約期間は何年でありましょうか。そして、旧サン電子工場跡地は、現在、大阪の不動産会社から売りに出ております。この不動産会社も賃貸契約にかかわっているのでしょうか。

この場所は、日本遺産第1弾の原動力となりました津和野百景図第四十三図、四十四図の鷲原幸榮寺跡であり、隣接の国指定重要文化財鷲原八幡宮並びに県指定史跡の鷲原八幡宮境内と鷲原八幡宮流鏑馬馬場とともに、歴史上重要な箇所であると思っております。国指定史跡の津和野城跡の一部として、追加申請をすべきだと思っております。

もしも、この場所が売却されるとなると、景観を阻害される建物などが建設され、町観光の一つに定着してきました鷲原八幡宮流鏑馬神事の実施の困難、また平成23年に建築された立派な公衆トイレの解体移転などさまざまな問題が噴出してきます。

文化財としての価値を明らかに、例えば、この百景図にあるように大変重要な場所であると思っておりますので、早急に指定に向けて行動をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、旧サン電子跡購入についての御質問について、お答えを申し上げます。

旧サン電子工場跡については、敷地の一部に公衆トイレを設置、町として管理を行い、土地及び家屋の賃借料のかわりとして、固定資産税を免除しているところでございます。契約期間については、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの1年間としており、契約満了日までに、津和野町からサン電子工業株式会社に対して、文書による契約終了の申し出がない場合には、契約は自動更新されます。

また、サン電子工業株式会社において、やむを得ず返還を必要とする場合は、3カ月前までに津和野町に対して申し出て協議することとなっております。なお、同跡地の売り出しを代行している不動産会社については、同賃貸借契約にはかかわっておりません。

議員御指摘のとおり、この場所は、津和野百景図に描かれた幸榮寺の跡地であるのみならず、津和野城跡の南西端に当たっており、鷲原八幡宮境内地や流鏑馬馬場と一体の景観を構成する重要な場所です。

現状では、国史跡である津和野城跡の一部、あるいは鷲原八幡宮境内地の一部としての位置づけ、または鷲原公園に隣接した名勝としての位置づけなど、さまざまな可能性を検討をしております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 津和野百景図に描かれております鷲原幸榮寺跡は、何の指定もされていませんが、津和野町にとって重要な歴史的価値のあるとの認識は答弁でいただきました。

百景図の中で、城山跡や嘉楽園など、既に町が購入されたところも多くありますが、このような広大な土地といえますか、売りに出されたことは千載一遇のチャンスではないかと思っております。

これの使用方法につきましては、観光客の駐車場、たびたびお寺の前のほうにとめたりしますので、そこは困るとか誘導することが多いんですが、そして春の風物に定着しました流鏑馬神事の諸準備、また身障者の方のトイレ利用など、継続使用可能となるよう、ぜひ、5,631平方メートルの敷地を購入されてはいかがかと思えます。

これはサン電子が売りに出されたときは、聞いたところでは、法外に安い値段だったと思えますが、今は大阪の業者ですのでわかりません。

もしも民間に売却が成立した場合、建築費1,200万円余りのトイレを撤去し、原状に復して返し、まあ、所有者、購入者の意向にもよりますが、まだ他の土地に求めることとなれば土地はありません、もう。そしてまた高額な建築が必要になり、津和野町に大きな損失となることは明らかであります。したがって、できるものなら購入を進めていかれたほうがよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長(世良 清美君) 私の立場で言いますと、購入を仮にして、国の指定史跡を、まあ、どちらが先かは別としまして、国の指定史跡のためにもし買うとすると、やはりそれなりの復元構想がないといけないというふうに思っています。復元ということは、当然ここにあります幸榮寺の復元という問題が生じてこようかな、そういうふうに思っています。

それで一方、津和野城跡の史跡の一環として、もし指定を目指すとするれば、その由来というか、津和野城のいわゆる関連遺跡ですよという証明が必要になります。これはなかなかちょっと厳しいかなというふうに、私個人的には思っております。

当然、国の指定を受けた土地になりますと、国が購入をするときに8割の補助をいただけますので、大いに町の負担とすれば軽くなります。そのかわり、その国の指定に伴う後のことですね、後の整理を踏まえた中で、その史跡としての購入を図らないといけないというふうな。

ですから、仮に購入をしてしばらく、何を復元せにやいけんということはないかもしれませんが、当面の間は置いておけるかと思えますけれども、要は構想的なものがないと、そういうことの形にはならないかなと。

だから、単純にそこを駐車場に、国の指定の史跡として購入をした後に単純に駐車場にするということでは、国の指定として購入をするという意味合いが生じてきませんので、国のほうもなかなかオーケーが出ないのではないかと、そういうふうなイメージを持っております。

○議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) おっしゃっておられることにつきましては、いろんな活用を今までされてきてもおるわけでございますから、トイレの問題もあってということ。

文化財の観点からは、教育長が申し上げたとおりであります。じゃあ、その観点以外のところで、町としてこの土地を取得する意義があるかどうかということにもなってくるわけでありまして、議員おっしゃってる御指摘のことも、十分うなずけることでもあるというふうに思っております。

ただ、じゃあ、そのときに財源をどうしていくのかという、また重要な問題が出てまいります。そうしたときに、やはり町の財政は非常に厳しいので、ふるさと納税で、流鏑馬の皆様方と連携をさせていただいて、そして流鏑馬等、いわゆるその目的を集約化して、そしてその取得費として、このふるさと納税を集めていく方法がないとかいうことも含めて検討もしていく必要があるかというふうにも考えているところであります。

そしてまた、こうした、今先ほど私お聞きしたところでは5,600平米ということでしたか、坪でしたかね、まあ、ちょっと忘れちゃったけれども、そうすると、単価1万としても5,600万ではありますし、実際どのぐらいの売りの値段が出ているのかはわかりませんが、まあ、大きな予算になると思います。

そうしたときに、議会全員の皆さんの御理解がいただけるのかどうかということも当然気にしていかなきゃならない話でもございますので、さまざま、今即答はとでもできません。いろんな面で私自身も研究をし、また、いろんな御意見もお聞きしながら検討してまいりたいというところでもあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 今答弁がありました城跡の関連施設としての証明というのは、これで十分じゃないんでしょうか。ここにもう、しっかり載ってますので。

それと財源、もちろんかかります。私が聞いたところでは、今町長が言われた財源の3分の1の値で売りに出ておりました。今はわかりません、不動産屋が絡んでおりますので。だから、すごいお買い得物件ではなかったかなと思うんですが、やっぱり動いていただけなかったと、その時点で。まあ、それは置いといて。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 誤解があつてはいけないので一応お答えをしたいと思ひますが、この部分はいくまでも百景図に載つておる幸榮寺というお寺の絵でございます。で、お城とのお寺との関連がどういふ結びつきがあるかというものが証明されないと、城としての位置づけということにはなかなかないと思ひます。単純にここに載つとるから、文化財でいい、似たようなもんじゃというようなことにはなかなかないということが現実だと思ひます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 逆らうわけではないんですが、この四十三図の説明に「亀井家に於いて徳川將軍歴代の霊を祀り藩侯毎月六日参拝せらるゝ」とかありますので、別に城と関係ないとは思つておりません、これに載つとるのは。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 反論するようで申しわけないんですが、（笑声）あくまでもそれは亀井家とこのお寺との絡みということで、城はやっぱり亀井家だけの話ではなくつて、お城そのものが史跡でございますので、その、山麓の麓まではいわゆる城の一带として見ておりますが、平地に来とる部分なので、それをどういふ意味合いで城と絡みがあるかというところを証明せんと、城の位置づけでの史跡の指定というのはいくかなか厳しいだらうというふうにお思ひます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） そのことは教育委員会にお任せしますので、（笑声）できるだけ実現できるように、それと、やはり一回サン電子との値段交渉といひますか、今は不動産屋ですが、そのテーブルについて話を一回でもしてみないと、財源がかかることばかりで申しわけないんですが、大体議員の皆様が言うことは財源がかかることがかなり多いと思ひますけれども、そういうことで、一回交渉のテーブルについていただきたいと思つております。

以上、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時10分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序10、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。

1点目でございますが、高齢者福祉についてであります。

この高齢者福祉につきましては、9月議会において、同僚議員もこのことを一般質問されております。多少重複する部分があるかと思いますが、あれから3カ月たちましたので、少し変わった回答もいただけるかなというふうに思っているところでございます。よろしく願いをいたします。

高齢化社会を迎え、健康で幸せな老後を送りたいと願うのは、誰しも同じであります。都市部においては2025年問題、団塊の世代が75歳に達する年ですが、そういった団塊の世代が叫ばれる中、津和野町におきましては高齢化は進んでおりますが、人口減少に伴い、65歳以上の人口は、平成17年以降3,500人前後で推移をしております。今後も人口減少が続くことから、要介護、要支援認定者数はふえないと推測をされます。このことは、今現在、津和野町が高齢化の最先端を行っていると言えるのではないかと思います。

今こそ全国に先駆けて、安心した老後を送れるための地域包括ケアシステムの構築が求められております。一方、このことを行うに当たっては、国の制度改正等は、市町村にとって行政サービスや財政負担に大きな影響を与えるもので、注視していかなければならないと思います。

そこで、次のことについて伺います。

1点目でございますが、介護保険制度で介護度が低い要支援1、2の人向けのデイサービスやホームヘルプの内容が、全国一律から市町村が独自に定めた新総合事業に、来年4月に移行することになっております。この新総合事業は現在計画段階と聞いておりますが、これまでのサービスについては継続されるのか、また新たなサービスに取り組む考えがあるのか、利用者や事業所の負担変更はあるのか、9月議会以降の新たな動き等があれば、その考えを伺います。

2点目であります、介護の必要度が比較的軽い要介護1、2の人向けの生活援助サービスを保険の対象から外し、市町村の事業にする案について、現時点の国の考え方について伺います。

あわせて、平成27年4月から、特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上となりました。しかし、要介護1、2でも認知症など介護の負担が大きい人については、やむを得ない事情として、特例で入所できることになっておりますが、特例で入所した人がおられるかどうかについて伺います。これらの入居条件の厳格化で、特別養護老人ホームの待機者が大幅に減少しているとの報道もありますが、津和野町の待機者の動向について伺います。

3点目であります、津和野共存病院の地域包括ケア病床は27床であります、医療や看護行為が継続的に必要になる人や、在宅生活を送るために必要なリハビリテーションを受ける人には大切な病床であります。稼働率と入院できる最長日数、あわせて退院後の動向、自宅あるいは介護施設等について伺います。

4点目であります、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、さまざまな取り組みがされておりますが、全ての人が在宅で安心して生活できる状態は、家庭環境等によってさまざまであります。高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加する中で、待機待ち、入居基準の厳格化などにより施設を利用したくても利用できない人や、退院後、短期入所後の居場所の確保に困っている人たちもいるのが実態であろうと思います。このための対策が大きな課題と考えます。既存の建物を利用するなど、安心して生活ができる施設、ケアハウス等が必要と思っておりますが、考えを伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者福祉についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります、新たな介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、一人一人の状態に合わせた介護予防や生活支援サービスが利用できます。事業は訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスがあり、サービス内容については、本年末に開催予定の津和野町保健・福祉及び医療対策審議会にて決定する予定でございます。

御質問の現サービス（訪問型サービス、通所型サービス）につきましては、継続及び一部内容の追加を考えております。また、その他の生活支援サービスについては、現在、協議体で検討しているところでございます。

利用者や事業所の指定基準やサービス単価につきましては、国が示す現行の予防給付と同様に実施するため、利用者や事業所への負担変更が生じることはないと考えております。

二つ目の御質問であります。現時点の国の考え方について、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせをしたところ、国は平成28年11月25日に開催された第69回社会福祉審議会の介護保険部会において、軽度者に対する地域支援事業（総合事業）への移行に関して、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、多様な主体による多様なサービスの展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえ検討を行っていくという考えであるとの回答でありました。

特例入所の実施施設につきましては、保険者、町であります。に対して報告を行うことはもちろん、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっては、適宜その意見を求めることになっておりますが、現時点では、町内の特別養護老人ホーム2カ所から報告は受けておりません。

また、待機者の動向につきましても、町内施設に確認をしておりますが、平成25年をピークに、平成26年より人口の自然減等による減少は見られるものの、入居条件等の変更による大幅な減少は見られないとのことでございます。

三つ目の御質問でございます。津和野共存病院の標榜する在宅療養支援病院は、在宅療養をされる方のために、その地域で主たる責任を持って診療に当たる病院のことであります。地域包括ケア病床の27床は、急性期や介護施設との機能分化のための受け皿としての役割を担っております。また、地域包括ケア病床としての、一人一人の目標に合わせた回復期・生活期リハビリが行われ、高い在宅復帰率を示しております。地域包括ケア病床稼働率は、平成28年4月から10月実績で86.2%、入院できる最長日数は60日ですが、実績は約30日となっております。これは、高齢者の在宅復帰を目指すために、利用可能日数にこだわらず、早い段階からアプローチし、よりよい状態のときを逃がさず退院支援を行っている結果と言えます。

退院後の動向、在宅復帰率は、平成28年4月から10月で90%となっております。内訳としては、全215例中、自宅43%、介護老人保健施設利用22%、介護老人福祉施設・グループホーム・有料老人ホーム20%、転院9%、死亡6%となっております。多職種及び多施設との連携を強化することで、入院時より情報を共有することでアセスメントができるため、本人・家族にとっての目標を明確にして、地域における在宅復帰の役割を遂行しております。

4番目の御質問でございますが、本町の高齢化率は45.9%で、高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯数も増加している現状にあります。議員御指摘の施設整備であります。が、介護保険の基準や待機などにより、施設を利用したくても利用できない人や、退院後の一時的居場所の確保に苦労している人たちが、安心して生活できる施設として考えられるものに、軽費老人ホームやケアハウスがあります。これらは老人福祉法という法律に基づいた老人福祉施設で、身体機能に低下が認められる60歳以上の者で、独立した生活に不安があり、身寄りがなく家族の援助を受けることが困難な場合に、有料老人ホームよりも比較的低い費用で入居できる施設でございます。

これまでに町で実施した介護計画策定に向けてのニーズ調査や、生活チェックリスト等での回答や御意見においても、日常生活に不便、不安を感じ、高齢者住宅を求められる方、住みなれた地域で安心して生活したいから今住んでいるところから離れたくない方など、ニーズも多様であります。高齢者のための住宅整備あるいは在宅での療養体制の充実の両面について、町財政の許す中でどのような対応が適しているか、引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 要支援1、2の方の訪問介護サービス及び通所介護サービスが、新しい総合事業へ移行するわけであります。回答では、訪問介護サービス、通所介護サービスについてはこれまでどおりのサービスを継続し、一部内容の追加を考えているということでありました。このことは、これまでのサービスプラス新たなサービスも受けられると受け取れますが、私の思いますには、全ての人がそのようなサービスが受けられるのかどうかであります。

といいますのも、財源についてであります。今この財源としては国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%、1、2号保険料50%であります。この財源で事業が行われるわけですが、これまでの介護予防給付の場合、使われた分だけ給付があったわけですが、新しいこの総合事業の場合、原則上限が決まっていると聞いております。このように、上限が決まった財源の中で、これまでと変わらないサービスが提供できるのか疑問を感じているところもあります。上限をオーバーした場合に上乗せがあるのか、ないとすれば町費を上乗せすることになるのか、あるいは事業所、各施設の負担や、また利用者負担がふえてくるのではないか、そのようなことも考えられます。また、利用したくても利用できない方が増加する懸念もあります。そのあたりについてどのように考えておられるかをお聞きします。

また、あわせて、総合事業の対象者の判定について、要支援1、2の方は当然対象者になれると思いますが、一方、基本チェックリストがあると聞いております。これは生活状況や健康状態等を確認する調査票で、要支援認定を受けなくても迅速にサービスを利用できることになっていますが、津和野町はこのチェックリストは使用されているかどうか、この点についてあわせてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 財源等の話でございますけども、これまで国、町、負担して介護事業を行ってまいりました。先ほども御説明しましたが、町長のほうから言いましたが、訪問介護、通所介護サービスにつきましては、町のほうで今後は実施するというところでございます。これにつきましては、基本的にはこういったものにつきましては、町が今のところ全て負担をして、これまでどおりの対応でやっていくということでございます。

ですけれども、今後さまざまな、ほかに、その他生活支援サービスとか、プラスアルファ的なものがふえてきます。こういったものにつきましては、どうしても負担増が考えられるわけですが、そういったものについて取り組みを事業所に任せるのか、地元のボランティアにやっていただくのか、それとかそういった自治会等で運営できるのか。さまざまなことを考えながら、できるだけ負担増につながらないようにやっていくということで、今協議体のほうで、その他の支援サービスのものは、今後地元の住人のニーズ等勘案しながら、受け入れるところがどちらでお願いするのかと、そういったものも踏まえながら検討していきたいと思っております。どうしてもサービス提供がふえれば、町なりサービス利用者の負担はふえてくるのは当然のことになりますけれども、そういった負担がかからないように考えながら努力していきたいと考えております。

それから、基本チェックリストでございますけれども、基本的にこれまでの介護認定審査と基本チェックリスト、両方の対応で考えております。もう、当初から介護予防の関係のサービスを受けない方等については、基本チェックリスト等を利用してやっていく考えでございます。それから、もう見て、介護の関係のサービスを使わない人等については、先ほども言いました基本チェックリストを利用すると。で、今まだ内容等、それからどこで担当するかというのは、庁舎内で検討しながら準備しております。基本的には、今のところ包括のほうで、基本チェックリストについては対応していただいたらということで、今、検討中でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろいろな内容によっては、サービスも今までどおりと言いながら変わる部分もあるということだろうと思っておりますが、特にこういった対象者が一定ではないというふうには思いますし、時にはふえたりすることもあると思いますが、そういった人数がふえるということになると、それだけのサービスの内容というのは落としてこないと、ちょっと財政的な面で合っていないのかなというような気もするわけです。

それで、先ほど事業所のほうの負担も少し大きくなるんじゃないかという回答もありましたが、報酬部分なんかは、今度、町が決めていくということになれば、若干今までの介護保険の報酬よりは下がってくるんじゃないかなということも言われておりますが、そういったことは、事業所も恐らく大変な状況で運営をしておられると思うんですよ。その辺で、今からそういった事業所にこういったサービスを交渉をされるんかと思っておりますが、事業所に負担というのは、そういった事業所との話し合いとかは、今されているのかどうか。

それと、もう一点ですが、利用者のことです。特に、利用者の負担というのは、内容によっていろいろあるとは思いますが、利用者負担もふえる可能性はあるというふうに思っているのかどうか。その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 事業所の皆様には、これまでも事業者さんへの説明をさせて頂いておられます。先ほどから申し上げたように、29年の4月からスタートするわけですが、その時点におきましては、これまで国等でやってきたものを町が町負担を考えておられますので、事業所さんにおいても負担増にはつながらないと思っております。

利用者の負担ですが、基本的に先ほど説明しました今の、これまで国が対応してきたところ、訪問介護型サービス、また通所型サービスにつきましては、町のほうに引き続き移行するわけですが、こういったサービスにつきましては、町民の負担はこれまでと変わらないということがございます。ですから、今後さまざまなサービス等を考えながら追加していけば、その都度利用する利用料はかかってくると思っておりますが、基本的にこれまで国でやっていたものについては、町のほうの財政負担で行っていくということがございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 今まで、いろいろ各地域でワークショップ等もやりながら、各地域のいろんな御意見を聞かれたということと思いますが、地域ごとにそれぞれの課題と申しますか、あるというふうに思います。一律的な取り組みでなく、やっぱり地域に合った取り組みというものを進めていく必要があるというふうに思います。話し合いの中で地域の皆さんから意見を聞くということは、大変大切なことだと思っております。

しかし、今高齢化の中で、なかなか自分の意見を十分言えない人、そういった人も随分おられるんじゃないかなというふうに思っておりますし、特定の人意見で終わる、そういったことも多いんじゃないかというふうに思っております。そういった意味でいいますと、行政のほうも皆さん意見を聞かせてくださいということだけでなく、やはり行政の人は、その地域のいろんなこともわかっておられるわけでありますから、この地域ではこのような地域資源もある、人材もいるからこのようなことを考えてみてはどうかと、そういった働きかけと申しますか、そういったことも大事ではないかなというふうに思っておりますが、これまでのワークショップ等での、ちょっとその辺の様子を聞かせていただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） これまで各地域に出かけまして、ワークショップを開いております。これにつきましては、協議体のメンバー等が中心となって出ております。協議体のメンバーにも医療関係、介護関係、それから老人クラブであったり、さまざまな、そういった直面する方々が委員として入っておられますが、そういった各地域に出で、いろんなニーズ等の調査を行っております。

内容的には、ニーズで一番多かったのが、やっぱり災害時の把握、いわゆる防災であったり、自主防災組織であったり、緊急通報システムの利用であったりというようなこ

とが一番多く出てきたと。その次が、生活への不安、バスの増便であったり、外出支援であったり、買い物ツアー等々。その次が、やはり大雪のときに雪かきができない状況、ひとり世帯とかありますけども、そういった状況。それから、やはり生活する家の周りの草取りができないというような、こういった状況。それから定期的な交流ということで、やはり世代間の交流であったり、敬老会であったり、触れ合いの場、そういったもの等への出席等がなかなか難しくなっているということで、いろんな御意見をいただきました。

ワークショップにつきましても、今、先ほど言いました訪問介護サービス、通所介護サービスと別に、その他の生活支援サービスを考えていく上で、このワークショップで上がってきたニーズの調査、それから今後の、それじゃあどういった課題をどういった受け皿で対応していくかという新たなサービス事業を検討しながら、早い時期に結果を出していきたいとは思っております。

一応そういった形で、今取り組んでいるような状況でございます。やはりそういったものを扱うのにしても、今やっておられる介護事業所さん等の必要性もありますし、シルバー人材センターであったり、それから自治会単位であったり、ボランティアであったり、NPO法人であったり、そういった受け皿的なものも、今後協議の上で決定していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） さまざまな、いろいろ課題等も各地域でも出ているということでございますので、ぜひそういったものを反映していただいて、各地域に合ったそういったサービス、そういったものをぜひ構築していただきたいと思うところがあります。

私は、この要支援1、2の取り組みこそ大変大事な取り組みであるというふうに思っております。その人の持っている機能回復あるいは機能維持を保つことで、重度に進むことを防ぐ最も大切な取り組みだというふうに思っております。そもそも、このことが、国のほうから町になったということ自体が少しどうかなというような気もいたしますが、なった以上は町でやるしかないというふうに思いますが、大変重大な取り組みであるというふうに思っております。

そこで、機能回復や機能維持についてであります。これについて、現在、介護老人保健施設せせらぎの機能回復訓練科というところで、理学療法士の方が3名、言語聴覚士の方が1名おられます。この人たちは、医学的リハビリテーションの専門職の方であります。こういった方を、多くの方がこういった方のリハビリを受けるようなサービスの提供をぜひお願いしたいなというふうに思っておりますが、できればこういった専門職の方を各施設に配置されることが一番望ましいとは思っておりますが、これも厳しい施設運営の中では難しいことかもしれません。老健を一つのステーションとして、こういった専門職の方をふやして、各施設や自宅訪問などに対応できる体制づくりはできない

かなというふうな思いもいたしておりますが、そのことについては検討されてはいかかかと思っておりますが、どうぞごめいしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在、いわゆるリハができるのは、その職種があるのが、医療法人橘井堂の職員であります。各施設通所町内の事業所にそのPT等がいれば、その分だけリハビリもできるという状況でありますけど、何分資格者を確保するのは民間の状況の中では厳しいと、当然民間経営になりますので、それに見合う収入がなければできないということもあります。全国的に、そういう介護従事者あるいは理学療養士等確保するのも困難なことでありまして、それをカバーするために、町内では介護事業所の会議も設けております。

今議員さんが指摘をされました、やはり元気であるためには要介護状態にならないという状況を見ると、今後、今おられる法人のPT等を中心に、在宅でも訪問診療の中でそういうことができるような形をとっていきたいということで、町と法人の中ではそういう協議をしております。できる限りそういう状況の中でPTを、今の状況の中では、老健ではその資格者が必要ということになっておりまして、それを今後どういうふうにかバーしていくかということは、今後の介護事業所の会議の中でも検討してまいりたいと思っております。

しかし、理学療養士、津和野共存病院にも地域包括ケア病床がありまして、そこには当然回復リハのためにPTを張りつけております。これが条件になっておりまして、そういう形の中で、今後そういう職種においても、どうにか各施設に行かしていきけるような形をとっていきたいと。例えば、今おられる老健のPTさんが、余裕があれば通所のほうにも行けるような形、すぐにはできないとは思いますが、そういうことも検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） すぐにといいわけにもいかないかもしれませんが、できるだけこういった専門家の人のリハビリを、できるだけ多くの人利用できるように方法について、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

次に、2点目の課題でございますが、介護の必要度が比較的軽い要介護1、2の人向けの生活援助サービスを保険の対象から外して、要支援1、2と同様に市町村の事業にする案については、社会保障審議会で議論されてきたところでありまして。回答によりますと、11月25日の審議会の検討状況をお聞きしましたが、最近の情報であります、12月9日の社会保障審議会の部会が、介護保険制度の見直し案について大筋で容認したとの報道がありました。それによりますと、比較的収入が多い人は高齢者も現役世代も負担増となる内容でありました。また、要介護1、2の生活援助など介護保険から外し、市町村独自事業に移す案については、現在要支援1、2のサービスが市町村の独自事業に移っている最中で、混乱を生じかねないと思送られたとありました。しかし、部

会においては、今回の見直しは踏み込みが不十分で、次回以降は大幅な見直しが必要だとの意見もあったということでもあります。これらの情報について把握されておられましようか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 先ほど町長の答弁にもありましたけども、県のほうに確認したのが数日前ですけども、今議員さん言われました12月9日の情報については持っておりません。そういった流れの中で、全国でも今の介護予防の1、2についての移行が、津和野町は29年4月ですけども、全国的にはまだ3分の1しかスタートを切れていない。それから県内においても、吉賀さんのみのスタートということで、そういった状況等も鑑みないと、なかなかその介護1、2の対応までできないというのは、ちょっと情動的には聞いておりますけども、今の時点で議員先ほど言われた情報については、ちょっと得ておりません。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この新聞報道で私が見たのをちょっと今発表させていただきましたが、恐らくそんなにこれが大きく変わることはないというふうに思っております。そういったことで、介護保険が引き続き適用されるようになるというふうなことでありますので、安心を少ししたところであります。

3点目でございますが、地域包括ケア病床の関係であります。大変重要な役割を担っておられます。最長入院日数が60日であるが、実績は30日という回答でありました。私は、最長日数が過ぎてもやむを得ず退院しなければならないような方がいるのではないかと感じておりましたが、高い在宅復帰率を示しているということで、その御努力がうかがえるところであります。

退院後の動向につきましても、復帰率90%ということでありました。その中でも自宅が最も多いことは、大変よいことであると思えます。この自宅に帰られた人にもいろんな家庭事情を抱えておられると思えますが、特に独居の方などは、もう少し福祉施設に入所したいとかの思いがありながら入所できない、そういった人もおられるのではないかとこのように思いますが、実態はどうであったかについて伺います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 津和野共存病院の地域包括ケア病床は、在宅の復帰率75%以上でないと、この地域包括ケア病床としても認定をされてないこととなります。要するに、こないだの215例のうちのグループホーム、有料老人ホーム、介護老人福祉施設という状況の中では、この在宅復帰の部分に入っておりますので、その状況の部分におきましては、転院あるいは死亡という部分になっておまして、津和野共存病院からどうしても行くところがないという部分は、現在のところありません。相談員が次の施設にちゃんと相談をして、老健等、その部分の在宅復帰の中に入っておりますので、そういう施設の中でのいわゆる退院後の部分になっておりますの

で、現在のところ、そこで行くところがないから困ったというような部分は、在宅で、結局今度は老健にももう行けない、特別養護老人ホームにも入れない、やはりショートステイにおいても難しいという状況の中での、今後のずっとそういう部分を考えた場合は、有料老人ホームとかケアハウスそういう部分の相談は受けるということはありませんけど、現在のところ津和野共存病院から行くところがないという状況は、最近ではないと聞いております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ほとんどの人がそれぞれの場所に行かれているということでございますので、非常にその辺ではよいことであるというふうに思っております。

最後に、住まいの関係であります。町内でも単身世帯数あるいは老夫婦世帯数、相当な数があるかと思っておりますが、その人数がわかりましたらお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません、今現在持っている資料的なものにつきましてですけれども、28年の9月末現在で数字を拾っております。独居世帯につきましては961世帯、高齢者2人の世帯につきましては679世帯ということで、昨年調査したときの世帯数よりも、独居については38世帯ふえておりますし、高齢者2人世帯については14世帯ほどふえている状況でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） もう一点お聞きしたいんですが、今、津和野町に高齢者住宅というものはあるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 津和野町には現在ございません。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 今、単身世帯あるいは夫婦世帯数の人数もお聞きしましたが、相当数の方がおられます。そしてまた、今津和野町には高齢者住宅はないということでございますが、私は少し、若い人にはいろんな若い人向けの住宅というのは随分あるわけですが、そういった高齢者の住宅、これはぜひ考えていくべきではないかなというふうに思っておるところであります。

以前の数字でございますが、65歳以上の方が転出されたという資料が少しあるんですが、平成20年から5年間で65歳以上の転出者が114名あったということであります。そのうち、未要介護認定者、元気な方でございますが、約半数の58人。これ年間で言いますと約20名、そのうち元気な方が10名転出されたということになるようですが、これの転出された理由はいろいろあるとは思いますが、こういった人に対して、高齢者住宅等があれば津和野町に残られた可能性もあるんじゃないかなというふうに思っております。

津和野町で一生懸命頑張っておられた方が、やむを得ず町外に出なければならないというようなことは、何とか改善していく必要があるんじゃないかなというふうに思っておるところでございますが、この高齢者住宅につきましては、いろいろと考え方があると思いますけども、私はひとつ、できれば医療施設のある付近にこういった高齢者住宅を建設する、そういったことはぜひ考えてみる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、それは中心部に高齢者の方を集中させるという意味ではありません。各地域でいろんな課題があるわけですから、各地域は地域で、あるいは空き家を改修してそういった高齢者住宅をつくるか、そういうことでもいいと思いますが、一つくらいは、集合住宅的なもので一つくらいは中心的で医療施設がある、そういったところにも高齢者住宅をつくっていくことが大切ではないかなというふうに思っております。まず、そういった思いをしておるわけですが、これについて何かございましたら。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、サービス付き高齢者住宅等の考え方でありまして、やはり建てるとなると、戸数も集合住宅ということで、当然年金で生活できるような状況の、いわゆる家賃等も考えなければいけないと思います。現在内部で検討しているのは複合型の高齢者施設ということで、サ高住プラスデイサービスができるような状況、それを収入にすることによって指定管理者制度も導入できるのではないかなということで、個人負担も、年金の中での生活の部分を見据えての、そういう複合型の高齢者施設を考えております。

ただ、これは先ほど町長の答弁にもありましたように、財政的なことがありまして、やはり建てるとなると数千万円の財源が必要ということになりますので、慎重に検討していかなければならないと考えております。

それと、いわゆる地域包括ケアを考えていった場合に、やはり中心部にそういう高齢者住宅、ただ、各地域に、住みなれた地域で過ごしたいという高齢者の方も当然おられます。先ほど議員さんが言われたように、空き家を改修してのという部分も一つの考え方であると思います。退院後、在宅で生活がしたいと、しかし、在宅で生活をするには、大規模な住宅改修が経済的負担にも大きくなるということが、自宅で、そこで過ごせるかどうかと、そういった場合、今後、町としてそういう集落に一つでもそういう空き家を改修して、最期まで津和野に住み続けるという、みとりもできるような形の住居も必要ではないかと考えております。

ただ、これも財源的なことがありまして、しかし、この地域包括ケアを進めていく中で、今後、2025年、国は言ってますけど、もう津和野町は最先端を走っております。やはり、町内に一緒に住んでいない家族等が、最期の場で自分の御両親と住みなれた地域で過ごすために、やはりみとりができる、たまには帰ってきて、そこに家族も宿泊できるというような違った考え方でもあるんじゃないかなということも、今後、内部の中

でそういう検討もしていったら、地域包括ケアを進めるためには、やはり介護予防、生活支援、そこには住まいという状況の中でも、今後、町として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長、今、補足はありませんか。（発言する者あり）建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 公営住宅の関係で少しお話をさせていただきます。

基本的に高齢者向け住宅というものはつくっておりません。ただし、山根団地の新設移行であります。基本的にバリアフリーを1階には採用しております。集合住宅2階以上の場合に、高齢になりますと住みかえができるというふうな要綱を持っておりまして、1階があいた場合には、上におられた方を下におろすような施策を持っておりまして、今、高齢者が多く住んでおられるのは、集合住宅でも平屋、戸建てでも平屋、そういうところには多くの高齢者の方が今、入っておられる現状でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的なところは、医療対策課長も申し上げたとおりでありますけれども、議員御指摘いただいたように、65歳以上で転出者が本町の場合は他の自治体と比べても比較的多いということ、これはこの人口減少対策という観点からも、そこは非常に解決課題だというふうに以前から認めているところでありまして、その解決策としての高齢者向けの住宅ということも、ずっと検討してきているといったところであります。

ただ、やるからには相当な費用が必要になりますし、そしてまた、その御高齢者の方が、特に中山間地域に住んでおられる方々が住宅をつくっても、わざわざ住みなれた地域を引き払ってまで本当に入ろうという、本当の需要というものがどこまであるのかどうかとか、やっぱりもう少し慎重に検討した上で進めていく必要があるだろうというふうに考えてもいるところでもありまして、そうした点から、現在まだ検討中といったところでもございます。

それともう一つは、今、PFIって余り、何か印象が悪いかもしれませんが、そのPFIを進めていくことで、やはり、いわゆる起債を起こさないというもの、これは非常に我々にとっては重要な観点でありまして、その部分ということも、今の津和野暮らし推進住宅を進めていく上で、また新たな展開というのも見出していけるんじゃないかということも、一つの観点になっているということです。

それから、もう一つは、やはり利用者負担というものもお願いしなければならないということでもありまして、この辺を、また住宅つくって家賃があつて、それが本当に払っていただけるかどうかということも重要な課題にもなります。これは例えばの話ですが、ある提案をいただいた話なんですけれども、例えば、中山間地域にある高齢者の方が住んでおられる、その今、住んでおられる家は、UIターンでここに来られたいとい

う方にそれをお貸しするというので、それを今度、家賃としてその方はもらわれて、その家賃を新しい高齢者住宅に入らせていただいてその家賃に宛てがうとか、そういうような仕組みができれば、また、そういう個人の利用者負担というのも少なくなるんじゃないだろうかとか、いろんなことを今現在、検討をしているといったところでございます。

現状において、必ず今やるということは申し上げられませんが、いろんな面での検討をしているということで、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 実際、しっかり調査もしながら、需要があるかどうかというのは調査してみる必要が十分あるというふうに思っております。

今、どうしても、先ほどちょっと転出者が65歳以上でもおるといような話をしましたが、今、人口ビジョンの中で転出を少なくして転入をふやしていこうということでありますので、そういった高齢者の人もこの津和野町に住み続けられるような住宅政策、これについては、ぜひ検討をいただきたいというふうに思っております。

津和野町は今、高齢化の最先端を行っているということでもあります。やるとすれば、今、時期を失してはならないというふうに思っております。そういった意味では検討もできるだけ早くしていただいて、やろうということになったら、スピード感を持って、対応していただきたいというふうに思っているところでございます。

以上で、この質問は終わらせていただきます。

2点目でございますが、小規模農家対策でございますが、米の生産調整や米の直接支払交付金は平成30年廃止など、農政改革が進められています。

T P Pは、アメリカ大統領が離脱を発表し、アメリカ抜きでのT P P発効が可能かどうか、また、農家にとってどのような影響があるのか、今後の行く末が懸念をされます。

さて、平成31年より農業関係の新たな保険である収入保険制度が開始されようとしています。この収入保険は、現在の共済制度で対応している災害等による数量減に対する補償と合わせ、農作物の価格下落などで収入が減っても、直近の5年間の平均収入の8割台を確保するよう補填する制度であります。来年の通常国会に関連法案を提出する方針で検討をされています。

農家の加入条件につきましては、収入を正確に把握するため、原則的に青色申告を5年間続けていることとする方向で調整をされています。そのため、加入できるのは青色申告者である法人や認定農業者で、小規模農家は加入できない状況も出てきます。

さらに、収入保険制度の導入に合わせて、農業災害補償制度の見直しも検討されており、農作物共済の当然加入制を任意加入に移行し、収穫共済の一筆方式などは、移行期間を設けて廃止の方向で検討されています。

大規模化を進める農政の中にあって、これまで農村集落を支えてきた小規模農家にとっては、さらに厳しい状況に追い込まれることが予想されます。特に、山間地の獣被害

は増加傾向にあります。共済制度が適用されないとすると、さらに耕作放棄地の増加につながる可能性もあります。強力な被害防止対策を講じることも必要であります。

これらの状況を踏まえて、津和野町としてもJAや農業委員会などとも連携し、青色申告者の普及や法人化等、細かな対応が迫られていると思います。

また現在、生産調整や耕作面積を把握できる唯一の資料であります共済細目書のあり方についても、県等関係機関と協議する必要があると思います。

これらの改革に対して、町としてどのように認識をされているのかを伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、小規模農家対策についてお答えをさせていただきます。

国が示す農業の将来像は、農地を集約した大規模経営であると認識しておりますが、中山間地域の場合、限られた農地を活用していくしかない農業者にとっては、厳しい施策がふえてきたように感じます。

農地の荒廃は、集落の活力減退にもつながり、集落維持ができなくなれば、大規模な荒廃農地が発生して、気象災害の発生や野生動物の生息数拡大を引き起こします。これらを回避するためにも、現状の農地を守り続ける手法が必要となりますが、これまで取り組んできた集落営農組織化を、今後も加速化することが必要であると感じております。

また、新規就農者の拡大を図り、認定農業者の育成や青色申告への移行のための指導体制が必要と感じており、県やJAと協力して体制づくりを考えたいと思います。

有害鳥獣対策につきましては、集落全体をメッシュで囲う対策が進められていますが、対策済みの集落では被害が減少していると感じます。まだ対策が進められていない集落については、農林課に御相談いただきたいと考えております。

水稻共済細目書は、作付状況を把握するだけでなく、経営所得安定対策事業等の重要な資料の一つでもあることから、国主導の生産調整が終了した後も継続して細目書が集計できるよう、県等関係機関と検討する必要があると考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この件でございますが、一番、私が心配しているといえますか、やはり収入保険の関係であります。これ、非常に農家にとっては、今までよりすばらしい補償といえますか、国からの援助があるすばらしい制度だというふうに思っておりますので、できるだけ多くの方がこれが利用できるように、やっぱりしていかないけないというふうに思うんです。

一番の問題は、今さっき言いましたような青色申告者でないと、これが対象にならないということです。5年間ぐらいの青色申告ということですが、1年でも、補償単価を下げて受け入れようというような、今、話になっておるようでございますので、今、青色申告は恐らくそんなにたくさんの方がやっておられないんじゃないかなというふうに思っております。

津和野町では12法人と、今、26人の認定農業者の方がおられますが、この方は恐らくそういった青色申告だから対応になるかと思いますが、あとの残りの方、これが全く青色申告しなければ入らないということですから、青色申告をどういうふうに進めるかという問題もありますが、青色申告は今からでもできるような人がおれば、そういった普及、ぜひやってほしいということと、あと、法人化これも、当然、法人になっておればこれは入れる制度だと思しますので、特に日原地区なんかも、まだ、集落営農組織はあっても法人化をされていない、そういった集落がありますので、町としても少し、今、新しい法人の動きもあるかと思いますが、そういったことを例にして、いろんな集落にそういった話を、ぜひ町のほうからも来ていただいて、いろんな集落に法人化の説明、そういったことも、ぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

一応そういうことをございます、何かございましたら。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） そのような動きがある集落から声がかかれば、我々説明のほうに行きますので、ぜひ、そういった組織化を考えていただきたいと思っております。協力はいたします。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 集落からの申し出も必要でしょうが、町のほうもひとつ出向くというような姿勢も、ひとつよろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで2時10分まで休憩といたします。

午後2時00分休憩

.....
午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序11、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 議席番号2番、川田剛でございます。通告に従い2点質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、まちづくり委員会制度についての質問であります。

平成28年度の地域提案型助成事業、まちづくり委員会事業が実施されている段階でございますが、昨年度、平成27年度地域提案型助成事業の評価シートが出ております。その評価シートにおける各まちづくり委員会の評価や意見等を踏まえて、町長の地域提案型助成事業に対する考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり委員会制度についてでございます。

地域提案型助成事業につきましては、三浦議員にお答えをしたとおり、昨年度は10地域のまちづくり委員会から交付申請があり、それぞれ地域課題の解決に取り組まれました。そして、事業終了後に各まちづくり委員会で事業評価をしていただいたところでございます。

事業評価につきましては、平成24年から26年に実施した地域提案型助成事業では、地域全体で十分協議し、事業を実施する必要性や公民館との連携が課題として上げられていましたが、平成27年度事業評価においては、地域全体としての取り組みは、5段階評価で全体平均3.5点、公民館との連携については、5段階評価で全体平均3.6点の評価であり、それぞれのまちづくり委員会において十分協議し、積極的に取り組まれた結果であると評価しております。そして、総合評価につきましても、100点満点に換算すると、前回63.5点に対し、平成27年度は71.8点の評価であり、地域課題解決のために有効に活用していただいております、地域課題解決のための効果的な事業として考えているところでございます。

しかしながら、申請事業費が予算を上回った結果、対象事業費について一律カットした上で交付せざるを得ず、各まちづくり委員会からは、事業費や申請事業に制限を設けてはいかがか、事業のテーマを絞ってはどうかなどの指摘をいただいたところであり、平成30年度以降の事業について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 今年度の事業が、ちょうど3カ年事業のうちの間地点ということで、平成27年度から制度を新たに、地域提案型助成事業が実施されているわけでありまして。一方で、行政の評価としては、積極的に取り組まれたという評価をされているようでもありますけれども、一方で、やはり厳しい視点にも目を向けて検討していかなければならないという視点で質問をさせていただきます。

先ほど、同僚議員が同様な質問があったと思うんですが、やはり地域担当職員と公民館との連携というのは、地域課題を解決する上では切っては切り離せないことだと思います。地域によっては、地域担当職員の立場といいますか、アドバイスが見えてこないというようなところもありますけれども、一方で、地域によってはFounding Baseのメンバーが積極的に参加して、話し合いをリードしてくれたといったような評価も見受けられます。

また、補助金の申請等、言葉ですとか、申請方法、そういったところで、やはり行政知識がある程度必要になってくる場合もあると思います。一方で、行政職員としての立場ではなく、地元の住民として住民意識を持って参加してもらいたいというような意見もあるようでございます。この地域の職員が、平成24年から担当職員が配置されてお

りますが、26年度が62人、24年からの2年間で59人ということなのですが、28年度の職員の配置はどのようになっているのかを、まず確認させてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 28年度の地域担当職員については、まだ配置をしておりません。今回の未来づくり協働会議等の評価、あるいはこの地域担当職員という役割について、再度、検討をして、どういう形で地域に入っていくか、この辺を、今、検討させていただいているという段階でございまして、現状のところ、まだ配置をしてないというところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 続いて、公民館の体制なのですが、さまざまな文書を確認したんですけども、公民館との連携という部分は見えてくるんですけども、役場として、教育委員会としては、公民館職員に対してどのような指示をされているのか、あくまで連携をしてくださいというニュアンスで伝えているのか、公民館の館長や嘱託さんも、まちづくり委員会の中に入っていくようにといったように、どういった命令になっているのか、連携ということになっているのか、教育委員会では、まちづくり委員会とのかかわりについて、どのような指示を行っているのかを確認させてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 公民館のかかわりでございますけれども、公民館としては、地域の核として地域の振興というの、一つの大きな仕事の一つだという位置づけをしております。館長主事会等でも、このまちづくり委員会には積極的にかかわってほしいという言い方をしております。ここで、かかわりなさいという命令ではありません。かかわってほしいという言い方をしております。

先ほど来ありますように、地域によって、要は公民館の位置づけと申しますか、まちづくり委員会としての公民館の位置づけが異なっておりますので、一律でかかわるやり方というのは、なかなか難しいかなというふうに思っています。一番最初の、まちづくり委員会発足当初は、さらに踏み込んだ言い方をしておりましたけれども、スタート時のところで、とりあえず公民館は、まちづくり委員会にはかかわらないでスタートをしようという方針でございましたので、その段階と第2回目の、一区切りついた後の、最近の言い方はちょっと変えております。

最初の積極的なかかわりを持ったほうがいいと思っていた反面、結果として、公民館がかかわりますと、どうしても公民館中心で物事を進めてしまうような形になってしまいがちになりますが、幸いなことに公民館が当初かかわらなかったために、地元で事務局を持ち、地元で主導で運営を始めた、そういう、我々が当初、思っていたのとは反対のいい効果があったということも言えるのではないかとこのように思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 地域担当職員のほうからまず話しますと、正直、この3年間継続の事業の中で、1年目は職員さんが配置されて、2年目がいなくなっている状態ですね。地域によっては、昨年度の地域担当職員さんが配置されていますけれども、正式な配置ではなくて、地域担当職員さんが必要ではなかったという地域はいかかもしれません、1年目に携わっていた地域からすると、やはりいていただきたい、3年間は最低でもいていただきたい。

次の段階のところで検討していただけるのはいいんですが、2年目の段階で配置されずに、当初、呼ぶこともできない、誰を呼んでいいんだろうというのがありますし、一方で、配置されていないのにもかかわらず、昨年度から任命されている職員さんにとっては、本来、もうここで一旦切れるはずだったのが、何となく続いているような状況になってしまっているというのは、事業は3年間継続なのにもかかわらず、職員さんがそういう状況だと、どうなのかなというふうに実感しております。

それと、公民館についてなんですけども、地域によって温度差はあるようなんですが、公民館の事業なのか、まちづくり委員会の事業なのかというのは、住民の方にとっては、正直どちらでもいい話であって、やはり予算が伴いますので、運営する側にとっては、公民館事業とまちづくり委員会事業と分けて事業をすることになると思うんですけれども、一方で、それに参加する方にとっては、公民館で行われているまちづくり委員会の事業と、公民館で行われている公民館の事業というのは、基本的には自分たちにとって必要であるかどうか、参加したいかしたくないか、ただその差だと思うんですよ。

そのときに、行政のいわゆる縦割りといいますか、予算の配分のせいもあるんですが、これは公民館の事業だから、公民館は公民館、ここはまちづくり委員会だからというふうになってしまっていて、積極的にまちづくり委員会に、もうちょっとかかわっていただけたらいいんじゃないかなと。他の公民館がある地域を見ても、公民館のかかわっている地域、かかわっていない地域で温度差があるんだなというのを非常に感じました。そこで、このたび、今、質問したのは、どういった形で公民館と連携しろというふうになっているのかという確認だったんですけども、この評価シートの中では、やはり公民館なくして、まちづくり委員会の活動は困難であると感じると、やはり地域の拠点でありますので、公民館を中心に話し合いを進めていくと。

もう一つ、事務局ですね。やはり文書をつくったりとか、申請をする段階においては行政的な知識が要りますので、その際に、やはり公民館の力ですとか、地域担当職員さんの力というのは非常に重要になってくると思います。先ほどの同僚議員の話でもメールができる、できないという話もありましたが、やはり、そこで文書一つとって捉え方も違ってきますし、写真の撮り方ですとか、どういった申請の仕方をしたらいいかというのは、やはり行政知識が必要になってまいりますので、この連携というのをきちんと地域担当職員さんも配置していただきたいですし、公民館との連携もやはりしていただきたい、積極的にかかわっていただいて。事務局を住民の方が担当しているところもあ

ると思いますけれども、やはり事務局はできれば、例えば、集落支援員さんですとか、公民館さんに委託できるような形になると、より地域の拠点の、公民館を拠点とした活動ができるんじゃないかと思うんですけれども、所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、公民館側のほうの話でございますが、当然、私どももまちづくりにかかわる部分というのは、公民館の力というのは重要だと思っておりますし、先ほども言いましたように、積極的にかかわってほしいという形で館長主事さんには申し上げております。

あと、事務局の位置づけなんでございますが、いわゆる文書をつくったりとか、案内をつくったりとかということを公民館のほうに持って来られて、手伝いをお願いするというは、別に、特に拒んではおりませんし、持って来られて、家に100%パソコンがあるわけでもございませぬので、そういうことについて抵抗するつもりも何もないと思います。

ただ、いわゆる会計処理、こういった部分を公民館が持つということ自体、要は、会計が事務局という位置づけに多分なると思っておりますので、そこのところは、やはり区別をしといたほうがいいのかというふうな思いがあります。それはなぜかといいますと、合併をした当初、公民館問題ということで、いろいろとけんけんがくがくの議論がございました。その当時、津和野地域には、いわゆるいろんな組織の事務局を持って活動しておる部分がありまして、日原地域は非常勤の館長主事さんでしたので、ほとんどの館が、いわゆる団体組織の事務局を持ってない、仮に持っていたとしても、個人として、その方が持っておられる、そういう状況がありまして、公民館では、極力、そういった事務局を持たないほうにきなさいという、そういう流れがございまして、津和野地域でも、できるだけ個人で持たれる部分については返すという、そういう活動というか、動きを津和野地域の公民館内ではやっておりました。

一通り一段落をして、もうこれは、やっぱりある程度、公民館が持たんと無理だろうという部分だけを、今、公民館で事務局を持っておるという状況でございます。ですので、その辺の方針を大幅に転換をしないと、新たにせつかく地域で持っている事務局を、公民館が取り上げるような形になってしまうと、逆に地域の活力をそぐ可能性もございませぬので、その辺は、ちょっと慎重にせにやいけないかなとそういうふうに思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域担当職員については、現在、配置されていないというところで、今まで必要とされてきた地域については、やはり配置を待たせられるというような状況になっていると思います。それで、事務局のところ、集落支援員あるいは地域担当職員ということでございます。

この制度当初のところでは、協働のまちづくりということで、住民の皆さんと行政が一緒になって、このまちづくりを進めていこうという趣旨の中で、地域担当職員の役割というところでは、踏み込んだところではなかったということでもあります。今までのところでは、やはり職員の皆さんに説明をする中でも、まちづくり委員会の運営等に関する協力と助言というような形の中で、制度当初については、住民が主体となったまちづくり委員会の中で進めてきていただくと、その中で地域担当職員が助言、協力を行っていくというような、そういった少しちょっと浅い部分のところの入り方ということで、今までのことでもあります。

4年間の間に、基本的には、職員ほぼ全体が地域担当職員を経験しましたので、今後については、地域担当職員の役割というのを皆さんからいろいろ御希望いただいている。そういったところを踏まえて、どういった選出方法にするのがいいのかというようなところを含めて、住民の皆さんの期待に応えられるような配置の方法を、今現在、検討しているということでありまして、あと集落支援員、今2名ほど、集落支援員については地域活動支援室のほうで配置をさせていただいて、これについても実績報告や交付申請等についてはお手伝いをさせていただいて、いろんな調整、連絡についてはさせていただいているということで、私どもも思っております。

この集落支援員が、例えば、まちづくり委員会の事務局を担うとすれば、やはり、今回は常勤で2名体制というところで2人ほど配置をしておりますが、この集落支援員というのは、自治会の方が兼務をされても集落支援員としての特交措置というのは40万ほど、たしか出るようになっております。そういったところでの制度の活用というのは考えられるところではございますが、現状、今、常勤2名体制で、集落支援員がその任に当たっているということです。

今、まちづくり委員会に対しては、運営費補助金という補助金も交付をさせていただいているところでございます。これについては平成24年の制度開始から、まちづくり委員会の運営補助金につきましては、その委員会の住民の方1人100円と、それから1行政区当たり1,000円を乗じた額ということで、こういったお金を使っていたきながら、会計さんの報酬であるとか、出張に行くときの旅費であるとか、そういった運営にかかる経費も、補助金として交付をしているというのが現状としてあるということでもあります。

この交付金も使いながら、事務局的なマンパワーをどうしていくのがいいのかというところではあるかと思いますが、先ほど出ておりました、教育長答弁されましたが、やはり公民館としての役割、それから地域担当職員、それから集落支援員ということで、現状的にはこういった交付をしながら、地域に担っていただくという趣旨というのは、この補助金にはあったかと思いますが、現状、そういうところで、なかなかその辺の行政知識あるいはそれにつく専門性というところで、議員が御指摘になられる、今後の事務

局体制のあり方、これについては、いろんな御意見をお伺いしながら、やはり、この地域でできるような形というのを組んでいくべきだというふうには思っておるところです。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） もう一つが自治会ですね。このまちづくり委員会というのと自治会というのがあります。自治会の集まりだと言ってしまえばそうかもしれませんが、一方で、連自治会というのもあったりして、この中にも書いてあるんですが、各地域のまちづくり委員会が行政のアンテナショップがわりに利用されるのも不満という御意見があります。

地域によっては、十何自治会のまちづくり委員会もあれば、数自治会のまちづくり委員会もあると、それを同等に扱うといいますか、例えば、これを配るだとか、こういった周知をしてくれと、そういったのは自治会でいいんじゃないかなと思うんですよ。

まちづくり委員会の定義っていうのは何なんだろうというので、いろいろと調べさせてもらったんですけども、一つは、住民協働のまちづくりを推進していく、それに異議はないんですが、一方で、その事業はどうかというと、やはりまちづくり委員会の提案した地域提案型助成事業というのが1本の柱だと思うんですよ。そうすると言いは悪いですけども、補助金交付団体みたいな格好になってますので、その団体を一つの自治会組織のような扱いにするというのは、一方で、自治会に失礼なんではないかなと。

これまで既存の自治会というのは、自主で運営されてきてみずから設立されたものです。まちづくり委員会というのは、あくまで、当初30万円という部分が光りましたけれども、その部分で公平性を担保しないといけないという意味で、やはり多くの自治会ですとか、町内会が設置されてできという経緯があります。でき上ってきた経緯が違ってますので、そのあたりで自治会とまちづくり委員会との対応の違いというんですか、そのあたりはどのように考えてらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 当初、このまちづくり委員会という組織をつくっていただきたいという組織化についての取り組みについて、各自治会さんのほうで説明会を開きながらお話をしてきました。もともと自治会で、今、102ぐらい全体的には津和野町内あるかと思いますが、これは平均で言うと、構成世帯って20世帯ぐらいあるんです。100世帯のところもあれば、10世帯ぐらいしかないところもある。

こういった中で、地域の地域課題を自治会が解決していくという中で、非常にマンパワーの課題であるとか、予算的な課題であるとか、そういった現状が、課題としてあったということでもあります。この自治会単位で、私どもが地域課題の解決をするということ言えば、やはり自治会というのは、そういった地域課題を解決するための核にな

る組織というのは、前々から、確かに私どもも考え方としてはあったということであり
ます。

ただ、今回のような少子高齢化になって、世帯数が、例えば、5世帯とかというよ
うな自治会がある。そういうところで、今後の10年、5年先を見据えた中で、この自治
会自体が果たして、マンパワー的な部分、財政負担も含めて、今まで草刈り、例えば、
環境美化やりよったものが高齢化になってなかなかできなくなった、あるいはそうい
った燃料費を出していくのも、集会所を維持していくのも、電気代とか、水道代とかを地
域で負担するというようなところも、なかなか困難な状況になってきたという、そうい
った状況が平成24年の地域課題を解決するための地域の活性化というのをどう考え
たらいいかというところで、現状としてあったということでもあります。

町の職員が3名から5名ぐらいでチームを組んで、各自治会のところに聞き取り調査
をして、地域課題概要調査というのをまず最初に行ったということ、その中で、現状と
して自治会の課題というのが、そういった小規模な自治会が多い、そういう中で財政負
担あるいはマンパワーというところでの課題があった。このままこういった自治会に対
して、いろんな課題解決のための施策を打っていくこと自体がどうなのかというところ
で、その公民館の中でエリアを基本的には定めさせていただいて、まちづくり委員会と
いうところを組織化していただいた。

このまちづくり委員会の組織化については、先ほど議員が御指摘いただいた1行政区
30万というような考え方の中で、地域提案型助成事業補助金というのも制度化をさせ
ていただきたいというのを、あわせて説明をさせていただきましたが、やはりこのまち
づくり委員会というのは12地域、説明をして、その年度の8月ぐらいからだんだん
で始めていって、一番最後が、やはり12月を過ぎているような、それだけやはり地域
でのいろんな考え方の中で、いろいろ協議をしていただいて、ただ言えることは、やは
りこれは自主的につくっていただいたものということでもあります。

まちづくり委員会自体は、そういった自治会単位では解決できない課題を、やはり公
民館の単位の中でみんなが一緒に集まってもらうことによってというのがまちづくり
委員会という組織でありますので、そういった組織をつくっていただいて、その地域で、
小さい地域も、あるいは大きい世帯数が構成している自治会もあろうかと思いますが、
それが一緒になって、また津和野地域においては自治会のないところもあります。そう
いうところについては、町内会や商店会が一緒に入らせていただいて、地域課題を解決
する仕組みとして、まちづくり委員会をつくっていただいたというところでもあります。
私どもが強制的につくってくださいというようなお願いではなくて、自主的につくって
いただいたというところが、まずはあるということでもあります。そういう背景の中で
です。

自治会とまちづくり委員会のすみ分けで言うと、そういう課題解決の手法というのを
まちづくり委員会ですべてやってきたということでもあります、そういう中で、先ほど御指摘

のあったアンテナショップというか、下請という言葉で、私どもはお聞きしていますが、やはり自治会のときでも、まちづくり委員会という組織でも住民の皆さんと行政が協働してまちづくりをしていくという中でいうと、やはり住民の皆さんにこういったことを配ってくださいますとか、こういうもので対応お願いしますとかというのは、今回も、ことし総合戦略ということで12の地域全て回らせていただきましたが、それに付随していろいろお願い事もさせていただいた。その中で、やはり議員御指摘のあったような事例については、何でもまちづくり委員会がやらなにやいけんのかというようなところで、その事業については、ちょっとやり方を変えさせていただいたようなケースもございます。

地域課題概要調査においても、自治会が行政の受け皿になっておるわけじゃなくて、自治会はあくまでもその地域の任意の団体というところでの、やはり位置づけというのは、しっかりと地域が持っているということで、私ども承知しておりますので、そういったアンテナショップあるいは下請的なところの部分については、私どもも考えていかなくてはならないことというふうに考えてます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） さまざま御意見が出てきたと思いますし、また、本来、行政の施策として取り組むべき事業と思われることも入っているようなこともありますし、一方で、提案したはいいけれども、やはり予算の配分のせいで減額になって、事業が遂行できないといったような事例も出てくると思います。今後、いろいろな懸念もあるようですが、一方で、このまちづくり委員会は、やっぱりあったほうがいいという声もありますし、連合自治会では話せないことが、やっぱりまちづくり委員会では話せるんだといったようないい意見もあります。ですから、悪い意見ばかり、今、申し上げましたが、いい意見もありますので、よりよいものにしていくために、やはり厳しい意見もしっかり目を向けていただいて、よりよいまちづくり委員会制度にしていきたいと思えます。

では、次の質問に入らせていただきます。

教育ビジョンの進捗状況についてお伺いをさせていただきます。

平成24年3月に津和野町教育ビジョンが策定されておまして、現在、ちょうどその計画の中期、または中期後期計画に入っているところになっております。そこで、このビジョン多項目あるわけなんですけど、抜粋して幾つか進捗状況をお伺いさせていただきます。

まず、一つ目であります。部活動等での社会体育指導者の活用はどのようになっていますでしょうか。

二つ目に、子ども議会、2回これまで開催しておりますけれども、この子ども議会の評価はどのようなものかをお伺いいたします。

三つ目に、小中学校間の連携に対する取り組みはどのようになっているかお伺いをいたします。

四つ目に、図書館、公民館、体育施設等老朽化対策、整備の状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

五つ目に、文化ホールの建設構想がございますが、この構想はどのようになっているのかをお伺いいたします。

最後に、文化財の修理事業についてお伺いいたします。

以上、6点お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、教育ビジョンについての御質問について御回答を申し上げます。

まず、1番目の部活動等での社会体育指導者の活用についてでございますが、運動部活動において、専門的な技術指導力を備えた適切な指導を必要とする学校に、地域スポーツ指導者を派遣する、島根県の運動部活動地域スポーツ指導者派遣事業を活用しておりますが、現在は、日原中学校に1名の派遣をいただいているところでございます。

2番目の子ども議会の評価でございますが、子ども議会後の感想・意見の中より、評価的なものを、抜粋をして申し上げます。

まず、子供たちの感想からですが、

自分の言いたいことが町長さんや役場の皆さんに伝えることができた。

人前、多くの大人の前で話す力がついてきた。

少しでも津和野に協力したいという思いが持てた。

津和野をよくするために、自分でできることは行うことが大切だと改めて感じた。

ほかの学校と切磋琢磨できる場と思う。

ほかの学校の友達も、この町をよくしたいと思っていると感じた。

議会には、定例会、臨時会、本会議があるということ、議員に任期があることを知った。

町長や町議会議員の方が、町をよくしたいという思いが強くてうれしかった。

町内の各小学校よりの意見です。

一生懸命考えて発言した子供たちにとって、町長さんの答弁はとても温かく、提案してよかったという気持ちになった。

実際に議会の雰囲気や味、議会の仕組みや議員さんの生の声を聞かせていただいたことは、子供たちにとってよい経験になった。

町のよさや問題点を改めて考えることができた、自分の意見をきちんと伝えることができたという感想を持っており、子供たちにとって満足感の残る学習だった。

反省点について申し上げます。

事前学習会の資料が文字だけでわかりにくい。

議会の所作を体験することも大切だが、重点を置き過ぎ。

答弁が言葉だけでわかりにくい。

質問と答弁で10分間ということだったが、再質問できる時間がない。

3学期に準備、発表練習をするのは時間に追われる感があった。

というような意見がございました。

全体的には、子供たちにも、学校としてもよい評価がいただけたように受け取っております。しかし、再質問について等、幾つかの課題が残りますが、今年度の子ども議会では、改善方法を検討してまいりたいと思っております。

三つ目の小中学校間の連携の取り組みでございます。

各中学校区において、各学校、教員が相互に授業参観、情報共有をすることで、小・中連携に努めております。

また、平成22年度よりICT機器の整備を進めているところでございますが、小・中学校間が連携して、各校の取り組みや課題を研究することで、ICT教育全体の推進に取り組んでおります。さらに、今年度より津和野中学校区において、みんなのまちづくりプロジェクト事業を活用し、小・中学校、地域が連携し、より系統的、計画的、効果的なふるさと教育やキャリア教育の推進に取り組んでおります。

本事業は、2カ年事業ではありますが、今後の小・中連携をより推進させ、児童・生徒のみならず、教職員間の連携においても効果があると考えております。

四つ目の公民館、図書館、体育施設等老朽化対策、整備の状況でございますが、図書館につきましては、日原地区の賑わい創出事業にあわせて、日原図書館の建設を行うよう検討に入っております。

社会教育施設の老朽化対策につきましては、今年度、日原山村開発センターの耐震改修工事にあわせ、老朽化部分の改修工事を施工いたします。今12月定例議会におきまして、契約議案を提案したいと考えております。また、山村開発センターの改修工事終了後は、津和野町民センターの耐震診断を行う予定としております。

五つ目の文化ホールの建設構想でございますが、音楽会や講演会を開催したり、大規模なイベントを誘致したり、町民の文化活動の発表の場としての文化ホールの建設については、その必要性を感じております。

しかしながら、建設する場合は相当な費用を要します。上記で先に述べておりますとおり、社会教育施設等の耐震化等、既にある建物の安全面の確保について優先したいと考えておりますので、現時点では、文化ホールの建設についての具体的な取り組みには至っておりません。

6番目の文化財修理事業についてでございますが、県指定文化財である三渡八幡宮については、平成23年から24年度に、多胡家表門については、平成27年度にそれぞれ修理事業を行っております。

国指定文化財であります、旧堀氏庭園畑迫病院につきましては、今年度、修理事業が終了したところです。

津和野城跡については、これまで仮設工事に着手しており、今年度より出丸石垣修理工事に着手する予定です。

なお、山陰道につきましては、修理事業に着手する計画でございましたが、平成25年豪雨水害により、棄損した部分の応急修理にとどまっているため、今後、ほかの修理事業を勘案しながら、修理計画を策定していきたいと考えております。

県指定文化財であります藩校養老館については、今月から修理事業に着手する予定です。

現在、県指定文化財であります永明寺につきましては、今年度中に基礎調査を実施し、来年度の国史跡指定実現に向けて事業を進め、早期に修理事業に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、国指定文化財であります、鷲原八幡宮については、来年度、国、県、所有者と今後の修理に関する協議をする予定でございます。

その他、町指定文化財であります岡熊臣旧宅、竹原家住宅については、木部の歴史を守る会へ管理委託を行い、維持管理をしてくれているところでございますが、茅ぶき屋根が傷んでいる部分もあるため、差し茅などの修理が必要であると考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、一つ目の部活動等での社会体育指導者の活用はどうかというところから質問をさせていただくんですが、これは9月定例会において、いわゆるスポーツの指導員資格ですとか、認定員資格ですとか、そういった補助はどうかという質問の、その後だと思っただけならばと思うんですけども、一つに、この津和野町教育ビジョンに書いてある、社会教育における競技指導者を部活動等に活用するというのは、主に行政、学校、地域が主体となってということでありまして、いわゆる競技の向上だけではなくて、地域の大人をその中に入れていくということで、地域と学校をつなげていこうという取り組みだと、僕は解釈しているんですけども。

この学校の部活動というのは、同世代の集まる生徒たちの集団で、学校部活動は単一種目別に集団をつくって、指導者には、基本的には学校の教員が配置されて、学校長が創部を認め、また運動部員は、学校内の運動、スポーツ施設のサイズに合わせた人数に制限されるといった特徴だと。

以前の質問で申し上げたのは、やはり総合型スポーツクラブということで、学校単位での部活動から、社会体育に向けた動きをしていく必要があるのではないかと、僕の持論を展開させてもらったんですが、やはり、この教育ビジョンにもありますように、社会教育における競技指導者を部活動に送る、そして行政が、地域が主体となって活動するというのは、やはり、そういうことではないのかなと思うんですが、津和野町の見

童、生徒数の減少からして、どんどんと選択できるスポーツ種目というのが減ってきていると思うんですよ。

そこで、やっぱり総合型スポーツクラブというのを、いま一度、検証して、既存のクラブもあると思いますが、例えば、日原中学校区、津和野中学校区にスポーツクラブをつくって、子供たちが自由にスポーツの選択ができるという環境づくりは検討すべきではないかと思うんですけれども、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 前回の御質問の中でも、若干、答えさせていただいたかと思いますが、総合型スポーツクラブで、子供たちがいろんなスポーツに親しむということは、確かに必要だろうと思います。特に、年齢が低い時期にいろんなスポーツで、いわゆる体幹をつくったり、基礎体力をつくったり、あるいは運動神経を養ったりと、そういうことで言うと、いろんなスポーツに親しむ必要が、特に低い年齢のところが必要だと思っております。そういう意味での総合型のスポーツクラブであるんならば、そういった方向性を考える一考はできるかなと、それはもう中学校ではなくて、小学校までのお子さんを対象の総合型のスポーツクラブ、そういうことはつくる意味もあるのかなというふうに思ってます。

中学校で、今、部活動がある中で、それでまた総合型をつくってしまうということになると、今でも団体の、例えば、野球であるとか、バレーであるとか、ある程度、団体競技で人数が必要な部活動については、今は、ある程度、型にはめる形で無理やりどこかの部に入りなさいというような状況の中で、人数が確保できている部分も少なくないというふうに思います。その中で自由にどれでもいいよということになると、逆に部活動ができるもともと部、例えば、野球であるとかサッカーであるとかバレーであるとか、いろんなもともとになる競技というものが、いわゆる昼間の運動の中ではなかなか確保ができないだろうなと思います。そういう意味では、社会体育の中に子供たちが夜でも入っていける環境でしか、そういう活動はなかなかクリアができないのかなというふうに思います。

これだけ、今、全体数のスポーツ人口が減ってきている中で、それぞれの従来からある団体がだんだん縮小してきています。野球なんかは、特に20年前の団体の数、人数の数と今の競技人口の数といたら、もう全然、人数の差が明らかなほど違ってきていると思います。そういう状況の中で、子供たちもいろいろな活動に散らばるということは、逆効果のほうが高いのかなという、そういう思いを持っております。

ですので、議員の言われる総合型で、もし活動をいろいろやろうとすると、ちょっと目的を変えた形で、低学年、小学校とか、保育園も含めて、そんな形の中でのスポーツ振興というのは、大いに必要だろうと私も思ってますので、そういう方向性というのは見出せる可能性はあるかなと。ただ、誰かが核になって、それを、音頭を取ってやって

いただける方、それからそういうのに参加していただける指導者をどれだけ集められるか、それにもかかわってくると思います。

今、スポーツ推進委員の皆さんにはいろんな競技にも、例えば、駅伝とか、ああいう分にも当然、出てもらいますし、特に、保育園、小学校に入るまでのお子さんに対して、定期的にいろんなスポーツ活動を各保育園で動いてやってもらってます。ですので、ああいう方が、もっといろんな形でかかわれる方がどんどん出てくると、そういうことも現実的にありだろうかと、そういう思いはしております。というところで。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 先日、スポーツ少年団の代表者会議といたしますか、各チームの方が、全てが参加ではなかったんですが、やはり来年度も子供が入ってこないんで、廃部になります、廃部になるかもしれないですとか、競技によっては、日原はやってるけど津和野の地域は1名しかいませんよとか、おんなじ町内に2チームあって、スポーツ少年団という部分ですから、兼任ができるとかできないとか、いろいろ、他地域から来てもいいとか悪いとか、いろんな問題があると思うんですが、それはちょっと置いて、理念として好きなスポーツができないと、例えば、野球やっている子がバスケットにしようと思っても、それはできないとかではなくて、好きなスポーツができればいいと思うんですよ。

それに対して、じゃあ兼任はできないだとか、じゃあ小学校の大会に出れないよとかっていうのはあるかもしれませんが、同世代・学校間の対抗はできないかもしれませんが、おんなじスポーツで、他世代での戦っていいですか、競技はできるわけですから、いろいろまだまだ懸念する問題もあると思いますので、また検討していただいて、スポーツのチームがなくなっていくことによって、携わってる人もいなくなって、現在いる指導者の方も、その指導者資格をなくしてしまったりですとかすると、またもとに戻していくのが大変なことになってくると思いますので、早い段階で検討していただきたいなと思います。

では、2番目の「子ども議会」の評価でありますけれども、随分前に提案させてもらって、教育ビジョンにも載ってますし、また2度やらせていただいた中で、私自身が思っているのは、子供たちの提案ていうのはすばらしい提案ですし、本当に着眼点もすばらしいなとも思うんです。

ただ、一方でこの議会、地方議会の仕組みといたしますか、政治教育という部分では、若干まだ年齢としては低過ぎるのかなあと思ったりもしました。やはり、高校生ですとか、これから町を担っていくんだ、将来を背負っていくんだといった世代に——中学校の2、3年生ぐらいからかなと思ったりもしたんですけれども。教育委員会としてのその「子ども議会」の位置づけはあると思うんですけども、一方で政治教育、地方政治というものを勉強していく上では、もう少し高い年齢でやったほうがいいのかと思うんですけれども、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ことしも一応、日程調整、今やっているところですが、なかなか日程が決まらなくて、困っておるところでございます。去年、おととし、2年続けて小学校の6年生を対象に基本的にやっております。これ、6年生で、特に昨年のことですけれども、やっておる理由は、結局6年の教科の中でそういう政治であるとか、まちづくりであるとか、そういうところの履修がございますので、そのところを利用して、町を散策をして、いろんな問題点を探すであるとか、ふるさとについて考えをめぐらすであるとか、そういった教科の中でできるというところが一つあると。

そういうことと、それを発表するすばらしい機会になりますので、先ほどいろいろコメントで感想いただいた部分を見ても、どちらかという、有意義に捉えていただいております部分が、はるかに多いということでございまして、これはこれで、すごく意義のあることだろうと思います。それから、いわゆる小学校の段階からまちづくりに興味を示すということは、将来についてもやっぱり必要だろうというふうに思っております。

で、議員さんの言われる中学生とか高校生とかという部分であるのであれば、その政治的な仕組みを知る政治・町の議会の仕組み、そちらのほうでやられるのであれば、ぜひ議会のほうで、いろいろ計画を立てていただいて、十分我々が協力できることはいたしますので、そういったことで御計画を立てていただければいいかなと、こういうふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） ありがとうございます。また、これは議長と相談して、検討させてもらいたいと思います。

じゃあ、3番目の中学校間の連携というので、これは先日、同僚議員の答弁にもあったんですが、「0歳児からの人づくり」という部分でも検討されていると思います。これはもう小・中ではなくて、保・小・中・高という連携になってくると思うんですが。今現在、コーディネーター1人配置、津和野高校に配置して。この小・中・高の連携はそのコーディネーターでいいかもしれませんけれども、小・中の連携、それと保育園から小学校までの連携、こういった連携をしていく上でのそのビジョンというものがありませんでしたら、伺いたいんですが。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 言われますように、ちょうどコーディネーターという形で、保育園から高校までの、いわゆるビジョンをつくるということをお願いをしております。そうはいいながら、教育ビジョン後の連携というのも、教育委員会は教育委員会で独自に保育園に一歩足を踏み入れる形で、0歳児からの人づくり事業を始めておりますし。

それから、小・中については、中学校の——特にこういう形のほうが多いんですが、中学校の先生が小学校の授業を見て、中学校にその内容を持ち帰るような、そんなことを年間に何回かやっております。それで、それは中学校区の中でやっております。

それから、中・高については、やはり高校、特に津和野中学校は津和野高校と近いというところもございますので、部活動の指導に、高校の先生に来ていただいたりとか、いろいろな形で事あるごとに校長同士が話をしたりとか、そういった連携をとりながらやってきておるといふことで。我々の町全体の動きとして、できるだけ津和野高校へ子供たちが入っていくような流れをつくっていきこうという意味合いも込めて、できるだけ連携を強めていく、そういう動きをしておるところでございます。

で、ビジョンというのは、最終的には津和野町を愛する子供たち、津和野町を最終的にはよそに出ても津和野に思いをはせる、そういった子供たちをどのように育てていくかということを中心にしながら、幼児のときから高校に至るまで、そういう思いの中で教育を展開をしていく、そういうことになろうかと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 時間がなくなってきましたので、ちょっと早足で質問させていただきます。

今度は図書館・公民館・体育施設の整備状況ということで、今年度で日原山村開発センターの耐震改修工事というのが行われます。五つ目のその文化ホールについてもそうなんですけれども、一つは、石見神楽の夜神楽公演があったりですとか、その文化ホールとしての機能ですね。現在、山村開発センターの椅子がある大ホールはそういった機能が持ち合わせていると思うんですけども。津和野地区のほうにおいては、その一時期、酒蔵を改修してという話がありました。で、今その話はなくなって、結局、夜神楽をする際に、やはり一番は神社でやるのが一番いいんだと思うんですけども、そういった神社の舞殿があるようなところってないんですよ。で、浜田なんか行きますと、ものすごく盛んにやっておられます、神楽を。益田市さんはグラントワがあったりします。津和野町で夜神楽をする際、太鼓谷稲成神社の舞殿を、社殿を使われたりとかもあるみたいですけども。町内でやる際、やはりそういった施設が必要だなあというのは、やはりずっと感じています。ほかにもいろんな事業、音楽ですとか演劇ですとか、いろいろあると思うんですけども。いわゆるこの文化ホールとまでは言わなくとも、そういった整備・耐震化にあわせたときとか、できないのかなあというのは一つあるんですね。

やはり、町民の方の多くもそういったホール、例えば近県音楽大会ですとか、そういったときにも、よりよいものがあつたらいいのになとか。そんなときに伝統文化館なんかも思うんですけども、伝統文化館だと屋外であつたりですとか、利便性はどうかかなとか、いろいろ考えたりします。で、その文化ホールとまでは言いませんが、そういった演劇ですとか、そういったところで使えるような構想ってのは、検討する段階にはないんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 近県学校音楽大会を行うときには、審査員の先生方にいつも「早く文化ホールをつくってほしい」という御意見をいただくわけなんでございますが、なかなか実現ができないというのが現実であります。今度、山村開発センターが整備が終わった後には、町民センターのほうの整備に移ろうということになると思います。その部分で、あそこの体育館を文化ホールに変えてはどうかというような御意見も、町民の中では言っておられる方もおられます。でも、それはそれで、もう今度は体育施設を一個潰す形になりますので、それはそちらのほうの反対は反対があるという、簡単にいかないことかなあというふうに思っております。

それから、大集会室についても、いわゆる日原の大集会室のような常設の椅子をつくるにすると、半地下ではありますし、スペース的にちょっと狭い部分がございますので、あそこを単純に今の枠の中で、固定の椅子のホール状態にするというのは、なかなか難しいと思いますし。逆に、あの狭い空間の中で大きな音響を使うということは、ちょっと難しいことになりますので、今の形をそのままの状態では、あその位置に文化ホールを設置するというのは、かなり至難のわざかなあというふうに思います。中の、いわゆる庭園を全部潰してしまえば、少しはスペースがあるかと思いますが、それはそれでまた課題が残ろうというふうにも思いますので、なかなか一筋縄ではいかない課題だろうと思います。

それから、先ほどの夜神楽だけでいうのであれば、例えば弥栄神社にも舞殿がありますし、それからちょっと階段を上がるようなんですけれども、森の剣玉神社にも、古い建物ではありますけれども舞殿はあります。そういったところをめぐるということは、その町内の観光も含めてできないわけではないかとは思いますが、それはそれで。

ただ、ほかの音楽会というわけにはなかなかいかない、そういう感じです。ですので、お金もないのも事実ではございますが、現段階で真剣にどこに設置しないといけないという協議まで、今至っていないところが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） いや、ただ、以前の酒蔵を改修する際には、あの酒蔵の中に階段ができてホールができるという構想が、ホールといいますか、舞台ができたわけですね。僕の頭の中でも、どういったところでできるか、わかりませんが、さまざまな知恵を絞っていけば、日原小学校の体育館にまさか椅子ができるとは普通思わないんですよ。でも、あそこに椅子ができるとなると、あそこに観客席ができたりすると、いろんな考え方ができると思いますので、諦めずにいろいろ検証していただきたいと思います。

それともう一点、これ津和野体育館の雨漏りですね。柔道場のほうの。あれは耐震化まで待つんですか。それとも、改修計画はあるんですかね。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今のところ、まだ改修計画はございません。多分、屋根の瓦のずれだろうというふうに思いますので。その以前にも雨漏りがあったときには、屋根に上がっていただいて瓦を直して、直ったという状態もありますので、その辺はちょっとさらに調べた中でやるしかないかなあというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） では、いろいろとるる説明させていただきましたが、前向きに改善していただけることを願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

今定例会、11名全員の一般質問をここで終結をいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。大変御苦勞でありました。

午後3時08分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 28 年 第 9 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 28 年 12 月 14 日 (水曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 28 年 12 月 14 日 午前 9 時 00 分開

議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 133 号議案 藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 134 号議案 津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 135 号議案 津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 136 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 137 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 138 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 139 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 140 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 141 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 142 号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 143 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 13 町長提出第 144 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 町長提出第 145 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 146 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）

- 日程第16 町長提出第147号議案 平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 町長提出第148号議案 平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 町長提出第149号議案 平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 町長提出第150号議案 平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 町長提出第151号議案 津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結について
- 日程第21 町長提出第152号議案 日原山村開発センター耐震改修工事請負契約の締結について
- 日程第22 発委第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出について
- 日程第23 請願第2号 津和野町町道の延長に関する請願
- 日程第24 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第25 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第26 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第27 議員派遣の件
- 日程第28 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第30 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第133号議案 藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結について
- 日程第3 町長提出第134号議案 津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 町長提出第135号議案 津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第5 町長提出第136号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第137号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正に

ついて

- 日程第7 町長提出第138号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第139号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第140号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第141号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第142号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第143号議案 平成28年度津和野町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 町長提出第144号議案 平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 町長提出第145号議案 平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 町長提出第146号議案 平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 町長提出第147号議案 平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 町長提出第148号議案 平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 町長提出第149号議案 平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 町長提出第150号議案 平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 町長提出第151号議案 津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結について
- 日程第21 町長提出第152号議案 日原山村開発センター耐震改修工事請負契約の締結について
- 日程第22 発委第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出について
- 日程第23 請願第2号 津和野町町道の延長に関する請願
- 日程第24 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第25 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第26 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 27 議員派遣の件

日程第 28 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について

日程第 29 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 30 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宥文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）				齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
商工観光課長	藤山 宏君	農林課長	久保 睦夫君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成28年第9回定例会4日目の会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により6番、丁泰仁君、7番、寺戸昌子君を指名します。

日程第2. 議案第133号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第133号藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたび設計ができて、こうして契約案件が結ばれていくわけでありますけれども、この設計した業者に関しましては、以前、何度かトラブルといいますか、設計的な不十分な点があったわけでありますけれども、今回、そのようなことは、執行部のほうでわかるかどうかはわかりませんが、ある程度精査して進めておられるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） こうやって契約を結んだということになりますと、県の審査会等も通ったという成果のもとで、契約、入札をしておりますので、その分については大丈夫だというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第133号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第133号藩校養老館調査保存修理工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第134号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第134号津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 134号ですが、後の142号のシルクの里にもちょっと関連するんですけども、142号において、その説明では整合性を保つために条例改正がなされております。

この134号だけの案件を見れば理解はできるんですが、果たして、その142号で挙げられておりますシルクの里交流館と建物ですとか立地が違う中で、その整合性を保つためにその金額を合わせるっていうのが、ちょっと腑に落ちないと思うんですけど、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、津和野町のお試し暮らし住宅を津和野地域に整備をさしていただいたということでございます。この整合性というところでいいますと、今回、使用料というのを定めております。

シルクの里交流館は本館と別棟ということで、要は二つの取り組みの中で、これを利用している。この二つの取り組みというのが、個別に部屋を貸すタイプと、それから1棟貸しということで、津和野町のお試し暮らし住宅は1棟貸しという考え方の中で行うということ。

これで、使用料については、基本的には、月額、シルクの里交流館が部屋を貸すのが1万円、それで1棟貸しのほうが1万3,000円ということになっておりまして、津和野のお試し暮らし住宅のほうは1棟貸しで1万5,000円という規定を設けたということでございます。

これに付随して、必要経費というのを、今回、津和野のお試し暮らし住宅のほうは設けさしていただいたと。これについては、月々の光熱水費等の使用料、これを1人当たりあるいはその人数に応じて計算をさしていただいて、今回、御提案をさしていただいたような数字に、必要経費というのを、そういうことで定めさしていただいたと。

シルクの里交流館は、これは必要経費というところの部分が細かく条例上規定はされなかつたということで、この必要経費の整合性をきちっととろうということで、シルクの里交流館も、今回、お試し暮らし住宅の設管条例に合わせて必要経費を項目として入れた上で、シルクの里交流館も必要経費の部分は一部改正ということで入れさせていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、ということは、この134号の議案の第8条の4項に必要経費が書いてありますよね。これが、まとまっているのと、142号のほうでは、これは別個に分けたということですよね。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議案で言いますと134号のほう、先ほど御指摘がありましたように、第8条の第4項のところ、お試し住宅の必要経費という規定を設けさしていただいて、1人当たり必要経費1万5,000円、2人目以降が1人につき5,000円という規定を、この議案第134号のところに入れさしていただいたと。

もう一つ142号のところの部分につきましては、第10条関係でございますが、月額必要経費ということで、ここの部分が新旧対照表で申しまして、抜けていた部分でございますが、資料で言いますと142号の新旧対照表の一番最後のページに、比較表を載せておりますが、別表第10条関係というところの旧の部分は月額の使用料のみ。今回、新たに月額使用料に合わせて、月額必要経費ということで規定をさしていただいたと。これが、整合性をとるためにという意味でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 済みません、一つ確認させてください。

2人目以降1人につき5,000円の使用料ということですが、家族連れで小さいお子様を連れていらっしゃる方とかもおられると思うんですけども、その辺を想定しておられるのかということ、何か規則のほうで割引とかそういうものを定められるのかどうか聞かせてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 現状のところでは、御家族でお越しになって、1人につきというところの部分については、今のところ割引措置等の部分については検討をしておりませんので、実態的には今までのところで実績に合わせて、この金額というのは算出をさしていただいておりますので、現状で言いますと、この部分での特例的な措置というのは、今のところ考えてないということであります。

○議長（沖田 守君） ほかに。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） これは、たくさん電気代を使ってもここまででストップちゅうことですか。例えば、これ以上、1万円とか2万円とか電気代が使われた場合でもこれでOKで、2,000円とか3,000円とかしか使わなくってもこの金額ということになるんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今までの実績を踏まえてということで、これはたくさん電気料を使われるというようなその事例的なところが、どのぐらい差が

あるかちゅうところがございますが、基本的には、これが平均値として皆さんからいただくお金ということで、私ども提案をさしていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ちょっと、そのところが不安があるんですが、今までは、自分が使った分を払うっていう感覚でお住まいになられたと思うんですが、これから住まれると、ちょっとその不安っていうのが、うちが息子が帰ってきたときに1万円ぼーんと上がったことがあるんですよ、それまでの電気料金から。

住む人が若い人が多分住まれると思うので、その人々によって、かなり差があるので、その辺の不安は大丈夫でしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、必要経費として、平均の単価で、今回、必要経費をいただくような形で条例のほうは制定をさしていただいて、あるいは一部改正をさしていただいたということでもあります。

そういった事例で言いますと、それぞれ毎月、その使用料については数値的なところを把握した上で、この提案をさしていただいております。今回、津和野のお試し住宅ができて、それぞれ利用率も上がって、基本的にそういった若い人が入られるとか、津和野高校生なんかの保護者さんにも来ていただいて、津和野高校を見てもらったりというところでも使ってほしいというようなことがあります。

そういった意味で、1日から1年まで、最長1年の間で、どのぐらいの電気代がかかるものか、これはあくまでもシルクの里交流館を参考にしながら積算をさしていただいたものでございます。

この使った額というところが多少前後するということところは当然あるかと思いますが、その辺は、実態を見て、基本的に議員が御指摘になったような、そういったものすごい上がった場合、その辺のどういうことで上がるかちゅうところも要素としてはあると思いますが、そういったところも見さしていただいた上で、その辺については柔軟に対応していくというような考え方で、今回のところは必要経費、平均値ということで御提案をさしていただいております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） この住宅、第7条について、この利用期限が最長で1年というふうにうたってありますね。そうしまして、第10条では、修繕の実施及び費用の負担というところではありますが、障子の張りかえ、破損ガラスの取りかえというふうにあります。この家には畳やらふすまはないのでしょうか。町営住宅であったら、畳、ふすま、障子全部取りかえないと返納できないというふうになっておりますね。

そうしたときに、町営住宅ではこれだけのものを全て取りかえでは引き渡しができないというふうになってはおりますが、この住宅では障子の張りかえと破損ガラスの取り

かえはうたってありますが、最長1年であるので、畳やらふすまはこの中に入れて考慮してないというふうなお考えなのか、その点、畳やらふすまはあるんでしょう、ほいじゃけ、そねいなものは1年じゃ傷まんからいいということ、解釈でいいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 何日間利用するかにもよると思います。1日から最長1年というところで、なかなか1年間おられるというケースが少ないと思っておりますが、議員御指摘になられたように、確かに畳もふすまも、この津和野のお試し住宅にはございます。今回の工事で修繕として畳については全部取りかえて、ふすまも張りかえた。そういった形で御提供さしていただくということになっておりますが、そういった必要性というところの部分で言いますと、その短期的な部分も含めて、必要性については、今回、考慮せずにこの条例をつくったということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第134号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第134号津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第135号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第135号津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） ちょっと教えてほしいんですが、中小企業並びに小規模企業、これの区分けは、例えば小規模といえは10人以下、中小企業が10人から30人とか、区分けをちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いいたします。

まず、中小企業についてですが、これはそれぞれ製造業、いろんな業種によって変わってきておりました。例えば、製造業、建設業、運輸業については、中小企業者は資本金が3億円以下で、常時使用する従業員の数が300人以下、卸売業であれば1億円以下で100人以下、サービス業は5,000万円以下で100人以下、小売業は5,000万円以下で50人以下となっております。

小規模企業者については、製造業、建設業、運輸業については20人以下、卸売業であれば5人以下、サービス業であれば5人以下、小売業であれば5人以下ということで、本町の場合はほとんどが小規模に当たってくるのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例につきまして、賛成の立場で討論を申し上げます。

この案件につきましては、先般、総務経済委員会で所管事務調査で調査をしたことであり、また総務経済委員長として、この制定に携わってきたわけであります。

この条例につきましては、市町村の商工会が主となって行政とともに制定していただくものであり、まず島根県においては、島根県そして雲南市、奥出雲町、益田市、美郷町が既に制定しており、本年12月議会において、邑南町とそして当町、津和野町が条例案を上程している現状であります。

津和野町中小企業・小規模企業振興条例を制定することによって、条例整備をされている市町村や商工会などは、国や県の補助の交付や、事業採択上、非常に有利ではないかと思われております。

また、条例の制定によって、県、町、商工会、金融機関、教育機関、町民等との綿密な連携を図ることができ、町の振興に、商工業の振興に寄与できると思っております。

以上の点から、この条例について賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 賛成の立場で意見を述べます。

この条例を制定することによりまして、当町も、いわゆる県下に、各市町村に対しまして、先ほど同僚議員のほうから、委員長のほうから同じような意見が出ましたけど、並々ならぬその決意を持って、商工業に対して、当町がそれなりの熱意を持って対応し

ていくという、そういう証左になると思いますので、ぜひ、これは賛成を、可決をしてほしいと思っております。終わります。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第135号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第135号津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第136号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第136号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第136号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第136号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第137号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第137号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第137号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第137号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第138号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第138号津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第138号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第138号津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第139号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第139号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第139号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第139号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第140号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第140号津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第140号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第140号津和野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第141号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第141号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第141号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第141号津和野非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第142号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第142号シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 済みませんが、もう一度、この使用料ですか、ここの表のことにつきまして、月額使用料とそれからあと必要経費ですかね月額、そういうところをもう一度説明してください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） シルクの里交流館につきましては、まず、タイプの別には部屋貸し、これが5世帯までということで部屋を貸すタイプと、それから1世帯が1棟貸しというタイプがございます。

これについては、従来から使用料につきましては、部屋貸しのほうが月額、洋室の部分で1室5,000円、それから和室のほうで1万円ということで使用料を定めております。それから、別棟の1棟貸しにつきましては、1世帯までということで使用料の1万円を定めているということでございます。

今回、津和野町のお試し暮らし住宅のほうにつきましては、月額1万5,000円ということで、それぞれ部屋の広さ等を勘案しながら、この整合性がもてるように、シルクの里交流館の本館の部屋貸し部分と別棟の1棟貸し部分、それから今回設置をしたつわのお試し暮らし住宅のほうの1棟貸しということで、それぞれの金額を定めさせていただいたということでございます。

それに合わせて、光熱水費、ケーブルテレビ使用料、インターネット回線使用料、清掃用具等のものを含めて必要経費としていただく経費のほうで、シルクの里交流館につきましては、本館、部屋貸しの部分、1人月額1万円、2人目以降は1人につき5,000円ということでございます。

シルクの里交流館の別棟の1棟貸しにつきましては、必要経費が1人月額1万3,000円、2人目以降は1人につき月額5,000円、それから今回設置をした津和野町

お試し暮らし住宅につきましては、1人月額1万5,000円、2人目以降1人につき月額5,000円ということで、御提案をさせていただいているものでございます。

この必要経費の算定根拠につきましては、シルクの里交流館の実績を踏まえて、この金額を設定をさせていただいたものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第142号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第142号シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第143号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第143号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、25ページなんですけれども、企画費の公有財産購入費の用地購入費なんですけど、これはどちらになるのかをお願いいたします。

続いて、62、63ページ、商工振興費です。

日原賑わい創出の設計監理業務委託料が上がっておりまして、同額での工事請負費が減額になってるんです。これも、説明があったかもしれないんですが、またちょっと御説明をお願いします。

それと、次のページの64、65ページの、歴史的風致維持向上事業の工事請負費で、これ、見直してという説明があったと思ったんですが、これは全協のときの説明でよかったのか、のためのその見直しでのこの金額になってるのかっていう確認をお願いします。

それ、とりあえず済みません、お願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど御質問にありました25ページの企画費の用地購入費ということでございます。

これにつきましては、所在地につきましては、津和野町森村の123番1、口の123番2、口の123番の3ということで、現在、ファウンディングベースが住まいとして活動さしていただいている民家のところの建物と土地に該当するものでございます。

建物、土地につきましては、公簿面積が1,700.9平方メートル、それから建物については木造瓦ぶき平家建て246.93平方メートルということで、この土地と家屋について取得をするということでございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御質問の点でございますが、まず、62ページ、63ページの委託料600万の増額と、工事請負費600万の減額でございますが、これは説明もさしていただいたところではございますが、直接関係した工事ではございません。

まず、工事請負のほうにつきましては、600万の減額につきましては、今回、御説明を申し上げましたが、工期を分けて、母屋だけ、まず取りかからさしていただくということがあって、減額が生じて問題ないという部分はございます。

それで、当面のことで600万の減額をさしていただいたと。その上で、委託料で600万の増額でございますが、こちらは地方創生推進交付金の関係で、周辺の外構工事、要は社交金の対象にならない部分で、道路を挟んだ反対側の駐車場、また家屋、空き家を撤去する部分、隣接する笹倉さんの空き家と、敷地内のお風呂がありまして、その撤去という部分、あとブロック塀をくずしたりとか、必要な部分ですけど、当面。あと、一部既存的な進入路も含めて、若干、造成が入ってくるかというようなもの設計と施工管理ということで、上げさせていただいております。

それから、続きまして、64、65ページの、歴史的風致の関係のJR津和野駅周辺に関連でございますが、議員お見込みのとおり、全協で説明させていただいたものに伴う変更でございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、先ほどの25ページの用地購入なんですが、これ、今まで、用地は借りていたものを購入して、今後はもうファウンディングベースに使わせるっていう解釈でいいんですかね。

それと、もう1点、ちょっと、質問漏らしがありました。

54、55ページの上段なんですが、農業振興費の野生食肉加工施設なんですけれども、この事業の内容といいますか、いつ、どこで、誰が、何にして使うのかという事業の内容についてお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、この所有者の方については、小柴さんという方になりますが、ファウンディングベースが、今までこの住居を使わさしていただいて、今現在、4人ほどその中で住まわれて、この活動をやっているところがあります。

所有者の方に対しては、家賃ということで、ずっとお支払いしてきたんですが、所有者の方からも、この土地と家屋について売買にする意思がございまして、今回、購入価格については、こういう価格の中でまとまりまして、今回、御提案をさしていただくということでありますが、この後の利用についてでございますが、ここにつきましては、この定住促進のための住宅と、それから医療従事者住宅ということで、今、医療対策課とも、いろいろ協議をさしていただいておりますが、こういった複合的な住宅を、この用地に将来的に建てていきたいということで、先ほど議員御質問にあったファウンディングベースが使うという、そういった趣旨ではなくて、今後は、この定住施策とそれから医療従事者の確保のための住宅というようなところで考えているということになります。

そういった住環境を整備をさしていただいて、医療従業者確保とか、それからこの定住のための人の流れを加速化するというような形の中で、将来的な計画として、今、持っているということでございます。

なお、今回、この購入物件につきましては、木造瓦ぶきの平家建ての246.93平方メートルの部分が、当初の計画では間仕切り等をつけまして、きちっと建築基準法等でのとったような改築をした上で、ここの住宅を活用するというのが、当初の予算の中に計上をさしていただいております。

今回、この建築工事費540万、それから設計額については147万ということで、当初の予算のほうに計上さしていただいておりますが、この建物については、そういった医療従事者あるいは定住促進住宅としての複合施設を建てるということで、今後は、この物件については解き払って、解き払った後にそういった住宅を建てていこうという、今、計画しております。

いまのところ、今回、当初予算で計上さしていただいた部分については、まだ県との協議が必要でございますが、ファウンディングベースについては、雇用促進住宅等に移るなどの手段を講じまして、ここの家については、そういった法律上は1世帯しか入れないという御指摘を受けて、こういった間仕切りをつけて、集合住宅としての機能を持たそうということで、当初、計画をしておりましたが、こういったことで、購入ができるというようなことと、跡地利用という観点から、ここについてはそういった活用はもう行わないというような方針の中で、今回、取得について御提案をさしていただいております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 55ページのところの、野生食肉加工施設でございますが、CASセンターを建設するときに、ワサビの山菜加工場をそこに持ってくるということで、保健所上の許可は山菜加工しかその部分ではできないことになっております。その当時から、イノシシ肉等の加工については、その対面にあります高津川清流館のほうでやればいから、建て増し工事等は入れないで設計をしてほしいということで進んできました。

ところが、清流館のほうは、今、ITの関係で使うという流れになってきてまして、こちらのほうではできないという流れになりましたので、今回、この食肉加工ができるところを、山菜加工場が使っております道の駅の施設の裏手に20平米ほどの建物をつかって、そこで保健所の許可を得て、イノシシ肉が主になりますが食肉加工をしていくと。

今、ファウンディングベースを卒業して、今、集落支援員になっております職員が、そのイノシシ肉の津和野産イノシシ肉としての流通を志しておりますので、ファウンディングベースが、その加工所の保健所の許可を得て、ファウンディングベースの名前で食肉を出していくというような流れで、今、計画しております。

あくまでも町内にありますイノシシ肉の卸売をしておりますところから、皮剥ぎをしたもの、枝肉になったものを加工するところということでありまして、そこで皮剥ぎから全ての作業をできるわけではありません。

そういうものを持ちまして、CAS冷凍をしたイノシシ肉の流通をこれから頑張っていくということで使用する計画になっております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、3回目の質問ですので、ちょっと確認させていただきたいんですけども、いわゆる委託先は、つくる場所はわかったんですが、委託先はその農林課所属の職員なのか、それともファウンディングベースなのか、あくまでも地域おこし協力隊ではなくて、ファウンディングベースに委託するのか、その中でファウンディングベースの職員がやるのか、それともファウンディングベースから来ている地域おこし協力隊がやるのかとか、その辺を詳しく聞きたいのと、結局その肉を売って得た収入っていうのはファウンディングベースになるのか、それともどういうふうな、その事業展開をしていくのかっていうのが、ちょっとわかりづらいのでお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まだ、これがなりわいとして成り立つかどうかはわからない状況なので、集落支援員として事業を始めたほうが良いという流れにしておりまして、ただ、個人が売買を携わるということになると、収入が伴うことになってきますので、ファウンディングベースに所属する集落支援員という立場で、この事業を展開していこうという流れを考えてます。ですから、施設の保健所の許可も、ファウンディングベースの代表が施設許可を得て、進めていくという流れを今考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） これ少し、周りからも問い合わせがあったわけであり
ますけれども、この主体となる方は、以前、100万円の起業助成金という、起業の
ための助成金をいただいて起業するというので、その方が、今説明にありましたよ
うに、まだ事業として成り立つかどうかわからないので、集落支援員でということに
なったということでもあります。

それならば、今議会で、その100万円の減額補正等があってもいいのではないかと
いう、そういう問い合わせもありましたし、また、そういう経緯はどのようになってき
たのか、いつの時点でそれは断念して、それは返上しますよとか、そういう話になっ
たのか、そこら辺の経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） その100万円というのは、ファウンディングベースを
つかさどっております、つわの暮らし推進課のほうで予算化しておいて、我々の管轄
ではないんですが、彼女としては、最初から起業家、自立してやりたいという気持ち
はあったんですが、事業計画を見ますと、まだまだそれは確立されたものではないと。
であれば、1年後までであれば、その100万円は使えるそうであります。その時期
が来年度になるかもしれないというところなんです、その辺もまだ、1年後に自立
できるかわかりませんが、彼女自身はそういう気持ちを持っておるようです。

予算の管轄は我々ではないので、今回は、そちらのほうはさわっておりません。

○議長（沖田 守君） ちょっと待って。質問、6番、丁泰仁君。（「回答を。10
0万円の」と呼ぶ者あり）

その回答をするの。はい、つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 私どもといたしましては、この地域おこし
協力隊の起業に要する経費ということで、最終年次または任期終了翌年の起業する者、
1人当たり100万円上限ということで、今回、予算の計上を、そういう計画である
ということで、100万円の計上をさせていただいたということでもあります。

農林課のほうからは、そういった今後の事業展開というところ、まだ詳しくお聞きし
てる段階ではありません。そこの辺で、起業しない場合は、議員御指摘のとおり当然
100万円は減額ということになります。で、今回該当になつとる人が、たしか年度途中
の地域おこし協力隊の退任ということになっておりますので、来年の退任された後の1
年間の中で、先ほど農林課長が答弁しましたが、事業計画等がきちっとできて起業で
きるようであれば、来年度でこの100万円の計上をできる可能性はあるということ
でございまして、現在のようなスタンスでいいますと、今回の、起業できてない状
況ですので、100万円は当然減額ということで、補正予算については、その辺の
ところを詳しく状況等聞いて、減額の対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと整理させてください。今の関連ですが、建物建てるわけですね、今から。そうしますと、その建物というのは公の建物になるんですね。今度その中で、食肉加工やるっていう説明ありましたが、それはファウンディングベースの許可をとってやるんだと。ファウンディングベースというのは民間の位置づけじゃないですかね。そうしますと、建物は公共的に300云々、出すわけですね、工事費用。そしたら、建物は当然町の物ですね。それで、中で民間が、ファウンディングベースという民間が許可をとって商売するわけですね。そうしますと、賃貸が、恐らく貸すんでしょから、賃貸が生じるんじゃないんですか、賃貸契約っていうのが。そこら辺をはっきりしないと、ちょっとややこしいんじゃないかなあと。だからそこら辺はどういう、今からやるっていうんですけど、ちゃんとそういうことを想定してやってんのか、そこら辺の説明をしてください。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この建物は、今の道の駅に付随する建物として、下水それから上水は、今の山菜加工場側から引張ってくる。それと下水も流すということを考えております。そうなりますと当然、指定管理の中の一部として位置づけて、町が所有する公共の施設という立場を考えております。その辺で、今の石西社との契約事項の変更等が発生する可能性はありますし、当然使用料等についてもそのときに考えていかなければならない。今は、石西社が管理委託を受けておりますが、指定管理を受けておりますが、平米当たり幾らという単位で、例えば、山菜加工場のほうが使用料を支払っておりますので、それと同等の形の使用料が発生するという形になります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 石西社と中を借りる人との使用料の発生ということですね。中を借りるのはファウンディングベースということですか。そういうことですね。はい、またはっきりしましたよ。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今の山菜加工場は、JA日原山菜加工場、今はフロンティア日原のJA日原山菜加工場ですが、それと同じような形でファウンディングベースが借りて、そこを使用するという想定をしております。

○議長（沖田 守君） おわかりいただけましたか。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。

○議長（沖田 守君） ほかに。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 33ページの企画費の中で、委託料、ペンションの北斗星の屋根の改修と思うんですが、設計監理委託料が51万5,000円ですか、ここへ計上してありますが、それと工事費が1,314万5,000円計上してあります。これは、北斗星の屋根の改修ということになっておりますが、この屋根の構造は何で

あるのか、瓦棒か瓦かどういふふうな構造になって、全体的に全部やりかえられるのか、それについてお尋ねをいたします。（「33と言ったんですけど23ページですか」と呼ぶ者あり）23ページ。25ページちゅうたかね。

それと、55ページ。先ほど同僚議員が言いました、地域食材供給施設の隣接して建設する野生食肉加工施設と、さっき、予算書に出ておるんですが、課長の答弁でもイノシシの肉というふうに言われましたが、この建設面積も20平米ぐらいというふうなことでありましたが、20平米といいますと、日原町じゃ、建築許可の申請がいるんじゃないか、そこはどうでありますか。

それと、イノシシ肉の解体場所になるのか、野生食肉加工施設というふうなこれが書いてありますが、ここでイノシシを解体してやるのかそれとも肉を業者からいただいて、そこで処理をする施設にされるのか、イノシシを恐らくそのまま持ってきてここで解体されるんじゃないかと思うんですが、その点どうでございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 23ページの下段のところの工事請負費ということでありまして、これは、枕瀬山のペンション北斗星の屋根でございまして。材質というところで言いますと、これ写真はあるんですが、資料的に、サイディングのような、瓦棒ではございませんが、そういったところで全面のふきかえを、全面です。これは昭和60年から建築されたもので、屋根の損傷といいますか、そういったところが著しいということで、全面改修をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 建築のほうは、一級建築士の方を現場に一緒に行かせていただきまして、ここで、こういう建物を建てるのであれば、幾らの経費がかかるか教えてくださいということで、教えていただいたのが建築で300万、設計で50万は予算しといてくださいということでありました。先ほどの申請事項が必要なのであれば、その設計費の中からされるのかなと思うんですが、私、詳しいことがわかりませんので、その程度しか御回答ができません。

それから、先ほどもちょっと説明させていただいたんですが、肉の皮剥ぎとかそういうことをするのは別の業者の方がされて、そこから、枝肉になったものを、肉を部位に分けて、それを真空パックしてCASにかけるという流れがありますので。それと、ブロックでCASにかけたものを今度、スライスをするという工程があるんですが、そういった加工ができる場所がそこになると。スライサーにかけて、半分解凍してスライサーかけないとできないんですが、その後また、CASにかけて商品として発送する。ですから、冬場に肉を加工してCASにかけるんですが、冬場だけ使うのではなくて、夏場に欲しいというところがあれば、スライスをして加工する場所もそこが利用する形になります。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 65ページ、歴史的風致維持向上事業費のうちの委託料です。城下町地区サイン整備事業デザイン委託料増に伴う設計業務委託料237万6,000円。設計増とはどういう設計の増になっているんでしょう。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これにつきましては、同額を工事請負費の中からも減額をしております。それで、設計のほうへ237万6,000円を組み替えたということになっておりますが、内容的には、工事をする中で当初は、要はサインでございまして、中に描いてある地図とか記述については工事を受けられた請負業者のほうで内容をつくってもらった上で張りつけるという予定だったんですが、やはり、地元がよくわかった方あたりも入れて、デザイン等もう少しよく吟味して間違いのないようにしていきたいということもございまして、そういう部分での内容をつくる上でのデザインの部分の委託を、委託料のほうで組み替えさしていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 濟いませぬ、ちょっと戻りますけども、先ほどの25ページの用地購入費のところ、もともと当初のところでは、シェアハウスということが、寮とか寄宿舎扱いになるから、それを改修するための予算というのが上がってましたよね。で、今回、用地購入することでその土地を更地にして、医療従事者用と定住促進のための住宅を建てるために買うんだという、今、お話だということで、初めて聞いたような形で、その辺が余りにもちょっと唐突というか、きちんとその計画が、今後の計画があつて、これを今、買わねばならないんだっていうことならば、その辺を町長から説明をいただきたいと思ひます。

それが1点と、濟いませぬ、もう1点。21ページのところの、総務の一般管理費で、普通旅費で180万上がっていることについて、最初の説明があつたのかもしれないんですけども、かなり大きな額なので、これについてもお願いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 21ページの一般管理費の普通旅費でございます。内訳につきましては、予算概要のほうでも御説明申し上げましたが、各種の研修関係、職員の研修関係の補助金が確定してまいりましたので、町村会あるいは市町村振興協会等の補助金が9月時点のところ確定をいたしましたので、それに基づきまして歳出のほうも上程したところでございます。その部分が60万ばかりでございます。そのほか120万ばかりにつきましては、町長、副町長あるいは一般管理費に属する職員の旅費の不足分でございます。

特に、町長につきましては過疎協の会長等の今、任に当たつておひまして、その関係で過疎協に係る部分につきましては、費用弁償で協議会のほうからいただいております。

が、その前後で要望活動等がありまして、その辺のところにつきましては、やはり津和野町のほうが見るといって格好になりますので、役職の部分で当初予定していたより旅費の部分がかかっているという状況がございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 小柴邸の土地・建物の購入費でございます。現行、ファウンディングベースのシェアハウスということで使っておりまして、当初予算にも認めていただいて、あそこの改修計画ということも考えておりまして、今後も基本的にファウンディングベースのシェアハウスとして、シェアハウスということが非常にファウンディングベース自体もいろんなコミュニケーションとりながら、いろんなこの事業にも活かしていけるというそういう状況もありまして、今後もそうしたシェアハウスというのを使い方ということも当然考慮しているわけでございます。ただ一方で、その小柴邸、先ほども課長から申しましたように、小柴さんのほうから売却の意向ということで、あちらからいただいたということもあります。そうしたところで、我々もせっかくお売りいただけるんならということで、今まで小柴さんとの協議をずっと進めてきたという背景がございます。ただ、やはり津和野の町なかの土地でありますので、評価どおりで買うというのはなかなか難しいだろうというふうに思っておったわけでありまして、それが基本的に不動産鑑定評価では、土地・建物合わせまして3,790万円という評価が鑑定士から出てきたわけでありまして、これを協議の結果、今回の予算1,100万ちょっとでございますけれども、非常に格安にお譲りいただくというようなことで、話がまとまったといったところであります。ただこれについては、現在、ファウンディングベースが使っている建物とその隣接の裏の敷地が、ここはまだ敷地のままでありまして、そこが合わせての、先ほど申し上げた、何平方メートルでしたかね。全体の面積、面積はちょっと申しわけありません。先ほど申し上げた面積でありますけれども、ということで、建物の部分の土地と隣接も合わせての売却の意向ということでありまして、それを一緒に買ってもらえるんなら、先ほど申し上げた鑑定評価の3,790万円から1,100万、約3分の1ぐらいの価格で譲ろうということでもございますので、そうした話のタイミングで今回、何といたしましよるか、購入をしようということになったという経過であります。

またその後の、同時の動きなんですけれども、あわせて以前から医療従事者住宅が非常に少ないと。駅前住宅、JR駅横の医療従事者住宅整備いたしましたけれども、もういっぱい状況で、やはり若手の医師や看護師をさらに呼んでこなさやならないという状況の中で、橘井堂においてもこの住宅の整備が本当に重要な課題になってるということでもあります。

我々としても、今回小柴さんのほうからそうして隣の隣接地も一緒に譲ろうということでもありますので、そこを一緒に購入できれば、この医療従事者住宅の非常に重要な候補地になるだろうと、そういうようなことにも至ったということでもあります。今回まだ

計画段階で確実なこととしては申し上げられませんが、せっかくやるなら医療従事者だけに絞らずに定住も含めた中で、その建物の一つの一角を医療従事者ということで橘井堂に貸し出すとか、そういうやり方で進めようじゃないかというような話も同時進行で出てきたということでもあります。ですので、まだここは検討途中段階であるんですけども、場合によっては今使っている小柴邸を解体をして、そして、そこ全体を医療従事者も合わせた定住住宅にするという選択肢が一つと、あるいは小柴邸は残して改修をして、ファウンディングベースにそのまま使ってもらってそのまたあいたところを住宅をつくるのかということと、いろいろ選択肢をもう少し考えながら検討してる段階だということでもあります。

ただ、いずれにしてもそこのカット地の活用というのは十分に考えられるということで、そして今回、小柴さんからそういう格安な条件でお譲りをいただくというタイミングでもありましたので、今回先に先行して土地の、建物の購入をさせていただきたいということの今回、提案に至ったといったところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 73ページであります。

土木費の道路維持費945万6,000円というふうなことで上がっておりますが、この中身をお教えてください。それと、ああした災害等が発生した中で、竣工後に道路が大変傷んでいるというところで、今後、修繕をしていくというふうなお話もあったかというふうに思いますが、そこの関連についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 72、73ページの道路維持費の関係でございます。

工事請負費の関係で804万3,000円を計上しております。

その内訳としては、町道の維持管理工事の関係で、津和野・日原地区で530万円ばかり今増額で対応といいますか、雨が降って応急対応等がございまして、一応締めた時点が、津和野が11月10日、日原が10月2日に締めておりますので、その時点までの経費が530万円、今後、雪が降りまして木が倒れたり、それから霜崩れでまた崩れたりしますと、当然今後もお金が発生してまいります。

それから、町道の舗装の関係でやはり同じ締めなんでありまして、津和野・日原合わせて230万円増額でございます。それから、そのほかのところでも実績として、町道シノ谷線の舗装新設工事の関係が35万7,000円の減、それと、町道寺田新道転落防止柵工事の関係でございますが、住宅管理費、次のページのところに、工事請負費が162万円計上してございます。これが、減額にしてございますが、今、小川の公民館の裏手のところの転落防止柵を設置をするというふうなことなんです、現場も近いというふうなこと一つ契約上で管理したほうがよかろうと、別にそれぞれ契約するよりも1件で契約したほうが管理上いいということございまして、その経費の関係で、実

續込みで80万円の増ということでございます。162万円を減額して82万円その中に入れて対応するというものでございます。

その住宅の関係の182万円については、定住促進住宅を建設をしたときに、横を流れております谷から水が取れなくなるというふうなこともございまして、ポンプアップをして町道の下のところを、町道の下を潜っている、県が管理しとる樋門のところを通っておるんですが、県のほうが、それを直されるということで撤去の要請がございまして、その関係で、やむなく新たに新しい配管をしないといけないというものが含まれておるものでございます。

ということで、工事請負費については804万3,000円というふうな増にさしていただいております。

原材料については、凍結防止剤とか砂利等の関係で計上をしております、冬用の凍結防止剤を一応準備ということでございます。

それから先ほどありました、災害に伴いまして道路が傷んでおるというふうなことで、今、予算を認めていただいております。で、ことしだけで全てを賄い切れるということになりません。一応、大きな災害のあった吹野あたり、それから名賀、このあたりのところを今、発注をしておるところでございまして、それ以外のところについては、次年度の予算で対応させていただくというふうな形になってまいります。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 2点ほど、お聞かせいただきたいと思いますが、63ページの商工振興費ですか。62ページも含めてですが。

例の津和野栗の再生プロジェクトの推進協議会の委託料が、補助金のほうへ科目変わってますけども、既に12月ということで、大分時間も経過して当初予算から8カ月も過ぎた中で、このような科目を変えなければならない、そして、変えることによって何かが、新しい動きができるのか、その辺の事情をちょっとお聞かせいただくと同時に、この財源は、たしか、国から幾らかもらえるという、何年間か3年ぐらいもらえるのではなかったかというふうに、私は記憶しておりますが、次年度以降についての財源的な確保等について、少しお聞かせをいただいたらと思います。

それともう一つ、104ページから105ページにおける、国庫支出金の還付金というのが科目として上がっておりますが、説明の中でも平成22年とか27年とかいうような、そういう説明もあったかと思いますが、普通今までの会計上、国庫支出金等についてもその都度その都度、マイナスを立てて減額補正をしながら調整しておるのが一般的な会計処理ではないかと思うんですが、この平成22年のころのものを、今期一般財源で還付するというその事情というものをお聞かせいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、津和野栗プロジェクトとの関係でございまして、これにつきましては、細かい話ということにもならないと思うんですが、推進協

議会の事務局を商工会のほうで受けていただいております。で、商工会ということになりますと法人格を持った団体でございまして、委託料で払うと消費税が生じてくるというところがございまして、何とかそれあたりも事業費としてきっちり使っていきたいというようなところもございまして、要は補助金という形になれば消費税が生じないという部分がございまして、補助金のほうで組み替えさしていただいております。より事業費を有効に使わさしていただきたいという思いでございまして。

また、財源につきましては、島根県が3分の2を補助いただいておりますが、いわゆる、しまろく事業、島根6次産業化事業という補助メニューを使わさしていただいております。これにつきましては、毎年、当然、補助申請の上で審査等はございますが、基本的には複数年、1年で結果が出るものではないという県の考えもお持ちでございまして。そういった形で、市町村型につきましては、複数年で対応はいただけるということになっておりますので、我々としても残り4年か3年になりますでしょうか、5カ年の計画を立てておりますのでその中で、対応いただけるところまではこれで、この事業を導入して進めていきたいというふうに思っております。

もう1点、104ページ、105ページの重点分野雇用創造事業費補助金返還額でございまして、これにつきましては、一応内容的に、商工観光関連で補助金を受けておりましたので、商工観光課の関連事業となっておりますが、内容的には、商工観光課と建設課の2つの事業がございまして。いわゆる国の経済対策の中で緊急雇用促進事業というような事業がございました。緊急雇用創出事業でございまして。緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業というのが、平成22年以降で行われてきたわけでございまして、その中で行った事業について会計検査がございまして、会計検査の中で会計検査院の指摘によつての返還が生じたということでございまして。

県下においても、島根県を初め、さまざまな市町村においても何件かこの例が見てきたわけでございまして、国の中央省庁等との連絡調整協議の中で、最終的に結論がことしに至ったという内容でございまして。ちなみに、商工観光課関連の事業の返還金につきましては、平成24年に「神々の国島根着地型旅行商品セールスプロモーション事業」という事業を入れさしていただきました。この中で1名を雇用して、その雇用する活動費の中でさまざまなセールスプロモーション事業を行ってきたわけでございまして。これは、10分の10補助の事業でございました。それを行う上で、観光協会としまして、観光協会に町から委託金を、活動費及び人件費を委託金としてお支払いをして、観光協会のほうで事業を行っていただいたわけでございまして、その24年当時の事業の際に、観光協会とすると冬場の宿泊者数が大変落ち込むというところがございまして、冬場の冬期の宿泊者対策ということで、町内の宿泊施設を宿泊した旅行者に対しまして、最大5,000円の宿泊費補助を行うキャンペーンを実施しました。この実施に際しては、こういった一部上場企業等の福利厚生等を代理して行う会社が、リラックス・コミュニケーションズ——リロコミュニケーションという、今名前になっているかもしれま

せんが——という会社がございまして、そちらのほうにPR、津和野の観光のPR、宿泊のPR含めてこれを利用していただいたら、いわゆる福利厚生的な考え方で、その会社の方、社員さんがお泊りになればそれだけキャッシュバックがございますよ、という部分について、PR部分と旅費の補助部分を活動費の中からリロコミュニケーションのほうにお支払いをしたということでございます。そのときの金額が157万5,000円でございまして、そういった形でそのうちの126万円が、いわゆるその旅費の補助部分に当たったという内容になっております。

これにつきましては、島根県も同様にこのリラックス・コミュニケーションズと協定を結ばれて、同様なような事業を行っておられるという実績もございます。ただ、これは緊急雇用でやられたかどうかということは、私も存じ上げませんが、そういったことをやっておられる会社で、一部上場の大変しっかりした会社ということでございます。そちらと組んでPRを展開した、セールスプロモーション展開したわけですが、我々としましても、Q&Aや補助要綱等を見ましても、こういった形のやり方がいけませんよという記述は特にございませぬので、ある意味自信を持って、県もやっておられることとございまして、行ったとこでございまして、会計検査院のほうからしますと、活動費の中から間接的な補助に使うことは不相当であるという指摘があったということでございます。これについて、いわゆる一般的によく言う、我々とする見解の相違としか言いようがございませぬが、そういった状況でございまして、その上で中央省庁とも協議、検討、県とも含めて検討した中で、最終的にはやはりこれは還付せざるを得ないということになりましたので、今回、その金額を予算化をいただいたという状況でございまして。

建設課のことにつきましては、建設課長のほうから御報告をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 105ページの212万6,000円の内訳でございまして、商工観光課が126万円、建設課が86万6,000円ということでございまして。建設課の関係でございまして、緊急雇用創出臨時特例基金事業というものでございまして、平成22年度山林境界確認調査事業で、高津川森林組合のほうに委託をしたものでございまして。全体事業費としては703万5,000円ということでございまして。会計検査で何が指摘があったかと申しますと、人件費部分のところの指摘がございました。本山林境界確認調査事業については、総事業費の2分の1以上が人件費でなければいけないというふうな事業でございまして。その関係で、今回返還しなければいけないものについてでございまして、森林組合が雇用された方が3名おられまして、そのうちの2名が問題があるというふうな御指摘でございまして。実際のところ、1月から雇用を始めて、1、2、3カ月、それで4月からこの事業を入れてまいったところとございまして。事前に県とも調整をした後に対応したんでございまして、なかなかその辺のところでは情報も不足しておいて、県の考えと会計検査院の考えのところ

の見解が違うというふうなものでございます。ということで、実際のところ3カ月既に雇っとるので、1年間で15カ月だということで3カ月分をお返しをしないといけないというふうなことでございます。その結果、総事業費703万5,000円というふうに考えておりましたが、先ほど申しましたように人件費が2分の1以上というふうなことになりますので、3カ月分落として計算すると616万9,904円ということで、最終に返還をしないといけないお金が86万5,096円、このお金を返還せざるを得ないというふうな状況になったところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと1点だけ忘れておりましたんで。

41ページの民生費です。これの委託料ですか。地域型保育給付費負担金2,170万9,000円。これは、木部、直地及びうしのしっぽの各園にかかわる云々で、これは2,179万ですが、これは3等分すればいいんですか。この各園3カ所ありますが。約700万ごとに配分すりゃいいんですか。

それと、支出見込額の増に伴うと、こう書いてあるんですけど。支出見込額の見込み額ですから、今からふえるんであろうというふうに解釈しましたが、既に、そういう何かふえるという材料があるんですか。そこら辺ちょっと。

○議長（沖田 守君） 参事。簡潔にね。

○参事（齋藤 等君） 施設型給付費負担金2,093万1,000円の増、それから地域型保育給付費負担金の2,170万9,000円の増でございます。これにつきましては、新年度予算を組む段階で見込みの状況で出しておりました。その後、説明にもあったかもしれませんが、国の人勧による単価アップであったりゼロ歳児から2歳児が増したということで、金額的にはふえております。施設型につきましては、幼稚園それから広域入所関係、それから地域型につきましては、私立の3園、木部、直地、うしのしっぽさん等の3園でございます。単純に3等分でなしに、やはり園児数等もありますので単純には割ることはできません。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 1点だけですが、63ページの工事請負費の関係ですが、600万の減、これ説明があったんかと思えますけども、日原にぎわい創出拠点づくりの関係と思えますが、ちょっとこの内容をもう一度お願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 先ほども関連質問でございましたが、いわゆるこれが古民家の再生部分、母屋と蔵2棟部分について、当初予算化いただきました5,000万で予算化いただいたところでございますが、当面600万、その部分で委託料が600万ふえますので直接的な関連はございませんが、同額ということで実質的な補正増がなるべく少ないようにという配慮もございまして、同額で落としております。

この後、今回21日入札ございますが、母屋の工事に入りましてその上で工事を進めていく中で、何か変更増というようなことも想定もできますので、全額は落としておりません。その上で、最終的な部分で3月補正において入札の結果、工事の内容等見た上で減額の補正をかけさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんか。いいですか。

ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第143号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第143号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第13. 議案第144号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第144号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第144号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第144号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第145号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第145号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第145号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第145号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第146号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第146号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第146号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第146号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第147号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第147号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第147号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第147号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第148号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第148号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第148号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第148号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第149号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第149号平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第149号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第149号平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第150号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第150号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第150号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第150号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第151号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第151号津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加でお願いをいたします案件は、契約変更案件1件、契約案件1件の、合計2案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第151号でございますが、津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第151号について御説明をいたします。

議案と写真、それから図面等を添付させていただいております。まず議案でございますが、契約の目的でございます津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業、契約の方法、随意契約。契約の金額、9,584万2,440円。変更前金額、8,078万4,000円。変更額、1,505万8,440円。契約の相手方、住所、島根県鹿足郡津和野町瀬元58番地1。氏名は、津和野にすも一家株式会社、代表取締役、坂崎和義でございます。

裏面のほうごらんください。まず、工事の概要でございます。先般の臨時議会の際に、予算の提案をさせていただいて、その際、3点の追加工事等が必要になったということで、予算的には臨時議会のところでお認めをいただいたということでございます。その際、1点目の敷地造成工事に係る廃棄物処理の部分でございますが、参考資料にありますように混合廃棄物の写真が中段の写真でございます。これにつきましては中身の調査等行った上で、浜田浄化センターのほうに運んでおります。

それから、その下の燃え殻につきましてはダイオキシンとの判断ということで、検査を行いまして、これは基準値以下という結果が出ましたので、これについては町内の民間事業者のほうで、こちらの津和野にすも一家のほうで処理をさせていただいております。

工事内容といたしましては、1枚めくっていただきまして、まず手前側が主要地方道津和野田万川線の道路が走っておりまして、その上に位置しているところが今回の木部地区の造成工事の部分でございます。先ほど写真にありました混合の廃棄物、これについてはピンク色で塗っておりますが、真ん中辺、敷地のちょうど上のあたりにあるところでございます。ここで103立方メートルの混合廃棄物等が出たということでありまして。それから、手前の赤い色で塗り潰しているところが燃え殻が出た箇所ということで、これが25立米の量でございます。

今回この2つの案件、混合廃棄物等の処理につきましては、既に今回着工済みということでございます。それからその外周のところで、湧水という確認をさせていただいたということで、これについての暗渠排水、暗渠排水工事を行っております。この部分がちょうど汚染土、へどろと書いてありますが、その上の部分にスパイラル管の20センチ、これを90メートル、ちょうどこの敷地の枠を沿うように配管をさせていただいたということでございます。これについても着工済みということで御指摘を受けております。大変申しわけございませんでした。

それから、今回三つ目の点でございますが、生活排水の排水路、これについては2枚目の図面で、一応図面の真ん中あたりのところですが、そこからちょうど歩道の下をずっと暗渠排水をさせていただきまして109.9メートル、この部分で歩道を暗渠排水をさせていただいて、この主要地方道の中を通るような形で排水をするというところで、これについては今からさしていただきたいというふうに考えております。

もとに戻りますが、今回、事業変更仮契約書につきましては、事業名が津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業、事業場所が津和野町中川246番地1ほか、契約締結年月日が平成28年8月27日ということで、上記の事業契約について、次のとおり契約を変更するというところでございます。

事業契約金額につきましては前事業金額に対し金1,505万8,440円増額ということで、敷地の廃棄物処理等に係る経費が466万2,360円、それから地下排水工事に係る、湧水処理に係る暗渠排水の工事費が151万6,320円、それから排水工事といたしまして、先ほど最後に御説明した生活排水の排水につきましては、887万9,760円ということでございまして、この三つの追加に係る事業費トータルが1,505万8,440円ということで増額をさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま提案がありまして、先回の補正予算でもお話があり、議会としても私の名前で議員全員の賛同を得て附帯決議を出させていただいたことであります。きょう契約案件が提示された、上程されたわけでありまして、これは実にもう着工したものを今から採決をとるといふ、私の今までの経験では前代

未聞のことです。このようなことが続けば、例えば業者からすれば契約案件を結んで追加工事を先にして、それから補正予算、また契約案件を結べばいいじゃないかということになるのではないかと、大変、懸念をしております。税金を扱っているという意識が欠如していると思います。

どういう経緯でこのような補正予算を可決する前、そして契約案件を可決する前に発注をされたのか、工事を進められたのか、そういうことをまず聞きたいと思います。

町議会というのは、行政のチェック機能であります。これを放置することは、町議会としての使命を放棄するということになると思います。この点については、今後の再発防止策とあわせて経緯についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この産業廃棄物が出た部分と、それから地下排水の湧水処理につきましては、先ほど議員御指摘のあったように、議会の議決前にその事業的などところを行わさせていただいたところで、議員の御指摘につきましては本当に申しわけなく、私どもも一般質問でも議員の皆様方から御指摘もいただいて、今後このようなことがないようにということで、肝に銘じて今後については取り扱わなければいけないということで、今思っているところでございます。

経過といたしましては、今回この住宅を整備するに当たって、この事実が判明したところの部分で言いますと、湧水の確認をさせていただいたのが9月の18日、19日あたりで、湧水の確認をさせていただいたところでもあります。それから、燃え殻、混合廃棄物の確認につきましては10月の、失礼しました9月の22日、23日のところで混合廃棄物、それから燃え殻につきましては、9月の26日から28日の間にかけて業者のほうから報告を受けて、こういった事実が判明したことがわかったということでもあります。

今回これに付随しながら、公募期間を設けて応募もしていただいて、この3月末までのところでこの住宅を建設するというところで言いますと、こういった敷地の情勢に係る部分については、この事業的などところでおくれることなく、私どもとしては実施をさせていただきたいという思いの中で、今回これについては、事前に着手させていただいたということでもあります。

この9月の18日の湧水を確認してから燃え殻の確認をするところでは、9月の28日の期間で、そういったさまざまな状況が出た段階で、全員協議会等を開かせていただいて、本来ですと議会の皆様に御報告をさせていただいて、すぐに臨時議会等で予算の提案をさせていただかなくてはならない。本来ですとそういった手続を踏んで行ふべきだったというふうに反省をしているところでございます。

この部分の応急工事が、建築工事の3月の完成というところが念頭にありまして、私どもとしたら今回議会への報告なしに、そういったところをやらせていただいたという経過でございます。

今後については、そういった議員の御指摘等も非常に重く受けとめておりますので、事務局としてはそういった事例があった場合には速やかということと、あとはやはり事前に土地の状況、こういったところの状況をどうつかむかということについては、まちづくり委員会とも協力をさせていただきながら、まちづくり委員会からの提案ということで土地については御提案いただいたところを買収をして、建物を建てていくというような今事業になっておりますので、そういったところについては反省も踏まえて、この土地を選定する段階で事前にわかるところというのをもう少し精査をさせていただくと。そういったところも踏まえて、今後については注意して行っていきたいと考えております。

大変済みませんでした。

○議長（沖田 守君） 町長何かありませんか。町長。

○町長（下森 博之君） 本当にあってはならないことでありまして、11月臨時議会の附帯決議を受けてということで、そのときにも私の反省と、それから今後についてのことは述べさせていただいたといったところでもありますが、改めて今回こういう湧水、混合廃棄物、燃え殻等の課題があって、その解決に向けてさまざまな対処方法を検討しておったと、その辺のところは重々私も承知の上での進んできたわけでありまして、いずれにしましても議会等のおおむねの了解を得ぬままに工事を着工してしまったということは、これは言いわけができないことだというふうにも思っております。今後はこうしたことがないように努めていかなきゃならんというふうにも思っております。

特に今回は、これはもう言いわけにしかありませんけれども、木部地域から早い段階で土地の応募をいただいて、それがなかなか農地転用等々あって、どんどんどんどん時期がずれてまいりまして、そんな中で、何とか3月いっぱいまで完成をしようという、そういう気持ちがこうした結果にもなってしまったといったところでもあります。早目早目の事業の設計と実行をとにかく心がけていくということが大事であるというふうにも思っておりますし、また当然議会の、どういまいしょうか了解を、議決ということ云々よりもやっぱり全員協議会等しっかり開催をして、そしてできるだけ議題として掲げて、そしてコンセンサスを得ながらやっていくということのをこれまで以上に配慮していかなきゃならないというふうにも思っております。そうした議会対応が十分でなかったというのは担当課ではなくて、私の責任ということが一番だというふうにも思っているところでございます。

私としても、できるだけその議会とのコンセンサスを得ようという努力はこれまでもしてきたつもりでありますけれども、こういう結果が出てしまったということもしっかり反省をしながら、また今後ともしっかりコンセンサスを図れるように努めてまいりたいと、そのように考えておるところであります。

改めておわびを申し上げたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今までも着工してから契約案件を上程したという例があるのか、その点についてお聞きしたいと思いますし、今後はこのようなことは全協開けば、着工して、そして契約案件は着工した後に議決を結んでいく、そういうことも考えられるのか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 建設課の関係でございますが、多くの工事を実際にはしておりまして、議会に提出する案件でございますので、皆さんに御報告はしておりませんが、実際のところ災害一つ取り上げますと、想定した下層、地盤が出なかったり、水がそこに湧き出たりというふうなことでありますと、どうしてもそれに対して変更せざるを得ないというふうな事態がございます、このあたりのところで当然変更しております。

それから、議会に今まで提案をさせていただいたところで申し上げますと、最近では青原団地のストック改善工事等がございます、やはり当初想定していた、例えば床の張りかえなんでありまして、入居者の方から話を聞くと、さらにこの辺が悪くなっておるとかいうふうなところも出てきておりまして、そういうところについては、小さい部分ではいろいろ変更しながら、最終の出来高変更のところ、変更契約をさせていただいておりますが、実際のところもう既に終わった部分かなりあるというふうな状態もございます。これから大きいものについては当然それから対応というふうなことにもなるところもございますが、全てそれを報告ということはしておりません。実態がございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 3回目ですので、最後の質問になりますが、では、この契約案件が否決された場合とか補正予算が否決された場合、そういう場合はどのように対応していかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 予算が否決された場合は、再度町長のほうからまた皆様方をお願いすることになると思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 同僚議員がいろいろ申し上げましたので、この事件も附帯決議をしたような件であります、それはそれとして、この図面に対して、ちょっと1点ほどお聞かせいただきたい。

この3番目にいただいとります平面図ですね、この赤が今回の変更と思うんですが、3枚目の図面、縦断図がついておりますが、これは浄化槽の排水じゃろうと思っておりますが、まず暗渠排水のスパイラル管が200が90メートルほど施工するようになってとりますね、これは既にもう青いところでU字フリュームやなんかは、側溝やなんかも

う完成しとると思うんですが、このどこに暗渠排水を入れられるのか、ずっと外回り全部入るように図面なつとりますね、線が引いてありますんで、どういう構造で入れられるんか、既に青い分はもうこれは入れておられるんでしょ、U蓋側溝や何かを敷設してあるんでしょ、青い部分は。

そうすると、この暗渠排水つちゅうなあ側溝の大概下へ入れにゃあ意味のないもんなんですよ、構造的に。このスパイラル管は入れてあるわけですが、これも大きなもんが入れてありますが、この流末、どこへ出されるんか。一番最後に集水ますがありますが、この集水ますも600ぐらいしかないですね、ここで切れておりますが、このフィルター材が全部入れてあります暗渠排水、これをどこに最終処理をされるのか。出口ですよね、最後の、その流末処理をどういうふうに計画されとるんか、この図面ではこの入り口のところでも、うとまつとりますね、赤い線が。浄化槽は150メートルくらいずっと下まで引っ張ってあります。これはまあ、農業排水の関係があるけえ引っ張られたんと思いますが、この、ほいじゃあ暗渠排水をどこまで引っ張るんか、深さが随分深い大きいもんですから800ぐらいあるものの中に入れて、それでフィルター的なものを入れて出すんですから、その一番入り口、道路側のところで集水ますのそこへ、じゃあ入らんとするんですよ。この流末をどこに出されるんか、それをちょっと説明いただきたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） A3の図面の最初のほうですが、議員御指摘のとまったところが、大きな、今でも排水の集積をさせるところがございまして、この用水自体はそのまま道路を通過して、湧水でございまして、生活の排水ということではなくて湧水ということで、当初考えておった排水路にそのまま流れるような構造になってるといふこととございまして。

この主要地方道の田万川線の左の隅に四角で囲んであるところへ、外周をずっと回って、この暗渠排水についてはスパイラル管20センチ口径の部分の中を引きまして、相当大きいためます、集積をされることの既存のところについておりますので、そちらのほうに接続をさせているといふこととあります。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 以上で、ないようでありますから、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（４番 岡田 克也君） このたびの契約案件については、先ほど質疑のときも申し上げましたが、やはりまず予算を可決して契約案件をまず結んで、そして着工すべきだと思います。

しかしながら、先般、臨時議会の補正のときでも申し上げましたが、入居者等も決まっておるとか、さまざまな状況でありますので、今回は賛成をいたしたいと思いますが、やはりこのような案件というのは、非常に過疎計画も変わってくるわけでありまして、さまざまな形で大幅な予算も増加も必要となる、町の財政が今後どういうふうになっていくかということは非常に懸念をしております。そういう上でも、事前に協議、そして事前に上程していただいて着工していただくことを申し上げまして、賛成といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第151号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第151号津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結については、原案のとおり、可決されました。

日程第21. 議案第152号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第152号日原山村開発センター耐震改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第152号でございますが、日原山村開発センター耐震改修工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。それでは議案第152号日原山村開発センター耐震改修工事請負契約の締結について、御説明をさせていただきます。

契約の目的でございますが、日原山村開発センター耐震改修工事、契約の方法、一般競争入札でございます。契約の金額は、8,856万円でございます。契約の工期といたしまして、津和野町議会の議決のあった翌日から平成29年3月31日としております。契約の相手方でございますが、津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社代表取締役、堀大地でございます。裏面に建設工事請負契約書をつけてございます。

入札の概要でございますが、12月5日、一般競争入札により行われ、応札をした会社が2社でございます。場所は、津和野町日原地内。応札率は99.51%でございます。資料としまして、資料2と資料3をつけてございます。資料2のほうは1階で、資料3が2階の平面図となっております。

日原山村開発センターでございますが、建築年が昭和48年、鉄筋コンクリートづくりで地上2階、地下1階、延べ面積は1,967平米でございます。

平成27年度に、耐震診断を実施しております。その結果で、耐震強度は0.63の結果となりました。基準値の0.6以上の耐震強度でございましたが、耐震判定委員会として、センター棟の入り口、図書館の隣に階段がありまして、大ホールにつながる場所がございます。その屋根スラブと東側の集会室の前から廊下がありまして、大ホールに回るL字型のところのちょうど扉があるあたりでございますが、これが接続部分でございます。これが建物上では一緒にして使い勝手よく使うようにしておりますけれども、これが大震災のときには接続部分のところで大きな揺れを感じるということで、この部分と先ほど申しました西側の入り口の屋根の部分については、耐震時のときに損傷のおそれがあるということで、改修の必要がある旨の所見をいただいております。

このたび、耐震改修工事といたしまして実施をさせていただきたいと思っております。改修のポイントでございますが、先ほどの西側入口の屋根のスラブにつきましては、既存の屋根の撤去を行い、折版屋根に改修をいたしたいと思っております。先ほどの東側の接続部分につきましては、外壁、建具及び屋根の改修を行い、補強をしたいと思っております。

集会施設等につきましては、既存の天井を撤去し、耐震使用の天井に改修をしたいと予定をしております。集会施設の中に排煙施設もございますので、排煙施設の工事もさせていただきたいということと、放送室がございますが、放送室は一応ハイシをのけて放送機材をステージ上に持って行く。放送室があったところは管理用スペースとさせていただきたいと考えております。

ほかの部分につきましては、資料3のちょうど山村開発センターの階段上がって2階へ上がる外回りの通路があるところでございますが、ここを渡り廊下ということは建築基準法により撤去しなさいという指示でございますのでここを撤去いたしまして、屋根の改修といたします。この屋根はFRPの防水をした屋根にしたいと思っております。

そのほかにも外壁が内壁のクラック改修、ひび割れとかがございますので、その改修、トイレにつきましては、センター棟の1階と及び集会棟のトイレでございます、これは洋式トイレに改修し、男女ともベビーシート、ベビーチェアを設けたいと思っております。2階のトイレにつきましては今までどおりの和式のトイレということになります。

おおむね改修のポイントは以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑をお受けいたします。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今説明いただいた中で、ベビーシートとかそれがあると言われたところがちょっとわからなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 図面がA3ではありますが、小そうございます。1階の入り口のところに男子トイレと女子トイレがございしますが、そこへ洋式のトイレ表示がしてあります。そこが囲いがしてございしますが、そこへベビーシートとベビーチェアが男女ともつくようになっております。

集会棟のほうにつきましては、男子トイレ女子トイレとも洋式の便座のところが仕切りがございまして、ここにベビーシート、ベビーチェアが両方ともつく予定にしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 大変勉強不足であります。これを設計されたのは大建さんでございませいかいね、こう図面に書いているように。この大建さんとの設計監理委託料が幾らであったか、ちょっと教えていただきたいのと、それからこれが2社で入札されておるんですね。そういったとき相当な落札率が99.51%ですか、のようではありますが、もう1社の会社名を教えていただきたい。

それと、この完成工期が29年の3月31日になっておりますが、とてもこれだけの工事が済むとは思えません。それで、工期変更はどうせ先でされるんだろうというふうになっておりますが、その点についてお聞かせいただきたい思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 済いません、設計監理についての金額を今、正確なものを持っておりませんので、申しわけありません。それと業者でございすけれども、もう1社は（株）日成建設さんでございす。

それから一応、工期は3月末ということで今回契約案件で提案をさせていただきましたが、入札のときの報告に29年6月30日ということで入札をさせていただきました。これは一応繰り越しになると思いますので、それは議会の議決をいただかないと繰り越しはできないと考えておりますので、その提案をさせていただいて、議決をいただいた後に工期の延長をさせていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） あっちこっちで雨漏りしてございましたけども、それは解消される工事になっておるんですか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 雨漏りについては調査をしておりますので、雨漏りするところは防水シートの補強をするということになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第152号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第152号日原山村開発センター耐震改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発委第2号

○議長（沖田 守君） 日程第22、発委第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これより本案件について議会運営委員長より趣旨説明を求めます。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由の説明をいたします。

議員年金制度は、平成23年に一旦は廃止されました。が、しかし、国民の幅広い政治参加や議員を志す若い人材確保のため、現在、全国の議長会を挙げて、地方議会議員の年金制度への加入運動が展開されております。

昨年実施されました統一地方選挙では、全国927ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村での議会選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村での無投票当選という結果でありました。また、その中で4町村は、定数割れという状況にありました。これは、わが町に対する住民の関心度の低さや、地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。

住民の代表として、議会がまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方が議員になりたいと思うような環境をつくっていかねばならないと思っております。

議員を志す新たな人材の確保につなげるためにも、その基盤として地方議会議員の年金制度化しなければならぬと考えております。

以上の観点から、このことに関する法整備を早急に実現するように国に強く要望するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。以上で議運委員長からの趣旨説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、発委第2号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をさせていただくことになります。

日程第23. 請願第2号

○議長（沖田 守君） 日程第23、請願第2号津和野町町道の延長に関する請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。この請願は、会議規則第92条の規定により、総務経済常任委員会に付託して、閉会中の継続審査にいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号津和野町町道の延長に関する請願は、総務経済常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第24. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について

○議長（沖田 守君） 日程第24、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から、調査についての中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。本件について、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長の発言を許します。11番、板垣君。

○木質バイオマスガス化発電調査特別委員長（板垣 敬司君） 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会中間報告書。

平成28年第3回（3月）定例会において設置された木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の調査について、会議規則第47条2項の規定に基づき報告いたします。

記、1、調査事件、木質バイオマスガス化発電調査に関すること。

2、調査目的、地域再生計画の中核施設となる木質バイオマスガス化発電事業について、議会における判断材料とするため。

3、調査方法、机上調査。

4、調査の経過、第9回、日時、平成28年12月9日金曜午後3時45分。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員。議長、農林課長、久保睦夫。調査事項、協議会における協議状況及びVOLTER40の可能性と発電所完成までのスケジュールについて。

5、調査概要。1) 11月14日に開催された協議会の中で、発電事業会社の運営方法は、第三セクター方式を取らないことを確認した。このことは、資金調達に対する債務保証ならびに経営に係る損失補償をしないことを確認した。

2) VOLTER40を12基設置した場合の試算は、発電量480キロワット、うち内部消費24キロワット、年間売電量325日稼働で355万6,800キロワット、FIT40円適用することで1億4,227万2,000円の売電収入が見込める。

3) それに伴うチップ必要量は年間544トン×12基で6,528トン、含水率50%となる。

4) 燃料調達計画では、素材生産業者5社で5,800トン、自伐林家で1,000トン合わせて6,800トンが計画され、それぞれ概ね調達できる数字となっている。

5) 発電所建設費用はおおよそ4億2,000万円、附属施設は乾燥機やペレット製造、堆肥製造施設などで2億円から3億円の見込みで、附属施設について林野庁の補助制度の申請手続きの段階で、発電施設から発生する熱電利用の乾燥施設は補助対象にならない新たな課題に直面している。

6) 林野庁にかわる総務省の補助制度を並行的に調査研究している。

7) FIT認証申請と中国電力接続検討申請で、関係機関と調整しているが、中国電力から接続電力枠が現在ないとの回答。接続検討には2カ月の期間を要する上に、申請手続きは発電事業会社が原則行うことになっている。本町の場合、法人が立ち上がっていない中で、手続きとそれに係る経費の捻出を協議会が行う必要に迫られている。

6、中間報告、地域再生計画の目的が達成されるよう、町当局を初め、協議会と中国電力との接続検討の推移を見きわめることが必要で、継続調査とする。

平成28年12月14日、津和野町議会議長、沖田守様。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長、板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

この委員会は、議長を除く全議員での構成であります。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議ないようでありますので、委員長に対する質疑は省略します。

以上で、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を終了します。

日程第25. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第25、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成28年第4回（6月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、報告いたします。

1、調査事件、津和野町特産の島根わさびの増産体制の構築並びに振興策について。

2、調査目的、津和野町特産の島根わさびの増産体制の構築並びに振興策について、議会における判断材料とするため。

3、調査方法、机上調査・現地調査。

4、審査日、平成28年12月7日水曜日午後1時30分から午後2時20分、農林課に対する聞き取り調査。午後2時30分から午後4時まで、JA西いわみ地区本部わさび生産組合、フロンティア日原に対する聞き取り調査。午後4時から午後5時まで、横道地区わさび圃場の見学。場所、津和野町役場第2庁舎委員会室であります。出席者は、JA西いわみ地区本部長、田村本部長、田中営農部長、鳥山指導員、フロンティア日原、斎藤社長、村上工場長、わさび生産者、大庭津和野町わさび生産組合長、安見津和野町わさび生産副組合長、永田津和野地区生産者代表（農政会議副会長）、久保農林課長、佐伯農林課主任主事、総務経済委員会5名、以上が出席者であります。

審査経緯であります。本年12月に第三セクターのフロンティア日原とJA日原山菜加工場と経営統合が行われました。日原山菜加工場は会社化を行って13年が経過しましたが、会社化して全盛期は年間7,000万円の売り上げがありましたが、現在は3,000万円に落ち込んでいる。平成27年度は、マイナス300万円の赤字決算であり、

2期連続の赤字決算となっている。原材料のわさびの在庫がなくなっており、経営改善のためには、原材料のわさび確保対策が急務である。採算ベースから考慮すれば、原材料のわさびを現在の4倍程度にしなければならないと考えられる。今回、過疎高齢化等により年々減少する津和野町特産の島根わさび生産の振興とあわせて審査していくこととなった。

審査内容であります。①わさび生産の現状について、JAしまね西いわみ地区本部取り扱い実績推移ということで、これは単位は1,000円であります。このような表であります。特筆すべきは、平成20年を越えたあたりから非常に落ち込んでいるという。これは、JAしまね西いわみ地区本部の取り扱いの量であります。JA西いわみへのわさびの出荷量は、日原地域は平成23年度が2万3,814キログラムに対して、平成27年度は2万3,416キログラムであり、生産量はほぼ横ばいである。しかし、金額は平成23年度が1,550万円だったが、平成27年度には約2,200万円に増加している。これは、芋根、本茎、切茎、切根の金額の増加によるものである。特に、芋根は生産量で約500キログラム、金額で約350万円増加している。この要因は、わさび生産組合の大庭組合長が静岡で研修を行って来て、従来の溪流式の水冷わさびに加え、災害に強い畳石式の水田わさびの生産が始められて、生産量が向上したことによると思われる。一方、津和野地区は生産量も減少しており、また、金額も約230万円にとどまっている。津和野町わさび生産組合では、昨年、脇本にわさびハウスを5棟建設して、新規就農者の研修、推進を行っている。5棟のうち、昨年度は、脇本のリースハウス2棟でわさび生産組合が試験的に栽培を行った。わさび販売額及び町ブランド農産物推進事業助成金を合わせて、収入額は126万7,256円で、必要経費を差し引いて利益が1棟当たり約30万円程度あり、作業日数35日、1日9時間労働と計算して、時給は950円程度が見込まれる。ハウスでのわさび栽培は、冬から夏にかけて行われ、夏は他の農産物をつくるなど上手に組み合わせれば、十分な収入が見込まれる。

現在、津和野町わさび生産組合には約50名が加入している。わさび栽培は技術的に難しく、生産者の技術により売り上げは雲泥の差がある。その点でも、ハウスでのわさび栽培は、水田に比較して取り組みやすい。標高300メートル程度の林間地のハウス栽培では、ガニ芽が取れることが実証済みであり、津和野町内でもモデルをつくり、UIターンなど新規就農者のわさび栽培への参入を促していきたい。

②フロンティア日原加工部（旧JA日原山菜加工場）の現状について、わさびの醤油漬は好調であり、販売先も増加している。しかし、原材料不足は深刻であり、平成28年度上期の原料の在庫は80キロ程度しかなく、現在の原料の在庫はゼロとなった。そのため、以前は郵便局のカタログギフトにも商品を掲載していたが、原材料不足で供給できなくなっている。原材料不足が解消されれば、問い合わせも多く、新規大口取引先もふえると思われる。原材料不足は、生産者の高齢化などによる生産量の減少のほか、日原地域以外からの入荷が大幅に減少していることが要因となっている。入荷が減少し

ている原因は、民間業者がフロンティア日原加工部の買い取り価格より高額で買い求めておられることである。原料の確保及び生産者の所得向上のため、よい時期でよいものは高く買い取り、CAS冷凍システムを使って付加価値をつけて高く売ることも必要である。また、わさび生産から加工まで一貫して関与することも必要である。

現在のフロンティア日原加工部（旧JA日原山菜加工場）分の製品販売高の推移であります。これを見ていただきますと、売り上げそのものよりも、この28年度に原材料の在庫というのが、上半期で29万3,000円となっており、今現在では、先ほども申し上げましたが、在庫がゼロとなっている状況であります。そのような状況であります。

審査意見といたしまして、フロンティア日原加工部の原料のわさびの現在の在庫はゼロとなっており、原料の確保が急務である。緊急対策としては、フロンティア日原がJAしまね西いわみ地区本部や津和野町と連携して、買い取り価格を上げて原材料を確保する方策を早急に検討すべきである。

また、フロンティア日原が可能な助成制度などを活用してハウスを建て、わさび生産者に貸与し、収穫作業をフロンティア日原が行うことによって、原料を確保する方策が考えられる。また、フロンティア日原は第三セクターであることから、集落支援員や地域おこし協力隊員を配置することが可能だと思われる。支援員や協力隊員にわさびの収穫作業に従事していただき、必要経費を抑えながら買い取り価格を上げる方法が考えられる。集落支援や地域おこし協力隊員も、わさび生産に携わることによって、将来的にわさび生産者となる研修を同時に行うことができる。そのことによって、将来の担い手になることができる。

また、県の補助制度も活用しながら畳石式の水田わさびの圃場も整備して、かつて東の静岡、西の島根と呼ばれ称された産地の復活と後継者育成対策を講じていくべきである。

平成28年12月14日、津和野町議会議長、沖田守様。

総務経済委員長、岡田克也。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） せっかくの機会でございますので、少し審査において得られたところを教えていただきたいと思います。既にフロンティア日原とJA日原山菜加工場は、経営統合が行われたということでございますが、新しい法人、その辺のことについてどのような出資で今日スタートしたのか、教えていただきたいと思います。

それと、災害に強い豊石式の水田わさびということで、豊石式というのは私も承知しておりますが、現在、津和野町内に何基このものがつくられてうまく生産に寄与してもらえるか調べておられましたらお願いします。

それと、脇本のわさびのハウスでございますが、5棟を建設して、新規就農者のためのリース事業ということでございますが、この審査の報告では、生産組合が試験的に2棟を使ったということで、個人的に一つ一つをリースで使ったという経緯はないのでしょうか。そして、残りの3棟は、昨年はどうのような使い方をされたのか、調査をしておられればお願いいたします。

とりあえずそれだけです。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） まず、新しいフロンティアの構成であります、先般、説明も町のほうからあったと思いますが、JAからの増資を含めまして、500万だったかな、フロンティア日原と統合いたしまして、ここに書いておりますように、フロンティア日原加工部という、そういうような、今、位置づけとなっております。で、山菜加工場のほうが、フロンティア日原のほうに吸収合併といいますか、統合したという形でありますので、会社そのものは第三セクターのフロンティア日原というものとなっております。それに対して、JAの増資等があり、今回この統合が行われたわけであります。

で、豊石式のわさび田が何基あるかということですが、何基というのはなかなか言いにくいといえますか、あちこちにつくっております、例えば、下横道のところに谷の横に豊石式のわさび田が、段を数えれば、そこだけでも六、七枚ぐらいはあるんじゃないかと思えますけれども、あと、ほかの地域も合わせて一体全体何枚あるかということは、今、把握しておりませんが、かなりふえておるのが現状であります。また、その点については、こちらのほうで調べて、また後ほどお答えをしたいと思います。

で、脇本のハウスであります、大庭生産組合長にお聞きいたしまして、2棟を試験的にわさび生産組合のほうで、その中で指導も含めて、あと3棟のほうは、新規就農者等が預かってつくられたと。で、左鑑の方も2棟借りておられましたけれども、ことし横道のほうに新たに自分でハウスをつくられましたので、そちらのほうは撤退されまして、今は新規就農者の方が借りられておるとい、また、ほかの新規就農者の方が借りられておるとい現状であります。

このような試験的なハウス栽培の中で、また特筆すべきは、わさびというのは連作障害がありまして、ハウスでわさびをつくっておりましたら、連作をしていきますと、必ず、水田ではありませんので、連作障害が出てきます。しかし、今、わさび生産組合では、大庭組合長を初めとして、連作をしても栽培量が落ちないという、そういう手法を研究の成果達成しております。そういう意味でも、これからわさびのハウスでの栽培、先ほど申し上げました、高知ではハウス栽培でガニ芽も収穫できるということでありま

すので、かなりの部分を、特にわさび生産組合が中心となって、造成していけば、かなりの栽培量の増量が認められるのではないかと考えております。以上であります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。総務経済委員長には、引き続き次の津和野町の商工業振興についての報告を求めます。委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成28年第7回9月定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、報告をいたします。

調査事件、津和野町商工業振興について。調査目的、津和野町の商工業振興について、議会における判断材料とするため。調査方法、机上調査。現地調査。審査日、平成28年11月15日火曜日、13時30分から14時50分まで、商工観光課聞き取り調査。15時から16時30分まで、商工会の聞き取り調査。場所としましては、津和野町役場津和野庁舎、並びに津和野町商工会2階会議室であります。出席者は、椿商工観光課課長、大庭商工会事務局長、ちょっと記載を漏らしておりましたが、山平、田中両指導員であります。そして、藤山商工観光課長、村田商工観光課長補佐、総務経済委員6名であります。審査内容としまして、津和野町の観光客宿泊者等の現状であります。津和野町の入り込み客数は、津和野地区は平成26年が81万4,088人、平成27年が85万517人であり、3万6,429人の増である。日原地区は平成26年が32万9,041人、平成27年が32万9,041人であり、ちょっと点の場所が誤っております。訂正をお願いします。9の後ろに点をお願いしたいと思います。6,582人の増である。日本遺産の認定効果などがあったと思われまます。

宿泊者数は、平成26年に1月から9月が2万9,414人、外国人観光客宿泊者数が693人であり、同平成27年同月が2万9,199人、外国人観光客宿泊者数が792人となっている。特筆すべきは、平成26年にフランスのブルーガイドに掲載された影響で、フランス人観光客が圧倒的であったことに対し、平成27年度は、フランス人観光客は減少し、その他のヨーロッパ、中国、香港等の観光客が伸びていることである。

津和野町商工会会員数について、平成27年度当初332、新規加入者9、退会者8、年度末330であり、十数年ぶりに開業者数が廃業者数を上回った。平成27年度の主たる退会者は廃業であり、事業経営の厳しさではなく、高齢で後継者がいないための廃業であった。これからの津和野町商工会の課題は、後継者対策である。1ターンや第2創業などによる企業や承継を起こし、増加対策に取り組んでいる。

3、小規模企業振興に関する条例の提出について。小規模企業の振興に関する条例は、島根県が制定している。県内市町村では、雲南市、奥出雲町、益田市、美郷町が制定し

ており、本年12月議会において、邑南町、津和野町が条例案を上程している現状である。

審査意見、津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することによって、条例整備をされている市町村や商工会などは、国や県の補助金の交付や、事業採択上有利になると思われる。また、条例の制定により、県・町商工会、金融機関、教育機関、町民との綿密な連携を図ることができると思われるため、町の商工業の振興に寄与できると考えられる。近年増加している外国人観光客に対して、よりきめ細かなおもてなしができるように、有効なインバウンド対策を講じるべきである。年始を除く1月や2月は降雪期になるため、観光客が激減する。この期間に、栗フェアや芋煮のような集客力のある冬のグルメプランや特別拝観など、旅館組合や観光協会、商工会と連携して行うべきである。津和野地区は、日本遺産認定等が追い風となってきたが、日原地区はアユの不漁により、日原地区の料理店等は非常に厳しい状況となっている。日原にぎわいづくり事業に期待が持たれるか、昨年やことしのようなアユ不漁が続けば、アユ料理を求めて来られる方や釣り客の方も来町されず、経済効果が大幅に減少する。島根県や高津川漁協、益田市、吉賀町と連携して、アユ不漁対策を講じていくべきである。

商工会員は昨年度1名増加している。退会者の主要因は後継者不足による廃業であり、津和野町が制定した商工業者の事業承継（後継者対策）施策を活用して、後継者対策に力を注いでいくべきである。

平成28年12月14日、津和野町議会議長、沖田守様。

総務経済常任委員長、岡田克也。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

若干、報告書に日原の観光客の入り込み数が、26年、27年、同じようなことで、6,586人の増とこうありますが、どこかちょっと27年が違ってるんじゃないかな、これ。

したがって、そこら辺がありますから、今、わかれば、訂正しておいていただければ。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 大変失礼いたしました。日原地区の観光入り込み客数であります。32万9,041人は間違いありません。その後の数を訂正をお願いしたいと思います。32万2,455人で、6,586人の増であります。そしてその上のところがもう1カ所訂正があります。椿商工観光課長となっております、商工会長であります。訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 再度申し上げるようだがね、27年が32万2,000。それじゃ減ったってこと。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 平成26年が32万2,455人で、平成27年が32万9,041人です。済みません、反対でありました。

○議長（沖田 守君） そのように御訂正をいただきたいと思います。ありがとうございました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

日程第26. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第26、文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、議題といたします。文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。3番、米澤君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。平成28年第7回（9月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、報告をいたします。

- 1、調査事件、有形文化財の現状について。
- 2、調査目的、現状を把握調査し、議会活動に資するため。
- 3、調査方法、聞き取り調査及び現地調査。

4、調査の経過、第1回平成28年11月11日、第2庁舎、文教民生常任委員会5名、日程調整と教育委員会に資料要求をしております。

第2回、日時、平成28年11月24日、有形文化財現地調査。町指定、県指定、国指定の以下書いてあります12カ所を調査しております。出席者、文教民生常任委員会5名、議長、津和野町教育委員会宮田健一係長。調査事項としまして、現存状態及び管理状況。

第3回、平成28年12月2日、場所は有形文化財現地調査であります。これは、第2回目、日原地区を実施しております。2カ所であります。出席者、文教民生常任委員会5名、議長、津和野町教育委員会世良清美教育長、宮田健一係長。調査事項として、現存状態及び管理状況。そして、まとめであります。

5、調査概要としましては、現地調査、津和野地域が国指定6カ所、県指定4カ所、町指定2カ所、日原地域は県指定1カ所、町指定1カ所であります。調査意見としては以下列記してありますが、少々に修理箇所、危険箇所がありました。御一読をお願いいたします。

これに、特に次のことを報告をいたしたいと思います。

（2）ですが、国指定史跡、津和野城址、城趾。国道9号線から石垣が見えるよう除草、除木をすべきである。もう半分以上は見えておりません。本丸、出丸の中間地にトイレが必要である。これは、かなり天候が悪かった日ですが、観光客も随分多く見えておられました。馬場先櫓の屋根瓦、これもちょっと人身事故のおそれがあり、急いで補

修を要します。嘉楽園内の忠魂碑に鳥居がありますけれども、これも立入禁止のロープが張ってありますが、このような危険な場所は即時撤去すべきであると思っております。

(5) 国指定名勝、旧堀氏庭園、樂山荘と土地6ヘクタール、向かい側の石庭、和楽園を含むものであります。本年度末購入ということになっております。

(8) の県指定建造物、永明寺、本堂、庫裡の雨漏りは早急な対策を要します。この日、ちょうど雨が降っておりました。もう各所に大きな洋服入れの容器が置いて雨を受けておられました。カヤぶきであり、痛みも激しいと思います。庫裡の傾斜や屋根突出部の煙道の補修も急を要します。ちょっと庫裡のほうの傾斜も怖いような感じがします。突っかい棒があったり、() しておりました。

10番目、県指定建造物、藩校養老館、平成30年改修後は、左棟はこの前説明があったと思いますが、町営塾ハンコ。右棟は展示室と槍術道場土間の再現となるとのことでありました。

11番、町指定建造物、竹原家住宅、ここは所有者の放棄建物であり、今後の補修費用は全額町負担となると思われます。町指定の継続を検討すべきではないかということでもあります。

12番につきましては、委託者ですね、この次のページ2行目です。11、12ともに管理委託者8人が高齢者であり、早期の検討を要すということで、なぜかという、当初50人おられた管理委託者といいますか、木部の歴史を守る会の会員がおられましたが、現在では8人、ほとんどが高齢者となっております。

ということで、全体につきましては特に調査意見として申し上げます。

一つ、重要文化財鷲原八幡宮の桧皮葺き屋根等の補修は、応急補修であっても重要文化財にふさわしい資材を使用されたい。

一つ、予算措置の問題もあるが、雄大で広大な津和野城址の修復は、できるだけ前倒しで実現させ、観光津和野に積極的に活用するべきである。

一つ、県指定建造物、永明寺の本堂、庫裡の雨漏りは早急な対策をとるべきである。

一つ、町指定の竹原家住宅、岡熊臣旧居は、今後の維持管理の町負担増、管理委託者確保困難が予想される。慎重に善後策を協議されたい。

一つ、屋根瓦補修や使用形跡のないトイレの撤去等、経費で実施可能なものは即時実行すべきである。

一つ、有形文化財の現状を調査したところ、維持管理に多大な予算を必要とするものが多い。それぞれの文化財としての価値は十分認識しつつも、人口減少、財政規模が縮小していく中で、文化財審議会など有識者の意見を聞き、優先順位を決め、早期に対応していくべきである。

一つ、合併10周年を過ぎたにもかかわらず、日原地域にあつては「日原町教育委員会」表記の看板がある。早期に「津和野町教育委員会」の看板に整備するべきである。

以上、平成28年12月14日、津和野町議会議長、沖田守様。

文教民生常任委員会委員長、米澤宥文。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 津和野地域の調査意見のところの12の科目で、使用形跡のないトイレは撤去すべきであると。それから全体についてもこのことを書いてありますね、トイレの撤去と。これは使用ができないので不可になってるトイレのことですか。それとも、使用はできる、だけど使用形跡がないから撤去しなさいと。そういうことなんですか。どちらでしょうか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 使用の形跡がない、ほとんど使用できない、これが、ほとんど使われてないし、便槽の取りかえもやられてないし、もう1カ所は、津和野城址の下から上がる道がついております。その、十何メートルかな、随分草の中に、これはもう全然使われておりません。そういうものが放置してありますので、そういうものはもう使った形跡がないし、使われないので、こういう文化財のそばにはふさわしくないということで出ております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 大体、今こういう史跡とか何とか見学を今から、日本遺産に指定されましたんで、どんどん奥のほうにも見て回るような傾向になってきますと、そういうところにトイレが今からは必要になってくると思うんですよね。どんどん、そういう史跡なんか。そこに、今使われないかもしれませんが、じゃあそれをむしろ撤去するんじゃないかと、使われるようにきれいなトイレにちょっと修復して使う、残すほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 恐らく現状で見ましても、年間数名程度の記帳です。来られとるのが。それと、これは一案ですが、例えば、これは今からどんどんお金がかかることになれば、3D映像保存でこういうものがありましたという検討もちょっとこちらでしたところでありまして、なかなか現状見ていただきますと、恐らくトイレをさしても委託者もいなくなるし、なかなか難しい現状ではないかと思われま。

新設といいましても、ボックス型、双方とも、据え置きでただ置くだけの、建築構造があるもんじゃありません。それを置きかえらなれば、それほど難しいことはないとは思いますが、また維持管理とか、いろいろそれだけの費用をかけての、今のところですね、必要かなというところがありますので、現状を見てもらったら一番よくわかると思うんですが、城山の間地にあるのなんかは、全然もう行く道もありませんということ。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 奥地行く、不便なところほど、その史跡を求めて行く数名かもわかりませんが、トイレを我慢して行って、あるんだらうと、史跡だから、ところが何もないと、じゃあどうするかっていう、生理的現象なんで、そこはせっかくそのトイレが古くてもあったということは、何かそういうことが配慮されてたんではないかなと思うんで、せっかくあったというんですから、今できなければ、ボックス型でも何でもいいから、簡易的なもんでもいいですから、ちょっとここは慎重に考えて、すぐ撤去するんじゃないかと、そういう代替的な簡易トイレでも置くと、残しておく、そういうのがいいんじゃないかと思うんですけどね。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） とりあえず、今のトイレは撤去が適正と思います、今のトイレは、それが新たに置けることができるかどうかは、教育委員会にちょっと聞かんとわかりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了します。ありがとうございました。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） まことに申しわけありません。ちょっと訂正をお願いいたします。表紙の1枚目の第1回の日時が、平成28年11月11日金曜日の9時からとなっておりますが、13時30分に変更させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございました。

日程第27. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣をすることにしたいと思っております。今定例会で、補正で執行部からもああして予算をつけていただきました。これに全議員派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定をいたしました。

日程第28. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第28、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第29. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第29、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第30. 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第30、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

文教民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第31. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（沖田 守君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成28年第9回津和野町議会定例会を閉会といたします。大変、長丁場御苦勞さまでございました。

午後0時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

